

令和5年度

国の予算編成に対する
東京都の提案要求
(最重点事項)

令和4年11月



東京都

東京都では、本年6月に令和5年度の国の施策及び予算に対する提案要求を取りまとめ、要請活動を行ってまいりました。

このたび、都として、最重点事項に位置付けた項目につきまして、改めて予算編成に対する提案要求として取りまとめました。

大臣及び各府省庁におかれましては、都の提案要求の実現に向けて的確な措置をとられるよう、お願いいたします。

令和4年11月

東京都

目 次

事 項 名	頁
令和5年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（概要）	1
「国と都の実務者協議会」に係る協議事項	3
1 地方分権改革	8
1 真の分権型社会の実現	9
2 行財政改革	13
1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	14
2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
3 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組に対する支援【新規】	18
3 災害対策	22
1 都市強靱化プロジェクト（仮称）の推進【新規】	23
2 首都直下地震等への備え	24
3 帰宅困難者対策の推進	27
4 都市整備	29
（1）都市づくり・防災	
1 建築物の耐震化の推進	30
2 木造住宅密集地域の整備促進	37
3 総合的な治水対策の推進	44
4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	61
5 大規模水害対策の推進	62
6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	73
7 下水道事業における財源の確保	75
8 不法係留船対策の推進	78
9 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	80
10 市街地の開発に係る諸事業の推進	81
11 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	88
12 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	93
（2）道路・鉄道	
13 東京外かく環状道路の整備促進	98
14 高速道路網の整備推進及び有効活用等	101
15 国道等の整備推進	108
16 道路・橋梁事業の推進	110
17 鉄道駅のバリアフリー化の推進	120
18 都市鉄道ネットワーク等の強化	124
19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	128
20 連続立体交差事業の推進	130
21 無電柱化事業の推進	132
（3）基地対策・空港・港湾	
22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
23 米軍基地対策の推進	142
24 小笠原航空路の整備促進	146
25 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	148
26 島しょ港湾等の防災対策の推進	151
5 環境・エネルギー	152
1 電力需給ひっ迫への対応	153
2 気候変動対策の推進	156
3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	176
5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
6 公園整備事業等の推進	190
7 道路環境対策の推進	194
8 森林循環促進に向けた施策の拡充	196
9 食品ロス削減施策の推進	198
10 プラスチック対策の推進	200
11 国立公園の活用	202
12 廃棄物・リサイクル対策の拡充	204

事 項 名		頁
6 福祉・保健・医療		205
1 少子社会対策の推進		206
2 児童相談体制の一貫した充実強化		217
3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実		220
4 高齢社会対策の推進		222
5 生活困窮者自立支援制度の充実		230
6 新興・再興感染症対策の充実		235
7 生活・産業		239
1 国際金融・経済都市の実現		240
2 スタートアップ支援の推進【新規】		243
3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等		252
4 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実		255
5 M I C E推進施策の強化		256
6 観光産業の早期回復に向けた取組の充実		258
7 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進		260
8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善		261
9 ライフ・ワーク・バランスの推進		263
10 障害者の就業支援策の一層の充実		268
11 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実		270
12 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進		271
13 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化		274
14 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援		275
8 スポーツ・青少年・教育		277
1 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催への全面的支援【新規】		278
2 学校における働き方改革の実現		279
3 学校施設の空調設備整備に対する支援		281
4 教育のデジタル化の推進に向けた支援		283
9 治安対策		288
1 首都東京を守るテロ等対応力の強化		289
2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化		291
3 総合的な治安対策の充実・強化		293
4 国民保護事案に関する対策の推進		303
参 考	1 府省庁別提案要求事項一覧	306
	2 所管局別提案要求事項一覧	310

※ 【新規】は、最重点事項に新たに追加されたもののことである。

最 重 点 事 項

1	新型コロナウイルス感染症への対応 ○ 新興・再興感染症対策の充実 感染状況に応じた水際対策及びサーベイランスの迅速な強化、都道府県が制度を柔軟に運用できる病床確保料の取扱い My HER-SYSも含めたHER-SYS運用の安定化、自治体や医療機関等の意見を踏まえた改善 コロナとの共存に向けた国の基本的方向性の明示、感染症法上の位置付け等実態に応じた見直し ○ 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援 新たな感染症の発生・まん延時における感染症対策に係る経費の全面的支援 ○ 生活困窮者自立支援制度の充実 感染拡大の影響の長期化や原油価格の高騰等を踏まえた生活困窮者への効果的な支援策の提示 ○ 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援 事業者が直面する課題に対する支援の充実、統一保証制度による保証料負担の更なる軽減 ○ 観光産業の早期回復に向けた取組の充実 外国人旅行者等の受入環境整備の推進及び観光関連事業者の多様な取組への支援 外国人旅行者に対する更なる査証（ビザ）発給要件の緩和や訪日プロモーションの集中的な実施
2	エネルギーの安定確保（脱炭素）への対応 ○ 電力需給ひっ迫への対応 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開、省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援 電力需給ひっ迫等に係る情報及び需給ひっ迫時の具体的な節電行動の周知・徹底、DRへの支援 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策、計画停電の準備状況等の速やかな情報提供 都が推進しているH T Tの取組に対する普及啓発や広報などの具体的な支援 ○ 気候変動対策の推進 IPCC「1. 5℃レポート」の内容を踏まえ、地球温暖化対策計画等で掲げた取組の、2030年までの開始時期の明確化及び 気候危機に向けた行動の速やかな開始 消費者の住宅選択の参考となる実効性の高い省エネ性能表示制度の検討・構築 蓄電システム設置費用に対する補助の拡充、継続的に実施できる規模の予算措置 ○ 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大 エネルギー基本計画における、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合を38%以上の高みを目指すとした方針 に沿った取組の最大限加速 再生可能エネルギー発電促進賦課金の増加抑制の検討 ○ 水素社会の実現に向けた取組の加速 グリーン水素の普及に向けた規制緩和・技術開発推進、水素ステーション支援対象の拡大・規制緩和 燃料電池バス補助事業に対する十分な予算確保、パイプラインによる水素供給の社会実装化の推進
3	スタートアップの推進 ○ スタートアップ支援の推進 スタートアップ振興のための国と都が連携して取り組む枠組みの構築 イノベーションを起こす場づくりの推進 スタートアップの更なる参加拡大に向けた公共調達の仕組み構築 規制や制度の見直し 公立大学法人による大学発ベンチャーへの出資のための枠組みの構築 初等・中等教育も含むアントレプレナーシップ教育の推進 日本発ユニコーン企業創出への支援
4	人が輝く東京 ○ 少子社会対策・高齢社会対策の推進 子供・子育て支援のための一層の財源確保 人件費・物件費などの東京の実態や物価高の影響を踏まえた介護報酬への反映 ○ ライフ・ワーク・バランスの推進 労働者のエンゲージメントを高める取組を推進するため、働きやすさ等の向上に繋がる施策の実施 ○ 教育のデジタル化の推進に向けた支援 学習eポータルにおける全てのデジタル教科書利用に向けた方針の早期提示

5	安全安心な東京 ○ 都市強靱化プロジェクト（仮称）の推進 「都市強靱化プロジェクト（仮称）」推進に向けた財源確保や制度の拡充・創設 ○ 首都直下地震等への備え 国が取り組む施策の明確化と着実な実施、地方自治体が進める対策に対する財政措置 ○ 大規模水害対策の推進 広域避難手段の確保や誘導など大規模水害対策の推進、荒川第二・第三調節池の整備推進 災害対策としての高台まちづくりの国土強靱化基本計画への位置付け ○ 無電柱化事業の推進、島しょ港湾等の防災対策の推進 単独地中化方式など多様な事業手法が活用できる制度設計、島しょ地域における無電柱化推進支援 ○ 都市鉄道ネットワーク等の強化 交通政策審議会答申で「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等※の整備促進 ※羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京8号線（有楽町線）、品川地下鉄 東京12号線（大江戸線）、多摩都市モノレール（箱根ヶ崎方面・町田方面）など ○ 高速道路網の整備推進及び有効活用等 高速道路網の整備・老朽化対策に必要な財源確保、本線料金所撤廃などにつながるETCの普及促進
6	世界をリードする東京 ○ 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援 「自治体DX推進計画」に基づく施策を確実に実施するための適切な情報共有 ガバメントクラウドへの移行に当たっての必要な財源措置 外部デジタル人材の確保に対する支援等の実施時期・条件の明確化、財政措置 ○ 国際金融・経済都市の実現 幅広い都民の安定的な資産形成の実現に向け、NISA制度の抜本的拡充及びiDeCo制度の改革 サステナブルファイナンス促進のため、企業情報開示等の国際基準への我が国の意見の反映 ○ 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等 国が掲げる5Gの整備目標の早期・着実な達成、周波数帯別の内訳を含む都道府県別整備状況の開示
7	美しい東京・楽しい東京 ○ 自動車等のゼロエミッション化の推進 充電設備の自宅への設置にかかる負担の軽減 ○ 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催への全面的支援 両大会の開催・準備に係る人的・財政的支援や情報保障の充実など、具体的な取組の検討
8	オールジャパンで進む東京 ○ 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進 全国の事業者に対する「ビジネスチャンス・ナビ」への登録・利用の促進 ○ 森林循環促進に向けた施策の拡充 森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充、林道等の基盤整備や低コスト化のための施策の強化
9	地方分権改革の推進 ○ 真の分権型社会の実現 国・地方の税財源の配分の見直しなど、地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革 23区内の大学に対する定員増抑制について、規制の早期撤廃 特にデジタル分野等先端分野の先行した規制撤廃、大学で育成された人材が活躍できる環境の整備

「国と東京都の実務者協議会」に係る協議事項について

1 首都東京の重要施策に係る実務者による国と東京都の協議について

東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、平成31年1月に国と東京都の実務者協議会を設置し、8項目20施策について都と関係省庁との間で具体的な協議を進めている。

8項目20施策について、国と東京都が協議を行い、首都東京が抱える様々な課題を解決しながら、首都として「稼ぐ力」を高めていくとともに、東京が首都としての役割をしっかりと果たし、我が国の活力の増進に貢献していくために取り組んでいく。

2 8項目20施策と国への提案要求内容対応一覧表

以下の表は、国と東京都の実務者協議会における協議事項の8項目20施策に対応する、都の提案要求内容を取りまとめたものである。

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
1 首都圏空港・港湾機能の充実			
1	羽田国際空港の機能強化		
	・羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。 2020年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。		136
	・都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。 ・今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。		139
	2 横田基地の民間航空利用		
	・横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。		143
	3 小笠原航空路の整備促進		
1	・都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。 ・航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。		146
	4 東京港の国際競争力強化		
1	・中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の早期完成に向けて、必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。 ・青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。		148
	・震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の耐震強化岸壁について、整備を推進すること。 ・震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S3バース）、10号地その2ふ頭（VA2バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。		150
2 幹線道路の整備促進による道路ネットワークの早期完成等			
5	東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の整備促進		
	・外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。		98

項目番号	施策番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	6	高速道路網の整備推進等 ・交通が集中する江戸橋 J C T の渋滞緩和に寄与する都心環状線新京橋連結路（地下）を早期に事業化すること。また、晴海線延伸部は、首都高速道路の中でも特に交通が集中する江戸橋・箱崎 J C T などの渋滞ポイントを避けて、都心と湾岸線の相互アクセスを可能にするなど、高い整備効果が見込まれることから、事業者を早期に決定し事業化すること。 ・首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。新規路線の事業化に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、料金徴収期間の延長などにより有料道路事業の財源を確保すること。 ・日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路（地下）の整備については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて事業を実施する必要があるため、早期に事業化すること。 ・築地川区間のうち、新京橋連結路（地下）との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事で一体的に事業を実施すること。	101 106
	7	国道等の整備推進 ・国道 3 5 7 号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。 ・国道 1 5 号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。	108
	3	首都圏鉄道網の拡充	
	8	鉄道ネットワーク等の強化促進 ・交通政策審議会答申第 1 9 8 号及び第 3 7 1 号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進すること。 （羽田空港アクセス線、新空港線、臨海地下鉄、東京 8 号線の延伸、品川地下鉄、東京 1 2 号線の延伸、多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面、町田方面）など） ・答申第 3 7 1 号に位置付けられた東京 8 号線の延伸及び品川地下鉄については財源の確保、臨海地下鉄については事業計画策定に向けた協力など、必要な措置を講じること。 ・J R 中央線複々線化などの事業化に向けて、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。	124
	4	大都市防災対策の強化、首都機能の維持、国土強靱化の推進	
	9	豪雨・高潮対策の推進 ・都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。 ・護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、確実に配分すること。 ・環状七号線地下広域調節池（石神井川区間） ・下高井戸調節池（神田川）等 ・都民の生命と財産を守り、首都東京の中核機能を確保するため、東京港における地震・津波・高潮対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。 ・低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。 ・都県境を越える百万人単位の広域避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、大規模水害時の広域避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。 ・東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。 ・首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。 ・東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都和連携して推進すること。	46 61 69 62 50 64 71

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	10	首都直下地震への備え	
		・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。	30
		・住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。	32
		・延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。	37
		・木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。 特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。	39
		・首都直下地震の切迫性を踏まえ、特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。	110
		・都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。	132
		・自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。	27
		・首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。	24
		・「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。	27
	11	都市インフラ機能の維持・保全	
		・橋梁やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。	113
		・下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するため、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し必要額を確実に配分すること。 ・管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、老朽化対策に係る新たな交付制度を創設すること。	75
5 国際金融都市・東京の実現、外国人受入環境の改善			
	12	金融系企業参入促進に係る各種支援・規制緩和	
		・金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。 ・ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。	240

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
	13	外国人の受入環境の整備促進、バリアフリー化の推進	
		・キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。	260
		・地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。	124
		・ホームドア等の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。 ・ホームドア等の整備を促進するため、コスト削減を図るための技術開発の支援等を行うこと。	121
		・鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。	122
	14	国立公園の活用	
		・東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。 ・国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。 ・東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。 また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。 その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。	202
6 戦略的な特区制度の活用			
	15	経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現	
		・安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。	252
7 女性・障害者の活躍推進			
	16	働きながら子育て、介護しやすい環境の整備推進	
		・中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化、小学校就学後も利用できる所定労働時間の短縮措置等が図られるようにするなど両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。	214
		・働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。	207
		・中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。	263
		・デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。	266
	17	障害者の法定雇用率引上げに伴う企業への支援	
		・民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引上げを踏まえて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。	268

項目 番号	施策 番号	8項目 / 20施策 / 提案要求内容	対応頁
8 少子・高齢社会への備え			
	18	大都市特有の保育ニーズへの対応に向けた取組の推進	
		・ 3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。	206
	19	福祉人材定着のための仕組みづくり	
		・ 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。	222
		・ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。加えて、区市町村別に補助基準額を設定する場合、現基準より減額され、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。	211
	20	認知症施策の総合的な推進	
		・ 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。	228

1．地方分権改革

1 真の分権型社会の実現

1 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

こうした中、令和元年10月に、地域間の財政力格差の拡大を理由に、再び法人事業税の一部が国税化され、これまで以上の規模で都道府県に配分する新たな措置が講じられた。こうした仕組みは、地方自治体が自らの権限と財源で地域の活性化を目指す地方分権の理念に逆行するものである。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行い、各々の個性や強みを発揮することが重要であり、地方自らが地域の課題解決に率先して取り組んでいくため、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保する必要がある。

そのためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税込の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと合わせ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 地方法人課税における税源の偏在是正措置のような都市の財源を狙い撃ち

する制度は、地方分権に反する不合理なものである。地方の真の自立を確立するため、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。

- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

2 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 「東京23区の大学における定員増の抑制」を早期に撤廃すること。
- (3) 特に人材の育成が急務である「デジタル分野等の先端分野」は先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が日本全国で活躍できる環境を整備すること。

<現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京23区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成30年5月に制定し、同年10月に本規制を施行した。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理に推し進めることなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。そのためには、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、国から地方への権限とそれに見合った税財源の移譲を進め、地方の権限等の拡充を図るべきである。

こうした中、本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

平成14年に工場等制限法が廃止されてから本規制が検討されるまでの間、東京の学生数は増加しているが、この増加は、東京近郊の学生によるものであり、地方から東京への進学者が増加している事実はない。また、地方学生の進学先は、東京以外にも広がりを見せており、こうした傾向は、今日に至るまで継続している。したがって、本規制は導入時点から合理性が乏しい制度であり、通信技術の向上やコロナ禍を契機に多様化したライフスタイルなど、現下の社会情勢の変化を踏まえると、一層合理性を欠くに至っていると言わざるを得ない。

加えて、デジタル人材など、社会の発展に不可欠な高度専門人材の育成は、我が国の喫緊の課題となっているが、国を挙げて人材を育成する上で、本規制が大きな足かせとなっている。国においては、「デジタル推進人材」を令和8年度末までに230万人育成する目標を掲げており、こうした目標を早期に達成するためにも、デジタル等の先端分野については先行して本規制を撤廃し、直ちに23区の大学を含む日本全体で総力を挙げて人材の育成を加速していく必要がある。

こうしたことから、以下のとおり要望する。あわせて、都としても、時代の要請に応えた人材の育成に取り組むとともに、地方大学との連携などを通じて日本全体での人づくりにも貢献していく。

<具体的要求内容>

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 日本全体の持続的な発展の妨げとなる本規制を、早期に撤廃すること。
- (3) 特に人材の育成が急務となっているデジタル等の先端分野については先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が日本全国で活躍できる環境を整備すること。

2. 行 財 政 改 革

1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)
(都所管局 財務局・総務局・福祉保健局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体が自由度高く活用できるよう、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 新たな感染症の発生・まん延時においても、地方自治体や医療機関等が行う感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すること。
- (4) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症については、今後、感染が再拡大した場合にも十分な対応が図れるよう、医療提供体制の強化や感染収束に向けた対策を講じ、社会経済の流れを止めずに感染収束を図っていくことが重要である。

また、ウクライナ情勢の長期化や円安の進行に伴い、燃料費や物価高騰の影響が長期化、深刻化しており、自治体は、地域の実情に応じて、燃料費や物価高騰の影響から住民生活・事業者を守り、地域経済の回復を力強く後押ししていく必要がある。

こうした中、令和4年4月及び9月に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）が拡充され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に活用できるとされた。今後とも、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、臨時交付金の継続・拡充が必要である。また、国は新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を守るため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有することから、引き続き自治体が新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施できるよう、責任をもって「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（以下「緊急包括支援交付金」という。）の確保・充実を図ることが重要で

ある。これらの交付金をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援を講じるとともに、資金確保に必要な対策を講じること、地方の持続可能な財政運営を支援することが不可欠である。

特に東京は、全国で累計感染者数が最も多く、現下の状況においては、医療機関に対する空床確保料の補助など、引き続き医療提供体制の確保への支援が必要である。また、高齢者施設や入院医療機関など、重症化リスクや集団感染のリスクが高い方が多数いる施設等における検査需要が引き続き存在している。さらに、新型コロナウイルス感染症に加え、燃料費や物価高騰の影響を受ける生活者や事業者数も多く、深刻な影響を受ける生活困窮者等対策や雇用環境の改善に向けた取組、経営基盤安定化に向けた支援など、引き続き都に求められる財政需要は大きい。首都東京での感染再拡大を確実に食い止め、東京の経済をしっかりと下支えするためには、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

さらに、次の感染症危機に備えるための対応として、国は、感染症法等を改正し、平時からの計画的な保健・医療提供体制の整備などを行うとしているが、感染症は、国全体での対応が必要となることから、地方自治体や医療機関等における感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 医療提供体制の強化や感染拡大防止策の徹底、物価高騰等の影響を受けている地域経済の回復・活性化を促す取組には、息の長い施策を講じる必要があるため、臨時交付金や緊急包括支援交付金の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。

とりわけ、今後、社会経済の流れを止めずに感染収束を図っていく必要があること、物価高騰等が長期化、深刻化していることなどを踏まえ、地域の実情に応じて自治体を実施する事業に幅広く交付金を活用できるよう、国において財政措置を行うこと。

また、今後、感染が再拡大した際に自治体が地域の感染状況を踏まえて営業時間の短縮要請等を行う場合においては、即時対応特定経費交付金を確実に措置するなど、国として自治体の財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 新たな感染症の発生・まん延時においても、地方自治体や医療機関等が行う感染症対策に係る経費については、国の責任において全面的に支援すること。
- (4) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう、各種財政制度における所要の措置も含め、必要な対策を講じること。

3 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組に対する支援

（提案要求先 デジタル庁・総務省）
（都所管局 デジタルサービス局・総務局・主税局）

- （１）「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「自治体DX推進計画」という。）に基づく施策を確実に実施するため、適切な情報共有等を通じて、地方自治体の計画的な取組を支援すること。
- （２）情報システムの標準化・共通化に当たっては、各団体の意見を十分に集約し、取組を進めること。また、標準化対象範囲外となる業務については、技術的支援を強化すること。
- （３）ぴったりサービス及び申請管理システムによる行政手続のオンライン化の促進を図るため、導入実績及びBPR等を含めた事例の情報提供及び技術的支援を講じること。
- （４）「デジタル基盤改革支援基金」による財政支援に当たっては、団体ごとの取組に差が生じることがないように、対象事業に係る経費を全額補助とすること。
- （５）複数の団体で人材を共有する取組に対する支援等について、実施時期や対象となる条件を明らかにし、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。

<現状・課題>

地方自治体においては、令和２年１２月に国が策定した「自治体DX推進計画」に基づき、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

都が令和４年度に実施した区市町村に対するアンケート・ヒアリング（以下「アンケート等」という。）によると、計画に基づく取組を着実に推進するにあたり、今後のスケジュールの詳細など、より具体的な情報を求める意見があがっている。

特に、地方自治体の情報システムの標準化・共通化については、令和4年8月に制度所管府省庁より、各種標準仕様書が公表されたことを受け、一層、業務担当部門を含む全庁的な連携の下で取組を推進していくことが求められているところであるが、業務担当部門の主体的な取組につなげるために、制度所管府省庁からの個別の具体的な説明を求める意見もある。

こうした課題の解決に資するため、国としても情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図るべきである。

また、国は、この推進計画をうけて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に向け、住民記録、地方税、福祉など基幹系20システムに関する標準仕様を策定し、2025年度までに、原則全ての地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すとしている。

さらに、この標準仕様に基づく情報システムの利用を地方公共団体に義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を令和3年9月に施行し、令和3年11月からは、先行事業として、8市町の基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド利用の検証をはじめている。

この基幹業務等システムの標準化は、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、セキュリティ対策、情報システムに係るコスト削減等、住民サービスの向上と行政の効率化が期待されている一方で、令和4年5月に東京都が開催した「第3回東京都・区市町村CIOフォーラム」に参加した区市町村からは、自治体規模によって業務の複雑さは全く異なるため、こうした標準化に係る取組について、国が示す2025年までの対応に懸念を示す意見もある。国は各地方自治体の意見を十分に集約し、検討に活かすことで懸念を払しょくすべきである。

また、標準化に係る対応の中で、標準化対象範囲外となる業務については、現行業務フローの見直し等により、標準仕様書に対応することが求められている。一方、都道府県事務のうち事務処理の特例により区市町村に移譲している事務等については、複数の区市町村で共通して処理する事務であるにもかかわらず、国が示す標準仕様書に含まれないものもある。移譲された事務の現行業務フローと、標準仕様書の業務フローとの間に差異が生じる場合には、区市町村ごとに個別の対応が求められることになる。このため、こうした事務については、地域の実情を踏まえながら、相談窓口をさらに充実させるなど、技術的支援を強化するべきである。

また、現在、行政手続のオンライン化の促進に向けて、各地方自治体がぴったりサービスでの電子申請等の拡充を図っており、令和4年度に申請管理システムの導入を検討している団体もある。今後、住民から申請されたデータをエンドトゥエンドでオンライン接続する地方自治体が増えていくことが想定されるが、受付業務としては紙での申請に加え、データでの申請となるため業務のBPRが必要となる。

現状の業務を行いながら、B P Rを実行することは地方自治体にとって大きな負担となることから、国においては、全国の好事例の情報収集及び情報提供やデータ連携等に関する技術的支援を講じるべきである。

国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの活用に向けた標準準拠システムへの移行や申請管理システム導入に係る経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方自治体に対し、財政支援を行っているが、アンケート等によると、依然として多くの地方自治体から財政的な支援を求める意見があった。地方自治体におけるD Xを推進するにあたり、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化は一体となって取り組む必要があることから、これらの経費については地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とするべきである。

また、区市町村においては、申請管理システムの導入に当たり、2025年度のガバメントクラウドへの移行との関係性が明らかにならない中で対応に懸念を示す意見もある。こうしたことから、本補助金のうち、自治体オンライン手続推進事業については、事業の実施期間が令和4年度までとなっているが、こうした実態を踏まえ、実施期間を延長し財源措置を継続するべきである。

加えて、ガバメントクラウドへの移行に当たっては、地方自治体の負担が生じることのないよう、必要な財源を措置するべきである。

こうした自治体D X推進計画に基づく取組を進めていくため、職員のデジタル人材が不足している地方公共団体においては、外部人材を活用することが必要となっている。しかし、昨今のデジタル人材に対するニーズの高まりに伴い、採用競争が発生し、特に小規模な地方自治体において、デジタル人材を十分に確保できない状況が発生している。地方自治体間の人材の取り合いを避け、人材確保に苦慮している地方自治体も外部人材を確保できるよう、複数の地方自治体での兼務や人材の共有化を促進する仕組みが求められている。

このような中で、令和4年9月に公表された「自治体D X推進計画【第2.0版】」において、外部デジタル人材確保のための方向性が策定され、国による支援策が示されたところであるが、実施時期や対象となる条件を明らかにし、地方自治体が活用しやすいものにするとともに、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を行うべきである。

< 具体的要望内容 >

- (1) 地方自治体が計画に沿って着実に取組を推進できるよう、情報政策所管省庁が今後の取組スケジュールについて積極的な情報共有を行うとともに、標準化・共通化の取組については制度所管府省庁とも連携し、都道府県及び基礎自治体の業務担当部門に対し、説明会の開催等により主体的な取組を促すなど、情報共有等の取組の強化を図ること。
- (2) システムの標準化・共通化に当たっては、各地方自治体の意見を十分集約した上で、各地方自治体が利用しやすいシステムとするともに、国費において随時機能の改善を行うこと。

標準化対象範囲外となる業務であっても、複数の地方自治体で共通する事務については、地域の実情を踏まえながら、相談窓口をさらに充実させるなど、技術的支援を強化すること。

- (3) ぴったりサービス及び申請管理システムによるエンドトゥエンドのオンライン接続により、行政手続のオンライン化の促進を図るため、導入実績及びBPR等を含めた事例の情報提供及び技術的支援を講じること。

- (4) 「デジタル基盤改革支援基金」による財政支援に当たっては、地方自治体ごとの取組に差が生じることがないように、人口規模に応じた補助基準額の上限の設定を見直すとともに、対象事業に係る経費を全額補助とすること。

また、事業の実施期間について、実態を踏まえ、実施期間を延長し財源措置を延長すること。

- (5) 人材確保に苦慮している地方自治体も外部人材を確保できるよう、複数の地方自治体で人材を共有する取組に対する支援等について、実施時期や対象となる条件を明らかにし、地方自治体が活用しやすいものにするとともに、推進計画に記載された取組事項を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。

3. 災 害 対 策

1 都市強靱化プロジェクト（仮称）の推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 政策企画局・都市整備局）

今年度内に策定する「都市強靱化プロジェクト（仮称）」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

これまで東京は、災害にたびたび襲われ、新型コロナウイルスなど感染症の脅威にもさらされてきた。今後も、大規模な風水害や地震、火山噴火、新たな感染症の流行などがいつ起きてもおかしくない。

本年4月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。また、5月に策定した東京都の新たな首都直下地震等の被害想定でも、自然災害のリスクが改めて確認された。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都東京においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。

また、新型コロナウイルス感染症との長きにわたる闘いは、私たちの意識や行動にも変化を及ぼしており、ゆとりある都市空間やスムーズビズなどの取組が重要との認識も広がっている。

こうした考えの下、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都の壊滅的な被害を防ぐため、7月に「都市強靱化プロジェクト（仮称）の策定に向けた論点」を公表し、風水害や地震などの危機への対応はもとより、首都圏全体で複合災害を乗り越えるための取組の方向性を示したところである。

今後、本論点を踏まえ、2040年代に目指すべき東京の姿の実現に向け、インフラ整備に主眼を置きつつ、ソフト対策も組み合わせ、施策のレベルアップを図り、今年度内に「都市強靱化プロジェクト（仮称）」を策定する予定である。

策定後は、本プロジェクトを梃子に、あらゆる脅威にも揺るがない安全・安心な都市を築き上げていくため、様々な新規・拡充事業を実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

今年度内に策定する「都市強靱化プロジェクト（仮称）」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの危機への対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、大規模水害対策の推進を目的とした各種事業の柔軟な運用など、必要な制度の拡充や創設を行うこと。

2 首都直下地震等への備え

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

<現状・課題>

平成25年12月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号。以下「法」という。)が施行された。

平成26年3月には、法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定されるとともに、平成27年3月には、基本計画が変更され、首都中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後10年間で達成すべき減災目標や当該目標を達成するための施策に係る具体目標等が定められた。しかし、当該目標に向け、国が責任を持って取り組む施策が明確になっていない。

一方、平成28年熊本地震や平成30年の大阪府北部を震源とする地震など、相次ぐ大地震等の発生により、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化、円滑な物資輸送、り災証明書の発行など、防災対策の実効性を高める上での課題が改めて明らかになった。また、令和4年5月に、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、発災後の時間軸に応じた被害の様相を明らかにしており、課題の解決に向けた具体的な取組が求められている。法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画(以下「地方計画等」という。)を作成することができるとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

加えて、首都機能のバックアップに関しては、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態を想定し、同計画で定められている代替拠点以外の代替拠点への移転に関して、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、東京圏外も含め代替拠点となり得る地域を対象に、既存の庁舎、

設備及び資機材の活用等に係る具体的なオペレーションについて検討していくこととしている。

しかし、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、でき得る限り、物理的・時間的にも近接で確実な立ち上げが可能なさいたま新都心など首都圏内の拠点を活用すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏3,500万住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中枢機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。
- (2) 地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

2 国土強靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強靱化地域計画に位置付けられた強靱化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

<現状・課題>

平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強靱化地域計画」を平成28年1月に策定した。

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組に係る財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国では、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、これまでの「一定程度配慮する」判断や「重点化」に加え、「要件化」も行うこととしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となる新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強靱化の取組に対して、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

3 帰宅困難者対策の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）では、帰宅困難者は約453万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

令和4年8月には、内閣府は「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」を公表した。ここでは、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図り、迅速かつ円滑な応急活動を確保するための対応方策を検討していくこととしているが、特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働きかけを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者な

どに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。

さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働きかけること。

(3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。

- ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
- ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
- ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法（昭和22年法律第118号）による支弁を受けられることを明確にすること。
- ④ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

(4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。

(5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（令和4年7月現在）

【施設数】1,213か所

（国等25、都立228、区市町村311、民間649）

【受入人数】約44.7万人※

（国等約1.0万人、都立9.0万人、区市町村約10.0万人、民間約24.7万人）

※66万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。数は令和4年5月に試算。）に対し、約67%

4. 都 市 整 備

1 建築物の耐震化の推進

1 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の適用期限を令和7年度まで延長すること。
- (2) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等の費用助成について、特に倒壊の危険性が高い建築物の場合に限り、交付対象限度額の更なる割増しを行うこと。加えて、段階的改修の際、2回目以降の工事が未定の場合も助成できるよう拡充を図ること。また、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算について助成対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 耐震改修した場合の固定資産税の減額措置について、一定期間延長するとともに対象建築物を拡大して実施すること。

<現状・課題>

東日本大震災では、道路分断などにより、発災後の早急な救命救急活動や物資輸送が滞るなど大きな支障が生じ、緊急輸送道路の機能の確保の重要性が改めて明らかになった。

首都直下地震の切迫性が指摘されている東京においても、大地震が起きた際に都民の生命・財産を守るとともに首都機能を確保するため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することは喫緊の課題である。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を早急かつ強力に促進するため、継続して必要な財源を確保・拡充するとともに、以下のとおり施策を充実することが必要である。

< 具体的な要求内容 >

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、令和3年度に創設された要安全確認計画記載建築物に対する地域防災拠点建築物整備緊急促進事業について、現在、令和5年度末までに着手したものとされている耐震改修等の適用期限に係る事業要件を、建物所有者や地方公共団体が、耐震化に向けて着実に取り組めるよう、国が、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としている令和7年度まで延長すること。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組む地方公共団体を支援するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の耐震診断・耐震改修等の費用助成について、必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げるなど拡充を図ること。特に倒壊の危険性が高い建築物の耐震改修工事は、通常の改修工事に比べコストがかかることから、都では独自に補助対象事業費用床面積当たりの限度額について通常の改修工事より割り増して設定し、その全てを対象に最大9割助成となる制度としている。特に倒壊の危険性が高い建築物に係る補助対象費用床面積当たりの限度額について、令和2年度から10%引き上げられたところであるが、さらに、実態に合った限度額に割り増すこと。加えて、緊急輸送道路の通行機能を速やかに高めるため、特に倒壊の危険性が高い建築物については、段階的改修を行う際に2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後の I_s 値を0.3以上にすれば助成できるよう改善し、その解消に向けた施策の強化を図ること。また、占有者が存する建築物では、所有者が耐震化工事を実施する際に追加的費用が発生するため、占有者が存する建築物の耐震改修等に要する費用に対する助成額の加算を実施した場合には助成の対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 平成26年度の税制改正において、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき耐震診断が義務化されている建築物について、平成28年度末までに改修工事を実施した場合に翌年度から2年度分の非住宅を含む家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する金額（改修工事費の2.5%を限度とする。）の減額措置が講じられた。
当該措置は、令和2年度の税制改正において3年間延長し、令和4年度末までとしたところであるが、耐震化を今後も進めていくため、その後についても、一定期間延長して実施するとともに、耐震診断が義務化されていない避難路沿道建築物や緊急輸送道路沿道の建築物についても、耐震化を進めることが重要であることから、対象を拡大して実施すること。

2 住宅の耐震化の促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても、交付対象限度額を引き上げ、除却にも使用できるようにする等拡充を図ること。

<現状・課題>

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、地震発生時に住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火により避難・救援活動が妨げられ、大規模な市街地火災につながるおそれがある。都民の生命・財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化のスピードアップを図り、都が定めた目標である令和7年度までに耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を達成するため、重点的に促進する必要がある。しかし、住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震改修等への国の交付率は、現在11.5%であり十分ではない。

<具体的要求内容>

住宅の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業について必要な財源を確保するとともに、国の交付率を引き上げる等拡充を図ること。また、平成30年度から開始された総合支援メニューについても効果を検証し、現在の交付対象限度額の100万円を引き上げ、建物所有者の負担を軽減し、現在は対象外とされている建物の除却にも使用可能にするなど、更なる拡充を図ること。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

○事業概要

- ・災害時に早期復旧を図るため、防災拠点や他県等と連絡する緊急輸送道路の沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぐことが重要
- ・東京都耐震改修促進計画において、「地震発生時に閉塞を防ぐべき道路」を指定し、沿道の建築物の耐震化を促進
- ・促進計画で耐震化を図るべき路線として指定した緊急輸送道路については、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用
- ・平成19年度に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路全路線を指定し、区市と連携して法に基づく指導・助言を実施するとともに、補助事業を実施。特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第七条第一項第二号に規定する要安全確認計画記載建築物）については、令和7年度末までに総合到達率(*1)99%、かつ、区間到達率(*2)95%未満の解消、令和17年度末までに総合到達率100%の達成が目標

(*1) 都県境入口からある区間*に到達できる確率

(*2) 区間到達率の平均値

※交差点等により区分した特定緊急輸送道路の各部分

○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業における緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化支援の概要

*令和5年度末までに着手したものが対象。

■ 耐震診断（補助限度額1,050円/㎡～3,670円/㎡）

■ 耐震改修・建替え・除却（補助限度額51,200円/㎡）

○要望する耐震改修等の費用に係る助成制度のイメージ

■ 現行（東京都の場合）

地域防災拠点建築物整備 緊急促進事業 2/5	地方自治体 (都 1/3 及び区市町村 1/6)	自己負担 1/10
------------------------------	-----------------------------	--------------

■ 提案

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地方自治体	自己負担
-------------------	-------	------

○要望する特に倒壊の危険性の高い建築物の場合の補助対象費用床面積当たりの限度額の例（平成28年度以降、東京都実施）

通常の建築物の場合

⇒建築物：51,200円/㎡、マンション：50,200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合（10%引き上げ）

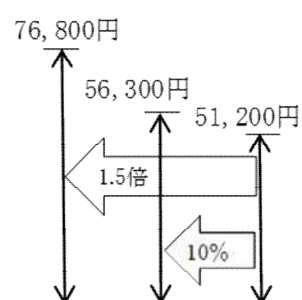
⇒建築物：56,300円/㎡、マンション：55,200円/㎡

特に倒壊の危険性の高い建築物の場合（1.5倍）

⇒建築物：76,800円/㎡、マンション：75,300円/㎡

■ 現行（東京都の場合）

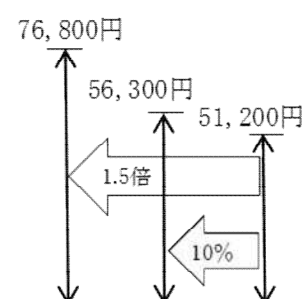
Is値0.3未満の建築物の
助成単価の限度額（㎡当たり）



都 11/15		区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	10%引き上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

■ 提案

Is値0.3未満の建築物の
助成単価の限度額（㎡当たり）



国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	拡充分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	10%引き上げ分
国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10	通常分

○段階的改修の助成拡充

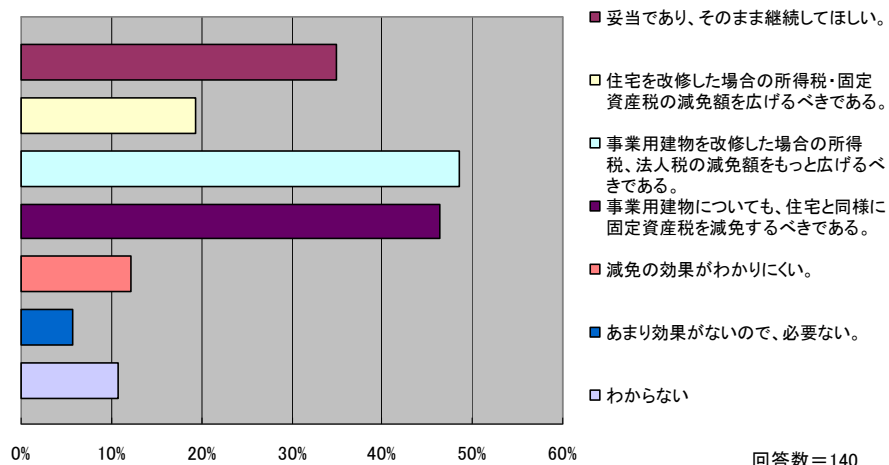
- ・耐震化促進に向けた検討委員会において、建物所有者の取組に対する更なる支援として、段階的改修への対応の必要性の提言
- ・段階的改修は、最終工程の担保への懸念から各自治体は導入を躊躇
- ・令和7年度までの完了や、所有者による2回目の工事計画立案が困難な場合が多く、2回目工事の担保は実務上困難な状況
- ・一方で、特に倒壊の危険性が高いIs値0.3未満の建築物の解消は、地震での倒壊によって道路を閉塞する確率が低減され、震災時における特定緊急輸送道路の機能を確保する観点から有効
- ・このため、2回目以降の工事が未定の場合でも、改修後のIs値0.3以上とすれば助成できるよう、国に対して提案要求

○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況
(2019.1 末時点)

Is 値	棟数
0.3 未満	1,247
0.3 以上 0.6 未満	1,253
0.6 以上、除却済等	2,230
不明（未診断、診断中）	109
合計	4,839

○税制上の優遇措置に係るアンケート結果

「平成19年8月 モデル路線沿道建物所有者アンケート」



住宅の耐震化促進

【住宅・建築物安全ストック形成事業の概要】

	制度概要（主要要件等）
耐震診断	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国 1 / 2 地方公共団体以外が実施する場合 国 1 / 3 + 地方公共団体 1 / 3
耐震改修等	補助対象：耐震改修工事費（建替え含む。） 補 助 率：次の①又は②のどちらかを、地方公共団体ごとに選択できる（物件ごとに変更することはできない。）。 ①耐震改修工事費 × 23.0 %（国 11.5 % + 地方公共団体 11.5 %） 工事費の 23.0 % について、国費で 1 / 2（交付限度額 41.9 万円 / 戸）を補助 ②耐震改修工事費 100 万円未満の場合 20.4 万円 100 万円以上 200 万円未満の場合 30.6 万円 200 万円以上 300 万円未満の場合 50.9 万円 300 万円以上 の場合 71.3 万円 各金額について、国費で 1 / 2 を補助 住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー【平成 30 年度創設】 対象区市町村：戸別訪問等を実施するなど、住宅耐震化に向け積極的な取組を行うとともに、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度 P D C A サイクルを実施する区市町村 交付対象：耐震設計等費及び耐震改修費用を合算した額 交付対象限度額：100 万円 （ただし改修工事費の 8 割を限度とする。） 交付率：1 / 2 対象建築物：マンションを除く住宅 ※マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの

【住宅の耐震化を総合的に支援するメニューに関する主な区市町村意見】

- ・区市町村は人員不足であることから、本メニューを利用する場合のアクションプログラム策定や個別訪問などは、事務負担に対して費用対効果が低い。
- ・除却に使用できるようにしてもらいたい。
- ・設計と工事がセットになっていることが使い勝手を悪くしているため、分けて使用できるようにしてもらいたい。

2 木造住宅密集地域の整備促進

1 災害に強い都市構造の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 延焼遮断帯の整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに補助要件を見直すこと。
- (2) 避難場所等として機能する公園整備を推進するため、必要な財源を確保・拡充すること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

首都直下地震による東京の被害想定では、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされている。

また、都内には大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域は、約8,600ha存在する。

大地震から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能の確保を図るため、延焼を防止する延焼遮断帯の形成や、それに囲まれた内側の市街地の不燃化、都民の生命を守る避難場所の確保など、災害に強い都市構造を早期に確保することが重要である。

しかし、延焼遮断帯の形成率は約67%、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約62%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にある。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援する「不燃化特区制度」や、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である「特定整備路線」を事業化し、整備を進めている。

<具体的要求内容>

- (1) 木造住宅密集地域において、道路整備と沿道の不燃化を重層的に推進することにより、震災時の延焼拡大を防止し避難路としても機能する「延焼遮断帯」の整備を図るため、
 - ① 「特定整備路線」をはじめとする街路事業について、必要な財源を確保すること。
 - ② 都市防災総合推進事業について、必要な財源を確保すること。
 - ③ 都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進について、事業の着手を更に促進するため、補助採択要件を不燃化率70%以上の場合と同程度の安

全性の確保と一律にするのではなく、道路幅員に応じた柔軟な採択要件（都の延焼遮断帯形成基準※を参照）にすること。

（例）

・幅員 20 m の場合、不燃化率 60 % で補助採択

※ 都の延焼遮断帯形成基準：都市計画道路等の路線ごとに、市街地火災に対する焼け止まり効果の有無を延焼シミュレーションにより測定し、道路幅員に応じた不燃化率の形成基準を定めたもの。

（2）震災時に、避難場所や救援・復興活動の拠点として機能する公園の整備を短期集中的に進めるため、用地取得について、国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

参 考

1 延焼遮断帯の整備

・特定整備路線

補助 26 号線、補助 29 号線など

・都の不燃化率の目標値（延焼遮断帯の形成基準）

幅 員	沿道の不燃化率
27 m 以上	—
24 m 以上 27 m 未満	40 %
16 m 以上 24 m 未満	60 %
11 m 以上 16 m 未満	80 %

2 公園の整備

【現行国費率】用地取得 1／3、整備 1／2

【防災上、整備が必要な公園】都立篠崎公園、都立和田堀公園ほか

2 地域の防災性の向上

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 木密地域の早期かつ着実な防災性向上を図るため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等に取り組むこと。
特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地において、防災上重要な生活道路の整備やその沿道の不燃化を促進するため、必要な財源を確保するとともに、既存事業の要件緩和等を行うこと。
- (2) 防災街区整備事業の実施における要件を緩和すること。
- (3) 防災再開発促進地区内における、道路・公園整備等に対する税制上の更なる優遇措置を講じること。
- (4) 新防火規制に係る区域における、不燃化等に対する税制上の優遇措置を講じること。
- (5) 不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施しているまちづくり融資の金利を引き下げること。
- (6) 木密地域の改善を加速するため、権利者などの移転を促すことを目的として、公有地等を活用した移転先を整備するなど新たな取組に対し、支援策の更なる拡充を講じること。

<現状・課題>

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な市街地火災では、木造住宅等が密集する市街地で火災が発生した場合の危険性が改めて明らかになった。

都内には、震災時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造住宅密集地域が広範囲に分布しており、約8,600ha存在している。

都は、これまでも、延焼遮断帯の形成とともに建築物の不燃化・耐震化を進めてきたが、木造住宅密集地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される地域(整備地域)の不燃領域率は約62%にとどまるなど、いまだ不十分な状況にあり、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の不燃化など、地域の防災性の向上を図ることが重要である。

都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を加速させるため、平成23年度から、従来より踏み込んだ取組を支援

する「不燃化特区制度」により、市街地の不燃化を強力に進めている。

また、特に、延焼遮断帯に囲まれた内側の市街地の改善を進めるため、防災上重要な生活道路の整備を促進することで、沿道建築物の不燃化・耐震化を促進する取組を平成28年度より開始した。具体的には、地域ごとに、震災時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が可能な幅員6m以上の道路や、避難に有効な4m以上の道路（以下「防災生活道路」という。）を計画に位置付けて道路の拡幅整備を計画的に進め、併せて沿道の建替え工事費の一部を助成し、不燃化の更なる加速と道路の整備を進めている。

また、電柱の倒壊による道路閉塞など、防災生活道路の機能に支障が生じないよう、無電柱化を促進していく。

こうした取組を着実に実施していくためには、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

さらに、老朽化した木造建築物の建替え等による市街地の安全性向上を図るため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の制限緩和や防火規制の合理化などを盛り込み平成30年度に改正された建築基準法（昭和25年法律第201号）を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を進めることが重要である。

加えて、木造住宅密集地域の改善を加速するため、道路の拡幅整備などに伴い移転が必要な権利者や、無接道等により老朽建物の建替えが困難な権利者などの生活や既存コミュニティに配慮した、魅力的な移転先を確保するとともに、移転により生じた種地を防災まちづくりに活用する新たな取組に着手する必要がある。民間建設型都市再生住宅等整備事業については、補助対象となる移転対象地区が限定されていることや、一般住宅等と合築する場合において、設計費の補助割合が面積按分されることから、民間事業者の利用が促進されず、事業の推進が困難となっている。

なお、首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、国と東京都がハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくために令和2年1月に設置した「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」においても、課題や今後の取組について幅広く議論し、同年12月には「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」をとりまとめた。今後は、ビジョンを踏まえ、安全で魅力的な街並みとなる市街地の形成に向けた取組が必要である。

< 具体的要求内容 >

（1）木密地域の不燃化を加速するため、以下のとおり不燃化建替え、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅や沿道の不燃化、延焼遮断帯の形成、無電柱化の促進等、防災都市づくりに資する事業への財源の優先的な確保と既存事業の要件緩和や新たな制度の創設を行うこと。

① 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、必要な財源を確保するとともに、早期かつ着実に防災性の向上を図るため、共同住宅等への建替えについては、国費率を従来よりも引き上げることや、共同施設整備の対象範囲を全ての建替え規模に対応できるよう、拡充すること。

② 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の建替促進事業によ

る戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。

- ③ 都市防災総合推進事業において、避難経路転換用地の取得について、道路を新設する場合に幅員4m未満の部分の用地費も補助対象化し、対象地域に関しても、重点密集市街地に限らず設定できるよう要件を緩和すること。

- ④ 一時集合場所等への避難経路となる防災生活道路等の沿道の不燃化促進のため、既存制度の要件緩和に取り組むこと。

- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件の緩和
- ・都市防災総合推進事業の都市防災不燃化促進における不燃化促進区域や助成対象建築物に関する要件の緩和
- ・上記又は防災生活道路沿道の不燃化促進に対する助成制度の創設

- ⑤ また、狭あい道路における無電柱化を促進するため、必要な財源を確保すること。

- (2) 都が防災まちづくりを進めている地域は狭小な宅地が多いため、防災街区整備事業における個別利用区制度の運用に当たっては、耐火建築物等を建築するなど、特定防災機能の確保に資する対策を行う場合は、敷地の最低限度の要件（100㎡）を緩和すること。

- (3) 主要生活道路や公園・広場の整備及び共同建替えを促進するため、防災街区整備方針に位置付けられた防災再開発促進地区内における、防災生活道路をはじめとした細街路の拡幅、公園・広場の整備及び共同建替えなどに対して、土地・建物等の譲渡に関わる所得税などの税制上の更なる優遇措置を講じること。

- (4) 耐火性の高い建物への建替えを促進するため、東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づいて新たな防火規制を行う区域において、不燃化建替え等に伴う登録免許税や工事費相当額の一部の所得税からの控除などの税制上の優遇措置を講じること。

- (5) 木造住宅密集地域において、高齢者世帯の住居の建替えに伴う資金面の負担を軽減し、不燃化建替え等を促進するため、独立行政法人住宅金融支援機構が実施している高齢者向け返済特例制度の融資金利の引下げを図ること。

- (6) 木密地域の権利者などが移り住みたくするような魅力的な受け皿づくりのため、民間事業者を活用した移転先の整備等を更に促進するため、民間建設型都市再生住宅等整備事業の助成制度について、対象地域の拡充や、設計費補助の要件緩和を図ること。

参 考

- 1 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の国費率
 地区公共施設等整備（道路、公園等） 1 / 2
 （重点整備地区内において密集住宅市街地整備型により施行する事業）
 市街地住宅等整備（共同施設整備等に要する費用） 1 / 3

- 2 防災街区整備事業における個別利用区の敷地の最低限度の規定
 - ・ 防災街区整備事業における個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値又は 1 0 0 ㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定
 - ・ 延焼防止上及び避難上有効な特定防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用の観点から一定規模（1 0 0 ㎡）以上の面積を有する個別利用宅地については、共同化の必要性はない。
 - ・ 個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組み

- 3 新たな防火規制
 （平成 1 5 年 3 月、「東京都建築安全条例」改正）

規制の内容	・ 原則として、全ての建築物は、準耐火建築物以上の性能とする。 ・ 延べ面積が 5 0 0 ㎡を超えるものは、耐火建築物とする。
規制の区域	防災都市づくり推進計画で定める整備地域やその他の特に震災時に発生する火災等による危険性が高い地域で、知事が指定する区域

- 4 独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資（高齢者向け返済特例制度）

対象となる住宅	共同建替事業、地区計画等適合事業、マンション建替事業等のまちづくり融資の対象となる事業により建設される住宅（耐震改修、バリアフリー）
対象者	建替事業の対象となる住宅に建替え前から居住している高齢者（借入申込時満 6 0 歳以上）
融資限度額	「保証ありコースの場合」 2, 0 0 0 万円、又は、一般財団法人高齢者住宅財団が保証設定する保証限度額のうち、いずれか低い金額 「保証なしコースの場合」 5, 0 0 0 万円、又は、機構による担保評価額（建物及び土地の評価額の合計額× 6 0 %）のうち、いずれか低い金額

融資金利	「保証ありコースの場合」 1. 35%（全期間固定金利） 「保証なしコースの場合」 3. 21%（全期間固定金利） ※いずれも令和4年9月1日から適用
返済方法	利息のみ毎月返済。元金は、借入申込者の死亡時に 「相続人が一括返済」又は「担保提供された建物・ 土地を処分」することにより返済

5 民間建設型都市再生住宅等の助成制度

（1）都市再生住宅等に入居できる者

- ・住宅市街地整備計画に定める施行区域の整備に伴って住宅等を失うことにより住宅等に困窮すると認められる者

（2）補助対象

- ・共同施設整備等（都市再生住宅に係る部分）、家賃対策補助

3 総合的な治水対策の推進

1 生命や財産を守る治水事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

国土の保全及び国民の生命や財産を守る治水は国の基本的責務であるため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。

<現状・課題>

治水事業は一部を除き法定受託事務であり、国の基本的な責務である。

首都東京では、人口が密集する市街地が形成され、政治、経済等の中枢機能が集積していることから、都民の命と暮らしを守るための治水対策の推進と十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国の基本的な責務である治水事業について必要な財源を確保するとともに、首都東京に対して必要額を確実に配分すること。
- (2) 災害が発生した地域における災害対策の予算は別枠とし、災害を未然に防止する予防対策の予算について必要な財源を確保すること。
- (3) 治水事業を強力に推進するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算をはじめ、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。

参 考

国土交通省令和4年度予算の動向（予算概要 令和4年1月19日資料より）

○令和4年度当初の公共事業関係予算は、ほぼ前年並の予算が確保

（単位：億円）

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比
国土交通省予算（国費）	58,508	58,981	0.99

※このほかに、東日本大震災復興交付金等が、復興庁予算等に計上されている。

※5か年加速化対策の2年度分は、令和3年度の補正予算により10,672億円が措置

○国民の生命や財産を守る治水事業への配分状況

（単位：億円）

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度比
水管理・国土保全局関係予算（国費）	10,021	9,646	1.04

※このほかに、社会資本整備総合交付金等がある。

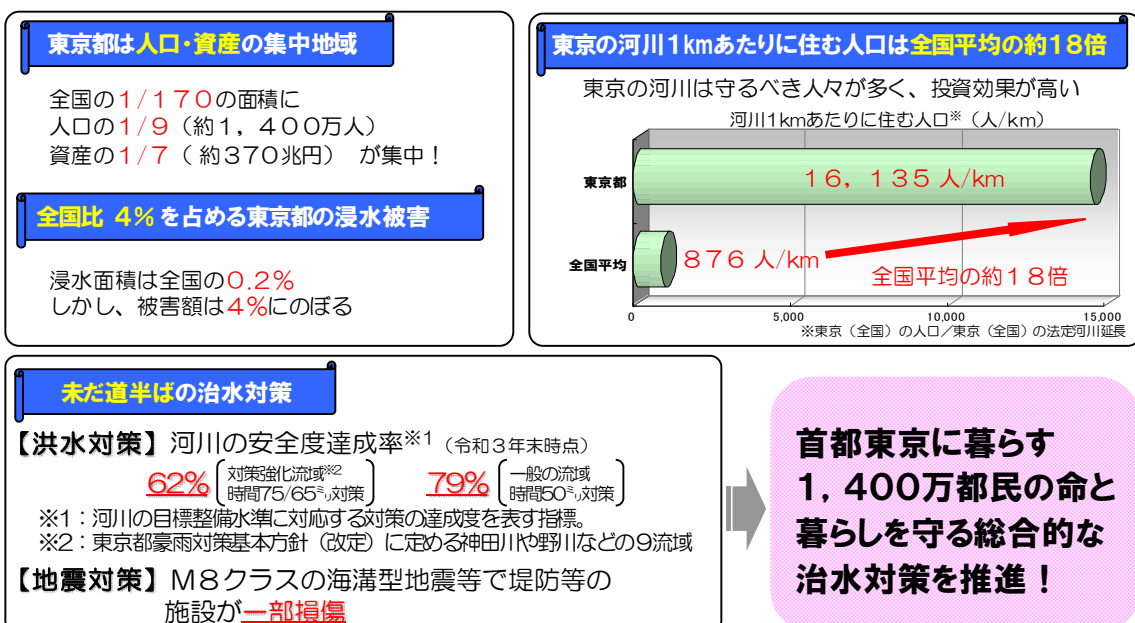
※5か年加速化対策の2年度分は、令和3年度の補正予算により2,865億円が措置

東京都における治水事業の動向について

○「災害の脅威から都民を守る強靱で美しい東京^{※1}」の実現に向けて、都市型水害対策や地震・津波・高潮対策などの取組をより一層推進していく。

※1：「未来の東京」戦略におけるビジョン08 防災より

○東京都における治水対策の必要性



2 都市型水害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・下水道局)

都市型水害対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまで、時間50ミリ降雨に対応可能な護岸、調節池等の整備を進め、水害の早期軽減に努めてきた。しかし、近年、時間50ミリを超える台風や局地的集中豪雨に伴う水害が増加しており、降雨状況の変化への対応が急務となっている。東京は膨大な人・資産・情報が高度に集積された日本の中核であり、大規模な浸水が発生した際の被害とその影響は、非常に深刻で広範囲なものとなる。

このため、平成24年11月に、年超過確率1/20（区部時間最大75ミリ、多摩65ミリ）の降雨に目標整備水準を引き上げ、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本に、それを超える降雨には新たな調節池等により対処する「整備方針」を策定した。この方針に基づき、護岸整備を着実に進めるとともに、優先度の高い流域においては、環状七号線地下広域調節池や城北中央公園調節池等の大規模事業の整備を本格化している。

さらに、令和2年度末に策定した「未来の東京」戦略では、令和12年度までに総貯留量約150万立方メートルの調節池を事業化することとしており、現在、神田川など9河川において新たな調節池の事業化に向けた取組を行っている。また、将来の地下河川化も見据え、環七地下広域調節池延伸に向けた取組を行っている。

内水氾濫対策としては、区部において、年超過確率1/20の規模の降雨（時間75ミリ）への対応を目標として、浸水の危険性が高い67地区を重点化するなど、下水道施設整備を推進している。このうち、経営計画2021で重点化した57地区について、令和7年度末までに全ての地区で事業完了又は着手するとともに、令和4年3月に策定した下水道浸水対策計画2022で新たに重点化した10地区について、早期の事業化に向けた取組を行い、浸水対策を更に加速していく。

多摩地域では、市単独による雨水排除が困難な地域において、複数市にまたがる広域的な流域下水道雨水幹線の整備を進めている。

令和元年東日本台風など、近年全国各地で発生している甚大な水害や、今後の気候変動による降雨量の増加等を踏まえ、都市型水害対策の一層の推進が求められている。

<具体的要求内容>

- (1) 都市型水害対策を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 護岸整備に加え、調節池や分水路等の大規模事業に必要な財源を確保し、

確実に配分すること。

- ・ 環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）
- ・ 下高井戸調節池（神田川）
- ・ 城北中央公園調節池（石神井川）
- ・ 境川金森調節池
- ・ 境川木曽東調節池
- ・ 谷沢川分水路

（３）下水道施設の整備を推進し、効果を早期に発現していくため、必要な財源を確保し、確実に配分すること。

【重点地区】

- ・ 目黒区上目黒、世田谷区弦巻
- ・ 目黒区八雲、世田谷区深沢
- ・ 大田区上池台
- ・ 文京区千石、豊島区南大塚
- ・ 世田谷区野毛
- ・ 港区白金、品川区上大崎
- ・ 品川区戸越、西品川
- ・ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
- ・ 目黒区下目黒（新規追加）
- ・ 世田谷区代沢（新規追加）
- ・ 杉並区久我山（新規追加）
- ・ 豊島区池袋本町（新規追加）
- ・ 葛飾区金町（新規追加）
- ・ 江戸川区中央（新規追加）など計６７地区（うち新規１０地区）

【流域下水道雨水幹線の整備】

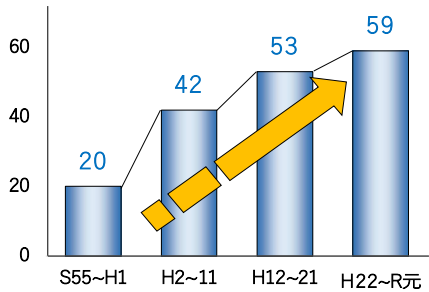
- ・ 空堀川上流域南部地域

（４）都が実施する気候変動を踏まえた今後の対策の検討に当たり、必要な助言等を行うこと。

参 考

[治水事業]

【近年多発する集中豪雨】



時間 50mmを上回る豪雨回数



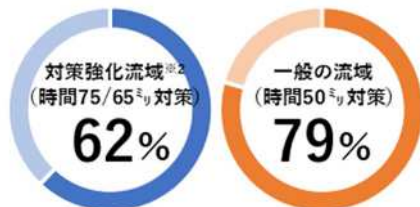
平常時の妙正寺川



平成17年9月豪雨時(時間112mm)

豪雨による河川の変化

【河川の整備状況】



河川の安全度達成率※1 (R4年3月末時点)

※1: 河川の目標整備水準に対応する対策(調節池や護岸整備、河床掘削など)の達成度を表す指標。

※2: 東京都豪雨対策基本方針(改定)に定める神田川や野川などの9流域(柳瀬川流域は河川整備計画改定後、対策強化流域の値に含む)



整備前



整備後

護岸の整備前・整備後の状況

【調節池等の整備】

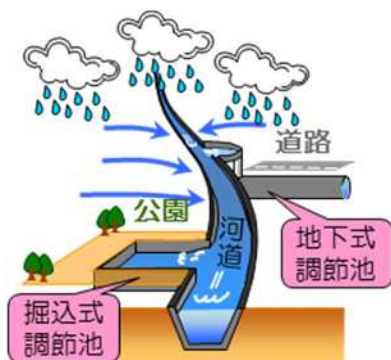


石神井川城北中央公園調節池イメージ

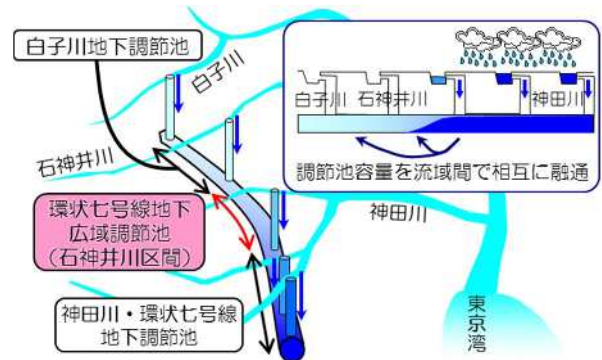


境川木曽東調節池イメージ

【レベルアップに対応する調節池等イメージ】



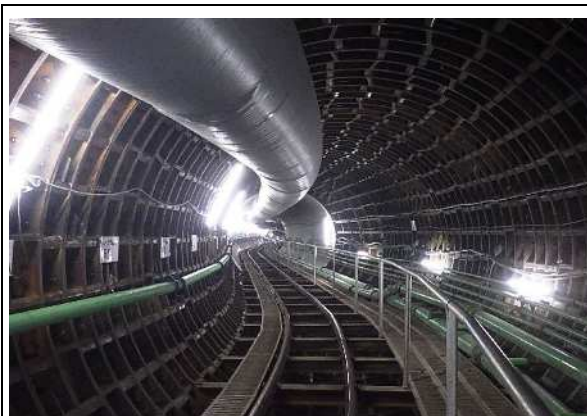
調節池による対応イメージ



環状七号線地下広域調節池イメージ

[下水道浸水対策事業]

【下水道施設の整備状況】



浸水対策幹線の整備
《千川増強幹線》



雨水ポンプ所の整備
《王子第二ポンプ所》



完成した雨水貯留施設
《渋谷駅東口（4,000 m³）》



雨水排水ポンプの増強
《先行待機型ポンプ》

3 地震・津波・高潮対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

東部低地帯の河川では、これまで水門や堤防等の整備を着実に進め、関東大震災時の震度に対する構造物の耐震性と、伊勢湾台風級の高潮に対する堤防の高さを確保してきた。

しかし、東部低地帯の河川では、マグニチュード8.2の海溝型地震など、想定される最大級の地震によって施設の一部が損傷し、津波等により甚大な浸水被害が発生する可能性がある。

このため、都は、このような地震が発生した場合においても各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するよう、東日本大震災を踏まえて策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」（平成24年12月策定）に基づき、堤防及び水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。さらに、令和4年度からは、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和3年12月策定）に基づき、堤防約57キロメートル、水門等9施設において対策を進めており、特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の堤防については、早期に対策を完了できるよう取組を推進していく。

また、隅田川などの主要河川については、大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、背後地開発と連携してスーパー堤防等の整備を早期に推進していく必要がある。

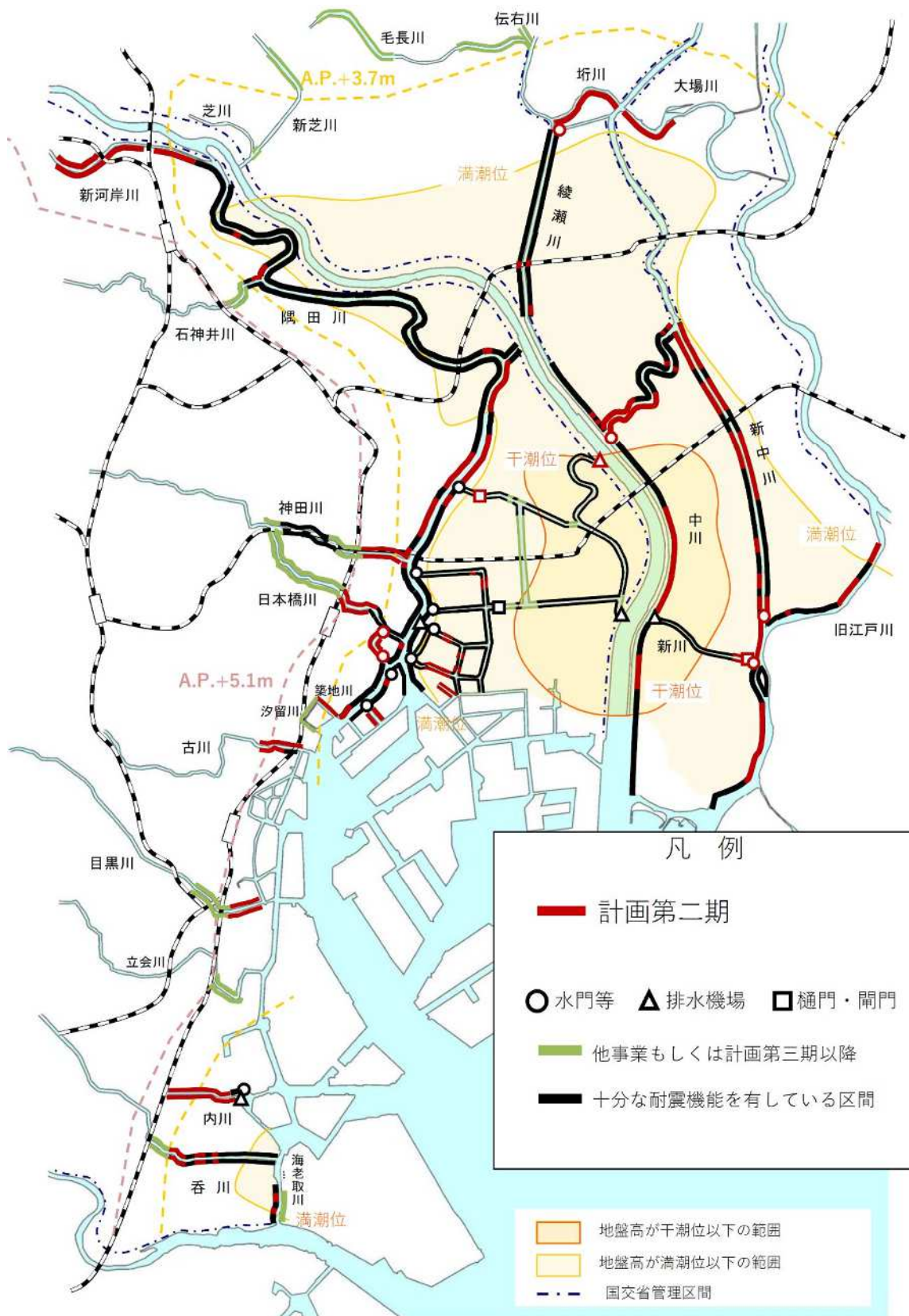
<具体的要求内容>

- (1) 地震・津波・高潮対策の推進は、低地帯に暮らす300万人の命と、人口、資産が高度に集積する首都の機能を守るため、待ったなしの課題であることから、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 特に優先度の高い水門・排水機場等と水門外側の防潮堤の地震・津波対策については、早期に対策を完了できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 背後地開発と連携して推進する都のスーパー堤防整備について、必要な財源を確保すること。

参 考

【東部低地帯の河川施設整備計画】

想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。



4 ソフトとハードの連携した土砂災害対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 建設局)

ソフトとハードの連携した土砂災害対策を推進するため、砂防関係事業及び土砂災害防止法に基づく基礎調査について必要な財源の確保、制度拡充等を図ること。

<現状・課題>

都内には土砂災害警戒区域が約15,000か所存在しており、台風等による豪雨でがけ崩れ等の土砂災害が毎年発生している。平成25年伊豆大島では、24時間雨量824ミリに達する記録的な豪雨により甚大な土砂災害が生じ、多くの尊い人命、財産が失われた。また、令和元年東日本台風では、多摩を中心に日雨量600ミリを超える記録的な豪雨となり、人的被害はなかったものの土石流や多くのがけ崩れが発生した。今後も気候変動の影響による記録的な豪雨に伴う同様の土砂災害の発生が懸念されており、土砂災害対策の推進が望まれている。

都における砂防施設整備等のハード対策は、避難所などの重要度や災害発生の危険度を考慮して箇所ごとの緊急性を評価するなど、計画的に整備を推進している。しかしながら、全ての土砂災害のおそれのある箇所で対策を実施するには、膨大な費用と時間を要することから、ハード対策の着実な推進とともに、警戒避難体制の確立に必要な土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進していくことが重要である。

都では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づく基礎調査（1巡目）による区域指定が、令和元年9月末に全域で完了した。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに、基礎調査を行うことを規定しており都は、1巡目調査から5年経過した箇所において2巡目の基礎調査に順次着手し、今後も計画的に調査を進めていく。開発圧力の高い都内では、多くの箇所で地形改変が行われるため、新たな危険箇所の発生状況を把握し、継続的に確認していくためにも二巡目以降の基礎調査が必要である。

一方、土砂災害防止法に基づく基礎調査に必要な財源は、平成27年度から地方交付税交付金により填補されることとなったが、都は不交付団体のため他の道府県に比べて著しく不利な措置となっている。

さらに、区市町村からは区域指定に伴う土地利用制限が地価に影響を与える場合の固定資産税額を補正することへの対策や避難所等の移転に関する支援措置の創設・充実を求める要望がある。

また、砂防堰堤^{えん}構築などのハード整備（基幹事業）を行う区市町村に対しては、効果促進事業として土砂災害ハザードマップ作成の交付金が配分される一方、基幹事業を実施していない区市町村には、交付金が配付されないことから、ハザードマップ作成等の警戒避難体制の整備につながる新たな交付金制度の創設が求められている。

このほか、活火山を多く抱える伊豆諸島では、火山噴火に伴う泥流や溶岩流の発生により、溪流周辺の平地に集中している人家が被害を受ける危険性があるため、火山砂防事業の推進が急務となっている。

また、活火山を有する島しょ地域では、侵食が著しい火山性の地質で構成されるため、荒廃地からの土砂流出により満砂状態の砂防堰堤が多く見受けられる。これらの砂防関係施設は、噴火に伴い生じる火山泥流からの被害を軽減するためにも、除石を行い空き容量を確保しておくことが望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 砂防事業、火山砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 土砂災害防止法に基づく基礎調査（2巡目以降）を今後も計画的に実施していくため、東京都が地方交付税交付金の不交付団体であることを勘案し、防災・安全交付金の配分に配慮するなど必要な財源を確保すること。
- (3) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、市町村が固定資産税評価額の評価を行った際に、財政上の負担が生じないように支援措置を講じること。
- (4) 基幹事業がない区市町村における土砂災害ハザードマップ作成等の警戒避難体制の整備につながる新たな交付金制度を創設すること。
- (5) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、避難所や要配慮者利用施設を区市町村や施設管理者が区域外に移転する場合の財政措置を創設すること。
- (6) 土砂災害特別警戒区域内における区域指定解除のための防災工事に対し、区市町村が助成などを行う際の財政上の支援措置を講じること。

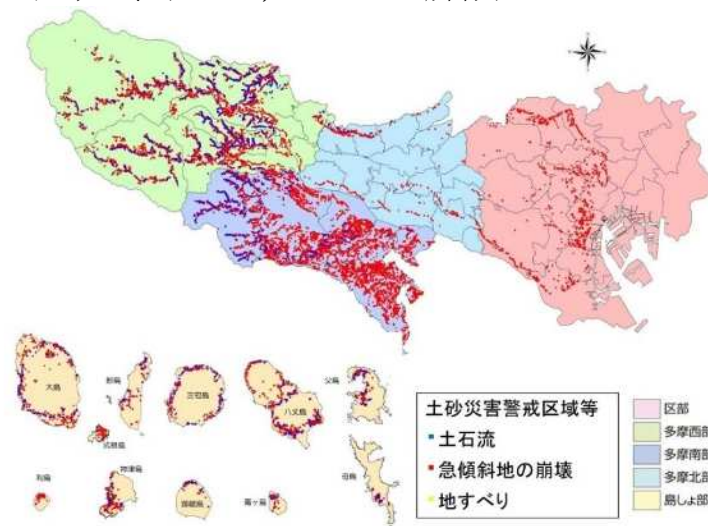
また、既存建築物の所有者が実施する補強に対しては、住宅・建築物安全ストック形成事業の一層の充実を図ること。

- (7) 侵食が著しい火山性の地質で構成される島しょ地域では、砂防堰堤等の機能を十全に発揮させるため、嵩上げ等新たな機能改良を伴わない堆積土砂の除去についても採択されるよう、交付対象事業の要件を緩和すること。

参 考

【都内の土砂災害警戒区域等の分布状況】

○土砂災害警戒区域が、約15,000か所存在



【土砂災害警戒区域等の指定状況】

＜令和４年８月末時点＞

指定済み箇所数
土砂災害警戒区域 15,491 箇所
土砂災害特別警戒区域 13,491 箇所

【整備状況】

＜令和４年８月末時点＞

区 分	全体計画 A	整備状況 B
砂防事業	177 溪流	118 溪流
急傾斜地崩壊対策事業	70 地区	52 地区
地すべり対策事業	13 地区	13 地区

【ソフトとハードが連携した土砂災害対策のイメージ】

【基礎調査の国費率】

現行 1／3



5 水辺空間のにぎわいの創出及び緑化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

水辺空間におけるにぎわいの創出及び緑化の推進に必要な財源の確保及び制度充実を図ること。

<現状・課題>

都では、都市に残された貴重なオープンスペースである河川において、水害に対する安全対策のみならず、緑化の推進や隅田川のテラス整備など人々が水辺に親しめる空間の整備を推進し、河川空間の魅力向上に努めてきた。

また、更なる水辺空間の魅力向上のためには、周辺の観光拠点等との結びつきを強め、地域のにぎわいを相乗的に高めていくことが重要であるとの観点から、隅田川の浅草や両国等のエリアにおいては、背後地の民間事業者や地元区と連携し、水辺とまちの一体的なにぎわい空間の創出に向けた取組を進めている。

一方、国においても、平成23年4月に「河川敷地占用許可準則」の改正を行い、地域活性化のための飲食店やオープンカフェ等について、一定のルールの下、営業活動を行う事業者等による占用を可能とする規制緩和を行ったほか、水辺とまちをつなげる、水辺と人をつなげるミズベリング・プロジェクトを継続的に実施するなど、水辺空間の利用や民間活力の積極的な活用等の取組を推進している。

今後、首都東京の更なる魅力向上を図るとともに、ポストコロナを見据えたオープンな公共空間の利活用を促すため、公園などの施策と幅広く連携しながら、舟運拠点形成や、オープンカフェ等による河川敷地の民間活用の支援、回遊性向上に資するインフラ等の整備を進めるなど、河川空間を活用した恒常的なにぎわいづくりに取り組んでいく必要がある。

さらに、これまで整備してきた点在する既存の緑をネットワーク化することによって都市環境の改善を図るなど、水辺空間の緑化を推進していくことも必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 水辺空間のにぎわいづくりを推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 水辺空間の緑化を推進するために必要な財源を確保するとともに、交付金制度の充実を図ること。

【にぎわいづくりの取組事例】

○テラスの連続化

整備前



整備後



○河川敷地を活用したオープンカフェ



○舟運拠点の整備事例



【河川緑化の取組事例】

○中川の堤防緑化

整備前



整備後



○大栗川の護岸緑化

整備前



整備後

6 水質浄化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

良好な水質を維持し、都民が水辺に親しめるようにするため、計画的なしゅんせつについて必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

都はこれまでに、環境基本法に基づき水質浄化の取組を進めてきた。

しかし、隅田川、新河岸川及び日本橋川をはじめとする感潮河川では、一部区間において河床に堆積した汚泥により水質の悪化や悪臭の発生が見られ、こうした悪臭の発生等が快適で魅力ある水辺空間の形成を阻害する要因の一つともなっている。

このため、引き続き汚泥のしゅんせつ等の水質浄化対策を進めていく必要がある。しゅんせつに当たっての底質調査では、隅田川等においてダイオキシン汚染土等の有害物質が確認されており、これらの有害物質の処分のため、今後の費用の増大が懸念されている。

河川の水質改善により良好な水辺空間を創出することで、都民が水辺に親しむことができるように、計画的にしゅんせつを実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

計画的なしゅんせつについて必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

【しゅんせつの実施状況】（令和4年3月末時点）

河川名	しゅんせつ目標土量 (令和3年度～令和7年度)	しゅんせつ実施土量 (令和3年度)
隅田川	226.4千m ³	36.5千m ³
新河岸川	19.9千m ³	0.8千m ³
日本橋川	7.5千m ³	0.7千m ³

7 流域貯留浸透事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

流域における雨水の流出を抑制するため、流域貯留浸透施設の整備について必要な財源の確保、国費率の引上げ及び制度拡充を図ること。

<現状・課題>

都は、河道などの治水施設の整備に加え、総合治水対策の一環として、流域における雨水の流出を抑制するため、都の関連施設に加え、関係区市町村とも協力して公共施設への貯留浸透施設の設置や透水性舗装の実施などを推進している。

令和3年度より、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で実施する流域貯留浸透事業は個別補助事業として補助率が2分の1へと引き上げられたが、特定都市河川流域以外で実施する事業の補助率は3分の1となっている。

また、流域貯留浸透事業の採択要件では、地方自治体等が設置する300立方メートル以上の貯留浸透機能を持つ施設とされており、小規模な貯留浸透機能を持つ施設については、財政支援の対象となっていない。

<具体的要求内容>

- (1) 流域貯留浸透施設の整備について必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京への確実な配分と国費率の引上げを図ること。
- (2) 1施設300立方メートル未満の小規模な貯留浸透施設についても取組を推進できるよう、交付対象事業の採択要件を緩和すること。

参 考

【整備状況】

<令和4年3月末時点>

区 分	整備状況
流域貯留浸透施設（S58～）	110か所

8 海岸保全事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

伊豆諸島等における海岸保全事業について必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

我が国は、台風、地震、津波などに対し、厳しい地理的・自然条件にあることから海岸災害が多発しており、東日本大震災においても甚大な海岸災害が発生した。

また、海岸侵食も顕在化してきており、放置すれば貴重な国土が失われることになり、その保全は極めて重要である。

伊豆・小笠原諸島沿岸は、海岸背後の平坦な場所に人口・資産の多くが集中している。

また、島しょ地域沿岸は豊かな海洋自然環境が広がり、島の貴重な観光資源となっている。

このことから、自然環境へ配慮しつつ、台風、低気圧、季節風等による波浪・高潮等から人命・財産及び国土を保全するため、これまで以上に着実な海岸保全事業の推進が求められている。

このような状況の中、都は、比較的発生頻度の高い津波に対して防護機能を確保するためのハード対策や、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、住民等の避難を軸にしたソフト対策を進めている。

また、平成26年6月の海岸法改正において、海岸保全施設の維持又は修繕に関する規定が明確化され、予防保全の考え方に基づいた維持管理の徹底が求められているところである。令和4年度からは個別補助制度の海岸メンテナンス事業が創設され、海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を計画的かつ集中的に推進している。都においても、伊豆・小笠原諸島に、台風や冬季の波浪など厳しい自然条件にさらされている海岸保全施設が多数あり、計画的な維持又は修繕により、所要の防護機能を確保していく必要がある。

このほか、海岸の一部で侵食が見られるものの保全対象が少ないなど国の交付要件に合致しないため、侵食対策事業の実施が困難な海岸がある。

<具体的要求内容>

- (1) 海岸保全事業を推進するために必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 計画的な維持又は修繕による海岸保全施設の予防保全型管理を進めるために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 伊豆諸島等は常に外洋に面しており、全国的に見ても波浪条件が厳しいという特殊性を踏まえ、侵食対策事業における採択要件を緩和すること。

参 考

【海岸施設の状況】



波浪による侵食(新島)



老朽化による施設の破損状況 (左)御蔵島、(右)三宅島



海岸侵食による汀線(海岸線)の後退(大島)

4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

都民の生命と財産を守り、首都東京の中枢機能を確保するため、東京港における地震・津波・高潮対策を早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

日本の中枢機能が集中する首都東京に大規模地震が発生し、海岸保全施設の機能が失われると、約300万人が暮らす沿岸部低地帯に海水が浸入し、甚大な被害を受けるおそれがある。また、将来の気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による被害の拡大も懸念されている。

首都東京が機能不全に陥れば、我が国の社会・経済活動、国民生活への影響は計り知れない。

このため、水門・防潮堤等の海岸保全施設の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に推し進めていかなければならない。

<具体的要求内容>

最大級の地震や台風に備え、水害から都民の生命・財産、首都東京の中枢機能を守るため、海岸保全施設の耐震性強化を図るなど、東京港における地震・津波・高潮対策を強力・早急に講じられるよう、必要な財源を確保すること。

5 大規模水害対策の推進

1 大規模水害対策の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・建設局)

人口や産業が集積した首都圏では、荒川や利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるため、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進すること。

<現状・課題>

都内においても、近年の地球温暖化などにより大規模水害の危険性は増している。こうした膨大な避難者や甚大な経済被害が想定される大規模水害については、荒川や利根川などの大河川を管理する国が、責任を持って地方自治体を越えた総合的な対策に取り組むことにより、被害の軽減等を確実に推進することが極めて重要である。

国は、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成30年3月に報告書を公表し、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的考え方を示した。この報告書を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難の実装に向け、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討するため、同年6月、内閣府・都と共同で、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置した。同検討会は、令和3年6月に「大規模水害時における住民避難の考え方と今後の取組方針」をとりまとめ、「広域避難だけではなく、現実的に対応可能な複数の避難行動を組み合わせて、大規模水害時の住民避難を検討していくことが重要」とし、さらに、「安全な避難先として、親戚・知人宅等の避難先を住民が自ら確保し、自主的に避難することを強く推奨する」とした。そして、令和4年3月には、同検討会の報告として「広域避難計画策定支援ガイドライン」をとりまとめ、今後は、同ガイドラインに基づき、避難手段・誘導等を踏まえた広域避難計画を策定することとした。

令和4年6月には、同ガイドラインを踏まえ、広域避難計画等の策定に向けた具体的な検討を行うため、内閣府と都が共同で「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、同年9月には、広域避難先の開設運営方法の具体化や住民の適切な避難行動につながる情報発信・伝達のあり方などについて、中間のまとめを公表した。

広域避難計画の策定にあたっては、引き続き、国も含めた関係機関間の具体的な調整・実施手順等を整理していく必要がある。

また、平成27年の関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和2年7月豪雨など、近年、各地で大規模水害が発生している。都内においても、令和元年東日本台風により多摩川がいつ水するなど浸水被害が

発生している。荒川や利根川、多摩川等における水害対策は喫緊の課題であり、こうした対策への取組を速やかに進める必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、地方自治体だけでは十分な対応が困難な課題であり、令和元年東日本台風で顕在化した事象も踏まえ、大規模水害時の広域避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、地方自治体の意見を十分に取り入れること。
また、地方自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 国と関係機関が一体となって具体的な大規模水害対策の検討を加速するとともに、国と地方の責任と役割分担を明らかにすること。
また、検討に当たっては、地方自治体の意見を十分取り入れること。
- (5) 荒川水系河川整備計画に記載された調節池群や京成本線荒川橋梁架替、多摩川緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた河道掘削など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 荒川や利根川など大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、東部低地帯が広範囲かつ長期間浸水するおそれがあるため、早期の排水に向け、体制の充実を図ること。

2 荒川第二・第三調節池の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川は、その氾濫原内に人口・資産が集積している東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つであり、大規模な氾濫が発生した場合には、首都圏に甚大な被害を与えることとなる。

「荒川水系河川整備計画」においては、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生を防止することを整備水準の目標としている。計画では基本高水のピーク流量11,900 m^3/s （岩淵地点）に対し、洪水調節施設により5,700 m^3/s を調節することとしているが、現在完成した4施設（荒川第一調節池、二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム）だけではいまだ洪水調節量が不足している状況にある。このため、令和3年12月には荒川水系治水協定を見直し、荒川第一調節池内の荒川貯水池において更なる事前放流による洪水調節が可能となった。

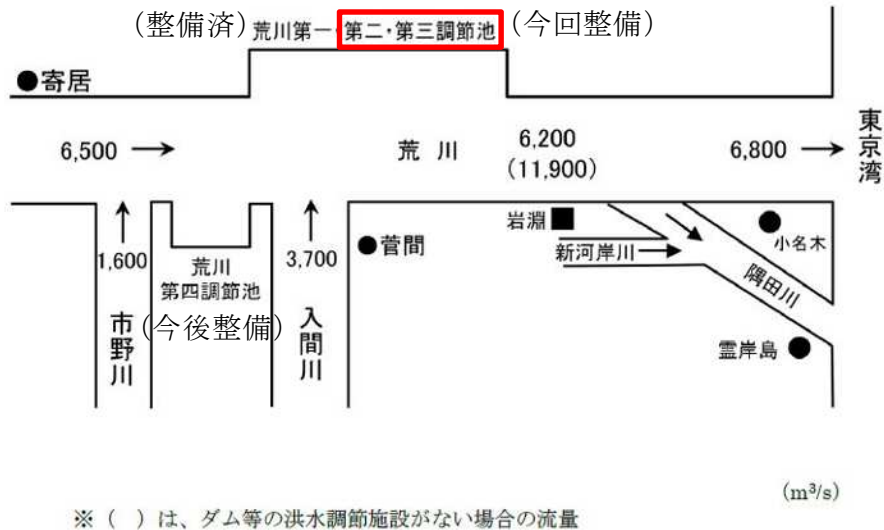
荒川第二・第三調節池は、荒川の氾濫を防止し、下流に位置する首都東京の洪水被害の軽減を図るため、極めて重要な施設であり、着実な整備が必要である。令和3年8月には工事中においても段階的な効果発現を図るため、令和8年の出水期までに既存の横堤等を活用し、約1,200万 m^3 の洪水調節容量を確保する方針が出されるなど、工事実施上の工夫が公表されているが、引き続き治水効果の早期発現に向け、取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 荒川の氾濫を防止し、首都東京の洪水被害を軽減する荒川第二・第三調節池の整備を着実に推進し、流域の安全性を早期に向上させること。
- (2) 事業完了前に完成部分を段階的に供用するなど事業効果の早期発現に向けた取組を引き続き検討すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、徹底したコスト縮減に努めること。

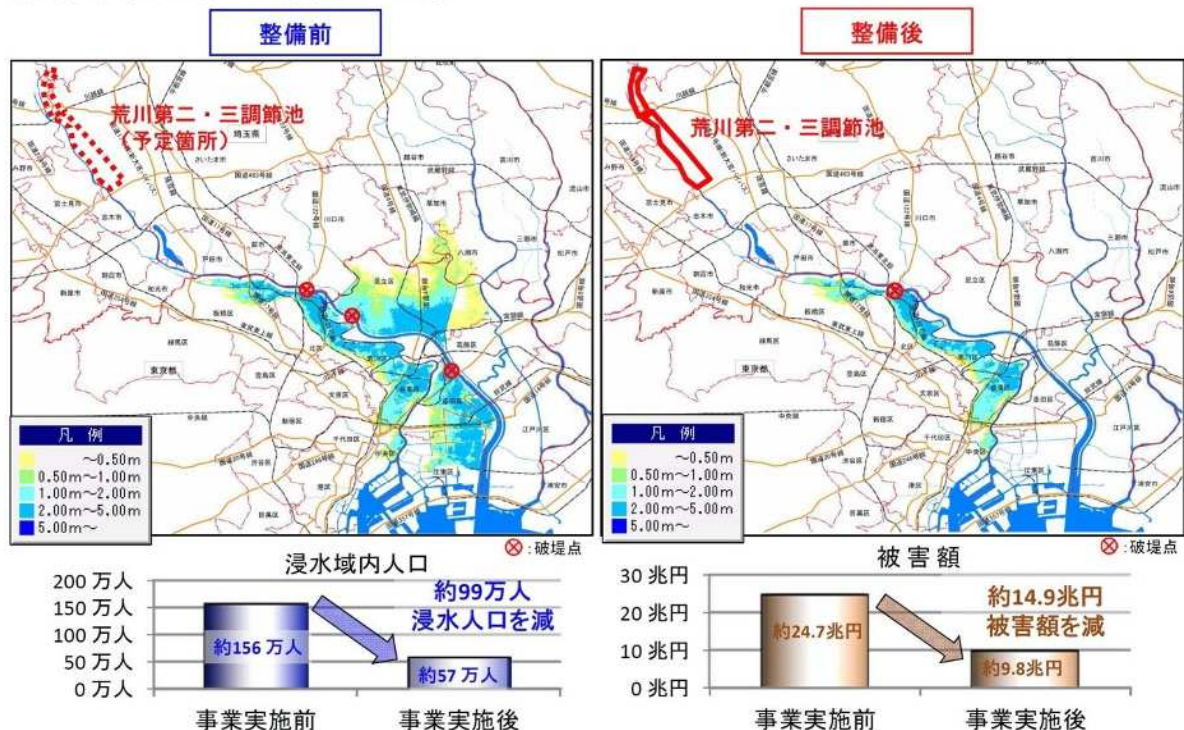
参 考

【流量配分図】（荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）令和2年9月）

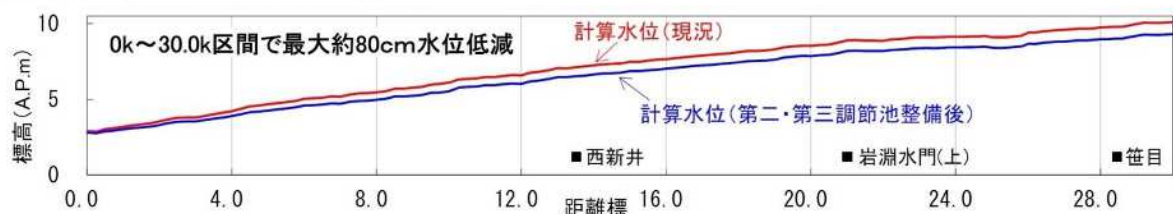


荒川直轄河川改修事業（荒川第二・第三調節池）＜大規模改良工事＞
新規事業採択時評価 説明資料

【整備効果(整備計画規模1/100)】



【調節池下流部の水位低減効果】



3 京成本線荒川橋梁架替事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

首都東京の洪水被害の防止・軽減を図る京成本線荒川橋梁架替事業を積極的に推進すること。

<現状・課題>

荒川下流部の東部低地帯に位置する京成本線荒川橋梁周辺の堤防は付近に比べて低くなっている。

本橋梁周辺の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区及び江戸川区）には、約250万人の都民が生活しており、人口・資産が高度に集積する地域となっていることから、一たび大規模な氾濫が発生した場合には、その被害は極めて甚大なものとなる。

令和3年9月には、架け替え完了までの間の応急的な対策として、堤防切り欠き部にパラペットが整備されたところであるが、首都東京の洪水被害の防止・軽減を図るためには、本橋梁を架け替え、必要な堤防高を確保していくことが必要である。

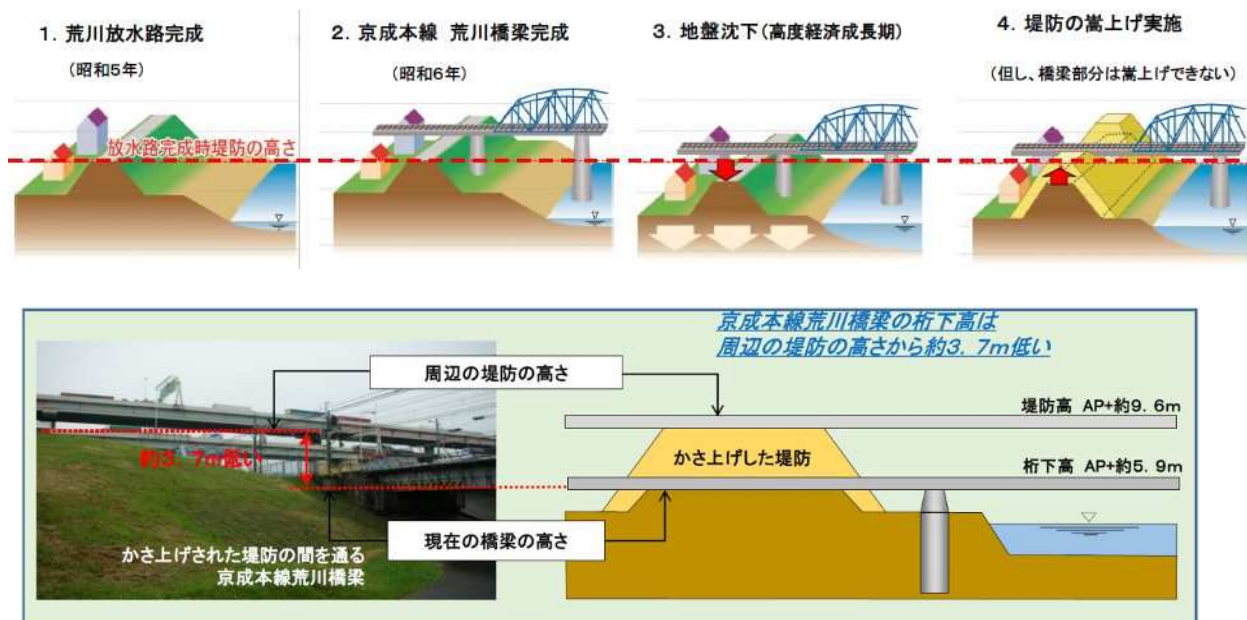
<具体的要求内容>

- (1) 京成本線荒川橋梁架替事業を推進し、事業効果の早期発現を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、工期を遵守し着実に事業を進めるとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減に努めること。

参 考

荒川下流特定構造物改築事業 事業再評価資料（令和3年12月1日）

（上：変遷、下：橋梁周辺の状況）



4 高規格堤防（スーパー堤防）事業の推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 建設局・都市整備局）

首都圏の洪水や地震に対する安全性を高め、まちづくりにも寄与する高規格堤防（スーパー堤防）事業を着実に推進すること。

<現状・課題>

直轄管理河川における高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。

東京は、河川の氾濫原に多くの人口・資産等が集積しており、東部低地帯に300万人が暮らしているなど、水害から都民の命と暮らしを守るためには堤防の安全性向上は特に不可欠である。

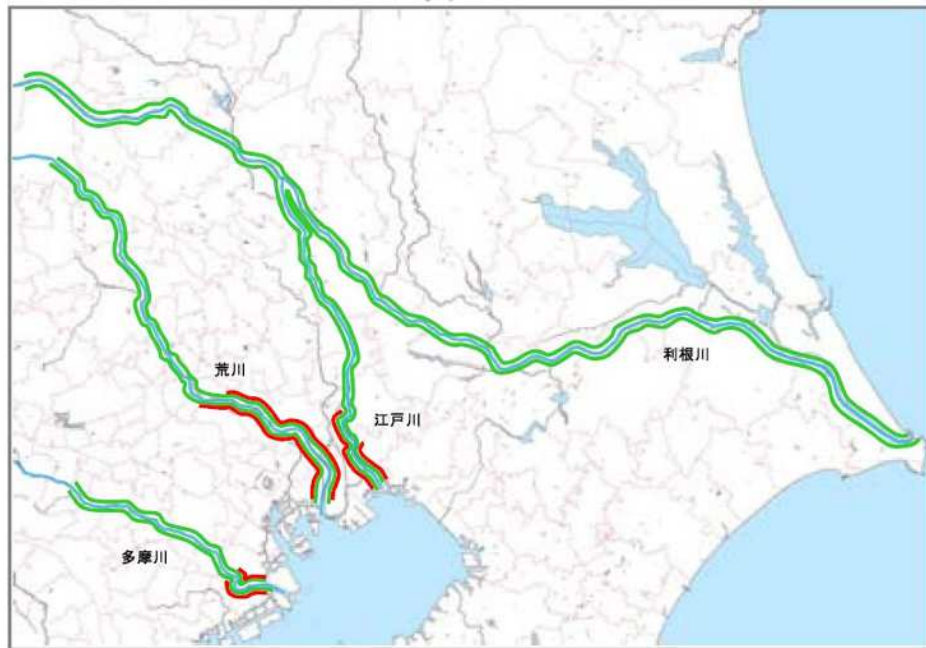
現在、篠崎公園地区（江戸川）や新田一丁目地区（荒川）、西新小岩地区（荒川）などにおいて事業が進められているが、首都東京の安全性を高めていくためには、今後も積極的に事業を推進していく必要がある。

また、現行の直轄事業負担金の負担割合は3分の1と、一般的な河川改良事業並の負担割合となっている。一方で、例えば、道路事業では、高速道路の負担金（新直轄方式）について都県の負担は4分の1となっている。

<具体的要求内容>

- （1）地震や豪雨による水害から都民を守るため、土地区画整理事業等と連携し、早期の事業着手と一層の整備促進を図ること。
- （2）高規格堤防事業の実施に当たっては、地元の意見聴取を丁寧に実施するとともに共同事業者に必要な説明責任を果たし、コスト縮減に努めること。
- （3）高規格堤防事業の直轄事業負担金について、負担軽減を図ること。

参 考



高規格堤防（スーパー堤防）事業対象河川図（首都圏）
※出典：平成24年度予算決定概要



高規格堤防（スーパー堤防）断面図（イメージ）

【直轄事業負担金の負担率】

直轄事業		国	都県
河川事業	その他の改良事業 (高規格堤防事業含む)	2 / 3	1 / 3
	大規模改良事業	7 / 10	3 / 10
道路事業	高速自動車国道 (新直轄方式)	3 / 4	1 / 4
	一般国道 (直轄国道)	2 / 3	1 / 3

5 災害対策としての高台まちづくりの促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること。

<現状・課題>

近年の気候変動により水害が激甚化していること等を踏まえ、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和2年1月に国と都により「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を設置している。会議では、まちづくりによる高台化の推進や、再開発事業による避難スペースを上部階に確保した建築物の整備など、幅広く検討を進めており、同年12月にとりまとめとなる「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を公表した。翌年3月、高台まちづくり（高台・建物群）の推進に向け、ビジョンで取りまとめた方策の具体化を図るため、会議の下に、地元区も含めた「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」を設置し、地域の避難計画とも連携しながら、モデル地区ごとに検討を行っている。高台まちづくりの手法として高規格堤防整備があり、その推進には土地区画整理事業等との連携が有効であるが、実施に当たっては、住民等との合意形成や、土地区画整理事業施行者の財政的負担などの課題がある。

もう一つの手法である、避難スペースを確保した建築物等の整備・確保等による建物群の形成についても、同じく令和3年度から、自然災害が発生した場合における居住者等の安全確保のために必要な施設整備に対する支援制度として「都市安全確保拠点整備事業」が創設され、また地域の防災拠点となる建築物の整備促進のための支援制度である「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」が拡充され、水害時の避難者対応のための事業として「一時避難場所整備緊急促進事業」が盛り込まれた。

その大半が浸水区域となる東部低地帯の各区においては、水害時の避難スペースとなる高台確保に向け、こうした事業の適用を速やかに図っていくことが求められている。

これらについては、速やかに、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう、引き続き、国や地元自治体と連携してモデル地区等での実践の中で生じた意見や課題等を踏まえ、速やかに制度の充実を図っていく必要がある。

また、公共施設等での避難スペースの整備・確保の推進に当たっては、道路の高架部などについて、緊急安全確保先等としての活用を検討している。

現在、国土強靱化基本計画の改定作業が進められているが、災害対策としての高台まちづくりを本計画に明確に位置付けて、強力に推進していくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 災害対策としての高台まちづくりを国土強靱化基本計画に明確に位置付け、強力に推進すること。
- (2) 土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施を一層促進するため、以下の措置を講じること。
 - ① 住民等の合意形成が円滑に進められるように、高規格堤防整備事業に係る地権者の直接移転先となる種地の確保を河川事業側でも行うこと。
 - ② 高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の一体実施における費用負担の在り方について検討すること。
 - ③ 川裏法面の宅地としての利用や、堤防天端道路の建築基準法上の道路としての活用を可能とすること。
 - ④ 高規格堤防整備事業と一体的に実施する土地区画整理事業において、住民等の合意形成が円滑に進められるように高規格堤防整備事業の用に供するため使用された土地での建替家屋に対する固定資産税（家屋）の減税措置については引き続き期間延長を行うこと。
- (3) 昨年度制度創設された「都市安全確保拠点整備事業」及び拡充された「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、地元自治体も含めた事業者への支援については高台まちづくりの推進につなげられるよう支援対象の拡大や予算確保を行うとともに、モデル地区等における高台まちづくりの実践の中で生じた意見や課題なども踏まえ、地域特性を踏まえた支援についても引き続き検討を行うこと。また、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」については、事業期間の延長を行うこと。
- (4) 大規模水害時において、首都高をはじめとする道路の高架部などを、緊急安全確保先等として活用することについて、都、高速道路会社及び地元区と連携して取組を推進すること。

6 大規模水害時における排水対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・港湾局・下水道局)

東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時に
いて、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携
して推進すること。

<現状・課題>

東京の東部低地帯では、地盤面が海面あるいは河川水位よりも低い地域が広範囲に広がっているため、高潮や洪水等により、大規模な水害が発生すると、長期間にわたり浸水が継続することが想定される。

このため、都は、「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、国が策定した荒川や利根川などの排水作業準備計画と整合を図りつつ、平成30年3月に公表した高潮浸水想定区域図に基づく、東京都における排水作業準備計画を令和4年8月に公表した。大規模水害発生時には、これらの準備計画を踏まえた排水計画を作成し、排水作業を実施することとしている。

また、大規模水害時にも必要な排水施設となる排水機場等について、耐震・耐水対策を推進するとともに、浸水期間の短縮に向けた排水機能の強化について検討を進めている。

大規模水害発生後、早期に復旧・復興を図るには、速やかな排水により浸水を解消することが重要であるため、国と都が連携して、排水対策を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

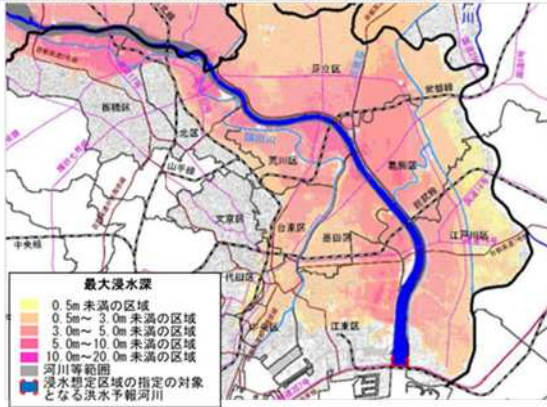
- (1) 大規模水害時には、国が主導し都と密に連携を図り、排水計画に基づき速やかに排水を実施すること。
- (2) 大規模水害発生後、速やかに浸水が解消できるよう、国が管理する排水機場の増強について検討すること。
- (3) 浸水期間の短縮に必要な排水機場等の耐水化などについて、財源の措置や技術的支援を講じること。

参 考

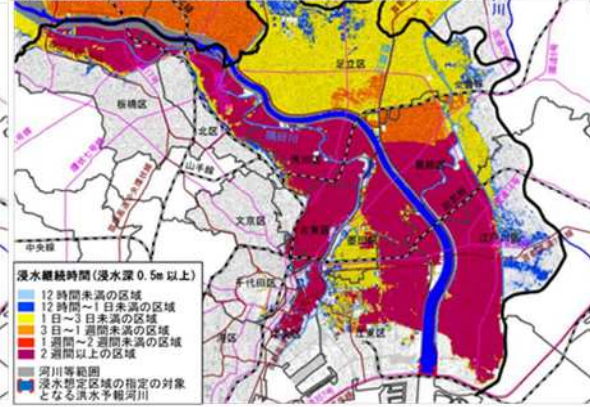
荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月）

災害に強い首都「東京」形成ビジョン 参考資料（令和2年12月）より

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

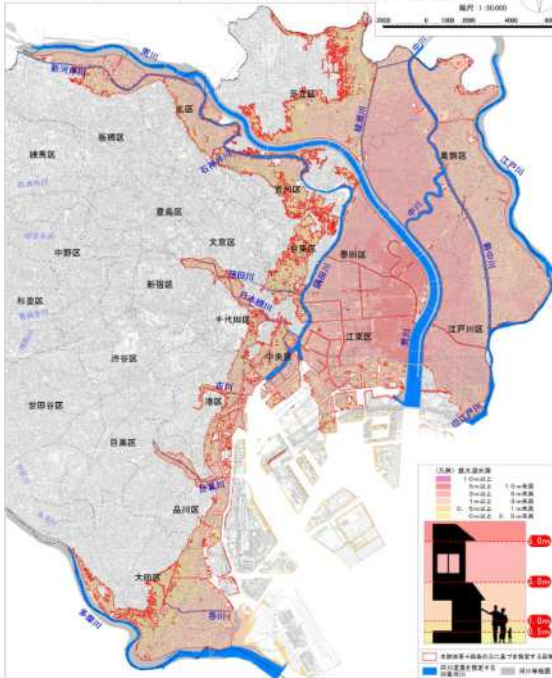


荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

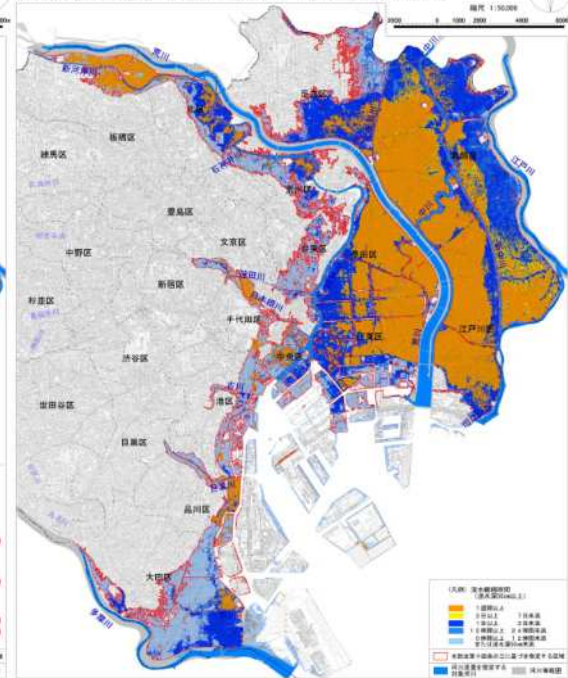


東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月）

東京都高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕（浸水深）



東京都高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）



6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・産業労働局・建設局)

危険な盛土等による災害を防止するため、新たな法制度の実効性の担保に向け、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

我が国は有史以来、地震や台風など数多くの自然災害に見舞われてきた。そうした中、令和3年7月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させるなど、土砂災害、その中でも特に盛土の安全性に対する懸念は日に日に高まっている。

- (1) 国は、こうした背景を受けて、危険な盛土等を全国一律で規制するための盛土規制法案を国会に提出し、令和4年5月に成立したところである。今後、都は、新たな法制度に基づき、危険な盛土等への適切な対応として、これまで規制の対象外となっていた盛土等を含め、迅速に行政指導・処分を行い、土地の所有者、管理者及び占有者（以下「土地所有者等」という。）に災害防止措置を求めていく必要がある。
- (2) さらに、危険な盛土等の発生を防止するためには、新たな法制度による規制と併せ、建設発生土の発生側での取組として、建設発生土の搬出先を明確化することが必要である。建設発生土は都道府県境を超えて搬出される場合もあることから、国が一元的に管理する仕組みが求められる。
- (3) 盛土造成地においては、造成後に売買されることが多く、土地取得者に施工内容等の情報が引き継がれておらず、管理が適正にできない、認識がないなどの場合がある。特に、宅地分譲などでは同一の盛土造成地が複数の土地所有者にまたがるケースが多く、個々の土地所有者だけでは対応が困難である。盛土造成地を適正かつ長期的に維持保全するためには、土地所有者等が盛土造成地の施工内容等の情報を把握し、宅地分譲地においては土地所有者等の間で情報が共有され、管理に取り組んでいく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応できるよう、以下の措置を講じること。
 - ① 新たな法制度について、都民、国民への確実な周知、調査・災害防止措置費用の縮減策の検討や財政支援など、総合的な施策の充実を図ること。
 - ② 土地所有者等又は原因行為者の資力の不足により、代執行に係る費用を求償できない場合に備え、企業・団体からの出えんを含む基金（廃棄物処理法第13条の15に類似規定有）を創設すること。

- ③危険な盛土等への抜本的な危険箇所対策、応急対策、詳細調査等のための財政支援制度については、申請や交付手続が簡素で、適宜要求を受け付ける制度とし、速やかな交付に努めるなど、柔軟かつ活用しやすい仕組みとすること。
 - ④土砂等の無許可の埋立てや投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムの構築について検討すること。
- (2) 建設発生土の適正処理を一層促進するため、以下の措置を講じること。
- ①建設発生土等の発生から処分に至る流れについて、国が一元的に管理する仕組みを創設すること。自治体においても情報を共有できる仕組みを設けること。
 - ②発生者を含め、不適正な処理を行った者に対する、適正処理の命令規定及び抑止力のある罰則規定を設けること。
- (3) 土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るよう、以下の措置を講じること。
- ①盛土造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、制度の整備を図ること。
 - ②盛土造成地の土地所有者等が一団の土地を連帯して維持管理するための制度の整備を図ること。

7 下水道事業における財源の確保

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 下水道局)

- (1) 下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するため下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し必要額を確実に配分すること。
- (2) 管きよの老朽化対策を支援する恒久的な制度として、老朽化対策に係る新たな交付制度を創設すること。

<現状・課題>

東京都区部では、延長約1万6千キロメートルにも及ぶ下水道管を管理する中、法定耐用年数50年を超えた管きよの延長が既に全体の約20パーセントに達し、再構築を行わない場合、今後20年間で約68パーセントまで急増する。また、約8割が合流式下水道であるため、管きよの老朽化は、汚水処理機能の低下による住民生活や社会経済活動への甚大な影響のみならず、雨水排除機能の低下による浸水リスクの増大にもつながる。

あわせて、水再生センター・ポンプ所等についても、98施設のうち約3割が稼働から50年を経過している。さらに、事業開始から50年を経過した多摩の流域下水道でも施設の老朽化が進行中であり、老朽化対策は喫緊の課題である。

都における下水道工事は、用地の確保や地下埋設物がふくそうしている等、事業者間の調整や工事の施工が非常に困難であり、事業の着手・完了までに多くの費用と期間を要するため、財源の中長期的な確保が不可欠である。

加えて、口径にかかわらず整備から50年を経過した管きよを交付対象としていた「下水道老朽管の緊急改築推進事業」は、平成29年度末で終了しており、計画的に管きよの再構築事業を推進するための恒久的な交付制度の創設が求められている。

<具体的要求内容>

下水道サービスの継続的かつ安定的な提供のためには、法の規定に基づき国の責務としての国費負担が不可欠である。

- (1) 今後も、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、下水道施設の老朽化対策に係る財源を確保し、必要額を確実に配分すること。
- (2) 老朽化した下水道管が急増する状況においても、首都機能を確保し都民の安全・安心で快適な生活が確保されるよう、口径にかかわらず、下水道管の老朽化対策を実施できる新たな交付制度を恒久的に創設し、老朽化対策事業を支援すること。

○関係法令

1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

2 下水道法（昭和33年法律第79号）

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第三十四条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

3 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

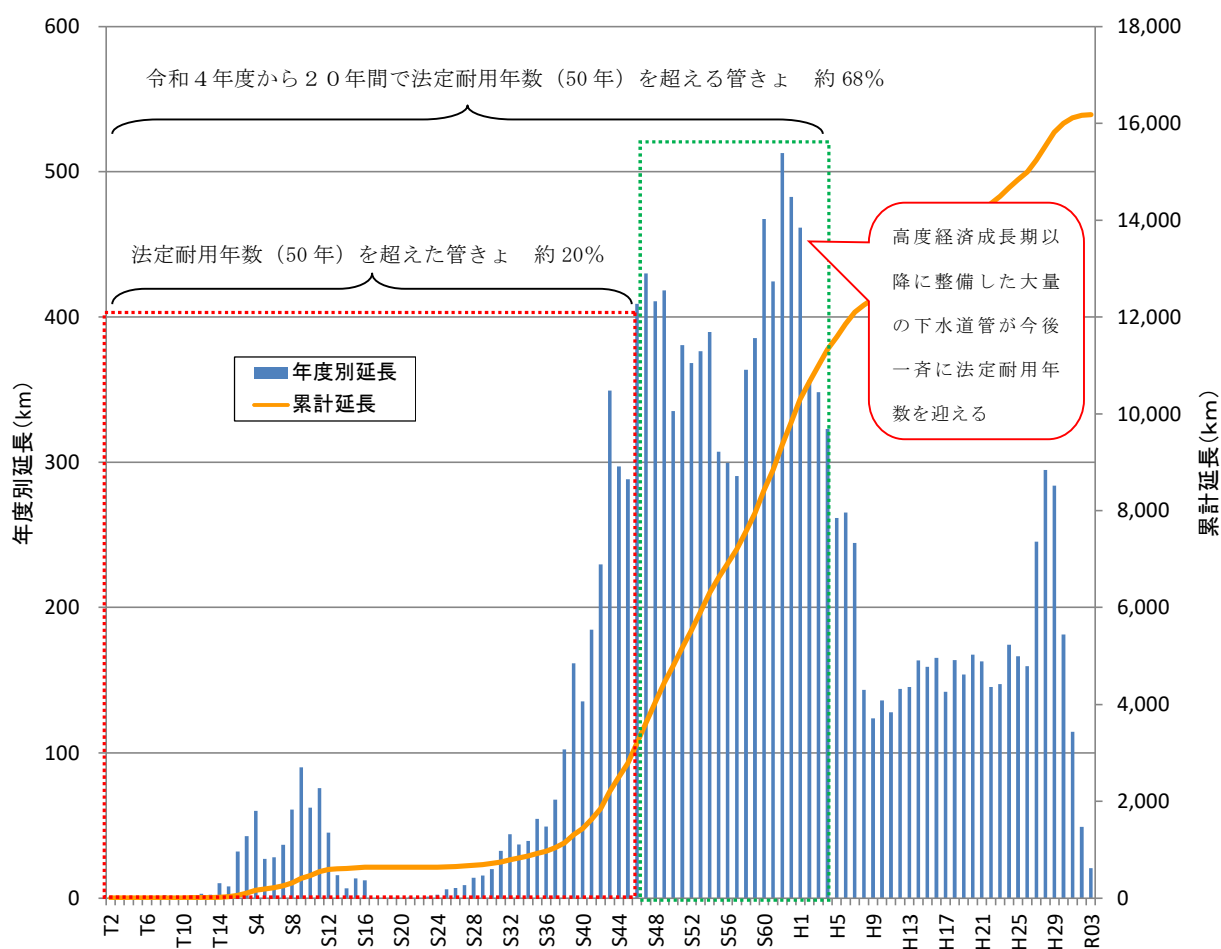
第十条の二

地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

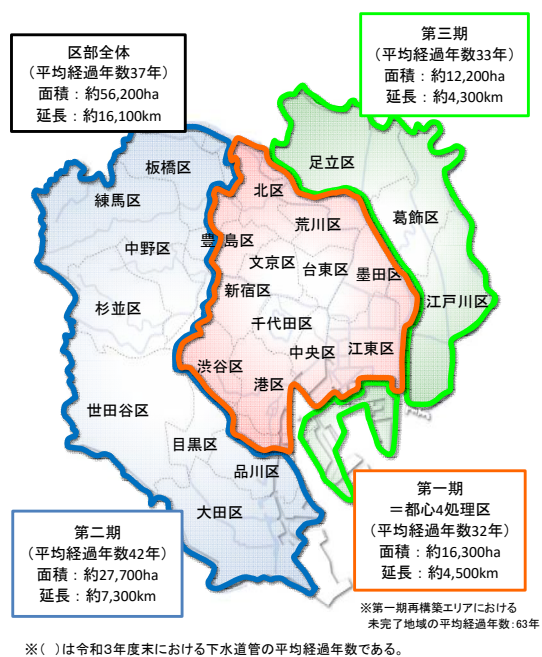
三 重要な都市計画事業に要する経費

※都市計画事業である下水道事業への補助については、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理

【東京都区部における更新時期を迎えた下水道管きょ(年代別建設状況)】



【再構築エリアと平均経過年数、更生工法による幹線再構築】



更生工法による幹線再構築

8 不法係留船対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度を創設すること。

<現状・課題>

首都東京の河川には、現在約160隻の不法係留船がある。これまで、不法係留船について都は、暫定係留施設の整備と代執行等の強制措置により、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきたが、暫定係留施設及び代執行には多大な費用がかかる。

また、小型船舶操縦士免許受有者は増加傾向にあり、問題の抜本的な解決を図るためには、船舶について保管場所を義務付ける法制度の創設が必要である。

平成19年6月「プレジャーボートの三水域連携による放置艇対策検討委員会」の提言では、「特に放置艇対策が進捗している地域では係留・保管能力が十分であると想定されるため、保管場所確保の法制化を早期に図るべき」としている。

このため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当するような制度を創設する必要がある。本要望は平成5年以降、九都県市首脳会議においても要望しているものである。

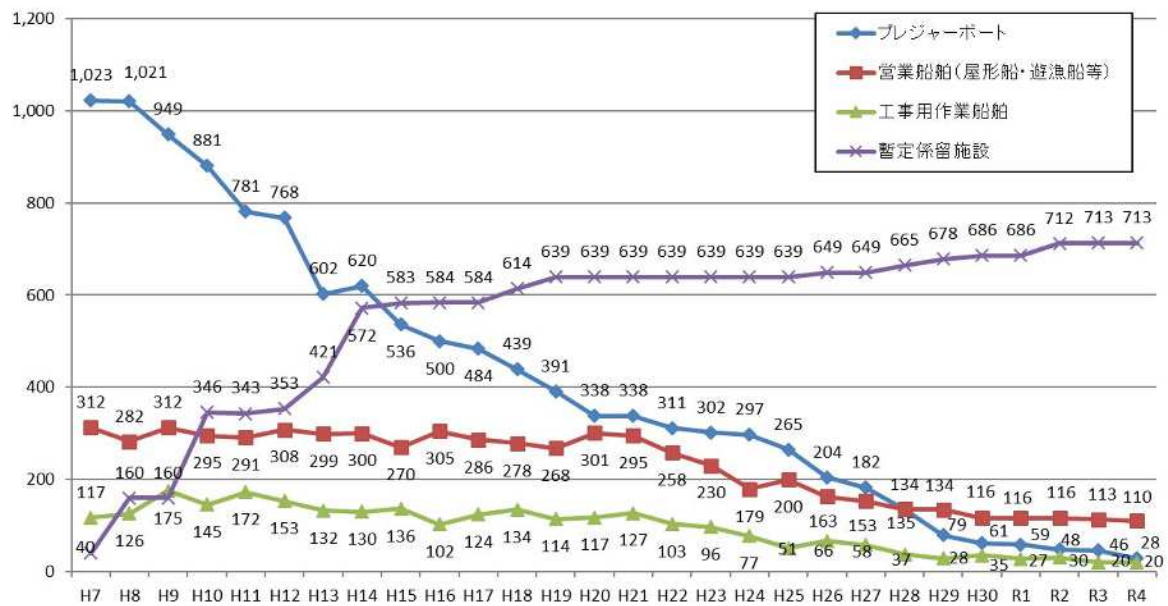
<具体的要求内容>

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に相当する法制度を創設すること。

参 考

【都内河川の不法係留船の推移】

隻



【小型船舶操縦士免許受有者の推移 全国】

(単位：人)

資 格	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末
一級小型＋特殊	863,152	868,628	874,221	881,483	889,360
二級小型＋特殊	2,041,572	2,043,267	2,044,982	2,047,351	2,049,703
一級小型のみ	127,106	136,230	146,042	158,540	170,955
二級小型のみ	332,228	350,810	369,163	391,029	413,727
特殊のみ	174,039	185,020	195,405	208,016	221,400
計	3,538,097	3,583,955	3,629,813	3,686,419	3,745,145

新規免許取得者が
放置をする前に
法制度の整備を！

保管場所の義務付けの効果

小型艇の陸上保管の促進

保管業への民間参入の促進

河川管理者の施設整備の負担減

不法係留船の縮減とモラル向上

9 国際競争力強化に資するまちづくりの推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

国際的な都市間競争に勝ち抜くため、都市再生緊急整備地域等における都市拠点インフラの整備や、優良な民間開発の誘導に必要な財源を確保するとともに、制度の拡充等を図ること。

<現状・課題>

平成23年4月、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、「特定都市再生緊急整備地域」の制度が創設され、都市拠点インフラの整備に係る予算支援が創設されるとともに、民間都市再生事業に対する金融支援が充実された。

また、平成25年12月には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）が施行され、産業の国際競争力強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）や民間都市再生事業計画の認定の特例措置が創設されるなど、更なる制度拡充が図られた。

さらに、平成28年6月には、「日本再興戦略2016」において、都市再生特別措置法の特例等を活用する都市再生プロジェクトの合計数を今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指すことが示された。令和4年3月末現在、東京都では、国家戦略特別区域会議に46のプロジェクトを提案しており、国、都、民間事業者等が連携し、都市再生の推進に取り組んでいるところである。

<具体的要求内容>

- (1) 特定都市再生緊急整備地域の整備計画等の実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 令和4年度までの時限措置となっている都市再生促進税制の税制特例措置を令和5年度以降も延長すること。
- (3) 民間が行う都市再生事業が着実に推進されるよう、都市再生事業として認定された事業において、市街地再開発事業の保留床取得について、権利床取得者と同等の税制上の優遇措置を行うなど、支援拡充を行うこと。

1 0 市街地の開発に係る諸事業の推進

1 土地区画整理事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する土地区画整理事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 沿道整備街路事業に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を目的とした、沿道整備街路事業と同様の手法による制度を制定すること。

<現状・課題>

- (1) 土地区画整理事業は、未整備な市街地又は市街地予定地において、道路や公園などの公共施設と宅地を一体的・総合的に整備し、交通の円滑化、防災性の向上、地域の活性化などを図り、安全で快適な市街地を創出する重要な事業である。

現在、都内では区部及び多摩地域の48地区で公共施行、民間施行の土地区画整理事業が行われているが、これらの地区では保留地処分金以外に各種補助金の導入なくしては事業が成立しない。

また、ターミナル駅の再編整備等の大規模な都市基盤整備など、東京の都市再生に資する取組を着実に進めるためにも、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが必要不可欠である。

- (2) 都市計画道路の整備は、地域の幹線道路網の形成、交通の円滑化、防災性の向上などを図る重要な事業である。

その促進のため、多様化する権利者の意向に応えられる「沿道整備街路事業」などのまちづくり手法を活用した道路整備を導入していく必要がある。

- (3) 公園の用地確保に当たっては、用地取得の際に残地が発生することや、地権者自身による移転先確保が難しいといった理由により、地権者の同意が得られにくいという課題がある。

沿道整備街路事業は、街路事業に併せて敷地レベルの土地区画整理事業を実施することで、残地の解消や周辺の低未利用地の活用が可能となり、もって街路事業と周辺市街地の整備を促進することができる。同様の手法を公園に適用できるようにすることで、公園と周辺市街地の一体的な整備促進を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 事業を着実に推進するため、必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。万が一財源が削減された場合、東京の都市再生に資する大規模な都

市基盤整備や面的な無電柱化等の着実な推進、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。

特に、既成市街地の公共施設整備を行う都施行の六町地区、日野市施行の西平山地区、羽村市施行の羽村駅西口地区、あきる野市施行の武蔵引田駅北口地区、都市再生機構施行の品川駅北周辺地区、羽田空港跡地地区、中野三丁目地区や、大規模な都市基盤整備を伴う渋谷駅街区地区などに対する財源を事業期間に応じて確保すること。

- (2) 沿道整備街路事業を推進するため、事業の用に供する土地の先行取得、都市計画道路区域外の建物移転や工事に対する助成制度の拡充を検討すること。
- (3) 公園の用地確保を促進するため、沿道整備街路事業と同様の、公共管理者の負担金制度を活用した敷地レベルの土地区画整理事業の制度を制定すること。

参 考

1 土地区画整理事業の推進（都市整備局所管分）

【事業中地区数】

（ ）は令和4年度交付金等対象地区数

施行者	区部	多摩	計
都	9 (1)	0 (0)	9 (1)
区市町	2 (1)	19 (17)	21 (18)
都市再生機構	6 (3)	0 (0)	6 (3)
組合	0 (0)	5 (1)	5 (1)
個人	3 (1)	4 (0)	7 (1)
計	20 (6)	28 (18)	48 (24)

(令和4年11月30日現在)

2 市街地再開発事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 都市再生や都市機能の更新に資する市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。
- (2) 大街区化の推進に必要な財源を確保すること。
- (3) 事業促進を可能にする柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 組合設立等に係る人数同意要件を合理的にすること。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

<現状・課題>

- (1) 市街地再開発事業は、都市の骨格である道路・公園等の公共施設の整備、敷地の統合や共同建築物の建築等により、土地の高度有効利用と都市機能の更新や魅力ある都市拠点の形成・国際競争力の強化、密集市街地の解消など東京の都市再生を図る上で重要な事業である。

現在、都内では55地区が事業中であり、公共施行だけでなく、民間による組合施行も行われている。これらの地区は、近年高騰し、高止まりしている建設工事費の影響を大きく受けており、また、新型コロナ危機を契機として、変化する居住環境やオフィス需要へのニーズに即応したまちづくりの展開のため、確実な国費の導入が不可欠である。今後、東京駅前八重洲一丁目東B地区、浜松町二丁目地区などで事業が最盛期を迎え、また、JR小岩駅北口地区、豊海地区など複数の市街地再開発事業が工事に着手する予定であり、引き続き安定的・継続的に財源を確保することが、事業を着実に進めていくために不可欠である。

- (2) 都心部等では、街区規模が小さい、区画道路の幅員が狭いなどにより、ポテンシャルを生かし切れていない地区がある。市街地環境の改善や土地の有効・高度利用を図るためには、市街地再開発事業を活用した大街区化を進める必要がある。
- (3) 平成28年の法律改正により、施設建築敷地予定地内に既に地下鉄等の区分地上権が設定されている場合、権利者全員の合意を得ることなく当該地上権の保全が可能となったが、市街地再開発事業の実施に合わせて、新たに地下鉄等を整備する場合、権利者全員の合意が得られない限り、当該区分地上権の設定ができず、事業の円滑な推進が困難である。

- (4) 現行法では、組合設立等の際し、区域内の宅地所有者等の3分の2以上の同意を要するが、宅地分割を行ってこの人数要件を成立又は不成立にさせようとする者がいた場合、分割された後の宅地所有者等の人数によって算定しなければならない。
- (5) 戸建住宅や集合住宅を、市街地再開発事業により住宅や事務所等の複合建築物として整備し、当該建築物の総床面積に占める住宅の床面積割合が一定の割合に満たない場合、土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税について、住宅部分であっても非住宅用途としての取扱いを受けることとなり、従前と同様に住宅用途として評価・課税される場合と比べて税の負担が増大する。

< 具体的要求内容 >

- (1) 市街地再開発事業の財源が削減された場合、東京の都市再生や都市防災機能強化に向けた不燃化・面的な無電柱化などの取組や、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。このため、事業の着実な推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
また、不動産市況の悪化、建設工事費の高騰、コロナ後のまちづくり等を踏まえ、状況に即応した財政支援を行うこと。
- (2) 都心をはじめとする既成市街地において、街区再編や機能更新を計画的に行い、都市再生を進めていくための、大街区化の推進に必要な財源を継続的かつ安定的に確保すること。
- (3) 権利者全員の合意が得られない場合でも、事業促進が可能となるように、施設建築敷地内に新たに整備する地下鉄等の区分地上権を設定できる柔軟な権利変換手法を導入すること。
- (4) 宅地の小割り・分割を行っても、同意対象人数が増えないような算定の方法とするなど、人数同意要件の算定方法の見直しを行うこと。
- (5) 市街地再開発事業により整備された住宅や事務所等の複合建築物のうち、従前の住宅部分に対応して取得された住宅部分に係る固定資産税及び都市計画税について、総床面積に占める住宅の床面積割合にかかわらず、通常の住宅と同様の税負担とする措置を講じること。

3 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局）

安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の推進に必要な財源を確保するとともに、地区公共施設等整備に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

現在、都内では13地区が事業中であり、住宅や公共施設の整備等を総合的に行うことにより、快適な居住環境の創出や密集市街地の改善が図られている。

住宅市街地総合整備事業を着実に進めていくためには、今後も引き続き財源を安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

また、良好な住宅市街地整備には、都市計画道路などの関連公共施設のみならず、関連公共施設の採択基準に満たない規模の小さな区画道路などの地区公共施設整備も行われる。こうした施設は、居住者が利用し、生活に密着した施設が多いが、国費率が関連公共施設と比較して低く、事業を推進するに当たり、地方公共団体の財政の負担が大きくなっている。

<具体的要求内容>

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。安全で快適な住宅市街地の形成を図るため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、地区公共施設等整備の現行国費率3分の1を都市計画道路などの関連公共施設整備や住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）と同率の2分の1に引き上げること。

4 道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進

（提案要求先 国土交通省）
（都所管局 都市整備局・建設局）

道路整備と一体的に進める沿道のまちづくりの推進に必要な財源を確保するとともに、税制上の優遇措置を講じること。

<現状・課題>

首都直下地震による東京の被害想定によると、大地震が発生した場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約19万棟にも及ぶとされ、都内に約8,600ha存在する木造住宅密集地域では、大規模な市街地火災が発生するおそれがある。

このため、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の形成が重要である。

木造住宅密集地域等で実施している「一体開発誘発型街路事業（道路整備と一体的に進める沿道のまちづくり）」は、道路整備により発生する沿道の小規模、不整形な残地を交換・集約化した上で建物の共同化を図るなど、沿道地域の土地利用の高度化と延焼遮断帯形成による防災性、安全性の向上を早期に発現させる整備効果が大きい重要な事業である。

現在、都内では8地区が事業中であり、道路用地買収の進捗により火災の延焼防止や緊急時の避難路としての空間が生まれ、当該地域での防災性が向上している。これにあわせ、沿道においても、共同化住宅が完成するなど、沿道の不燃化等に資するまちづくりが着実に前進している。

一体開発誘発型街路事業の財源が削減された場合、早期の事業完成を望む地権者等に深刻な影響を与える。今後も事業を着実に進めていくため、事業の推進に必要な財源を引き続き安定的・継続的に確保することが必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 一体開発誘発型街路事業は、道路ネットワークの形成を図るとともに、沿道における建替え促進等による共同化・不燃化により延焼遮断帯が形成され、地域の防災性向上が早期に発現するなど、整備効果が大きい。事業の円滑な推進のため、国費を重点的に配分するとともに、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (2) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、都市防災総合推進事業及び住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)と連携し重層的な展開を図り、延焼遮断帯の形成を促進することが重要である。そのため、事業の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。
- (3) 一体開発誘発型街路事業の推進に当たり、当該道路用地取得により生じた残地の売却について、都市計画道路区域内と同様に、譲渡所得に対する税制上の優遇措置を講じること。

5 市街地開発事業などにおける無電柱化の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 敷地内への新たな電柱設置を規制する制度を検討すること
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化の推進に必要な財源を確保するとともに技術基準を示すこと。

<現状・課題>

- (1) 地震や台風など大規模災害時に電柱倒壊による道路閉塞や停電の長期化による二次被害を防ぐために、まちづくりにおいても無電柱化を積極的に進める必要がある。

平成28年に施行された、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）では、市街地開発事業などが実施される場合には、道路上に電

柱や電線を新たに設置しないようにするとされている。また、平成31年4月の道路法施行規則の改正により、無電柱化の推進に関する法律第12条における電線の占用場所は、原則地中であることが明確化されたところである。

しかし、これらの法令は道路内を対象としていることから、敷地内への建柱については規制するすべがなく、土地区画整理事業や開発行為などの宅地開発においては、依然として電柱が新設される状況にある。なお、都では、令和2年度から宅地開発の無電柱化を推進するため「宅地開発無電柱化パイロット事業」を開始し、令和4年度からは国が創設した補助制度も活用し「宅地開発無電柱化推進事業」として事業を拡充のうえ継続している。また、令和3年度から自治体が施行し新たに計画される市街地整備事業で都の補助を受けるものは、原則として地区内すべての無電柱化を義務化している。

- (2) 土地区画整理事業は、道路整備に併せて低コストで効率的に無電柱化を進めることができる絶好の機会であるが、都市計画道路等の幹線道路以外の道路については、無電柱化に係る整備費負担などの財政的課題、地上機器の設置場所などの技術的課題の両面から、無電柱化が進まない状況である。土地区画整理事業における無電柱化を進めるためには、新たな財源の確保や技術的基準を示すなどの取組が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地開発事業や開発行為における区域内の無電柱化を推進するために、道路上だけではなく敷地内への新設電柱設置を規制できる制度を検討すること。
- (2) 土地区画整理事業における無電柱化を推進するため、以下のとおり必要な財源の確保と制度の拡充、新たな技術基準の制定を行うこと。
- ① 都は、土地区画整理事業における区域内全ての無電柱化のため、都市計画道路以外の区画道路を含む全ての道路を対象とする補助制度の拡充を行った。国においても、全ての土地区画整理事業を対象に、無電柱化の費用に対する補助制度の拡充を図ること。
- ② 土地区画整理事業の設計の概要の策定において、無電柱化を行う場合の基準を新たに定めること。

1 1 マンションの適正な管理と円滑な再生による 良質なストックの形成促進

(提案要求先 法務省・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生を促進するための更なる支援策を講じること。

<現状・課題>

都内の分譲マンションは、約194万戸あり、総世帯数の約4分の1が居住するなど、主要な居住形態として広く普及している。また、マンションは、市街地の構成要素として、まちの活力や魅力、防災力の形成とも密接に関連しているなど、地域のまちづくりやコミュニティ形成にとって重要な存在となっている。

その一方で、経年とともに、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が確実に進行しており、管理組合の機能低下等によって管理不全に陥れば、周辺環境にも悪影響を及ぼし、深刻な社会問題へと発展するおそれがある。

こうした事態を引き起こさないためにも、長期的視点に立って実効性のあるマンション施策を積極的に展開し、適正な管理と円滑な再生を促進していく必要がある。

都は、これらの課題認識を踏まえ、平成31年3月に、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）を制定し、令和2年度から、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務処理特例制度を活用しながら、昭和58年以前に建築された6戸以上のマンションを対象とする管理状況の届出制度により把握した状況に応じて、区市町村と連携して管理組合に対する助言・支援等を行っている。

また、令和2年3月に「東京 マンション管理・再生促進計画」を策定し（令和4年3月改定）、老朽マンション等の適正な管理と円滑な再生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進している。

国においては、令和2年6月に公布されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替法」という。）の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）により、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成や、管理組合の作成する管理計画を認定する制度（以下「管理計画認定制度」という。）などのマンション管理適正化の新たな仕組みが設けられ、マンションの建替え円滑化においても、マンションの除却の必要性に係る認定対象の拡充や要除却認定を受けた老朽マンションを含む団地における敷地分割などの新制度が施行され

た。「東京マンション管理・再生促進計画」において掲げた施策の着実な推進には、こうした新たな法制度を踏まえ、国において、更なる制度改正や支援策の拡充等が必要である。

また、8割超の管理組合がマンション管理業者に管理業務を委託している現状（「平成30年度マンション総合調査」国土交通省）を踏まえると、マンションの適正な管理の促進を図るためには、マンション管理業の適切な実施を確保することが重要である。

改正後のマンション管理適正化法により、地方公共団体は管理組合の管理者等に対する助言・指導及び勧告が可能となるなど、管理の適正化に係る権限と責任の拡大が図られたものの、マンション管理業者の登録や監督に関する業務については、引き続き国において実施されている。都道府県が、効果的かつ効率的に管理の適正化を推進していくためには、これらの業務に総合的に取り組んでいけるようにすることが必要である。

<具体的要求内容>

〔マンション管理適正化法に基づく新制度における地方公共団体への支援等〕

- (1) 都を含め、マンション管理状況の実態把握の方法や管理適正化のための管理組合等に対する助言及び指導等に関する規定を有する条例を、改正後のマンション管理適正化法に先行して制定している地方公共団体に対しては、同法の運用などに配慮し、当該地方公共団体の条例制度の運用などに大きな影響が生じないようにするとともに、マンション管理適正化法に基づく新制度の運用に当たっては、地方公共団体による事業実施が円滑に行われるよう配慮し、適切な支援等を図ること。

〔マンションの管理水準の向上〕

- (2) 改正後のマンション管理適正化法の運用に当たっては、優良な管理が行われているマンションや、災害時における避難者の一時受入れなど、地域への貢献を積極的に行うマンションを評価し、管理計画認定制度における認定を取得したマンションに対する税制、金融等の優遇措置を講じるなど、管理水準の向上の促進を図ること。

特に、修繕積立金の不足等により、大規模修繕工事が適切になされないままマンションの高経年化が進めば、周辺環境の悪化や地域住民の健康被害をはじめとした外部不経済をもたらしかねないことから、管理組合に対し、必要な修繕積立金を確保し、長寿命化に資する大規模修繕工事の実施を促す税制上の優遇措置を講じること。なお、導入に当たっては、地方財政に大きな影響が生じないように配慮すること。

〔既存マンション取引時における管理情報の開示促進等〕

- (3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）で規定する重要事項説明の前の段階でも、既存マンションの購入予定者が管理組合の財務・管理に関する情報の開示を受けられるよう、マンション標準管理規約などの関係規定等を整備すること。

また、優良な管理が行われているマンションが市場で評価されるよう、管理組合による管理計画認定制度の利用の促進などを通じ、価格査定における維持管理に関する査定条件の充実等の措置を図ること。

〔マンション管理業者の適切な業務執行への都道府県の関与等〕

- (4) 8割超の管理組合がマンション管理業者に管理業務を委託している現状を踏まえ、国が実施しているマンション管理業の監督状況を都道府県と共有する環境を速やかに整備すること。また、将来的には、都道府県が国と連携してマンション管理業者の適正な業務執行の確保に関与できる仕組みを講じること。

〔改修によるマンション再生の促進〕

- (5) 改修に伴う専有部分の共用部分化など、現行では全区分所有者の同意が必要と解される事項について、特別多数決議で実施できる制度を導入すること。
- (6) 改修によるマンション再生に対する補助制度（優良建築物等整備事業の既存ストック再生型）及びバリアフリー改修や省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置を継続すること。

〔耐震性不足マンション等の早期解消〕

- (7) 耐震診断及び耐震化のための計画策定や、耐震改修工事にかかる区分所有者の自己負担が、より軽減されるよう、住宅・建築物安全ストック形成事業における国の補助割合を拡大すること。
- (8) 区分所有法の定める建替え決議要件の緩和など建替え決議の在り方について、法務省を中心として検討がなされているところであるが、耐震性が特に低いマンションや、まちづくりの観点から建替え等の必要性が高いマンションについては、建替えや敷地売却に必要な決議要件を緩和（5分の4の特別多数決要件の引下げ、所在等不明の区分所有者等を除外した多数決とする仕組みなど）するとともに、建替えにおける借家人の同意要件を緩和するなど、合意形成をより円滑に進めるための措置を講じること。

〔既存不適格等により建替えが困難なマンションの再生の円滑化〕

- (9) 全員同意が必要となる非現地での建替えを特別多数決議で可能とする仕組みを創設すること。

また、非現地での建替えや隣接地等との共同建替えを権利変換手続で行うことができる新たな事業手法を創設するとともに、税制上の優遇措置も講じること。

- (10) マンション敷地売却制度は、耐震性が不足するマンションに加えて外壁の剥落等の危害を生ずるおそれがあるものが対象とされているが、既存不適格等で建替えが困難なマンションや、まちづくりの観点から除却の必要性が高いマンションについても適用の対象とするとともに、買受人が耐震性不足のマンションを改修し、継続して活用することができるよう既存マンションの除却を要件としないなど、適用要件の緩和も併せて措置すること。外壁の剥落等の危害を生ずるおそれがあるものという要件については、認定する自治体が円滑に取り組めるよう配慮すること。
- (11) 敷地に借地権等が設定されるマンションの土地所有権は、マンション建替法において権利変換の対象とならず、法による権利調整ができないことから、建替えの円滑化を図るため、権利変換ができる仕組みの整備を図ること。
- (12) 複数の開発整備事業を段階的に実施する区域において、老朽マンションを売却し、先行して整備された住宅を取得する区分所有者に対する税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実させること。

参 考

(4) マンション管理適正化法におけるマンション管理業者の主な業務規制

	概 要
登録等（法第44条）	マンション管理業を営もうとする者は、マンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。
管理業務主任者の設置（法第56条）	事務所ごとに、事務所の規模を考慮して一定数の専任の管理業務主任者を置かなければならない。
重要事項の説明（法第72条）	管理業務受託契約の締結の際は、重要事項等を記載した書面を交付するとともに、説明会を開催し、重要事項について管理業務主任者に説明させなければならない。
管理事務の報告（法第77条）	管理業務主任者は、定期的にマンションの管理者等に管理事務に係る報告をしなければならない。
監督（法第81条から法第83条まで）	上記その他の業務規制に違反した場合、国土交通大臣による行政指導、指示処分、業務停止命令、登録の取消し等の監督処分の対象となる。

(5) 改修に伴う専有部分の共用部分化などを特別多数決議で実施できる制度の導入

現行法上、専有部分と共用部分の所有関係に大きな変化を伴う工事の場合は、区分所有者全員の同意が必要となる。住戸や店舗等の専有部分を集会所やテレワークのためのコワーキングスペースなど共用部分に改修する等、将来的なニーズに対応できるよう特別多数決議により可能となるようにすべきである。

(7) 住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震化支援の概要

※平成22年度から「社会資本整備総合交付金」に再編

	制度概要（主な要件等）
耐震診断及び耐震化のための計画の策定	補 助 率：地方公共団体が実施する場合 国1／2 地方公共団体以外が実施する場合 国1／3＋地方公共団体1／3
耐震改修工事	補助対象：耐震改修工事費（建替えを含む。） 補 助 率： (1,000㎡以上のマンション) 1／3（国1／6＋地方公共団体1／6） 工事費の1／3について、国費で1／2を補助 (1,000㎡未満のマンション) 23.0％（国11.5％＋地方公共団体11.5％） 工事費の23.0％について、国費で1／2を補助

○耐震診断及び耐震化のための計画策定

■ 現行の助成制度

国 1/3	地方自治体 1/3	自己負担 1/3
----------	--------------	-------------

※現行の自己負担割合 1 / 3 を軽減するため、国の補助割合の拡大を要望

○耐震改修工事

■ 現行の助成制度

(1,000 m²以上のマンション)

国 1 / 6	地方 1 / 6	自己負担 2 / 3
------------	-------------	---------------

(1,000 m²未満のマンション)

国 11.5%	地方 11.5%	自己負担 77%
------------	-------------	-------------

(8) ～ (11)

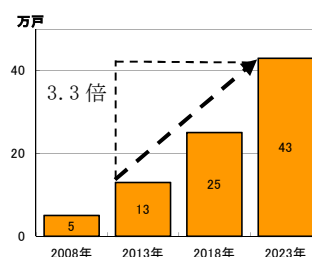
【マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）及び築40年以上の戸数の推移】

マンション建替法に基づく建替えの実績（件数）（単位：件）

年度	15～23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	計
東京都	29	3	5	4	1	5	7	6	4	9	73
全国 (東京都分を含む)	61	5	11	3	5	9	8	2	14	10	128

注) 構造計算書偽装物件を除く。

築40年以上の戸数の推移



(12) まちづくりと連携した老朽マンションの再生を円滑化する仕組みの充実

東京の都心部などの老朽マンション等が集積する区域や大規模団地などにおいては、複数の開発整備事業を段階的に実施し、先行する事業において区分所有者の移転先となる受け皿住宅を確保することで、合意形成の促進や引越し・仮住居費用の削減、住宅の集約化による合理的な土地利用が可能となり、一体的なまちづくりを進める上で有効である。

このため、地区計画の目標や方針に沿って、複数の開発整備事業等が計画的に実施される区域では、まちづくりに協力する区分所有者が、不動産の譲渡所得に対する課税などにより不利益を受けないよう、市街地再開発事業におけるやむを得ない事情により転出する場合と同等の税制優遇措置を講じるなど、まちづくりと連携して老朽マンションの再生が円滑に進む仕組みを充実させること。

1 2 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用

1 空き家対策の促進

(提案要求先 法務省・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

地域の状況を踏まえた空き家の利活用等を促進するため、法改正及び既存制度の見直しにより、更なる空き家施策の拡充を図ること。

<現状・課題>

平成30年住宅・土地統計調査によると、空き家は全国で約849万戸、東京都で約81万戸となっており、全住宅ストックの約1割を占めている。

空き家は、適切な管理がなされなければ、老朽化し地域の居住環境の悪化や防災機能の低下を招くことが懸念されることから、利活用を含む空き家の包括的な施策の推進が重要となっている。

東京都では、令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略では、政策目標において、東京の地域資源としての空き家の活用を促進することなどにより、「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合を「これ以上増やさない（2.31%）（2025年度）」としている。さらに、令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」において、目標の一つに「空き家対策の推進による地域の活性化」を掲げ、適正管理、有効活用及び発生抑制の三つを施策の柱としながら、区市町村による空き家の実態把握と計画的な対策の推進、空き家の状況に応じた適時適切な対応、地域特性に応じたまちづくり等と連携したメリハリある施策の展開などの視点から、今後の都の空き家施策の方針を明らかにし、計画的かつ効果的に施策を展開していくこととしている。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）に基づき、区市町村が地域の状況に応じ、総合的かつ計画的に空き家に関する施策等を進めているところであり、より実効的な取組を促進していくためには、更なる施策の充実が必要である。

（1）空家等の所有者等に関する情報の把握について
特措法第10条第3項では、区市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができることになっている。

（1）空家等の所有者等に関する情報の把握について

特措法第10条第3項では、区市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができることになっている。

しかし、この規定に基づき、電気、ガス等の供給事業者に空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めても、当該事業者は個人情報等を理由に情報提供を断ることがあり、このことが空家等の所有者等の特定に支障を来している。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日付総務省・国土交通省告示第1号。以下「指針」という。）で掲げられている不動産登記簿情報、住民票情報、電気・ガスの使

用状況等の情報や契約者情報は、空家等の所有者等を特定するために非常に有益であることから、指針で想定されている例示を法律に規定するとともに、目的外利用できる情報の範囲を拡大する必要がある。

(2) 即時執行について

特措法の制定後、自治体は特措法に基づき、助言又は指導、勧告及び命令の経路を経て、代執行による措置を講じることができるようになった。一方で、都内の幾つかの自治体においては、特措法施行前から空き家等に関する条例を制定して取り組んでいる。中には、特措法に規定されていない即時執行（災害等により、人の生命、身体又は財産に危険が差し迫る状態の空き家等に対して、所有者の同意を得ずに必要な最小限度の措置を講ずること。）について条例で規定している自治体もある。

しかし、条例に基づく即時執行の規定は、特措法における代執行の規定との整合性が整理されておらず、法的根拠が明確でない中での条例を根拠とした執行は、訴訟等に発展するおそれがある。

このため、即時執行（これに要した費用の徴収に関する規定も含む。）について特措法に規定し、位置付けを明確にする必要がある。

(3) 空き家の発生を抑制するための特例措置について

当該特例では、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であって、当該相続開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限って対象としている。

しかし、被相続人が高齢期に健康を保って一人暮らしができる人ばかりではなく、介護が必要なため子供世帯との同居を選択する人もいる。

この特例措置は、相続人が使用していない放置された古い空き家や、その取壊し等後の敷地の流通による有効活用を促進し、空き家の発生を抑制することを目的としているため、一時的な居住の実態により特例の対象とならないことについて、区市町村の担当者からも疑問が呈されており、特例の対象要件を見直す必要がある。

(4) 地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件について

空き家対策総合支援事業（補助金）及び空き家再生等推進事業（交付金）では、空き家を地域活性化施設として利活用する場合、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものという要件が課されている。

しかし、この期間の長さでは、所有者等が空き家の利活用に躊躇することがあり、また、条例でこれよりも短い期間を補助要件としている自治体では、国の制度を活用することができない。

そこで、地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 空家等の所有者等を特定するために、法改正により指針で想定されている例示を規定するとともに、目的外利用ができる情報の範囲を拡大すること。
- (2) 区市町村が特措法に基づき、緊急に危険回避をする際は、所有者の同意を

得ずに行政措置を講じることが可能となるように法改正を行うとともに、緊急措置に要した費用の徴収に関する規定も併せて整備すること。

- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）を改正し、令和元年度より改正された被相続人が老人ホーム等に入所していた場合と同様に、被相続人の一時的な転居や被相続人以外の者が同居していた場合についても、相続により生じた相続人が使う見込みがない古い空き家又は当該空き家の取壊し等後の敷地の譲渡（当該譲渡の対価の総額が1億円を超えないものとする。）であれば、特例措置の対象とすること。
- (4) 地域の状況を踏まえた空き家の利活用等をより一層促進するために、空き家を地域活性化施設として利活用する際の補助金及び交付金の要件を緩和すること。

参 考

- (1) 即時執行について

即時執行とは、相手方に義務を課すことなく行政機関が直接に実力を行使して、もって行政目的の実現を図る制度をいう。

なお、即時執行は行政上の強制執行ではないので、条例によることも可能である（原田尚彦「行政法要論」全訂第七版（補訂版）P243は行政上の強制執行法律主義に鑑み、即時強制も基本的には原則法律主義が妥当としている（出典：塩野宏「行政法Ⅰ」第六版 行政法総論P277、P280））。

- (2) 平成28年度税制改正により導入された空き家の発生を抑制するための特例措置について

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供されていた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し等後の土地を譲渡した場合（譲渡価額が1億円以下）には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

この特例を適用するために、相続人が確定申告時に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を区市町村が行うこととされている。

＜適用期間＞

平成28年4月1日から令和5年12月31日までに譲渡すること。

＜対象となる家屋についての主な要件＞

- ①相続の開始の直前に、被相続人以外に居住をしていた者がいない。
- ②昭和56年5月31日以前に建築された建物（区分所有建築物を除く。）
- ③相続の時から譲渡の時まで、居住等の用に供されていたことがない。

2 既存住宅流通の活性化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部)

既存住宅流通を促進する施策を総合的に推進すること。

<現状・課題>

我が国では、既存住宅は、その品質や管理状態とは関係なく築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にあり、そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。

国は、平成25年度に「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」を策定し、それを踏まえ、平成27年度には「既存住宅価格査定マニュアル」が改訂されるなど、建物の維持管理状況等が適切に反映される建物評価手法の整備が進められてきた。

また、平成30年4月から、既存住宅売買時における建物状況調査（インスペクション）に関する説明が宅地建物取引業者の義務になるとともに、一定の要件を満たす既存住宅の広告販売時に、国の定める標章を付与できる「安心R住宅」制度が開始された。

東京都では、令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」において、目標の1つに「良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」を掲げ、既存ストックの有効活用を図っていくこととしている。平成30年3月には、事業者向けに「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定し、同年6月から、消費者の不安を解消し安心して既存住宅を売買できるよう、不動産・建設業者等からなる事業者グループの登録制度や、建物状況調査（インスペクション）費用等への補助制度を新たに創設した。また、令和元年5月には、リフォームした住宅を公開する東京リフォームモデルハウス事業を開始している。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時から維持管理期、売買時までの全体を通じて、住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要であり、既存住宅の取得やリフォーム等に当たって、税制面からの積極的な支援も必要である。

また、空き家の発生を抑制する観点からも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが有効である。

<具体的要求内容>

- (1) 平成25年度に策定された評価指針に基づく建物評価手法については、内容が複雑で価格査定実務を行う宅地建物取引業者等にとって活用しづらいものとなっているため、簡便で統一的なものとするとともに、金融機関等にも広く普及を図ること。
- (2) 既存住宅の流通活性化に向け、適正な維持管理や質の向上を図る観点から、長期優良住宅等に加え住宅取得に関する税制優遇を幅広く見直し、いわゆる住宅ローン減税などについて、安心R住宅など一定の品質を有する既存住宅

の取得においても、その品質や性能等に応じた優遇措置を講じること。

- (3) 適正な維持管理や質の向上に寄与するリフォーム等を促進する観点から、省エネルギー改修など一定のリフォーム等を行った場合に受けられる税制優遇措置の拡充や、適用要件の緩和を図るなど、住宅所有者の自主的な取組を促進するための措置を講じること。

1 3 東京外かく環状道路の整備促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 外環（関越道～東名高速）については、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。有料道路事業の活用を基本としつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。

事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進めるとともに、コスト縮減に努めること。また、都が受託している青梅街道インターチェンジの用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

- (2) 「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等におけるまちづくりなどについて、都や沿線区市と協力し推進すること。

- (3) 外環（東名高速～湾岸道路）については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における議論も踏まえ、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速～湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。

<現状・課題>

東京が日本経済のエンジンとして、我が国の成長をけん引するため、また、災害時における首都東京の安全・安心を確保するためには、首都圏の陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化が極めて重要である。

とりわけ、首都圏における交通・物流の根幹を成す外環は、渋滞緩和によるヒト・モノのスムーズな流れの確保、首都直下地震など大規模災害時における避難・救急活動ルートの確保など、様々な効果が期待されている。平成30年6月には、千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの4つの高速道路が外環道で結ばれ、都内を通過する交通が外環に転換するなどの整備効果が発現している。し

かしながら、今なお残っているミッシングリンクにより、環状道路の整備効果を最大限発揮できておらず、未開通区間の早期整備が必要である。

外環（関越道～東名高速）については、これまで本線シールドトンネルに加え、本線と地上をつなぐランプシールドトンネルの整備が行われてきた。また、大深度地下において本線とランプをつなぐ地中拡幅部について検討が進められてきている。

令和2年10月に発生した調布市での陥没事故以降、事業者は、シールドトンネル工事を中止し、陥没箇所周辺において、家屋の補償等の対応を行ってきており、引き続き誠意を持って実施するとしている。

また、事業者は、再発防止対策の具体化を進め、令和3年12月に大泉及び中央ジャンクションのシールドトンネル工事について、再発防止対策等を取りまとめ、安全を最優先に、令和4年2月から事業用地内で掘進作業を順次開始している。

今後の事業においては、再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細やかな対応が求められる。

一方、外環（東名高速～湾岸道路）については、首都圏三環状道路のいわば総仕上げの区間であり、羽田空港や京浜港へのアクセス性の強化など、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、整備が不可欠な区間である。

現在、国土開発幹線自動車道建設法による予定路線に位置付けられている本区間の整備に向けては、事業中の外環（関越道～東名高速）と同様、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、国によって基本計画の決定や整備計画の決定を行うなど、計画の具体化のためのステップを着実に進めていく必要があるものと考えられる。

国、東京都及び川崎市の三者で構成する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」は、令和元年6月の第5回以降、開催されていない。第5回では、次回の協議会において、計画の基本的な方針を取りまとめていくことが確認されており、これらの議論も踏まえながら、計画を具体化するためのステップに早期に移行することが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外環（関越道～東名高速）は、首都圏における交通・物流の根幹を成す重要な道路である。都の負担増とならないよう、有料道路事業を活用しつつ、整備に必要な財源を十分に確保し、早期に開通すること。大深度地下における高度な技術力を要する本線トンネルや本線とランプをつなぐ地中拡幅部等について、安全を最優先に整備を進め、コスト縮減、都民に対する丁寧な説明に努めること。特に、令和2年10月に調布市で発生した陥没・空洞事故を踏まえ、取りまとめられた再発防止対策等を確実に実施するとともに、住民の不安払拭に向け、地元自治体の意見を聞きながら、緩んだ地盤の補修の実施、個々の事情に合わせて行われている補償を含めた丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うこと。また、用地取得については、青梅街道インターチェンジにおける工事スケジュールを明確にした上で方針を示すなど、用地取得が円滑に進むよう、相互に連携して取り組むこと。

引き続き、国、都、NEXCO東日本・中日本による東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議を活用し、都と十分に調整を図りながら進めること。

- （２）地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」を国の責任において確実に履行すること。

また、外環の整備に併せ、ジャンクションやインターチェンジ周辺等のまちづくりについて、都や沿線区市と協力し推進すること。特に３区市に跨る中央ジャンクション周辺のまちづくりについては、国が主導し、都や沿線区市と協力してまちづくりを推進すること。

さらに、アクセス道路整備については、外環の事業に併せ着実に整備する必要があるため、工事等の施工に係る調整について積極的に協力すること。

- （３）東名高速～湾岸道路間については、関越道～東名高速間に引き続き整備していくため、計画の検討に必要な調査等を加速させ、早期に具体化すること。

具体的には、まずは「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」を早期に開催するとともに、そこでの議論も踏まえた上で、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、東名高速～湾岸道路間の全区間について、基本計画の決定を目指すなど、計画を早期に具体化すること。

1 4 高速道路網の整備推進及び有効活用等

1 高速道路網の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都圏三環状道路に加え、首都高速都心環状線新京橋連結路（地下）や晴海線延伸部など、首都圏における高速道路網の整備を推進するとともに、必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都圏三環状道路は、首都機能を担う東京圏に不可欠な広域交通基盤であり、最初のリングとして全線開通した首都高速中央環状線は、外環や圏央道とともに、交通分散による渋滞緩和やネットワーク強化による移動時間の短縮など、高いストック効果を発現している。

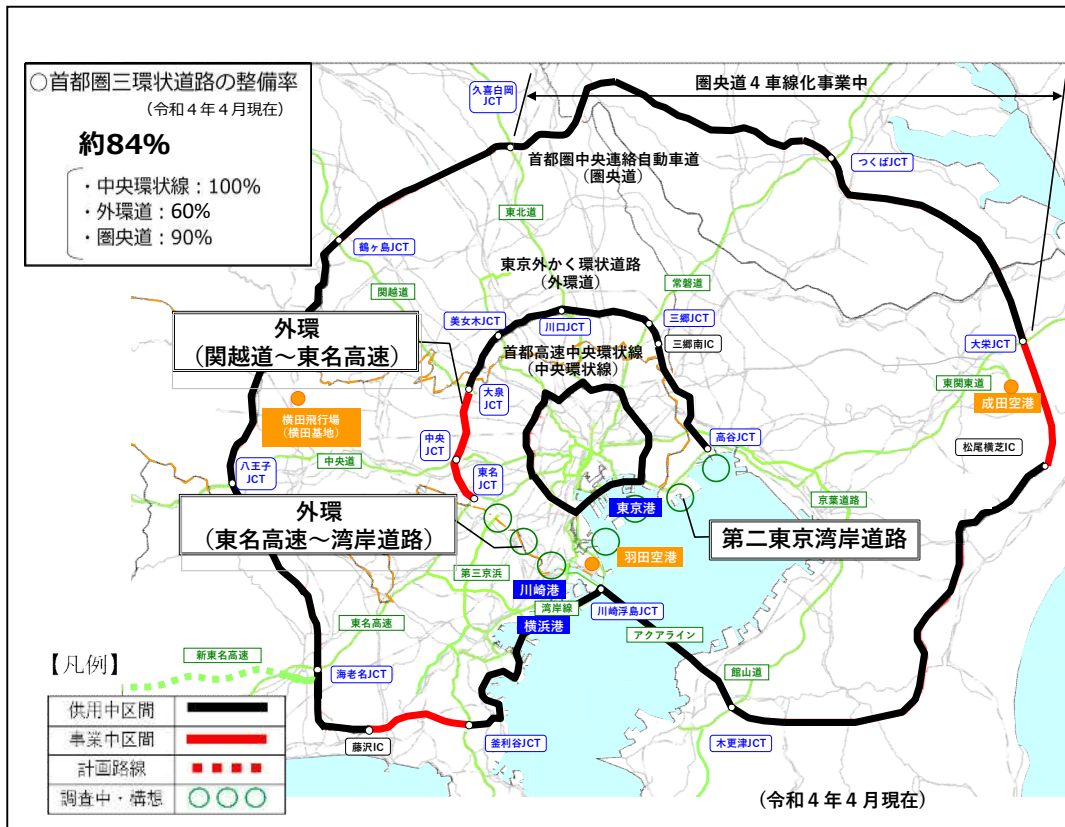
しかし、首都圏の高速道路網にはミッシングリンクが存在し、首都高速道路などの都内の高速道路では、交通集中による渋滞や事故が依然として頻発している。渋滞のストレスを感じることのない快適で自由自在な移動を実現するためには、活発な都市活動を支える高速道路網の強化が不可欠である。

また、日本経済をけん引する首都圏の国際競争力を強化するためには、人やモノの流れをスムーズにして、生産性の向上や観光振興などを促進するとともに、全国にその効果を波及させ、日本経済の活性化と持続的な成長を支えていく必要がある。さらに、激甚化・頻発化・広域化する自然災害から首都機能を守り、救援・復旧活動を迅速に進めるためにも、その生命線となる高速道路網のリダンダンシーの向上が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都圏三環状道路を構成する外環や圏央道の未開通区間を早期かつ確実に整備するとともに、圏央道の4車線化を推進すること。
- (2) 交通が集中する江戸橋JCTの渋滞緩和に寄与する都心環状線新京橋連結路（地下）を早期に事業化すること。また、晴海線延伸部は、首都高速道路の中でも特に交通が集中する江戸橋・箱崎JCTなどの渋滞ポイントを避けて、都心と湾岸線の相互アクセスを可能にするなど、高い整備効果が見込まれることから、事業者を早期に決定し事業化すること。
- (3) 首都圏三環状道路の概成を見据え、第二東京湾岸道路など広域的な交流・連携を促す路線の計画を具体化すること。
- (4) 首都圏の高速道路網の整備に必要な財源を確保すること。新規路線の事業化に当たっては、地方公共団体の負担が過大とならないよう、料金徴収期間の延長などにより有料道路事業の財源を確保すること。
- (5) 都市高速道路の整備に対する日本高速道路保有・債務返済機構への出資率については、出資者である地方公共団体の意見を尊重し決定すること。

< 首都圏三環状道路の整備状況 >



< 都心環状線新京橋連結路（地下）・晴海線延伸部 >



2 高速道路網の有効活用

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 首都圏の高速道路網の有効活用を図るため、混雑状況に応じた料金施策の導入など、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて取り組むこと。
- (2) 本線料金所の撤廃などにつながる ETC の更なる普及促進や、ETC 専用の出入口の整備推進を図ること。
- (3) 中央道調布付近など既存の高速道路の渋滞対策を推進すること。

<現状・課題>

整備が進む首都圏の高速道路網を最大限に活用するためには、利用者の適切な経路選択を促す合理的で戦略的な料金体系を確立し、時間的・空間的に偏在する交通流動を最適化するとともに、高速道路へのアクセス向上やボトルネックの解消など、様々な取組で道路交通を円滑化させる必要がある。

これまで「料金の賢い3原則」に沿って、平成28年に対距離制を基本とした料金体系に整理・統一されるとともに、起終点を基本とした継ぎ目のない料金により圏央道への迂回が促進された。令和4年4月からは、首都高速道路における料金体系の整理・統一を更に進め、外環千葉区間への迂回を促進する料金改定が行われた。しかし、都心の混雑箇所を外側の環状道路で迂回すると料金が割高になるなど、料金体系の不合理性や分かりにくさは解消されておらず、NEXCO、外環、首都高速道路でそれぞれ課される利用1回当たりの固定額（ターミナルチャージ）は、都市部特有の割高感や不公平感をもたらしている。

ETC利用率は首都高速道路で97%に達しており、令和4年3月に開始された料金所のETC専用化は、事故の発生が課題となっている本線料金所の撤廃や、料金収受などに要するコストの削減、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることが期待される。また、スマートICなどのETC専用出入口の整備は、高速道路へのアクセス向上に加え、ETCの普及促進にもつながることが期待される。

ボトルネック対策としては、中央道の調布ICから三鷹バス停手前までの付加車線の設置に続き、三鷹バス停付近における線形改良及び付加車線の延伸が令和2年3月に事業化され、令和3年5月に道路線形改良工事が実施された。

<具体的要求内容>

- (1) ETC専用化の概成等を見据え、ターミナルチャージの重複徴収の撤廃など、公平でシームレスな料金体系とするとともに、都心の混雑を避ける迂回利用が割高とならないよう、管理主体や経路によらず、起終点間の最短距離を基本に料金を決定するシンプルな料金体系とすること。また、外側の環状道路の迂回利用や高速道路の夜間利用を促進する料金施策の充実や、ETC

2.0などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討など、混雑状況に応じた料金施策の導入に向けた取組を推進すること。その際、一般道を含めた交通流動の変化や債務の償還計画への影響などを検証するとともに、物流事業者等が活動しやすい環境整備に配慮すること。

- (2) できる限り早期のETC専用化と本線料金所の撤廃に向け、ETCの普及促進を図るとともに、クレジットカード非保有者や誤進入車への対策に加え、全国から流入する現金車への対応策を講じること。また、スマートIC及び首都高速道路におけるETC専用出入口の整備推進を図ること。
- (3) 中央道の調布付近や小仏トンネル付近の渋滞対策を推進すること。とりわけ、三鷹バス停付近（上り線）の渋滞対策を推進すること。

参 考

<一体的で利用しやすい料金体系の確立>



【現状】

- 発着地ともにNEXCO（外環等除く）の場合、環状道路経由の料金 ≤ 都心経由の料金
- 発地と着地で料金体系が異なる場合、経路によって料金が異なり、混雑を避ける迂回が割高
- ターミナルチャージが重複徴収



【今後】

- 公平でシームレスな料金体系の確立
ターミナルチャージの重複徴収の撤廃
- シンプルな料金体系の確立
起終点間の最短距離を基本に料金を決定
- 高速道路の夜間利用や外側の環状道路の迂回利用を促進する料金施策の充実
- ETC2.0などから得られるビッグデータを活用した機動的料金の検討

<本線料金所の分布>



3 高速道路の老朽化対策及び逆走対策

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路の老朽化対策を推進するとともに、逆走対策について取組を進めること。

<現状・課題>

首都高速道路をはじめとした首都圏の高速道路は、我が国の経済活動を支える基幹的なインフラであり、その機能を将来にわたり維持し、良質なストックとして健全に使用し続けるためには、大規模更新などの老朽化対策を計画的に実施していくことが不可欠である。

笹子トンネル天井板落下事故を踏まえ、国は平成25年を社会資本メンテナンス元年と位置付け、同年には首都高速道路株式会社が、翌年には東日本及び中日本高速道路株式会社が更新計画の概略を示し、それを受けて高速道路会社の料金徴収期間を延長する法改正がなされ、各高速道路会社の更新計画が策定された。

首都高速道路については、5つの大規模更新区間のうち、4区間で都市計画を変更し、工事が進められており、首都高速1号羽田線（東品川栈橋・鮫洲埋立部）では令和10年度の完成予定となっている。その一方で、首都高速道路は世界的に見ても過酷な使用状況にあり、高度成長期に集中的に建設された経緯から高齢化が急速に進んでいる。

また、高速道路での逆走は、死亡事故などの重大事故につながるおそれが高いことから、高齢化の進展や認知症問題の顕在化といった社会状況を踏まえ、国や高速道路会社等において対策が進められている。

<具体的要求内容>

- (1) 高速道路の老朽化対策については、各高速道路会社が計画的に行うよう指導すること。とりわけ、首都高速道路の大規模更新事業（1号羽田線、3号渋谷線）については、事業年度内に完成させること。
- (2) 老朽化対策の実施に当たっては、首都圏三環状道路の早期整備により都心への流入交通量を減らすなど、更新のための環境を整えながら、取組を進めること。
- (3) 老朽化対策の財源については、地方財政に依存することがないように、料金徴収期間の延長により高速道路利用者が負担することを基本とするなど、世代間の負担の公平性の観点を踏まえつつ、持続可能で社会的に受容される財源確保の枠組みを国の責任において構築すること。
- (4) 高速道路での逆走事故の撲滅を目指し、今後も取組を推進すること。

4 都市再生と連携した首都高速道路の大規模更新

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

首都高速都心環状線（日本橋区間、築地川区間）の大規模更新に当たっては、都市再生プロジェクトなどのまちづくりと連携して取り組むこと。

<現状・課題>

東京を成熟した都市としていくためには、首都高速道路の大規模更新の機会を捉えて都市再生を推進し、円滑な交通と快適な環境の両立を目指すことが重要である。

日本橋は、五街道の起点として江戸の中心だった場所であり、国の重要文化財に指定されている。その上空を通過する首都高速道路については、総理大臣や国土交通大臣の呼びかけをきっかけに、周辺景観に与える影響について有識者等による様々な議論がなされてきた。このような状況の中、平成26年に日本橋区間を含む首都高速道路の大規模更新計画が策定され、平成28年には日本橋周辺のまちづくりの取組が国家戦略特区の都市再生プロジェクトに追加された。

この機会を捉えて都は、国や首都高速道路株式会社と共同で、周辺のまちづくりと連携して首都高速道路の地下化に向けて取り組むこととし、首都高日本橋地下化検討会で取りまとめられた計画案を基に、令和元年に都市計画を変更した。現在、首都高速道路株式会社により地下化工事が進められている。地下化に当たり江戸橋JCT周辺の渋滞緩和を図るため、江戸橋JCTの都心環状線連結路を廃止することから、必要となる大型車の交通機能確保策について、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会において検討され、新たな都心環状ルートとなる新京橋連結路（地下）のルートや構造、事業スキーム等が取りまとめられた。

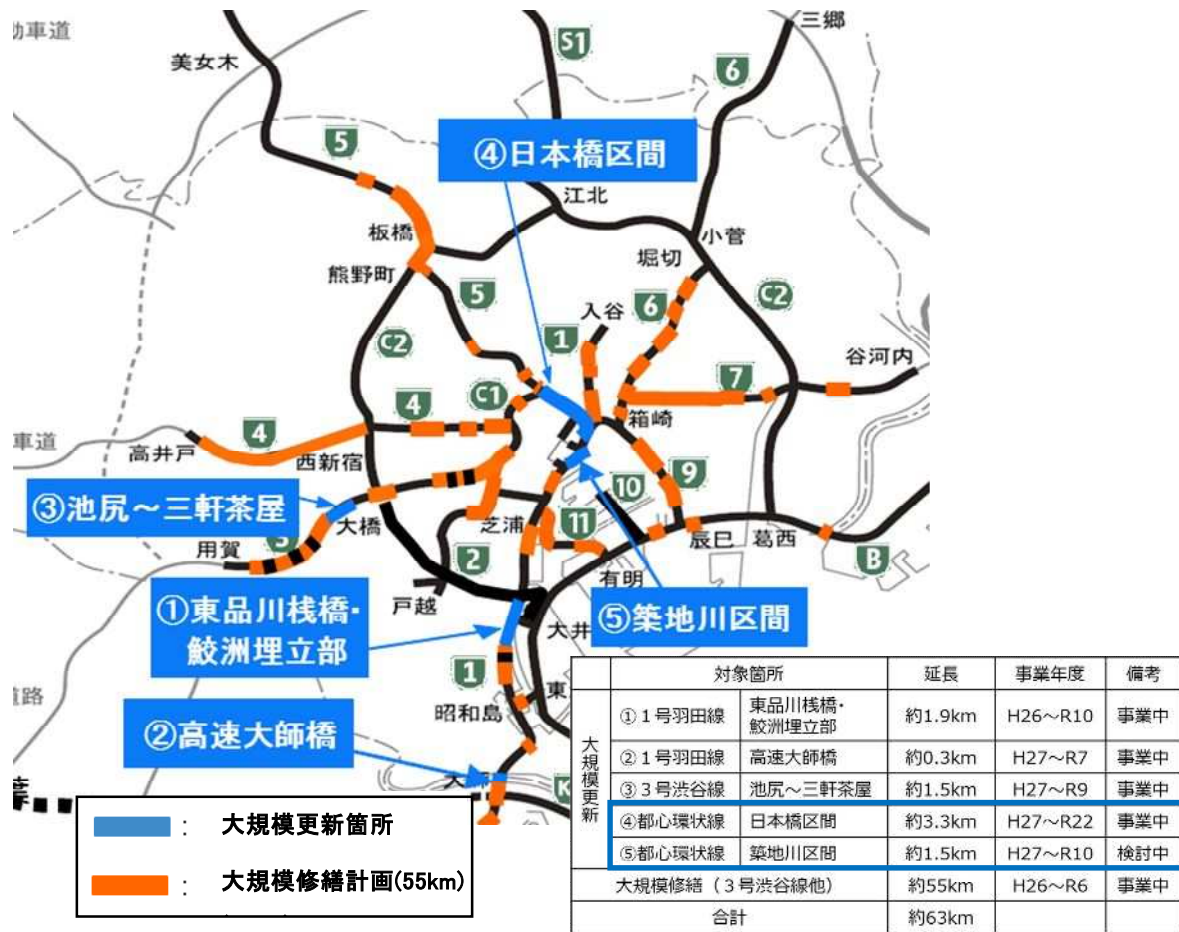
築地川区間については、老朽化した擁壁の取替えと併せ、急カーブの解消等による走行安全性の向上とともに、晴海線との接続形態や分合流部の付加車線の設置、道路上部空間の活用など、周辺のまちづくりと連携した更新計画が検討されている。平成26年にはこの区間の上部空間の活用を想定し、立体道路制度の適用範囲が既存の高速道路に拡大された。

<具体的要求内容>

- (1) 日本橋周辺のまちづくりと連携し、首都高速道路の地下化工事を推進すること。これに伴い必要となる新京橋連結路（地下）の整備については、日本橋区間の地下化工事の工程と合わせて事業を実施する必要があるため、早期に事業化すること。
- (2) 築地川区間のうち、新京橋連結路（地下）との接続部については、早期に工事着手すること。残る区間については、晴海線との接続を見据え、更新計画を速やかに具体化し、晴海線の接続工事と一体的に事業を実施すること。

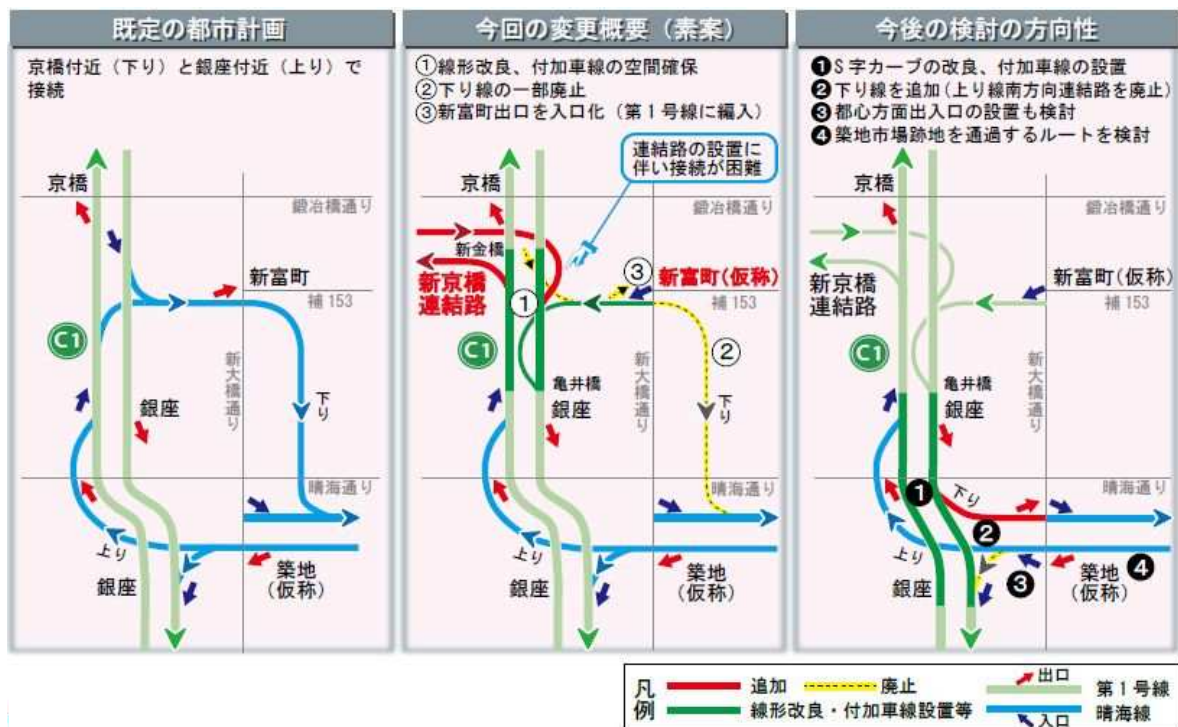
参 考

<首都高速道路の更新計画（平成26年11月 事業許可）>



令和3年9月24日 事業許可時点

<築地川区間（第1号線）と晴海線の計画見直しの方向性>



1 5 国道等の整備推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局・港湾局)

- (1) 国道 3 5 7 号 (多摩川トンネル、辰巳・東雲・有明立体、その他の未整備区間) について整備推進を図ること。
- (2) 国道 1 5 号 (品川駅周辺道路拡幅、品川駅西口駅前広場) について整備推進を図ること。
- (3) 国道 1 6 号 (町田立体) について早期完成に向け整備推進を図ること。また、国道 1 6 号 (片倉町・万町地区) について早期に必要な対策をとりまとめ、整備推進を図ること。
- (4) 国道 2 0 号 (八王子南バイパス、日野バイパス (延伸、延伸Ⅱ期)) について整備推進を図ること。
- (5) 首都圏の都市間連携を強化する国道 (国道 6 号など) について整備推進を図ること。

<現状・課題>

都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、被災時における通行機能を強化する都市幹線道路の体系的なネットワークを構築する必要がある。

国道 3 5 7 号は、東京湾岸の広域的なネットワーク形成のみならず、国際化が進む羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化にも寄与する重要な路線であり、このうち、未整備の多摩川トンネルは、羽田空港周辺と川崎側の京浜臨海部を結ぶ連絡道路の整備と同時に進めることとなっている。令和元年 8 月に多摩川トンネル技術検討委員会が設置され、トンネル構造及び施工方法を検討するとともに、令和 3 年 3 月に羽田立坑工事に着手したところであるが、早期完成に向け引き続き整備推進を図ることが重要である。加えて、辰巳・東雲・有明立体のうち辰巳地区及び有明地区については令和 2 年度に工事着手した。

国道 1 5 号・品川駅西口駅前広場については、事業計画 (平成 3 1 年 3 月 国土交通省) が策定されるとともに、令和元年 9 月には品川駅西口基盤整備事業に係る都市計画事業承認が告示された。また、国道 1 5 号下を導入空間として検討中の南北線延伸については、令和 4 年 3 月に東京地下鉄株式会社が鉄道事業許可を取得し、令和 4 年 6 月に都が都市計画素案説明会を開催した。

国道 1 6 号 (片倉町・万町地区) は、事業中の国道 2 0 号八王子南バイパスや東京都が新たな都市計画道路の検討をしている北野街道などの接続により、現道の交通状況の変化が想定されることから、必要な対策を検討するため、「国道 1 6

号片倉町・万町地区現道対策調整会議」が令和元年８月から開催されており、早期に現道対策の方針を取りまとめ、対策を講じることが重要である。

現在、事業中の国道２０号（八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期））は圏央道へのアクセス機能の強化と防災力の向上に寄与する重要な路線であり、整備推進が必要である。

国土交通省の令和４年度予算においても、前年度とほぼ同額が確保されたものの、道路関係予算が大幅に削減された平成２２年度と同規模となっており、骨格幹線道路である国道の整備に支障を来すと危惧されるため、十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

（１）国道３５７号のうち、多摩川トンネルについては、羽田空港周辺と京浜臨海部の連携強化に向けて、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること。加えて、臨港道路南北線の開通等を踏まえ、辰巳・東雲・有明立体については、コスト縮減を図るなど、より効率的な事業推進に努めつつ整備を推進するとともに、その他の未整備区間についても、早期に事業着手し整備を推進すること。

（２）国道１５号については、「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である。このため、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること。

（３）国道１６号町田立体については、本線部が平成２８年４月に開通し、平成３１年３月にランプ部が開通した。引き続き早期完成に向け、一般部の整備を推進すること。

また、国道１６号片倉町・万町地区については、「国道１６号片倉町・万町地区現道対策調整会議」において早期に必要な対策をとりまとめ、整備推進を図ること。

（４）圏央道へのアクセス機能強化と防災力の向上に寄与する国道２０号八王子南バイパス、日野バイパス（延伸、延伸Ⅱ期）については、必要な予算を確保し、整備推進を図ること。

また、日野バイパス（延伸）において、土地区画整理事業により用地を確保した部分については、早期に事業効果を発現させるために、早急に整備を行うこと。

（５）国道６号、国道１４号など現在事業中の箇所については、必要な予算を確保し、早期開通を図り、その他の箇所についても、整備推進を図ること。

1 6 道路・橋梁事業の推進

1 道路・橋梁整備の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、東京の道路整備を着実に推進するため、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

首都東京は、日本の全人口の1割を超える約1,400万人(令和4年10月1日時点)が生活し、総生産額が全国で最大となっており、人やモノ、企業が集積し、日本経済の中枢を担っている。しかし、都市計画道路の完成率は、約64パーセントといまだ道半ばで多くの未完成区間が存在している。また、混雑時平均旅行速度が区部においては、全国平均約33km/hの半分以下で、国内主要都市と比較して低い水準にある。このことが、慢性的な交通渋滞を生じさせ、都市機能の停滞や都市環境の悪化を招いている。

首都東京の持続的成長に向けて、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据えた中長期的な視点を持ちつつ、雇用や消費等の短期的な効果に加え、人やモノの移動時間の短縮による生産性の向上などのストック効果を最大限に発揮する首都東京の道路整備が極めて重要である。

令和元年東日本台風では、河川の氾濫等により道路が寸断され孤立集落が生じるなど、改めて道路ネットワーク整備の必要性が明らかになった。

そのため、首都圏三環状道路のみならず幹線道路ネットワークなどを早期に整備し、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図ることが喫緊の課題となっている。

さらに、都では災害に強い都市の実現に向け、首都直下地震の発生が懸念される中、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,500ヘクタールの整備地域における防災性の向上を図る都市計画道路(特定整備路線)の整備を推進することとなっている。

また、都県境の道路は、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行うためにも非常に重要であるが、隣接県市の財政負担が厳しいこと等から整備が進まないことが課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、道路予算全体を増額し、個別補助金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の道路整備の財源を安定的・継続的に確保するとともに、日本経済のけん引役である東京のインフラの強化は、日本全体の活性化につながり、投資効果も高いことから、都への道路関係予算の配分を増額すること。
また、国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算をはじめ、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。
- (2) 首都直下地震の切迫性を踏まえ、特定整備路線を重点配分対象事業に位置付けるなど、整備に必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 都県間の道路ネットワークの形成により交通を円滑化し、周辺縣市との連携を強化するとともに、災害時の広域避難や緊急物資輸送などを行う都県境の道路整備について、必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (4) リニア中央新幹線の開業により、他圏域との移動時間が劇的に短縮し、人々の広域的な交流が促進され、幅広い経済波及効果が期待できることから、リニア新駅へのアクセス向上に資する道路整備を推進するため、必要な財源の重点配分を図ること。

東京の主な道路事業

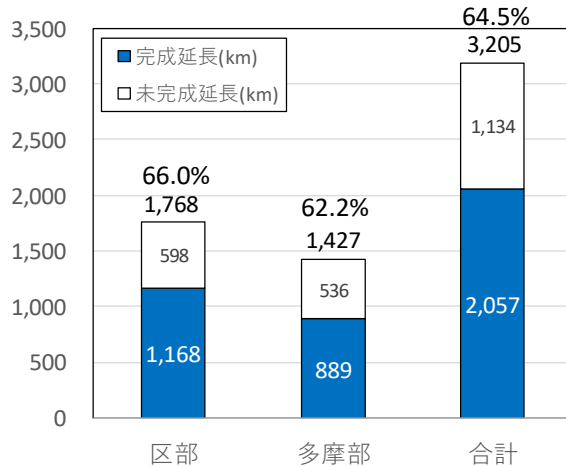
- ① 区部の放射・環状道路整備
環状2号線、環状4号線、環状5の1号線、環状6号線、放射23号線、放射25号線など
- ② 多摩の南北・東西道路整備など
府中所沢・鎌倉街道線、東京八王子線、新青梅街道など
- ③ 交通の円滑化や耐荷力向上を図る橋梁整備
等々力大橋（仮称）、関戸橋、日野橋など
- ④ 連続立体交差事業
京王京王線、西武新宿線、京浜急行本線など
- ⑤ 道路整備による多摩山間、島しょ地域の防災力強化
梅ヶ谷トンネル、多摩川南岸道路、秋川南岸道路、三宅循環線など
- ⑥ 整備地域における防災性を向上させる特定整備路線
放射32号線、補助26号線、補助29号線など
- ⑦ 立川広域防災基地^{*}へのアクセス性を強化する都市計画道路
立川東大和線、中央南北線など
- ⑧ リニア新駅へのアクセス向上に資する都市計画道路
環状4号線、南多摩尾根幹線、町田3・3・50号小山宮下線

※立川広域防災基地：南関東地域に広域的な災害が発生し、首都機能に甚大な被害が生じた場合に、災害応急活動の中核拠点となる重要な施設

参 考

(1) 東京の道路交通

都市計画道路の整備状況

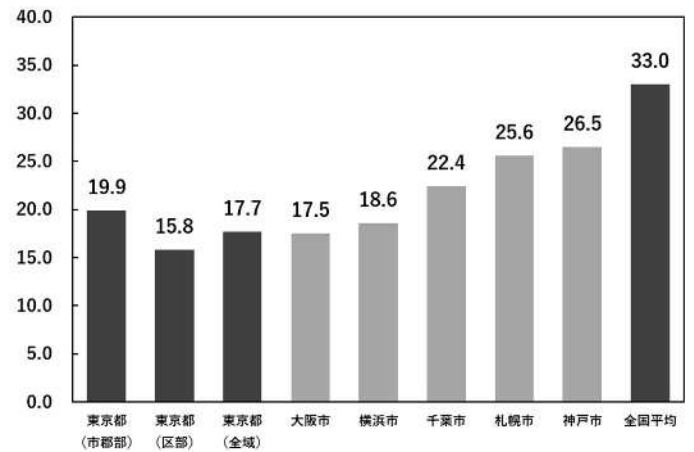


※合計値(完成延長)は島しょ部を含む

出典:東京都資料(R3年3月末現在)

全国主要都市の混雑時平均旅行速度

(単位: km/h)



出典:平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査を基に作成

(2) 東京の主な道路事業



2 道路施設の予防保全型管理

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

橋梁^{りょう}やトンネル等の予防保全計画を策定し、これに基づく対策を着実に実施することにより、既設施設を将来世代に良好な状態で継承していくために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

橋梁^{りょう}、トンネルの多くは、高度経済成長期に集中して建設されたため、高齢化が進み、一斉に更新時期を迎えている。

このため、橋梁^{りょう}の長寿命化修繕計画及びトンネルの予防保全計画に基づく対策を実施することにより、これまでの対症療法型管理から予防保全型管理へ転換し、更新時期の平準化と総事業費の縮減を図るとともに、道路網の安全・安心を確保することにより、将来世代にこれらの社会資本を良好な状態で継承していく必要がある。

都は、平成21年3月に「橋梁^{りょう}の管理に関する中長期計画」、平成27年11月に「トンネル予防保全計画」を策定し予防保全型管理の取組を導入している。橋梁とトンネルにおいては、令和3年3月に計画改定を行い、共同溝及び擁壁においても、令和4年3月に予防保全計画を策定した。引き続き、より一層の予防保全型管理を推進していく。

また、区市町村においても、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定を進めており、今後、計画に基づく事業を実施していく予定である。

<具体的要求内容>

- (1) 道路施設の予防保全型管理を推進していくため、長寿命化修繕計画に基づく対策を実施するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) 区市町村において、橋梁^{りょう}等の長寿命化修繕計画の策定に必要な財源及び同計画に基づく対策を実施するために、必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

1 橋梁^{りょう}の長寿命化修繕計画策定状況（令和4年4月1日現在）

（1）策定済み

	自治体名
1 都	東京都
23区	北区、葛飾区、品川区、大田区、江東区、墨田区、中央区、板橋区、千代田区、江戸川区、目黒区、文京区、世田谷区、足立区、豊島区、港区、渋谷区、杉並区、中野区、練馬区、新宿区、荒川区、台東区
26市	町田市、国分寺市、立川市、武蔵野市、青梅市、多摩市、調布市、狛江市、稲城市、東久留米市、あきる野市、八王子市、小平市、羽村市、西東京市、東村山市、清瀬市、日野市、福生市、三鷹市、武蔵村山市、東大和市、小金井市、府中市、国立市、昭島市
3町	奥多摩町、日の出町、瑞穂町
6村	檜原村、神津島村、小笠原村、三宅村、新島村、大島町

（2）令和4年度策定予定

	自治体名
1 町	八丈町

2 令和4年度の予算

（1）都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化	11,562	663（331.5）
トンネルの予防保全	1,099	0

補助率 0.50

（2）区市の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	補助事業費 （国費）
橋梁 ^{りょう} の長寿命化 （工事・計画策定）	1,504.3（822.8）

補助率 0.55～0.69

3 当初内示額

(1) 都への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
橋 ^{りょう} 梁の長寿命化 (国費)	3 3 7 (1 6 9)	5 1 3 (2 5 7)

(2) 区市への内示額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
橋 ^{りょう} 梁の長寿命化 (国費)	1, 0 4 8 (5 7 8)	1, 3 3 0 (7 3 7)

4 実施計画（東京都）

- ・橋^{りょう}梁の長寿命化については、令和 1 2 年度末までに約 1 8 0 橋に着手する。
- ・トンネルの予防保全型管理の取組については、令和 1 1 年度末までに 5 2 トンネルに着手する。

3 道路災害防除事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

土砂災害を未然に防ぐことにより、道路の安全性を向上させる道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

多摩地域や島しょ部の山岳道路では、台風や集中豪雨により落石や崩落等の土砂災害が発生している。

災害の発生に伴う、物的、人的被害や、通行止めによる経済的損失、日常生活に及ぼす影響を防ぐためには、道路斜面の落石や崩落等による土砂災害を未然に防止する必要がある。

このため、日常的な巡回点検に加え、専門技術者により斜面の安定度を評価する5年に一度の定期点検、大雨等の際に行う異常時点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、擁壁や落石防護柵の設置、河川の増水時に道路の流失を防ぐ対策など、多様な対策を行うことで集落の孤立を未然に防ぎ、現道の拡幅や代替ルート整備と併せて総合的に道路の防災性を高めていくこととした。

<具体的要求内容>

道路斜面の補強や落石防護対策、道路の強靱化等の道路災害防除に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

参 考

道路災害防除事業

1 令和4年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 (国費)
道路災害防除事業	5, 3 2 6	2, 6 6 0 (1, 3 3 3)

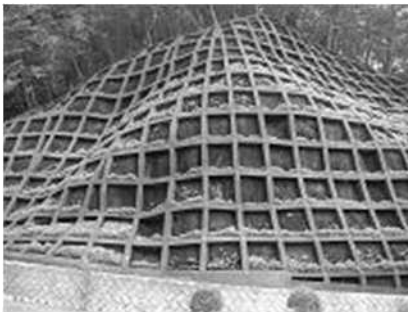
道路災害防除事業に対する補助率 0. 5 0（小笠原0. 6 0）

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度	令和4年度
道路災害防除事業 (国費)	3 0 (1 8)	3 0 (1 8)

3 対策事例



法枠工



落石防護柵工



モルタル吹付工



落石防止網工



擁壁補強工（道路流失対策）

4 臨海部道路網の整備

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京港の国際競争力及び地震災害に対する危機管理機能の強化に向け、中央防波堤地区の臨港道路について、整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるよう、ふ頭と背後地とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化を図ることが必要である。

特に、中央防波堤地区においては、外貿コンテナ及び内貿ユニットロードターミナルなどのふ頭施設の利用に伴う交通需要に対応することが喫緊の課題である。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成することが不可欠である。

<具体的要求内容>

中央防波堤地区の臨港道路の整備は、東京港の国際競争力を強化し、首都圏の生活と産業を支えるとともに、震災時における迅速な緊急物資輸送や被災者避難が行えるなど、大きなストック効果を発現する。

このため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3）の整備スケジュールに合わせ、中央防波堤地区の臨港道路を完成できるよう、整備に必要な財源を確保すること。

5 臨港道路の橋梁・トンネルの長寿命化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

東京港の円滑な物流を長期にわたって適切に維持していくため、予防保全の観点から臨港道路の橋梁、トンネルの大規模改修（長寿命化対策）に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港の港湾施設等は、高度経済成長期までに集中的に整備されたものが多く、更新時期の集中等が想定されていた。このため、それまでの対症療法的な管理から予防保全型の管理に転換し延命化を推進している。

しかしながら、施設の高齢化は確実に進行し、いずれは寿命を迎え施設の更新が必要となる。橋梁とトンネルの更新は、交通渋滞による社会的損失が大きくなることが想定され、また、膨大な事業費が短期間に発生する。

このため、予防保全の観点から、従来の維持補修に加え「長寿命化対策」として、施設の大規模改修を行い性能を回復・向上させ、更なる延命化（100年程度の延命を目指す）を図っていくことが必要である。

都は、令和3年9月に「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」を策定し、長寿命化対策を計画的かつ迅速に推進する予定である。

<具体的要求内容>

「東京港橋梁・トンネル長寿命化計画」に基づき、臨港道路の橋梁、トンネルの性能を回復・向上させる大規模改修を実施するために必要な財源を確保すること。

1 7 鉄道駅のバリアフリー化の推進

1 移動等円滑化方針及び基本構想の作成促進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

移動等円滑化促進方針及び基本構想は、鉄道駅や駅周辺地域の面的・一体的なバリアフリー化を進める計画であり、改正バリアフリー法などに示される、「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」に資するバリアフリーのまちづくりのための重要な取組である。

都は、区市町村の基本構想策定に係る経費について、区市町村への補助を実施してきたが、具体の事業に関する調整が難航することや作成のための予算がないなどのために、基本構想の作成が進んでいない地域がある。

こうした中、平成30年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が改正された。

この改正では、マスタープラン制度が導入され、同法第24条の2で、区市町村は移動等円滑化促進方針を作成するよう努めるものとされた。また、同法第25条で、基本構想の作成について、改正前はできる規定であったが、改正後は努力義務とされた。

これを受け都も、移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し、策定に対する経費を令和2年度から新たに補助することにした。（令和3年12月現在、移動等円滑化促進方針を2区、バリアフリー基本構想を30区市が策定済み）

今後、区市町村が取り組む移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を一層促進していく必要がある。

<具体的要求内容>

区市町村の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に必要な財源を確保すること。

2 ホームドア等の整備促進

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 都市整備局・交通局)

- (1) ホームドア等の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。
- (2) ホームドア等の整備を促進するため、コスト縮減を図るための技術開発の支援等を行うこと。
- (3) 視覚障害者等の転落事故防止のため、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進すること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道事業者の運賃収入が大きく減少している。そのような状況においても、鉄道利用者のホームからの転落等による人身障害事故を防止し、利用者や鉄道輸送の安全性を確保するため、ホームドア整備を加速させるとともに、ホームドアが整備されるまでの間においても安全対策を促進する必要がある。

ホームドアの整備に当たっては、車両扉の位置の異なる列車への対応やホーム幅の縮小、停車時間の増大による輸送力の低下、さらには、膨大な投資費用などの課題があり、整備は進んでいない現状にある。

国は鉄道事業者のホームドア整備を促進するため、10万人以上の駅を優先して設置費用に対する補助を実施しているが、都では整備を更に加速させるため、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、令和2年度から、10万人未満の駅にも補助対象を拡大したところである。今後、都では、鉄道事業者のホームドア整備を一層促進していく。

また、国は、視覚障害者などが駅を安全に利用できるよう、「駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」を設置し、ホームドアによらない転落防止対策を検討している。加えて、令和3年12月に創設されたバリアフリー料金制度により、バリアフリー化の加速が期待される。

一方、同料金制度だけでは、都が掲げる整備目標を達成するための財源が確保できない。このため、補助による整備促進も引き続き必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 安全対策に資するホームドア等の整備については、外出抑制による大幅減収の中においても、計画どおりに実施することはもとより、更に加速させるため、鉄道事業者の積極的な取組を促すとともに、10万人未満の駅を含め整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 異なる扉位置の車両への対応やコスト縮減を図るための技術開発の支援等を行うこと。

- (3) ホームドアが整備されるまでの間、ITやセンシング技術の活用など、ホームからの転落防止対策を検討し、鉄道事業者の取組を促進すること。

3 エレベーター等の整備促進

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 都市整備局)

鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー施設の整備を更に加速させるために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道事業者の運賃収入が大きく減少している。そのような状況においても、高齢者や障害者等をはじめ、鉄道駅を利用する全ての人の円滑な移動環境を確保するため、エレベーター等の設置を促進する必要がある。

これまでに、都内の約9割の駅でホームから出入口まで段差なく移動できる経路が1ルート確保されているが、複数の出入口が離れた位置にある駅や乗換えに段差のある移動を伴う駅等においてエレベーターの設置を加速させ、駅における利用者の移動環境を更に高めていく必要がある。

都では、駅利用者の移動等の円滑化を促進するため、駅におけるエレベーター等の設置費用に対する補助を実施しているが、複数の出入口へのルートや乗換ルートのバリアフリー化を更に加速させるため、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を公表し、令和2年度から、複数の出入口へのルートや乗換ルートのバリアフリー化への補助を拡大したところである。今後、都では、鉄道事業者のエレベーター等の設置を一層促進していく。

また、国が令和3年12月に創設したバリアフリー料金制度により、バリアフリー化の加速が期待される。

一方、同料金制度だけでは、都が掲げる整備目標を達成するための財源が確保できない。このため、補助による整備促進も引き続き必要である。

<具体的要求内容>

1 ルート未整備駅の解消や、最短経路を考慮したルートの複数化や乗換ルートのバリアフリー化に向けたエレベーター等のバリアフリー施設の整備については、外出抑制による大幅減収の中においても、計画どおりに実施することはもとより、更に加速させるため、鉄道事業者の積極的な取組を促すとともに、都がバリアフリー化を促進する駅の整備に必要な財源を確保すること。

4 トイレ環境の整備

(提案要求先 国土交通省・観光庁)
(都所管局 都市整備局・交通局)

鉄道駅におけるトイレ環境の充実に係る財源を確保すること。

<現状・課題>

平成29年2月に公表された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」で、トイレ環境の整備を図るため、ガイドラインを改正するとの見解が示された。

これを受け、平成30年3月に公表された公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインでは、高齢者障害者等用便房（以下、「バリアフリースイートイレ」という。）を整備した上で、一般トイレへの機能分散により、利便性向上を図ることが必要であるとしている。

都では、平成30年度から、鉄道駅におけるバリアフリースイートイレ整備への補助制度を拡充した。

また、国が令和3年12月に創設したバリアフリー料金制度により、バリアフリー化の加速が期待される。

一方、同料金制度だけでは、都が掲げる整備目標を達成するための財源が確保できない。このため、補助による整備促進も引き続き必要である。

<具体的要求内容>

鉄道駅におけるバリアフリースイートイレの整備など、トイレ環境の充実に係る財源を確保すること。

1 8 都市鉄道ネットワーク等の強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) 交通政策審議会答申第198号及び第371号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進すること。
- (2) 答申第371号に位置付けられた東京8号線の延伸及び品川地下鉄については財源の確保、臨海地下鉄については事業計画策定に向けた協力など、必要な措置を講じること。
- (3) JR中央線複々線化などの事業化に向けて、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること。
- (4) オフピーク通勤の取組を促進すること。
- (5) 鉄道の快適な利用に向けた施策の検討に対し支援・協力を行うとともに、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの必要な施策について課題も含めて検討し、早期に確立すること。

<現状・課題>

東京圏における今後の都市鉄道の在り方については、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号において、国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、路線の新設・既設施設の改良に関するプロジェクトが挙げられている。

こうした答申に位置付けられた路線の実現には、事業主体や収支採算性、技術的な課題等への対応が必要である。

そこで都は、答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等について、沿線の区市町や鉄道事業者等の関係者とともに、具体化に向け、事業スキーム等の検討を実施するとともに、平成30年4月に鉄道新線建設等準備基金を創設して、財源の確保に努めている。

また、令和4年2月に策定した「未来の東京」戦略 version up 2022 において、各路線の取組の方向性を改めて示したところである。

とりわけ、令和3年7月の交通政策審議会答申第371号において、事業化に向けた課題解決につながる内容が示された地下鉄3路線のうち、東京8号線の延伸、品川地下鉄については、令和4年度早々から都市計画の手続等を実施してお

り、臨海地下鉄については、令和３年９月に、国の参画も得て、事業計画検討会を立ち上げ、事業計画の策定に向けた検討を進めている。

また、多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）については、令和４年度から都市計画の手続等を実施している。

一方、平成２９年度から都は、オフピーク通勤を促進する時差 Biz の取組を開始した。平成３１年からは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、時差 Biz や働き方改革につながるテレワーク等と、交通混雑緩和に資する交通需要マネジメント（TDM）を「スムーズビズ」として、一体的に推進してきた。大会終了後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と大会も契機に取組が進んだ新しい生活様式の定着に向け、引き続きテレワークやオフピーク通勤の取組を推進している。

鉄道の快適な利用に向けては、テレワークやオフピーク通勤等の取組の推進に加え、鉄道事業者による様々な対策を進めることも重要である。そこで、都は、鉄道事業者や有識者等とともに、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、輸送力の強化や利用者の更なる分散につながる対策等について検討を進めている。

こうした中、国は、令和３年５月に公表した第２次交通政策基本計画において、都市鉄道等における通勤時間帯等の混雑緩和を促進させるために必要な施策、例えば、変動運賃制（ダイナミックプライシング）等の新たな対策について、その効果や課題について十分に検討するとの方向性を示した。また、本年２月に、現行の運賃・料金制度における課題について議論するための小委員会を交通政策審議会の下に新たに設置し、本年７月の中間取りまとめの中で、変動運賃制の実現に向けた一定の方向性が示されたところである。

< 具体的要求内容 >

- （１）答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線の整備促進

交通政策審議会答申第１９８号及び第３７１号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備に向けて、事業スキームを早期に構築するとともに、補助制度の積極的な活用や拡充、財源の確保など必要な措置をとること。

- （２）答申第３７１号に位置付けられた路線への確実な支援

答申第３７１号に位置付けられた東京８号線の延伸及び品川地下鉄については財源の確保、臨海地下鉄については事業計画策定に向けた協力など、必要な措置を講じること。

- （３）新しい鉄道整備の仕組みづくりの検討などの措置

整備効果が見込まれるものの、収支採算性に課題があるとされたＪＲ中央線の三鷹・立川駅間の複々線化などの路線について、新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、必要な措置をとること。

また、地下鉄運転の時間延長など外国人の受入環境整備の推進策について検討すること。

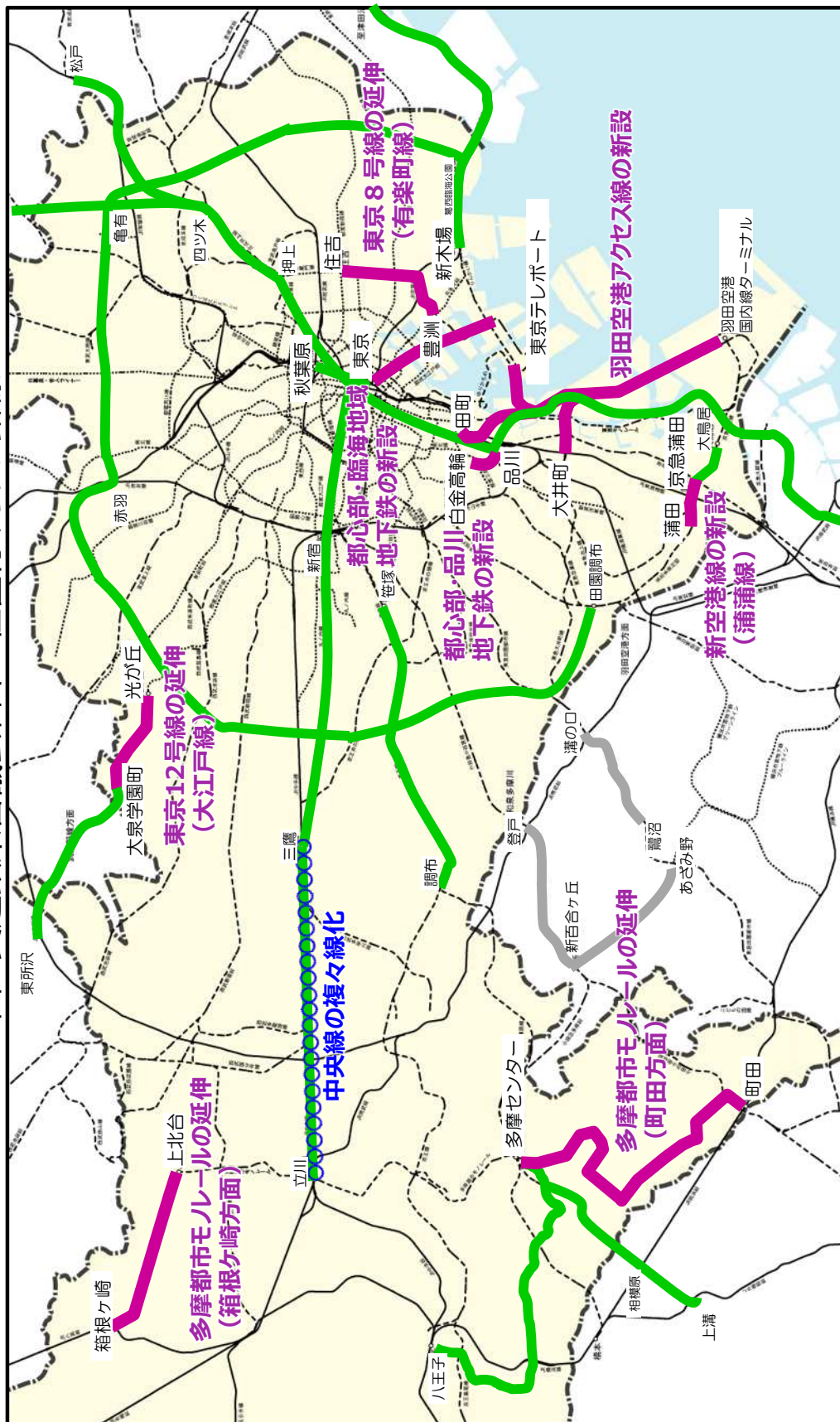
- （４）オフピーク通勤の取組の促進

答申を踏まえ、鉄道利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブの付与等、鉄道事業者の積極的な取組を促すなど、オフピーク通勤の取組を促進すること。

- (5) 鉄道の快適な利用に向けた検討に対する支援・協力及び施策の早期の確立
鉄道の快適な利用に向けて、先端技術も活用した車両や運行システムの改良、時間差料金制など、実現可能な新たな施策の検討に当たり、国において指導・助言・規制緩和等の支援・協力を行うこと。

また、混雑緩和を促進させるため、時間差料金制などの必要な施策について、利用者利益の保護やサービス水準の確保の観点など、その社会的影響等の課題も含めて検討し、早期に確立すること。

《国の交通政策審議会答申に位置付けられた路線》



■ 答申において「検討などを進めるべき」とされた路線

○○○○ 国など関係者と連携し、仕組みづくりを進める路線

参 考

19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充

(提案要求先 内閣府・国土交通省・環境省)
(都所管局 都市整備局)

- (1) BRTの導入に関して、連節車両等の購入、インフラ整備及び自動走行技術等の新技術導入に伴うコスト増に対して、各補助制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) BRTの整備を推進するための枠組とそれに合わせた補助制度の創設を行うこと。

<現状・課題>

BRTは、地下鉄やLRTなどと比較して導入に要する期間が短く、交通需要への速やかな対応が求められる地域等において、今後、鉄道やバス等と共に公共交通の一翼を担う交通システムである。また、BRTの導入において、燃料電池車両や低公害型連節車両を利用することにより、二酸化炭素排出量の少ない交通システムを構築し、低炭素社会の実現に寄与する。

都が進めている都心と臨海地域とを結ぶBRTは、プレ運行（二次）及び、選手村まちびらきの状況等を踏まえ本格運行を予定しており、環境負荷の低減にも配慮したBRTの実現に向けて運行事業者等と調整を進めている。

今後、ターミナルや車両基地の整備に対する支援、連節車両や燃料電池車両の調達のための支援の拡充など、BRT事業を推進するための枠組みを確保する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 連節車両、燃料電池車両への補助の拡充
- (2) BRT事業におけるターミナル、車両基地の整備への補助の創設
- (3) 自動正着制御等の新技術導入費用に関する補助の創設
- (4) 乗降時間短縮に向けた、車両内における車いすの取扱いの弾力的な運用
- (5) 行政手続の簡素化による導入期間の短縮
- (6) 上記も含めて、BRT事業推進のための包括的な制度の創設

参 考

【B R Tに関する既存の補助制度】

《事業者向け》

- ・公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（環境省地球環境局）（国土交通省連携事業）

主な補助対象：B R T、L R Tを中心とした公共交通利用への転換など

補助率：国 1 / 2

- ・地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省総合政策局）

主な補助対象：連節車両、停留施設、バスロケーションシステムなど

補助率：国 1 / 3

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業・旅行環境整備事業（国土交通省）

主な補助対象：I Cカード、バスロケーションシステム、多言語化など

補助率：国 1 / 3

- ・再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業（環境省水・大気環境局）

主な補助対象：燃料電池車両、充電施設など

補助率：国 1 / 3 （都上限5, 0 0 0万円）

＊車庫・営業所・整備場に関する補助なし

《自治体向け》

- ・社会資本整備総合交付金（基幹事業）（国土交通省都市局）

主な補助対象：ターミナル、停留施設など

補助率：国 5 . 5 / 1 0、1 / 3 等

- ・国際競争拠点都市整備事業（国土交通省都市局）

主な補助対象：B R Tの整備（停留所、走行空間等）

補助率：国 1 / 2

20 連続立体交差事業の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

- (1) 連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間における公租公課相当額で利用できる公共利用面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

<現状・課題>

東京都内には、約1,050か所の踏切が存在し、交通渋滞をはじめとした様々な問題が日常的に発生している。また、緊急輸送道路等に位置する踏切道は、災害時の救援活動や人流・物流に大きな影響を与えるおそれがあることから、首都直下地震の切迫性を踏まえ、早期の対策が求められている。

このため、鉄道を連続して高架化又は地下化し、数多くの踏切を同時に除却することで、道路ネットワークの形成を促進し、交通渋滞や地域分断を解消して、地域の活性化や、都市の防災・安全性の向上にも資する連続立体交差事業の推進が必要である。

また、高架化や地下化により、新たに生み出される高架下などは、極めて貴重な都市空間であり、現行の制度では、高架下等貸付可能面積の15パーセントを公租公課相当額で公共利用が可能と定められている。しかし、都内で連続立体交差事業が実施された沿線区市では、公共施設の整備に必要な面積が不足しており、一部の区市では費用を負担し、15パーセントを超えて利用している。

<具体的要求内容>

- (1) 現在、都施行の京王京王線（笹塚駅～仙川駅間）、西武新宿線（中井駅～野方駅間、東村山駅付近）、京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）などの6路線7か所に加えて、区施行の東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近、とうきょうスカイツリー駅付近）で連続立体交差事業を進めている。また、都施行の西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）などの4路線5か所で事業化に向けた準備を進めている。これらの事業とともに、今後新たに事業化に取り組む箇所について必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (2) 連続立体交差事業と併せて整備することにより渋滞解消や沿線のまちづくりなど、周辺への波及効果の大きい東京都・区市施行の街路事業や市街地開発事業に対しても必要な財源を確保し、確実に配分すること。
- (3) 高架下等の空間を有効に活用し、事業効果を高めるため、費用負担を伴わ

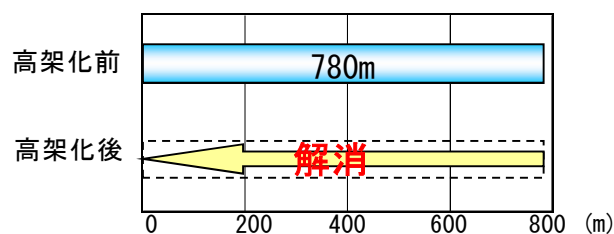
ずに公租公課相当額で公共利用できる面積の拡大について、制度の改善を検討すること。

参 考

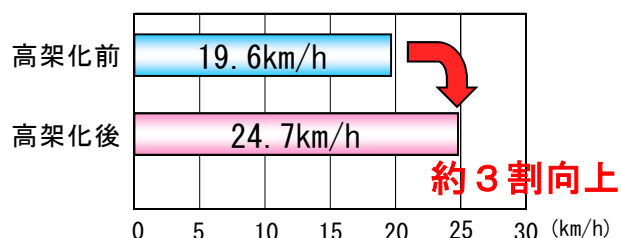


京浜急行本線・空港線（京急蒲田駅付近）の
平成24年10月全線高架化による効果

第一京浜の交通渋滞が解消



第一京浜の自動車平均走行速度が向上



※ 上り方面（川崎方面から品川方面まで）の最大渋滞長 ※ 第一京浜の環7～環8間における朝・昼・夕の平均走行速度（平成24年11月調査）

※ 国土交通省が進めている蒲田立体（南蒲田交差点）開通（平成24年12月）により、更に道路交通の円滑化が図られている。

2 1 無電柱化事業の推進

1 無電柱化事業の推進

(提案要求先 総務省・資源エネルギー庁・国土交通省・観光庁)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るために、無電柱化の実施に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

無電柱化事業は、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減するなど、東京の防災機能の強化のためにも重要である。

また、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の創出を図る上でも重要な事業である。

都は、昭和61年度から7期にわたる無電柱化に関する整備計画を策定するとともに、平成29年には都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例を制定し、国や区市町村、関係事業者と連携して無電柱化を計画的に推進してきた。

その結果、都道の地中化率は約44パーセントに達しているが、諸外国の都市と比較するといまだ大きく立ち遅れており、特に区市町村道のような狭あいな道路における無電柱化はあまり進展していない。

そこで、これまでの歩み以上に無電柱化の取組を加速させるため、年間整備規模の倍増による都道のスピードアップ、島しょ地域における無電柱化の推進、区市町村道への支援強化など、7つの戦略を掲げた「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和3年6月に条例等に基づく「東京都無電柱化計画」を改定した。この中で、2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を定めるとともに、今後5か年の整備計画を示した。さらに、台風等の自然災害に強い島しょ地域を実現するため、令和4年1月に「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」を策定した。

区市町村道においては、あらゆる支援メニューを強化し、都の財政支援を拡充するとともに、木造住宅密集地域などにおいて、震災時の円滑な消火・救援活動や避難に資する主要な生活道路の整備や、市街地整備事業など、大規模開発から宅地開発まで、まちづくりのあらゆる機会において、無電柱化を促進していく。

また、無電柱化を更に進めるためには、企業者向けイベント等の機会を捉えて、都の無電柱化の取組状況や低コスト手法の導入等について、積極的に事業者に対してのPRを実施するなど、民間の技術開発による関係事業者間の競争を促し多様な整備手法や低コスト手法の技術革新を促進していくことも重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京の防災力を高め、「セーフシティ」の実現に向けて、都内全域での無電柱化をより一層推進するため、事業推進に必要な財源の確保と補助率の引上げを図ること。

- (2) 国道においても、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るために無電柱化を一層推進すること。
- (3) 区市町村道等の道幅の狭い道路の無電柱化を促進させるため、更なるコスト削減とコンパクト化を図る無電柱化技術の開発等を推進すること。
- (4) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式など多様な事業手法が活用できるよう、制度設計や電線管理者との調整を行うこと。
- (5) 島しょ地域等において「観光地域振興無電柱化推進事業」について、必要な財源を確保するとともに、対象地域の拡大を図ること。
- (6) 無電柱化事業を一層推進するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策においても、必要な財源を当初予算をはじめ、通常費とは別枠で安定的に確保し、確実に配分すること。

参 考

1 都道における整備状況

【無電柱化の整備状況】

(令和3年4月1日現在)

	整備対象延長	整備延長	地中化率
区 部	1, 288 km	803 km	62%
うちセンター・コア・エリア	536 km	535 km	100%
多 摩	1, 040 km	218 km	21%
計	2, 328 km	1, 021 km	44%

2 令和4年度 都の予算（当初）

(単位：百万円)

区 分	事業費	うち国費対象事業費（国費）
無電柱化整備事業	28, 710	4, 776 (2, 390)

※ 事業費は、既設道路における整備に係るもの。

3 都への当初内示額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
無電柱化整備事業 (国費)	3, 615 (1, 808) ※令和2年度補正予算含む	2, 313 (1, 159) ※令和3年度補正予算含む

【整備事例】江東区亀戸（蔵前橋通り）

（整備前）



（整備後）



2 臨港道路の無電柱化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化の推進に必要な財源の確保を行うこと。

<現状・課題>

道路の上空を輻輳(ふくそう)する電線類や歩道内にある電柱は、都市の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げとなっている。また、震災や台風等の災害時には、倒壊した電柱や切断された電線類により道路が閉塞し、避難路の確保や緊急車両の通行、物資輸送等の支障となるおそれがある。

このため、災害発生直後において、緊急車両の通行や緊急物資の輸送など、重要な役割を担う臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化は不可欠である。

こうした状況を踏まえ、無電柱化の取組を加速させるため、令和3年2月に策定した「無電柱化加速化戦略」を踏まえ、令和3年6月に「東京港無電柱化整備計画」を改定した。臨港道路の緊急輸送道路においては、年間の整備規模を倍増させ、2035年度の完了を目指す。

<具体的要求内容>

- (1) 臨港道路における緊急輸送道路の無電柱化が計画的に推進できるよう、必要な財源の確保を行うこと。
- (2) 無電柱化の取組を更に加速するため、電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

2 2 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進

1 羽田空港の更なる機能強化と国際化

(提案要求先 法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・港湾局)

- (1) 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。
2020年の新飛行経路の運用開始後も、引き続き地元への丁寧な情報提供と、騒音・安全対策等を着実に進めること。
- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 再拡張事業により拡大された深夜早朝時間帯の発着枠について、有効に活用すること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入体制の強化を図ること。
- (5) 自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。

<現状・課題>

都は、従来の自治体の枠組みを越えて国の新しい滑走路整備に無利子貸付けを行うなど、羽田空港の再拡張事業を推進してきた。羽田空港は、都心に近く24時間利用できる空港であり、我が国の将来を左右する重要なインフラであることから、空港容量の更なる拡大について可能な限りの方策を総合的に検討し、東京の国際競争力を強化していく必要がある。

平成26年8月に、国は、都県市及び政令市等からなる協議会を設置し、飛行経路の見直し等により、2020年までに国際線の発着回数を年間約3.9万回増加することが可能となる機能強化策を提案した。

この提案について、国は、5期にわたる住民説明会の実施や低騒音機の導入促進、落下物防止対策基準の義務付けなど、総合的な対策に取り組み、令和元年7月には、都や地元の要請を受け、6期目のオープンハウス型説明会の開催や着陸高度の更なる引上げなど、追加対策等を示した。

令和元年8月には、第5回の協議会において、都は丁寧な情報提供や騒音・安全対策の着実な実施を要望するとともに、関係区市の意見を伝え、国からは、引き続き丁寧な対応をしていく旨の発言があった。

その後、国は新飛行経路による運用を決定し、令和2年3月29日から羽田空

港において新飛行経路の運用を開始した。

運用開始後も航空機騒音の測定結果の公表や、機体チェックの体制強化、羽田新経路の固定化回避に係る技術的な方策についての検討等、様々な取組を実施している。

今後とも引き続き、関係自治体及び地元住民に対し丁寧な情報提供を行うとともに、騒音・安全対策等を着実に実施し、さらに、関係区市の意見への回答に沿った対応をする必要がある。

ビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されている。平成28年4月に発着枠を拡大、平成30年10月に新たな駐機スポットを整備、令和3年7月に国際線ビジネスジェット専用ゲートを新設するなど、受入体制の強化が図られ、一定の改善は見られたが、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、ビジネス航空の更なる受入体制の強化が必要である。

さらに、自然災害や不測の事態に対し、航空機発着の定時性の確保や空港の安全の確保に万全を期す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) -① 羽田空港の更なる機能強化と国際化を推進するため、既存施設の機能向上、施設整備、管制や環境面における制約への対応、旧整備場地区の活用などあらゆる角度から空港容量の拡大について可能な限りの方策を総合的に検討すること。

あわせて、国際線の利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保すること。

- (1) -② 新飛行経路運用開始後も、情報提供については、様々な手段を通じて、地元への丁寧な情報提供と意見聴取に努めること。安全対策については、引き続き万全を尽くし、落下物対策の強化に向けて、落下物防止対策基準の充実や安全対策の取組に関する情報提供の充実に努めること。騒音対策については、低騒音機の導入促進を図るとともに、防音工事助成の円滑な実施に努めること。また、飛行高度の引上げを安定的に実現するため、航空保安施設の整備を実施すること。加えて、新飛行経路に関連し増設された騒音測定局による騒音影響の監視及び情報提供に取り組むこと。

さらに、羽田空港の機能強化に対する関係区市の意見への回答に沿うよう、引き続き丁寧かつ真摯に対応すること。

- (1) -③ 長期的な航空需要の増加に対応するため、更なる機能強化について検討を進めること。

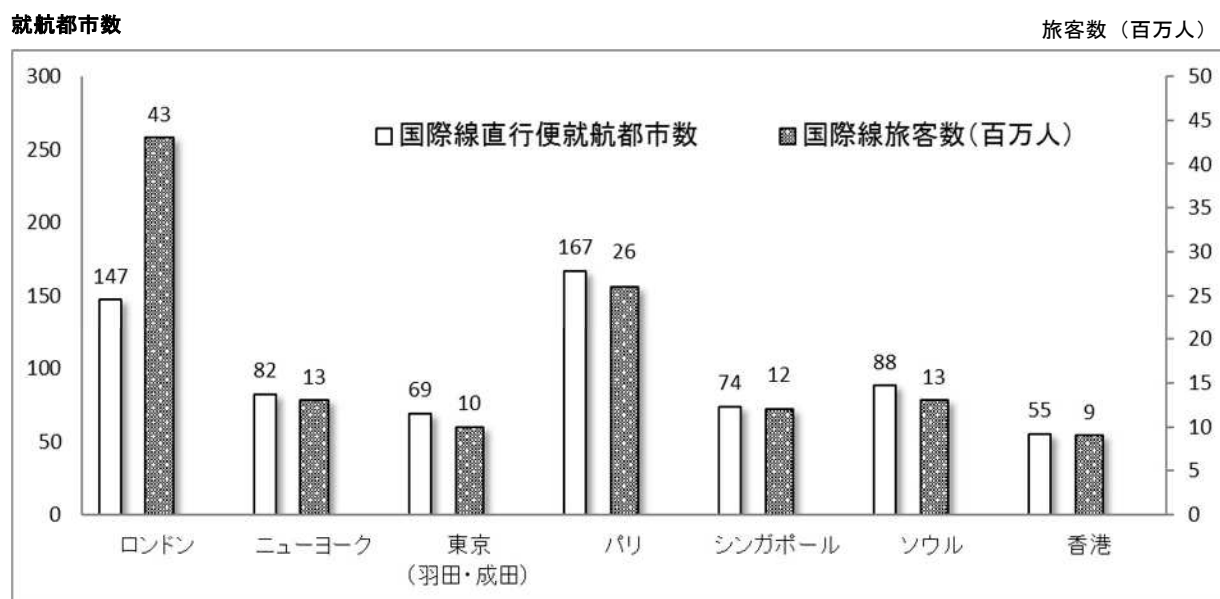
なお、検討に当たっては、空港機能と港湾機能が共存できるよう配慮すること。

- (2) 夜間駐機場の拡充など、拠点空港機能の強化を進めること。
- (3) 24時間利用可能な羽田空港を最大限活用するため、空港アクセスや旅客の利便性向上のための施設を充実させ、深夜早朝時間帯の就航拡大を図ること。
- (4) 羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入体制強化を図ること。

- (5)－① 高潮や、大雪などの自然災害や不測の事態に対して、航空機発着の定時性確保や空港の安全確保に万全を期すため、適切な対策を講じること。
- (5)－② 船舶動静把握を引き続き適切に行い、東京港における港湾機能の確保に万全を期すこと。

参 考

(1) 諸外国の主要都市との比較



(旅客数：2021 年、就航都市数：2021 年 3 月時点) 出典：国交省資料から作成

(2) 再拡張事業

- ・平成19年3月着工、平成22年10月21日供用開始
- ・事業費 総額約7,300億円（うち、都は総額約1,085億円の無利子貸付けを実施）

2 羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な空港である羽田空港の機能を最大限に発揮するため、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化等を検討すること。
- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における交通アクセスの利便性の向上を図ること。

<現状・課題>

羽田空港は、都心に近く、24時間利用可能な空港である。このポテンシャルを十二分に生かすためには、深夜早朝時間帯の交通アクセスの利便性の向上とともに、幹線道路や公共交通など、空港アクセスの一層の強化が重要である。

このため、広域交通ネットワークの整備を進めており、国道357号多摩川トンネルについても平成27年度に事業着手した。

今後、国は、関係自治体等と連携を図りながら、羽田空港の機能強化に的確に対応するため、空港アクセスの強化を検討する必要がある。

また、平成26年度、都は、国に協力し、深夜早朝時間帯のアクセスバス実証運行を実施した。この成果を踏まえ、平成27年度から、民間が主体となり、国・都県市等で構成される「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけるアクセスバス運行協議会」が支援を行い、運行を実施している。今後とも、深夜早朝時間帯の国際線発着枠の活用のため、より一層の空港アクセスの利便性向上を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 都心に近く、24時間利用可能な国際空港である羽田空港の機能を最大限発揮する国道357号多摩川トンネルなどの空港と連結する広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- (2) 今後の羽田空港の更なる機能強化に的確に対応するため、交通政策審議会答申第198号で位置付けられた空港アクセスの強化に資する路線の実現に向けて、財源の確保等必要な措置をとること。また、外環については、関越道から東名高速間に引き続き整備していくため、羽田空港へのアクセス性を確保しつつ、まずは東名高速から湾岸道路間の全区間の計画を早期に具体化すること。さらに、空港構内道路においては、より一層の分かりやすい案内誘導で、空港利用者の利便性向上を図ること。

- (3) 深夜早朝時間帯の国際線発着枠を一層活用するため、深夜早朝時間帯における鉄軌道やアクセスバス等の利便性の向上を図ること。

3 羽田空港を生かす空港跡地のまちづくり推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 都市整備局・建設局)

- (1) 「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて、空港と一体となった魅力的なまちづくりを進めること。
- (2) 空港跡地に係る多摩川の堤防整備を着実に進めること。
- (3) 跡地の売却・活用には、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

羽田空港跡地は、空港の沖合展開事業以来の経過によって生じた広大な土地であり、空港に隣接する希少な空間であることから、跡地利用に当たっては、空港と密接に関連し、一体となった利用を図ることが重要である。

跡地利用については、羽田空港移転問題協議会（メンバー：国土交通省、東京都、大田区及び品川区。以下「三者協」という。）において、平成22年に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、第1ゾーン及び第2ゾーンの土地利用や基盤施設、まちづくりの進め方等について取りまとめた。

平成23年には、跡地（第1ゾーン）及び都内の4地域が、国際戦略総合特区「アジアヘッドクォーター特区」に位置付けられ、平成26年には、大田区を含む9区が国家戦略特区に指定された。さらに、平成28年4月には羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第3回）において、本地域の拠点形成を図るための取組を推進することが確認された。

第1ゾーンでは、土地区画整理事業については、平成28年2月に都市計画決定され、同年10月に施行者である独立行政法人都市再生機構が事業認可を取得し、基盤整備工事を進めている。令和2年7月には、まち開きに合わせて駅前交通広場や一部道路の供用を開始した。また、大田区が公民連携で進めている「新産業・創造発信拠点」の一翼を担う大規模複合施設の整備・運営については、平成30年5月に公募選定された事業者と事業契約を締結し、平成30年12月に工事着手、令和2年7月にまち開き（先行開業）した。

第2ゾーンは国が平成28年6月に宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定し、平成30年4月に工事着手、令和2年3月に建物がしゅん工した。また、大田区は堤防を活用した緑地整備を進め、令和2年4月に全長約1.1kmの「ソラムナード羽田緑地」が開園した。令和4年1月には緑地区域を河口部へ拡

張する事業に着手した。

多摩川堤防は、第1ゾーンのまちづくりに併せた高潮対策に向け、大田区が平成29年3月に「羽田空港跡地かわまちづくり計画」を登録、国が平成29年3月に多摩川水系河川整備計画を変更し、平成30年3月、工事に着手した。

引き続き、関係者が協力し、「推進計画」に基づきまちづくりを進めていく必要があり、羽田空港を所管し、現在跡地を管理している国の役割が重要である。

<具体的要求内容>

- (1) -① 「推進計画」に基づき、まちづくりの完成に向けて都市基盤の整備を進めること。これに当たっては、三者協での協議を継続し、関係自治体と十分に調整を行うとともに、土地区画整理事業に必要な財源を事業期間に応じて確保すること。
- (1) -② 土地利用の具体化や堤防等の検討に当たっては、「推進計画」に基づき、多摩川沿いには長い水際線を生かした良好な景観を創出して、快適で魅力ある親水ネットワークの形成について具体的な整備計画を検討すること。
- (1) -③ 跡地を可能な限り有効に活用するため、既存ライフラインやライフライン管理施設の移設等について、引き続き必要な協議に協力すること。
- (2) 跡地及び空港を高潮等から守るため、第1ゾーン、第2ゾーンの多摩川堤防について、着実に整備を進めること。
- (3) 跡地の売却・活用に際しては、まちづくりに資する土地活用の在り方について、協議を進める等、必要な措置を講じること。

2 3 米軍基地対策の推進

1 米軍基地における新型コロナウイルス感染症に関する取組の推進

(提案要求先 外務省・防衛省)
(都所管局 都市整備局・福祉保健局)

- (1) 水際対策の徹底について、米側へ継続的な働きかけを行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、米軍基地は周辺自治体と一体のコミュニティを形成していることを踏まえ、迅速かつ万全な措置を講じるよう、米軍に申し入れること。
- (3) 駐留軍等労働者や契約業者等の感染防止にも万全を期すよう、米軍に申し入れること。
- (4) 地元自治体に対し、必要かつ詳細な情報提供を行うよう、米軍に申し入れること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症については、在日米軍基地内でも感染者が発生しており、周辺住民は不安を抱いている。

<具体的要求内容>

- (1) 米軍人等が在日米軍基地に直接入国する場合の水際対策は極めて重要であるため、我が国において実施されている水際対策と整合をとり、ワクチン接種履歴の確認を行うなど万全な措置を講ずるよう、米側へ継続的な働きかけを行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、米軍関係者に対する指導の徹底、地元保健所と米国基地の医療機関との情報交換など、感染防止についての指導徹底を図るとともに、米軍基地は周辺自治体と一体のコミュニティを形成していることを踏まえ、迅速かつ万全な措置を講ずるよう、米軍に申し入れること。また、感染状況に応じ基地内での医療提供体制の確保等を図るよう、米側に働きかけること。
- (3) 米軍基地には、多くの駐留軍等労働者が勤務している。軍人、軍属及びその家族はもとより、これら労働者や、基地に出入りする契約業者等の感染防止にも万全を期すよう、米軍に申し入れること。
- (4) 地方自治体に対し、水際対策等の措置状況、基地内での感染者数等の発生状況等、基地周辺住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報提供を、感染状況等の変化に応じて適切に行うよう、米軍に申し入れること。また、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。

2 横田基地の軍民共用化の推進

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・
農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 都市整備局)

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成28年6月以降開かれていない。

首都圏の空港容量は、2020年代前半には限界に達することが予測されており、国土交通省の審議会において、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われた。平成26年7月には「中間取りまとめ」が発表され、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネス航空の受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネス航空の受入れを含めて、その早期実現を図ること。また、国道16号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。

参 考

○これまでの主な経緯

- 平成15年 5月 ブッシュー小泉会談で軍民共用化の実現可能性の検討に合意
- 12月 政府関係省庁（内閣官房、外務省、国土交通省、防衛省）と都による連絡会を設置
- 平成17年 9月 「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」開催（財団法人統計研究会・首都大学東京共催）
- 平成18年 5月 ・在日米軍再編の最終とりまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」に合意（日米安全保障協議委員会）
・JALとANAが国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
- 10月 第1回日米協議（スタディグループ）開催
- 平成19年 5月 八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
- 9月 安倍首相がブッシュ大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
- 11月 高村外務大臣がゲイツ米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
- 平成20年 3月 軍民共用化に関する検討委員会が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 10月/11月 関東地方知事会、八都県市首脳会議が、米新政権下における共用化等の早期実現について、国に要望することを決議
- 平成21年11月 八都県市首脳会議が、共用化の早期実現に重点的に取り組むよう、国に要望することを決議
- 平成22年 8月/11月 首都圏連合フォーラム及び九都県市首脳会議が、共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
- 11月 都が横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
- 12月 都が「横田基地軍民共用化推進セミナー」を開催
- 平成24年 4月 ・石原知事がキャンベル米國務次官補に、共用化の早期実現を要請
・日米首脳会談で野田首相からオバマ大統領に、共用化の検討を要請
- 7月 共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
- 10月 関東地方知事会が、共用化について、米国との協議を具体的に進め早期実現を図るよう、国に要望することを決議
- 平成25年10月/11月 関東地方知事会、九都県市首脳会議が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成26年 7月 国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
- 10月 関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
- 平成27年 2月 多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
- 10月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成28年 5月 関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用等の要望を決議
- 平成29年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成30年 8月 首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する提案・要望」の中で、共用化の早期実現を提案・要望
- 平成31年 1月 「国と東京都の実務者協議会」において、東京2020大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
- 令和元年10月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出

- 令和 2 年 9 月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に東京2020大会
開催時における横田飛行場の民間航空利用促進に関する要望書を提出
- 令和 4 年 3 月 「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」が都に横田飛行場の
民間航空利用促進に関する要望書を提出

2 4 小笠原航空路の整備促進

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局・環境局・港湾局)

- (1) 都が進める調査・検討に対し、指導・助言等の支援・協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

<現状・課題>

小笠原諸島は、本土から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に位置し、約2,600人の村民が在住している。同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保しており、国益を維持する上でも重要な地域である。しかしながら、本土から小笠原諸島への交通手段は、近年の世界的な交通アクセス短縮の中において、今なお片道所要時間が24時間の船舶航路に限られている。

小笠原諸島への航空路開設は、村民生活の安定と国境離島である小笠原諸島の自立的発展を図る上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセス手段の確保は、都のみならず、我が国にとっても喫緊の課題であるが、いまだ実現に至っていない。

都はこれまでも、航空路開設に向け、検討を重ねてきた。平成20年2月には、航空路開設の検討を進めるため、都と小笠原村による小笠原航空路協議会を設置し、同年10月には、小笠原航空路協議会が行うPI活動に対して、評価・助言を行う第三者機関である小笠原航空路PI評価委員会を設置して、自然環境と調和した実現可能な航空路案について協議を行ってきた。

今後とも、自然環境と調和した航空路の早期開設を目指し、引き続き調査費を計上し、小笠原村民の意向を十分に踏まえながら、鋭意、調査・検討を進めていく所存である。

また、実現可能な航空路案の取りまとめに向けては、引き続き、各省庁より技術的・専門的な助言を得ながら、調査・検討を進める必要がある。さらに、今後、整備に向けた具体的な調整を進める段階では、財政措置に向けた協議についても推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

小笠原諸島への航空路に関する諸課題の解決には、国の協力が不可欠であることから、次の2点について要望を行う。

- (1) 引き続き、都が進める調査・検討に対し、適切な指導、助言などの支援協力を行うこと。
- (2) 航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること。

参 考

小笠原諸島への航空路開設に関する経緯

○ 経 緯

- ・平成 3 年 1 1 月 国の「第 6 次空港整備五箇年計画」において
予定事業として採択
- ・平成 6 年 3 月 平成 6 年第 1 回都議会定例会において、「小
笠原空港の早期建設促進に関する決議」
- ・平成 7 年 2 月 空港の位置を兄島に決定
- ・平成 8 年 1 2 月 国の「第 7 次空港整備五箇年計画」において
継続事業として採択
- ・平成 1 0 年 5 月 空港の位置を時雨山周辺域に決定
- ・平成 1 3 年 1 1 月 時雨山周辺域での空港建設計画の撤回を決
定
- ・平成 1 7 年 1 2 月 平成 1 7 年第 4 回都議会定例会において、
「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期
実現に関する決議」
- ・平成 1 8 年 1 1 月 振興開発計画に、「航空路について将来の開
設を目指し検討」と明記
- ・平成 2 0 年 2 月 都が村と「小笠原航空路協議会」を設置
- ・平成 2 0 年 1 0 月 小笠原航空路協議会が「小笠原航空路 P I 評
価委員会」を設置
- ・平成 2 1 年 6 月 小笠原航空路 P I 実施計画書を策定
- ・平成 3 1 年 3 月 小笠原航空路協議会に、国（国土交通省国土
政策局長）が参加

2 5 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進

1 物流機能の強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

東京港の物流機能を強化するため、

- (1) 中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の早期完成に向けて、必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。
- (2) 青海コンテナふ頭の再編や内貿ユニットロードふ頭の整備など、物流機能の強化に資する施設整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

東京港は、大消費地である首都圏の生活関連物資等の流通を支えるとともに、豊富な道路ネットワークにより東北・北関東等も含めた外貿コンテナ貨物を取り扱う商業港として、貨物量が増加し続けている。現在、施設能力を大幅に上回る貨物を取り扱っており、交通混雑などが発生している状況である。このままでは、首都圏の生活と産業に多大な影響が生じるとともに、我が国の国際競争力の低下につながるおそれがある。今後も増加が見込まれる貨物量に対応するためには、東京港における抜本的な施設能力の向上が喫緊の課題である。

このため、コンテナ船の大型化にも対応した中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）を早期に完成させるとともに、処理能力の向上に向けた青海コンテナふ頭の再編整備等を進める必要がある。

また、内貿ふ頭では、船舶の大型化とRORO船による貨物輸送量の増大が進んでいることから、これらに対応したふ頭機能の強化が必要である。

<具体的要求内容>

(1) 中央防波堤外側コンテナふ頭の整備推進

東京港の物流機能を強化するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の早期完成に向けて、岸壁工事等に必要な財源を確保するとともに、整備の着実な推進を図ること。

(2) 必要な財源の確保

- ① 青海コンテナふ頭の再編等を着実に推進するため、埠頭整備資金貸付金の財源を確保すること。
- ② 内貿ユニットロードふ頭等の整備を着実に推進するため、必要な財源を確保すること。

- ③ 防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、港湾管理者が運営上必要とする事業に柔軟に対応するとともに、必要な財源を確保すること。

(3) 直轄対象事業であっても、補助事業等で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業等で採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。

<現状・課題>

都は、これまで東京港の港湾管理者として港湾物流の状況変化、ふ頭利用者ニーズ等に精通し、港湾施設計画の策定、既存施設の改良、維持補修等の事業のみならず、新規施設の建設を迅速かつ、安全、円滑に遂行してきており、直轄対象事業となるような新規施設の建設についても、十分な経験・技術力を有している。

また、東京港は、既存ふ頭の再編等による港湾機能の向上が必須となっている。

今後、東京港の限られた空間（陸域・海域）において、周辺エリアとの一体的開発による物流機能の強化や、既存の港湾利用者と調整を踏まえた施設改修などを迅速かつ効率的に行い、より一層の機能強化を図っていく必要がある。

このため、東京港においては、港湾の整備・運営に係る十分な実績を有する港湾管理者が主体となり、動きの激しい港湾情勢への迅速かつ的確な対応を図ることが重要である。

<具体的要求内容>

(3) 港湾管理者の取組に対する支援

- ① 東京港の港湾施設の事業実施に当たっては、直轄対象となる事業であっても、補助事業や貸付金事業で事業採択すべきと港湾管理者が申し出た場合には、補助事業や貸付金事業として速やかに事業採択するなど、物流機能の強化に向けた港湾管理者の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- ② 直轄事業の予算要求に当たっては、計画段階から港湾管理者と十分に協議を行うとともに、港湾管理者の事前了解を得ること。

2 震災にも強い東京港の機能強化

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 港湾局)

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）の耐震強化岸壁について、整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

首都直下地震等の切迫性が指摘される中、首都圏4,000万人の生活と産業を支える東京港では、外貿コンテナふ頭のうち耐震強化岸壁は4バースと少なく、震災時にも港湾機能を確保し首都圏経済活動の停滞を回避するためには、更なる増設が不可欠である。

このため、東京港第8次改訂港湾計画において、幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁の計画を拡充したところであり、整備を着実に進める必要がある。

また、震災時に被災者の避難や緊急物資の海上輸送に対応する耐震強化岸壁についても、推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 震災時においても、首都圏の物流機能を確保する幹線貨物輸送に対応する耐震強化岸壁を拡充するため、中央防波堤外側コンテナふ頭（Y 3 バース）について、整備を推進すること。
- (2) 震災時の被災者避難や緊急物資の輸送に対応する品川ふ頭（S 3 バース）、10号地その2ふ頭（VA 2 バース）の耐震強化岸壁の整備推進に必要な財源を確保すること。

26 島しょ港湾等の防災対策の推進

(提案要求先 水産庁・国土交通省)
(都所管局 港湾局)

地震、津波、火山噴火等の災害から島民や来島者の安全を確保するため、島しょ港湾・漁港・海岸の防災対策に必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

南海トラフ等による巨大地震発生時には、本土からの陸路による人員、物資等の搬出入が不可能な島の特殊性に鑑み、発災直後においても大型船舶が着岸可能な緊急輸送用岸壁や道路等の確保が必要である。

加えて、大島の三原山や三宅島の雄山では、これまで火山噴火が繰り返し発生しており、全島避難を余儀なくされるなど、噴火発災時における島民避難を含めた備えも不可欠となっている。

さらに、台風等の異常気象時における高波などから背後の集落や施設を防護していくために、海岸保全施設の整備及び維持保全も進めていかなければならない。

また、停電・通信障害が発生しない島しょ地域を実現させるため、島の玄関口として定期船が発着する港等の無電柱化を進めていくこととしている。

このため、これまでも増して島しょ港湾・漁港・海岸における防災対策を積極的に進めていくことが必要であり、その施設整備に当たっては、国費を重点的に投入すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 被災時の復旧活動を支える緊急輸送用岸壁等について、今後も整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 火山噴火時の円滑な避難に備えるため、噴火避難用岸壁の静穏度向上に必要な防波堤等の整備が着実に継続できるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 台風の襲来や低気圧の通過に伴う高波などから、島民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備及び維持保全に必要な財源を確保すること。
- (4) また、島しょ港湾の無電柱化を推進するために電線管理者への支援も含め、単独地中化方式などの整備手法について、制度設計を行うこと。

5. 環境・エネルギー

1 電力需給ひっ迫への対応

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 産業労働局・総務局・環境局)

- (1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開を行うこと。
- (2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援を行うこと。
- (3) 電力需給ひっ迫等に係る情報を確実かつ広範に周知すること。
- (4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動を周知・徹底すること。
- (5) 小売電気事業者が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）への支援を行うこと。
- (6) 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策を講じること。
- (7) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等を速やかに情報提供すること。
- (8) 都が推進しているH T Tの取組に対して普及啓発や広報など具体的な支援を行うこと。

<現状・課題>

ロシア・ウクライナ情勢により原油高騰やガスの供給不安など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変貌した。アメリカはロシア産の原油の輸入を停止、イギリスも年内にかけて段階的に停止し、中東など他地域での調達への転換を目指している。EUの欧州委員会はロシア産原油の禁輸など対ロシア制裁を断続的に強めており、原油やガスなどのエネルギーの争奪戦の様相を呈している。

我が国のエネルギー安全保障という課題が顕在化させられる中、深刻な気候危機と長期化のおそれがあるエネルギー危機という二つの危機に対応していくことが必要となっており、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

令和4年3月の電力需給ひっ迫警報発令時及び同年6月の電力需給ひっ迫注意報発令時は、国民・事業者の協力により当面の需給バランスは緩和された。しかしながら、より電力ひっ迫が想定されている今冬に向けては、予備率確保の途上であり、引き続き予断を許さない状況である。この状況を克服できるか否かは、東京のみな

らず、我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことから、危機感を都民、事業者、自治体等と共有し、力を合わせて目前に迫る危機を乗り切っていく必要がある。

< 具体的要求内容 >

(1) 需給状況に関する具体的かつ詳細な情報公開

電力需給ひっ迫の回避に向けて、都民、事業者等に節電等の協力を求めるためには、その背景となる情報の適確な公開が必須である。

このため、電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、最大需要だけではなく、季節や気象との相関や、主体別のロードカーブとの関係など、具体的かつ詳細な情報を提供すること。

(2) 省エネ・節電の取組促進に向けた情報提供及び支援

電力需給ひっ迫への対応として、また、この危機を機会に変えて脱炭素化の着実な推進につなげていくためには、都民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めて行くことが必要である。

このため、前項の情報公開に併せて、節電の必要性について速やかに都民に周知すること。

また、具体的かつ詳細なロードカーブとの関係を踏まえた、主体ごとのメリハリのある「賢い節電・省エネ」の普及啓発を行うこと。特に、小口事業者及び家庭向けに求めたい具体的な対策を早期に整理し周知すること。

さらに、主体ごとの節電・省エネ効果を把握し、成果の実感を通して更なる取組を促すために、スマートメーターで得られる情報をタイムリーに公開する仕組みを整えること。

(3) 電力需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

早期の詳細な情報公開や、その情報を踏まえた省エネ・節電の取組促進にもかかわらず、電力需給ひっ迫に陥るおそれのある場合には、都民、事業者等に対し、一定の時間的余裕をもって、より一層の節電・省エネ等の協力を呼び掛けることが不可欠である。

令和4年5月の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会では、既存の需給ひっ迫警報に加え、より早期の時点から段階的に需給ひっ迫に関する情報発信を行うこととして、新たに需給ひっ迫注意報の発令及び需給ひっ迫準備情報の発信について示された。

需給ひっ迫の度合いを示すこれらの情報については、対象となる都民や事業者に確実に届いてこそ効果を発揮するものであることから、需給ひっ迫警報及び注意報並びに準備情報の発令及び発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く都民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

加えて将来に向けては、需給状況の予測精度の更なる向上や、十分な精度を維持した上での予測の早期化など、都民、事業者等が必要な対応を混乱なく取ることができる環境の実現に取り組むこと。

- (4) 需給ひっ迫時に都民、事業者等に求める具体的な節電行動の周知・徹底
電力需給ひっ迫が差し迫った際には、政府や地方自治体はもとより、都民、事業者等における迅速かつ効果的な節電行動が、危機を乗り切る上では重要である。

都民、事業者等の需要家が効果的な対策を迅速に取ることができるよう、需給ひっ迫警報及び注意報の発令に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、都民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

- (5) 小売電気事業者が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）への支援
電力使用制限令や計画停電に先立ち、インセンティブ型の節電要請により、需給ひっ迫時の一時的な消費電力の削減について需要家から広く協力を得ることが重要である。

こうした中、デマンドレスポンスは、全体の需給状況の改善に資するだけでなく、小売電気事業者の燃料や市場価格の高騰対策、需要家の電気料金高騰対策にそれぞれ有効な手段となり得る。

令和4年5月の電力・ガス基本政策小委員会において、デマンドレスポンスの取組の整理、産業界等への周知等が提案されたが、一刻も早く、より多くの小売電気事業者がデマンドレスポンスを導入、実施することのできるよう、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

- (6) 電力需給の安定的運用及び電気料金の高騰抑制対策

電力エネルギーは都民生活及び事業活動の基盤である。東京及び我が国の経済や都民、国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、電力需給の安定的な運用と電気料金の高騰抑制に向けた取組に努めること。

- (7) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

計画停電は、需要家の電気使用を強制的に制限する対策であり、都民の生活や施設・事業の運用に多大な影響を及ぼすものである。そのため、国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、都民・事業者による相当の事前準備が不可欠である。

社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、国として速やかに情報提供すること。

- (8) 都が推進しているH T Tの取組に対する具体的な支援

今冬に直面する電力危機を乗り越えるため、都は、H T T（電力を減らす、創る、蓄める）の観点から、都民、事業者等に対し、節電や省エネに関する普及啓発や補正予算等による財政支援の更なる強化などの取組を実施している。

電力危機は我が国全体の社会経済活動に大きな影響を及ぼすものであり、都のこうした取組を全国に広げることが、国民が一丸となって危機を乗り越えたとともに、「脱炭素社会」の実現につながるものであることから、都が推進しているH T Tの取組に対して、国は、普及啓発や広報、財政支援をはじめ、具体的な支援を実施すること。

2 気候変動対策の推進

1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施

(提案要求先 金融庁・総務省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・政策企画局・産業労働局)

- (1) IPCC『1.5℃レポート』の内容を踏まえ、「2030年までの取組」が極めて重要との認識の下、地球温暖化対策計画等で掲げた取組について、2030年までの間の開始時期をより明確化するなどして、深刻化する気候危機の回避に向けた行動を速やかに開始すること。
- (2) 国際社会が進める脱炭素化に向けた先導的な役割を果たしていくため、規制的措置を含む総合的な施策を早期に構築し、削減に向けた行動を一刻も早く開始すること。施策構築に当たっては、CO₂排出総量削減義務と排出量取引制度を導入するとともに、業務ビル対策や中小企業及び家庭部門での省エネ対策の促進など、実効性ある対策を実施すること。さらに、脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産が、ファイナンス上でも評価されるよう、投資判断する際に効果的な開示情報の在り方等についての検討を深めること。
- (3) 「地球温暖化対策のための税」については、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、地方への十分な財源配分を行うこと。

<現状・課題>

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、気候変動対策は大きな転換点を迎えている。既に避けられない気候変化への対応が急務となっているとともに、世界では、石炭火力発電からの撤退や再生可能エネルギーの大幅な増加など、「1.5℃追求：2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた動きが加速している。

また、気候変動対策は、「持続可能な開発目標（SDGs）」を実現するために不可欠なものである。

国は、令和3年10月に、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画を改定し、「2050カーボンニュートラル」の実現に向けた2030年までの取組の方向性等を取りまとめた。温室効果ガス50%削減への挑戦の明記や、新築建物（住宅含む。）における2030年までに整えたい事項を提起したことなどは重要なポイントである。

気候危機が既に私たちの身近に及んでいる今、大きく求められているのは、「2050年実質排出ゼロ」につながる「具体的な行動を開始」することである。このため、IPCC『1.5℃レポート』が提起した、2030年までの「今後10年間の取組」が極めて重要との認識を一にして、脱炭素社会の基盤づくりに向けて、特に「今後5年間で取り組む事項」等を明確化するなどして、削減に向けた行動を一刻も早く開始することが必要である。

加えて、この脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機へと発展している。社会構造変化に対応して脱炭素社会を実現していくために、実効性ある温室効果ガス削減対策を行うことが求められている。

具体的には、現在利用可能な我が国の優れた既存・先進技術を全面活用しながら、ものづくりから建築物・市民生活に至るまで、エネルギー効率の更なる改善や再生可能エネルギーの抜本的な利用拡大を抜本的に進めていくこと、実効性あるカーボンプライシングの構築などにも取り組んでいくことが必要である。

また、特にエネルギー供給に大きな責任と役割を持つ国として、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組を最大限に加速させ、2030年における電力の再生可能エネルギーの割合については38%以上の高みを目指していく必要がある。そうしたことで、国が想定する2030年時点での電気のCO₂排出係数の数値の実現を確実なものとしていくべきである。あわせて、脱炭素熱の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化等も必須である。

脱炭素社会の実現に向けて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

この中にあって、令和3年2月以降、環境省では「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」、経済産業省では「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を通じて、カーボンニュートラルの実現に向けた検討が進められており、令和3年8月、それぞれ中間整理が提示された。

このうち、経済産業省においては、令和4年2月に「GXリーグ基本構想」を公表し、経済社会システム全体の変革（GX：グリーントランスフォーメーション）のための議論と新たな市場創造のための実践を行う場として、「GXリーグ」の準備を進めることとし、同年9月からは、カーボン・クレジット市場の技術的実証等事業を実施している。今回創設されるGXリーグにおける自主的な排出量取

引は、企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みとしているが、国の削減目標の達成、さらには、脱炭素社会の実現に向けて、排出量の総量削減義務を伴う仕組みの導入など国が積極的な施策展開を図る必要がある。

また、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月から導入されたが、税の導入に伴う税収に関し、気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえた財源配分が課題となっている。

<具体的要求内容>

(1)

ア IPCC『1.5℃レポート』が提起した、2030年までの「今後10年間の取組」にふさわしい早期に取り組む事項や取組開始時期の明確化

IPCC特別報告書「1.5℃の地球温暖化」（2018年10月）の内容を踏まえて、2030年までの温室効果ガス削減に向けた行動を一刻も早く開始すること。特に「今後5年間で取り組む事項」や2030年までの間の取組開始時期等を明確化すること。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の活用など、脱炭素社会を実現するエネルギー構造転換に係る2030年までの取組内容の具体化を図ること。

脱炭素熱がいつ頃から活用できるかという見通しは、今後の都市開発等の在り方に大きく影響を与えるため、今後の普及拡大に向けた2030年までの取組内容の具体化と早期実用化に向けた取組を推進すること。

自らの強い意思表示と具体的施策を礎に、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現にも寄与する、一層野心的な計画策定を目指すものとし、国際社会が進める脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていくこと。

イ カーボンプライシングなど脱炭素社会実現のための規制的措置を含む総合的な施策の早期構築

なお、既存火力発電については、更なる高効率化と脱炭素化を図る必要がある。このためにも、火力発電所を対象としたCO₂排出量の削減義務化や電力需要家と火力発電所を対象とする国内排出量取引制度等実効性の高い規制的措置の導入を含む総合的な施策を早期に構築すること。

ウ 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度の早期実現
国内排出量取引制度の創設に当たっては、以下の点を実現し、実効性の高い制度とすること。

- ① 自主目標による削減や原単位規制ではなく、削減義務率などを設定した総量削減義務を導入すること。
- ② 更なる高効率化と脱炭素化を図るため、直接排出方式により火力発電所の排出総量を対象とすること。
- ③ 事業者単位でなく、事業所単位の制度とすること。
- ④ 特に大量の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし国が実施する制度と、それ以下の一定程度の温室効果ガスを排出する事業所を対象とし

地方自治体が実施する制度の二制度を創設し、国と地方が共に積極的な役割を果たす制度とすること。

- ⑤ 東京都のキャップ&トレード制度や都道府県・政令指定都市が実施している報告書制度など先行する地方自治体の制度との整合を図ること。
- ⑥ 国内排出量取引制度と整合するよう、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を改めるとともに、事業所からの報告内容を地方自治体に提供し、国と地方の効果的な連携を進めること。

エ 家庭部門等の強化

- ① ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促すとともに、より一層の節電を図るため、不要な広告や店舗の照度、小売・量販店等の営業時間や放送事業の時間帯の設定等、エネルギー使用の在り方の見直しを関連業界に働きかけること。
- ② エアコンやテレビ等の家電に電力使用量及びCO₂排出量を表示する機能の標準搭載や、電気・ガスにとどまらず、ガソリンや灯油などの領収書にCO₂排出量を表示するなど、CO₂の可視化の取組を促進すること。
- ③ トップランナー基準を満たした高効率給湯器の普及を飛躍的に促進するため、家庭に対する助成制度などにおいて、より一層の財政的措置を講じること。
- ④ 家電製品等の製造事業者に対して、製品の工場出荷時の初期設定を省エネモードとするとともに、省エネモードの設定方法を消費者に分かりやすく情報提供するよう求める仕組みを構築すること。
- ⑤ 市民生活のセーフティネットである住宅については、高い断熱性能と太陽光発電や蓄電機能等を兼ね備える「レジリエントな健康住宅」を標準化するための施策を強化すること。

オ オフィスや事業所等における取組

- ① 一般社団法人日本建築学会等の提言も踏まえ、過度に照度に偏重しすぎている現行の照明設計・基準の考え方から転換し、質の高い照明環境の形成に向けた新たな基準を設定すること。
なお、照度基準については、旧照度基準1979版の照度範囲（300～750ルクス）に戻すとともに、設定照度は、300～500ルクスでの対応を推奨すること。
- ② 室内空気中のCO₂濃度の一律的な管理基準について、省エネルギー・節電の観点から見直しを行うこと。
- ③ 扉を開け放したままにするなど、明らかに無駄なエネルギー利用と考えられる冷暖房を行っている店舗営業などの行為に対して、エネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築すること。
- ④ 省エネ法に、電気の需要の最適化を進めることが規定されているが、今後は、「原単位削減」の観点だけではなく、エネルギー全体の消費量の削減を更に強化するため、「エネルギー使用総量の削減」の程度

を評価する仕組みの追加も検討すること。

カ 地球温暖化対策の実現に向けた普及啓発活動の強化

実効性のある地球温暖化対策を実現するためには、全ての国民及び事業者が一丸となって取り組む必要がある。地球温暖化対策に対する意識を高めるため、広く国民及び事業者に対して情報発信するなど、地球温暖化対策計画に記載した取組について効果的かつ着実に実施すること。

キ 地方自治体の温室効果ガス排出量算定に必要なデータの確保

地方自治体が地域の特性・実情の把握及び効果的な温室効果ガス削減対策を行うため、主体別の消費量等の地域のエネルギー利用実態、区域に供給される系統電力の電源構成や再生可能エネルギー種別ごとの導入量、設備容量、発電量等を速やかに把握できる具体的な制度の構築を早急に進めること。

ク 脱炭素対策に積極的に取り組む企業や不動産がファイナンス上でも評価されるよう、企業側とファイナンス側との対話ツールとして、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に基づく効果的な開示情報の在り方等について、検討を深めること。

ケ 地域からの脱炭素化を進めるためにも、建築物への適用を図る低炭素資材リストやサステナブルな消費行動の促進に向けた商品・材料等のカーボンフットプリント情報等について、国としての統一的なデータベースを作成するなどして、対策推進に向けた基盤づくりに早期に取り組むこと。

（２）「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う地方財源の確保等

地方分権改革との整合性や気候変動対策における国と地方の役割分担を踏まえ、国と地方で財源を適切に配分し、地方自治体がその地域特性にあった省エネ施策の推進事業に充当できるようにすること。

2 建築物の脱炭素化の促進

(提案要求先 文部科学省・厚生労働省・経済産業省・資源エネルギー庁・
国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。
- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化を図るとともに、エネルギー消費性能をより詳細に把握できるようにすること。
- (3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化を図ること。
- (4) 新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。
- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。
- (6) 既存建築物のゼロエミッション化を推進すること。
- (7) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化を推進すること。
- (8) L E D照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。
- (9) 既設蛍光灯器具へ直管型L E Dランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

<現状・課題>

令和2年10月の内閣総理大臣所信表明において「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」が宣言された。新たに建てられる建築物はその多

くが2050年以降も存在することになるため、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とするような性能を新築時に備えることが重要となる。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている中、海外のエネルギー、とりわけ化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化を進めるためには、電力を「減らす」「創る」「蓄める」施策の社会実装を早急に前倒して加速させることが必要である。中でも「減らす」取組においては、「エネルギーの更なる効率的利用」の観点から特に将来にわたり使用される建築物の脱炭素化に向けた取組が求められる。

国においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づき、平成29年4月から一定規模以上の住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化を開始した。

これにより、新築建築物の基本的性能としてエネルギー消費性能が位置付けられ、建築基準法と連動することから住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能の向上に向けた底上げ効果が一定程度期待できる。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）においては、住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化の対象が拡大（2千㎡以上から300㎡以上）された一方、住宅については、エネルギー消費性能基準への適合率が比較的低い水準にとどまっているため、適合義務化により市場の混乱を引き起こすことが懸念されること等から、導入が見送られた。その後、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、原則全ての新築建築物に省エネ基準適合が義務付けられることとなった（公布日から3年内に施行）。

さらに、新築建築物のエネルギー消費性能は、建築設備だけでなく外皮性能からも大きく影響を受ける。そのため、建築主等が講ずべき措置として、外皮性能の向上に係る措置を位置付け、新築建築物の外皮性能を把握できるようにするとともに、外皮性能の向上が持つ意義や効果について明確な認識を持てるようにすることが重要である。

また、EUでは既に、エネルギーの性能表示を指令し、多くの国が制度義務化しており、東京都でも環境性能評価書やマンション環境性能表示を義務付けている。国においても建築物省エネ法に基づき、新たに住宅用途も対象に含めた新築建築物の省エネルギー性能の表示制度が位置付けられ、平成28年4月から適合義務化に先駆けて施行している。しかしながら、この第三者認証の仕組みも有する表示制度は任意の表示制度となっている。その後、改正法において表示に関する勧告・公表等の措置が示されているが、脱炭素化建築物の普及に向け、こうした表示制度の実効性の担保が必要である。

また、令和12年度までにZEBやZEHを実現していくためには、断熱や日射遮蔽性能等の建築物及び建築設備の省エネの推進に加え、オンサイト（＝需要

側)での、太陽光・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入が不可欠である。新築建築物における再生可能エネルギーの導入については、各種必要設備等設置後の余剰スペースへの導入を検討するととどまり、導入には消極的になっている。令和3年8月のあり方検討会取りまとめにおいて、「2050年において設置が合理的な建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、また、これに至る2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこととして、将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進めること」と示されている。LED照明等の高効率照明については、国は、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目標として取組を進めている。照明は大きなエネルギー消費割合を占めており、例えば、白熱電球をLED電球に置き換えると、約85%の消費電力削減が可能である。照明のLED化という費用対効果の高い取組により、地球温暖化対策を加速化させる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) エネルギー消費性能が新築建築物の基本的性能に位置付けられたが、新築建築物のエネルギー性能にも大きな影響を与える外壁等による熱の損失を防止する性能、いわゆる外皮性能に関する指標についても住宅以外の新築建築物の基本的性能に位置付けること。

建築物省エネ法により、平成29年4月から住宅以外の新築建築物におけるエネルギー消費性能基準への適合義務化が開始されたが、建築設備のエネルギー性能は、外皮性能からも大きく影響を受けることから、建築主が建築する際に、エネルギー消費性能と併せて外皮性能を把握できるようにするとともに、当該法令に建築主が取り組むべき外皮性能の向上に関する措置も盛り込むべきである。その際、現行の外皮性能に関する指標は屋内周囲空間の年間熱負荷を示す値であり、外皮性能そのものを示す評価するものではないため、建築主が外皮性能の向上について効果的に取り組めるような評価指標及びその算定方法の開発等を進めていくこと。

- (2) 住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準の強化とエネルギー消費性能のより詳細な把握について

住宅以外の新築建築物のエネルギー消費性能基準は、建物稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

また、複合用途の新築建築物におけるエネルギー消費量については、建物用途ごとの内訳を明らかにするものとする。

東京をはじめ、大都市では一つの建物に商業用途と住宅用途が存在する大規模な複合用途の建築物が多く存在する。しかし、省エネルギー計画書では建物全体のエネルギー消費量しか把握できない様式になっている。こういった建築物に関しては、建物全体のエネルギー消費量のデータだけでなく、建物用途ごとのデータを把握することも省エネを推進するには不可欠である。

また、エネルギー消費量の算定方法のうち、モデル建物法では省エネルギー性能基準への適合は確認できるが、当該建築物のエネルギー消費量を把握

することができない。標準入力法だけでなく、モデル建物法など簡易な方法においても建物のエネルギー消費量を算定、把握することができる方法を構築すべきである。

さらに、カーボンニュートラルの実現に向けて、地方自治体が施策を検討していく上では、新築建築物の現状を把握することが欠かせない。そのため、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出される省エネ計画書に記載される環境性能等を他の自治体が容易に把握できるようにするとともに、より入手しやすくするため届出データの共有化を可能とする共通システムを構築すること。

建築物省エネ法における新築建築物の省エネルギー性能の判断は、一次エネルギー消費量により行われているところである。新築建築物の省エネルギー性能を飛躍的に高めていくためには、積極的にあらゆる再生可能エネルギーを利用していくことが不可欠である。しかしながら、現在の一次エネルギー消費量の算定プログラムでは、太陽光による発電量の反映にとどまり、自然通風や自然採光の利用などの建築的手法を含めた積極的な再生可能エネルギーの活用を反映することができない。国は、再生可能エネルギーの積極導入に向け、一次エネルギー消費量の算定に、再生可能エネルギーの利用を反映するための評価方法を開発し、活用できるようにすること。加えて、実際の建築物で採用されているものの、算定プログラムにおいて省エネルギー効果を評価できない技術についても、引き続き、評価方法の開発等を進めていくこと。

(3) 新築住宅のエネルギー消費性能基準の強化

新築住宅については、改正法により2025年度までに適合義務化され、また、令和3年8月の在り方検討会取りまとめにおいては、2030年度以降に新築される住宅については、ZEH基準の省エネ性能に適合することを目指すことと示されている。

住宅以外の新築建築物と同様に、住宅のエネルギー消費性能基準は稼働後にカーボンニュートラルを可能とする水準へ速やかに強化すること。

加えて、適合義務化を円滑に導入するため、現在行われている新築住宅に対する固定資産税の減額や住宅ローン減税等について、環境性能に優れた新築住宅に限定する重点化を、義務化に先行して実施すること。さらに、新築住宅のエネルギー消費性能向上に向けては、地域の住宅供給を担う工務店の省エネ技術向上が不可欠であり、施工技術者や設計者を対象とする講習会の開催等、事業者のニーズも踏まえた国の支援策を拡充していくこと。

(4) 新築建築物への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと。

再生可能エネルギーの更なる普及・導入拡大のためには、誰もが導入しやすい環境整備を進めることが重要である。建築物へ安心して太陽光発電設備を設置していけるよう、適切な設置・維持管理・廃棄（リサイクル）の方法、メンテナンス・交換に対する新築時からの備えの在り方等、適切かつわかりやすい情報発信・周知を行うこと。さらに、建築物の形状等の特性によらず、より一層の導入が進むよう、太陽光発電設備の更なる軽量化・発電効率の向

上等の技術開発に一層取り組むとともに、屋上に設置する場合の容積率の制限を緩和する許可の手続を不要とする等の対応を速やかに行い、設置に取り組みやすい環境整備を進めること。

これらに取り組みながら、新築建築物における導入義務化に向けた取組を強力に進めていくこと。

- (5) 建築物のエネルギー性能の表示制度について、その実効性を担保するため、表示の義務化を図ること。

国は、平成28年4月から一次エネルギー消費量の指標を活用し、新築建築物の省エネルギー性能表示制度を新たに開始したところであるが、この制度は、第三者認証による任意の表示制度となっている。新築建築物の取引において、新築建築物の省エネルギー性能が比較検討できるようにしていくためには、比較対象となるあらゆる新築建築物に表示が行われていることが不可欠であり、建築物省エネ法の中で表示を義務付けること。

- (6) 既存建築物のゼロエミッション化の推進

ア 既存大規模事業所におけるゼロエミッション化の推進

既存の大規模事業所に対し、総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレード制度を早期に実現することで、更なる省エネや再エネ利用拡大を促進し、既存建築物のゼロエミッション化を図ること。

イ 中小規模事業所における省エネルギーの進展を促す評価指標の見直しに当たっての検討

経済産業省におけるベンチマーク制度の見直しに当たっては、環境性能が高く良好なマネジメントがなされている建築物が高く評価される指標となるよう検討すること。

ウ 既存建築物における環境価値評価の普及促進

世界的にESG投資の動きが強まる中で、既存建築物のゼロエミッション化に向けた投資を喚起していくことが重要である。このため、事業所ごとのCO₂排出実績等のデータを保存する自治体と連携を図りながら、既存建築物の運用段階に着目した環境認証の仕組みを構築するなど、グリーンファイナンスを通じたゼロエミッション化を促進すること。

また、環境価値評価であるCASBEE、BELS、都のカーボンレポートなどを「建築物の環境価値評価に関する事項」として宅地建物取引業法で定める重要事項説明に追加することや、国等の事業所が民間ビル等に入居する際の基準とするなど活用を努めること。

さらに、ホテル等を対象とした環境認証の仕組みであるエコマーク認証の普及拡大を図ること。

エ グリーンリースの普及拡大

ビルオーナーとテナントの双方が協働して、テナントビルのエネルギー消費低減に取り組むグリーンリースを普及させるため、国土交通省は、平成28年2月にグリーンリース・ガイドを作成した。国は、不動産関係団体と連携して優良事例やその有効性を広くビルオーナー等に周知しグリーンリースの普及拡大を図ること。

オ 既存住宅における省エネ改修の促進

既存住宅の省エネ性能向上に向けて省エネ改修工事を更に強力に促進するため、省エネ改修に係る所得税の特例措置における対象工事限度額及び控除率並びに固定資産税の特例措置における減額の割合を高めること。

また、所得税の控除及び固定資産税の減額の対象となる改修工事にドアを加えるとともに、省エネ改修のインセンティブが働きづらい賃貸住宅も追加するなど、控除及び減額の適用要件を拡充すること。

さらに、所得税及び固定資産税の減額期間についても大幅な延長を行うこと。

(7) 国等が所管する教育施設及び医療施設の脱炭素化の推進

国等が所管する教育施設、病院等について、それぞれの施設に求められる機能を確認した上で、省エネ化が大きく進む設備改修が促進されるよう予算措置を行うこと。特に、国立大学法人又は独立行政法人については、国が監督官庁として積極的に関与し、事業者の模範となるよう率先して教育及び医療施設の脱炭素化を図ること。

(8) LED等の普及目標の確実な達成に必要な取組の推進

エネルギー基本計画（平成30年7月）及び地球温暖化対策計画（平成28年5月）で掲げるLED照明等の高効率照明の普及目標達成に必要な具体的な取組を推進すること。

また、LED照明化は、費用対効果の高い対策であるが、導入時の一時的な費用負担が大きいことが普及を妨げる要因となっている。更なる普及促進のため、必要な財政支援を実施すること。

(9) 直管型LEDランプの安全性の確保

直管型LEDランプの既設蛍光灯器具への交換取付けは、事業所において取り組みやすい省エネ対策である。

一方、直管型LEDランプは、様々なメーカーが製品を提供しており、既設の蛍光灯器具に合わない直管型LEDランプを装着して、発火、発煙、過熱等の事故が発生するケースもある。このため、既設の蛍光灯器具に直管型LEDランプを取り付ける際の注意点について、国民に周知徹底すること。

3 住宅の脱炭素化に向けた取組の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・環境局)

- (1) 省エネ性能が高い住宅が高く評価される住宅市場環境の整備のため、法改正が行われた住宅の省エネ性能表示の施行に向けて、具体的な検討を進め、実効性の高い制度とすること。
- (2) 既存住宅については、売買時や賃貸契約時に、新築や改修の際に算定された省エネ性能等が、適切に表示される仕組みを構築すること。

<現状・課題>

住宅の省エネ性能表示については、国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」では、省エネ性能の向上による光熱費の削減効果等が将来住宅市場において適切に評価され、資産価値や賃料等に反映される市場環境の整備を目指すことが掲げられている。その具体的な方策として、住宅の販売又は賃貸の広告等において、省エネ性能に関する表示制度を導入し、新築住宅から義務化を目指し、既存住宅については、改修前後の合理的・効果的な表示・情報提供方法について検討・試行することなどが提言された。

また、「住宅の省エネ性能の光熱費表示検討委員会」では、民間事業者団体の海外事例調査として、EUの省エネ性能の広告表示が義務化されている国においては、消費者の6割以上が住宅選択の際、省エネ表示を参考にしている、と報告されており、光熱費換算表示の導入方法が取りまとめられた。

こうした議論を踏まえ、令和4年6月に建築物省エネ法が改正され、建築物の販売・賃貸を行う事業者に対する、省エネ性能表示の努力義務に関し、表示事項・表示方法等を国土交通大臣が告示することとなった。

消費者等の省エネ性能への関心を高め、より省エネ性能が高い建築物が選ばれる市場の整備のためには、光熱費を含め、分かりやすい省エネ性能表示とするとともに、広告等に記載された表示を、販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介業者・管理業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体も理解しやすい実効性の高い制度とすることが望ましい。

一方、既存住宅の省エネ改修を促進するため、国においてはこどもみらい住宅支援事業、住宅エコリフォーム推進事業などを、また都においても、窓やドアの改修補助や国の住宅・建築物省エネ改修推進事業を活用した補助事業などを実施している。こうした住宅では、全体の省エネ性能を把握するのではなく、省エネ基準やZEH水準等を満たす一定の性能を有した窓や給湯器等による部分的な改修も進めている。今後、こうした住宅についても、分かりやすく省エネ性能の表示をしていく必要がある。

＜具体的要求内容＞

- (1) より省エネ性能が高い住宅が選ばれる市場の整備のため、住宅の省エネ性能表示の具体的な表示方法等の検討にあっては、光熱費表示等を含め、消費者の住宅選択の参考となる実効性の高い表示制度とすること。

また、表示された省エネ性能を着実に消費者に伝えるため、住宅の販売・賃貸を行う事業者に加え、仲介業者・管理業者等、住宅の販売・賃貸に関わる様々な主体も理解しやすい実効性の高い制度とすること。

- (2) 既存住宅については、新築や改修の際に算定された省エネ性能等が適切に表示される仕組みを構築すること。住宅全体の定量的な省エネ性能表示が困難な場合でも、個別の部位の断熱性や設備の効率性（例：窓や給湯器の種別等）についての表示を求めるなど、消費者の住宅選択に参考となる制度を構築すること。

4 分散型エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) コージェネレーションシステム（ＣＧＳ）の導入など、災害時の業務継続も想定したエネルギー供給体制を整備する取組を支援すること。
- (2) 蓄電池システムの普及を着実に進めるため、導入を促進する継続的な支援策を講じること。
- (3) 地域でのエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

<現状・課題>

「２０５０年実質排出ゼロ」の実現に向けて、需給両面の取組を進めることが不可欠である。

供給面の取組では、都外からの電力供給のみに頼るのではなく、太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム等の低炭素かつ高効率な電源の普及拡大などにより、更なるエネルギーの低炭素化と首都東京のエネルギーセキュリティを高める取組を進めていく必要がある。あわせて、熱の脱炭素化技術の早期の実用化・普及に向けた環境整備をすることが必要である。

需要面の取組では、省エネ対策に加え、デマンドレスポンスや蓄電池の導入によりピーク時間帯の電力会社への電力需要を抑えるなど、電力の供給状況を踏まえながら需要を無理なく効率的に制御するエネルギーマネジメントの取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 非常時のエネルギー供給体制の整備

都市開発の機会を捉えてコージェネレーションシステム（ＣＧＳ）を導入し、エネルギーの面的な利用によって都市の低炭素化と災害時の業務継続性を確保する取組に対し、継続的な支援を行うこと。あわせて、熱の脱炭素化技術開発の促進に対し継続的な支援を行い、早期の実用化・普及に向けた環境を整備すること。

(2) 蓄電システムの普及

蓄電システムは、非常時の電源として活用できるほか、太陽光発電システムとの連携により、建物や地域でのエネルギーの自家消費拡大にも有効である。

国は、蓄電システムの導入促進に向けて、設置費用に対する補助額を拡充するとともに、継続的に実施できる規模の予算措置を行うこと。

(3) エネルギーマネジメントの促進

再生可能エネルギーの大量導入を見据えた家庭や事業所、地域でのエネルギーの有効利用を促進するため、I C T等も活用したエネルギーマネジメントの取組を継続的に支援すること。

3 自動車等のゼロエミッション化の推進

(提案要求先 経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・環境局・交通局)

- (1) 非ガソリン車、特にZEV（ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイク）へシフトすることが経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。
- (2) 非ガソリン車、特にZEVに関する技術開発、価格低減が促進されるよう、国からもメーカーに手厚い支援を行うなど強力に推し進めること。
- (3) ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、新たに充電設備に関して、利便性の高い道路や時間制限駐車区間に設置を図るための必要な措置を行うことや、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること。
- (4) 二輪車の非ガソリン化、電動バイクの普及に向け、補助額や補助対象車種の拡充に加え、交換式バッテリーに係るステーション設置支援や共通化による相互利用促進など、充電インフラ環境の整備を進めること。
- (5) 使用済の電気自動車等から取り出した大容量バッテリーの家庭用蓄電池へのリユースを促進するため、公的な認証の取得がリユース事業者に過大な負担とならないようにすること。
- (6) 非ガソリン車の普及等に加え、自動車由来の温室効果ガス排出量の早期削減に向け、カーボンニュートラル燃料の普及、エコドライブやモーダルシフトを推進すること。

<現状・課題>

自動車交通に起因するCO₂排出量は、我が国の総排出量の約16%を占め、その削減は、気候変動対策として極めて重要であり、ZEVをはじめとした非ガソリン車の普及は喫緊の課題である。

国は、令和3年1月、2035年までに、乗用車新車販売で電動（非ガソリン）車100%を実現する目標を表明した。一方、都は、令和2年12月、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化する目標を打ち出しているが、現状は、2020年度における都内の乗用車新車販売に占める非ガソリン車の割合が登録車で40.2%、うち走行中にCO₂を排出しないZEVについては登録車で2.3%にとどまっている。

バスについても、国では2030年度までに燃料電池バス1,200台の導入、都では2030年にゼロエミッションバス300台以上の導入や小型路線バスの新車販売の原則ZEV化を目標としており、2020年度末時点では、都内のゼロエミッションバス導入台数は108台となっている。

- (1) 非ガソリン車、特にZEVの普及を本格化させていくためには、車両購入時の補助に加えて、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブの付与など、ZEVの継続的な利用に対する支援を普及促進の段階で集中的・時限的に行うことが必要である。

既に国においても、カーボンニュートラルの実現を目標に、持続可能な社会に資する高速道路への変革という観点から、EV車等の取得及び高速道路の利用に対するインセンティブの付与について、普及促進を図る段階とそれ以降の段階に分けて検討することとされており、速やかな実施が求められる。

- (2) ZEVを含む非ガソリン車は、車種展開が進んでいない分野もある。

乗用車においては、バンやワンボックスタイプの自動車や軽自動車について、非ガソリン車の車種が少ない。また、電気自動車は、航続距離の問題など普及に当たっての技術的課題が多いほか、車両価格も同クラスの通常エンジン車やハイブリッド自動車と比較して高価である。

バスやトラックなどの商用車においては、より非ガソリン車に関する技術開発が進んでおらず、価格差も大きい状況にある。

加えて、営業車やバス・貨物車のゼロエミッション化を進めるためには、営業所等に充電設備を設置することが必要であるが、特にEVバスで現行の路線バスと同様の運用を行うためには、より短時間での充電を可能とする技術開発や環境整備が求められる。

- (3) 2018年11月に東京都が実施した「ゼロエミッション東京の実現に向けた自動車利用に関する世論調査」においては、電気自動車等についての心配事で充電・燃料補給の「インフラ不足」を挙げる人が45%で最多であり、調査から3年以上経過した現在でも、充電・燃料補給のインフラ整備が十分進んでいるとは言えない。このため、ZEVの普及に向けては、充電設備や水素ステーションの整備を促進し、インフラ不足に対する不安を払拭することが重要である。

- ① これまで充電設備について、集合住宅や事務所に非公共用充電設備を、商業施設等に公共用充電設備を整備するよう進めてきたが、近年、社会貢献として集合住宅や事務所に公共用充電設備を設置したい、また、反対に

商業施設等に自社所有EV充電用の非公共用充電設備を設置したいといったニーズに加え、建物に付属しない土地のみの駐車場に充電器を設置したいというニーズ等が新たに出て来ている。これらに的確に対応することで充電設備の整備が大幅に進むと見込まれるが、現状の国の補助制度は建物用途ごとに補助対象を限定しており、普及を進める上での制約が大きい。また、充電設備の設置は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の適用対象となっていないことから、一層の促進を図るためには、税制面でのインセンティブも不可欠である。

- ② 加えて、充電設備のうち、特に、急速充電設備は導入に伴い電力料金が大幅に上がるなど維持管理に係る負担が大きいことなどから、充電設備の普及が十分に進んでいない。
 - ③ また、特に都市部ではマンション等の集合住宅が多く、充電設備の普及を重点的に進める必要があるが、電源の確保が課題になるとともに、既存の集合住宅では導入に当たり管理組合の合意が必要となる。
 - ④ さらに、公共インフラとしての充電設備の普及に向けては、道路や時間制限駐車区間など電気自動車ユーザーの利便性の高い場所に設置を進めることも有効であり、高速道路にも積極的な整備が必要である。
 - ⑤ 一方、公共インフラとしての充電設備の普及を進めるには、公共施設において率先的に導入することが必要であり、都は既に令和3年3月、都有施設に公共用充電設備を300基以上設置する目標を設定している。
 - ⑥ また、燃料電池自動車は、水素ステーションにおいて短時間で充填できるメリットがあるが、水素ステーションは各種規制や、設備が高額なことなどから、普及が十分に進んでいない。
- (4) 二輪車においても、非ガソリン車の車種が少なく、電動バイクは航続距離が短いことに加え、車両価格が高価であるなど多くの課題がある。特に、電動バイクの普及に向けては、交換式バッテリーの共通化による利便性向上が重要である。
- (5) 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、大容量のバッテリーを搭載しているが、普及の進展により、今後、廃車が多く発生することが見込まれている。これらの大容量バッテリーは経年による性能劣化により、自動車用としての性能を満たさなくなった後でも、定置型蓄電池としてリユースできる性能を十分に持っている。

定置型蓄電池には、産業用と家庭用があり、産業用は使われ方がユーザーにより様々である事もあり、ユーザーごとに蓄電池の性能保証を行う事が一般的であるが、家庭用については、使われ方が画一的であると同時に、販売台数も多く見込まれるため、公的な認証を取得することで性能保証を行う事が一般的である。

しかしながら、自動車用大容量バッテリーをリユースした家庭用定置型蓄電池の公的認証については、新品バッテリー製造時と比較して負担の大きい検査が必要であるなど、自動車用大容量バッテリーをリユースした定置型蓄電池を製造する事業者にとって、ハードルが高いものとなっている。

- (6) 乗用車について、走行中にCO₂を排出しないZEVが都内に本格的に普

及するには、一定程度の期間が必要な状況である。

また、商用車については、ZEV化に向けた技術開発が進んでおらず、加えて車両の使用年数が長期にわたることから、本格的に普及するには相当程度の期間が想定される。

都は2030年までに2000年比で温室効果ガス排出量を半減とする目標を掲げており、その着実な達成には、非ガソリン車の普及に加え、CO₂排出量を低減する燃料への転換、走行中の車両からのCO₂排出量の削減や、環境負荷の小さい交通手段の活用を進める必要がある。

そのため、カーボンニュートラル燃料の使用、エコドライブに努める貨物運送事業者を評価する「東京都貨物輸送評価制度」のようなエコドライブの普及や、公共交通機関への転換、鉄道等へのモーダルシフト推進など、様々な取組が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 非ガソリン車、特にZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じるとともに、十分な予算規模を確保すること。

加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

- (2) 革新的なバッテリーの開発、車種展開の拡大、メーカー間の部品等の共用化など、ZEVを含む非ガソリン車に関する技術開発や価格低減が進むよう、メーカーに対して、国からも技術支援や財政支援を行うなど、あらゆる手段を用いて強力に推し進めること。

また、開発途上にあるゼロエミッショントラックの早期市場導入が果たせるよう、車両開発、走行実証等に対する財政的支援等を講じること。

加えて、EVバスについて、より短時間での充電を可能とする技術等、現行の路線バスと同様の運用ができるための技術開発や環境整備が進むような取組を積極的に行うこと。

- (3) 電気自動車の充電設備や水素ステーションなど、ZEVのエネルギー供給インフラの整備を図ること。

① 充電設備導入への補助に関して、土地・建物それぞれの設置ポテンシャルを最大限活用するため、設置者の多様なニーズに対応できる柔軟な補助制度を構築すること。また、充電設備の設置を一層促進するため、個人が、自己の居住の用に供する家屋に充電設備を設置する場合は、省エネ改修に係る所得税の特例措置の対象とし、設置者の負担を軽減すること。

② 急速充電設備のランニングコストへの補助を新たに開始するとともに、充電設備の設置に係る固定資産税の課税標準に関して特例措置を講じ、維

持管理に係る負担を軽減すること。

- ③ 集合住宅においては、新築の場合、充電設備の設置に必要な電源を確保できる設計を行うよう、マンションディベロッパー等に対して積極的に働きかけ、必要な財源措置を行うとともに、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置に当たってのガイドブック（平成29年6月改訂）」を更新しながら、費用分担の考え方や運用ルール作り等の参考となる事例等を一層周知すること。
 - ④ 公共用充電設備の整備促進に向け、電気自動車ユーザーにとって特に利便性の高い道路や時間制限駐車区間に設置を図るための必要な措置を行うこと。あわせて、急速充電施設の更なる拡充などZEVが高速道路を利用しやすい環境を整備すること。
 - ⑤ 短期間に集中して充電設備を増やすため、国の施設においても、率先して公共用充電設備を設置すること。特に、普及が進みにくい急速充電設備を重点的に設置すること。
 - ⑥ 水素ステーションの整備促進に向けて、必要な規制緩和を行い、財政支援を継続するとともに、支援対象の拡大などを図ること。
- (4) 電動バイクの普及に向け、車両補助額の拡充に加えて、交換式バッテリーを活用した新たなビジネスであるBaaS（バッテリーアズアサービス）の事業化に向けた動向も踏まえ、バッテリー無しで販売される車両や交換式バッテリーステーション設備への補助を新たに開始するとともに、メーカーとも連携しながら、バッテリーの共通化による相互利用を促進すること。
- (5) 使用済の電気自動車やプラグインハイブリッド自動車から取り出した大容量バッテリーの他用途リユースについて促進すること。特に、数多く販売される事が見込まれる家庭用の定置型蓄電池へのリユースについて、公的な認証の取得が、大容量バッテリーのリユースを行う事業者に過大な負担とならないよう、改めて現在の検査手法を検証し、より簡易的かつ効率的な検査手法を検討すること。
- (6) 走行中の車両からのCO₂排出量削減に向け、国は、水素から製造するe-fuelやバイオ燃料などのカーボンニュートラル燃料の普及促進や技術支援、自動車の燃費や燃料使用状況を自動で取得し保存することができる車載装置等の導入支援及びエコドライブによるCO₂排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築すること。
- また、自動車から、公共交通機関への転換を進めるため、地域の特性に応じた取組に対する助成を行うこと。
- 加えて、物流における共同配送や自営転換、鉄道等へのモーダルシフト等を推進していくため、中小・零細事業者でも取り組みやすい仕組みづくりや大都市での実効性のある施策の推進に資するよう十分な助成額の確保等を行うこと。

4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大

(提案要求先 内閣府・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省)
(都所管局 環境局・産業労働局)

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」を実現するため、エネルギー基本計画において2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしていることから、取組を最大限加速させること。
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向け、グリーン水素や大型蓄電池等の活用を含む電力系統の運用改善・強化整備を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等を整備すること。
- (4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現に向けた必要な措置を行うこと。
- (5) 海洋エネルギー等の開発・利用に必要な措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策を構築すること。
- (7) 環境に配慮した電力選択の喚起及び消費者保護に必要な措置を行うこと。
- (8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用に向けた新たな仕組みづくりを講じること。

<現状・課題>

パリ協定の発効以降、世界的に脱炭素社会の実現に向けた気運が高まっている中、先進諸国を中心に大幅な温室効果ガスの削減に加え、再生可能エネルギーについても、これまで以上に高い中期目標を掲げる動きが広がっている。

また、企業においてもRE100等、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとする動きが急速に高まっている。

国は、令和2年10月の『2050年カーボンニュートラル宣言』や令和3年

4月の「2030年度の温室効果ガス46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標」の実現に向け、エネルギー供給に大きな責務を有する国としての役割をしっかりと果たし、再生可能エネルギーの導入拡大を強力に推進していく必要がある。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）が平成24年7月から開始され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

一方、発電コストは国際水準と比較して依然高い状況にある。

さらに、全国的に系統制約が依然として発生するなど、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。特に、太陽光発電設備は、余剰電力買取制度及びFIT制度の創設を端緒に、我が国で導入量が急速に伸びており、寿命を迎える2040年前後に、廃棄物として大量に排出されることが見込まれている。設備の中の太陽光パネルには、鉛などの有害物質を含有していることから、環境汚染防止の観点から、適正な処理を担保するとともに、環境負荷削減の観点から、持続的に資源循環を図る必要がある。さらに、再生可能エネルギーによる熱利用は、支援策が不十分であるため普及が進まず、再生可能エネルギーのポテンシャルが十分活用できる状況にはない。

また、消費者の取組として環境に配慮した電力選択を喚起するとともに、国や電気事業者は、適切な情報発信と消費者ニーズに即した情報提供を行うことが求められている。

こうした状況に加えて、ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーを取り巻く環境そのものが大きく変貌し、我が国のエネルギー安全保障が脅かされている。脱炭素化など産業構造を変えるエネルギーの安定確保が求められる中、電力を「創る」そして「蓄める」取組は不可欠である。国は、令和3年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画において、2030年の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を36～38%としつつ、あわせて、再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指すとしているが、あらゆる施策を総動員して、再生可能エネルギーの普及拡大を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 2030年の再生可能エネルギー割合38%以上を目指すとしていることから、再生可能エネルギー導入拡大を最大限加速させること

「2050年カーボンニュートラル」を実現するためには、国レベルでの再生可能エネルギー施策の強化が極めて重要である。国は、第6次エネルギー基本計画において、2030年の再生可能エネルギーの割合を36～38%、研究開発成果の活用・実装が進んだ場合には38%以上の高みを目指すとしていることから、2050年の排出実質ゼロの達成に向け、この方針に沿って38%以上の高みを目指し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させるべきである。

このため、補助制度の抜本的な拡充や建物の壁面や強度の弱い屋根にも設置可能な次世代太陽電池の早急な社会実装に向けた支援強化などを始め、特に「今後５年間で取り組む事項」等を明確化するなどして、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、国内でのエネルギーの効率的利用を図るためには、太陽光発電など地域で発電されるエネルギーの自家消費と有効活用を進めるインフラ環境の整備が必須である。これは、地域の脱炭素化とレジリエンスの強化、電力系統の負荷を軽減する取組でもある。そこで、建物や地域での再エネ設備の最大限の導入や自家消費を向上させるための蓄電池等（電気自動車を含む。）の導入を一層加速すること。

あわせて、デマンドレスポンスなど、デジタル技術を活用しながら、電力需給状況や建物内外のエネルギー利用状況等を踏まえた需給調整の最適化を図る、高度なエネルギーマネジメントを標準装備する取組や、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を加速すること。

加えて、再生可能エネルギー大量導入時代を見据え、エネルギー調整力として有望な水素の活用を推進すること。また、電化が困難な分野における熱エネルギーの脱炭素化も進めること。

（２）再生可能エネルギーの利用拡大に向けた電力系統の運用改善・強化整備

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、系統の空き容量不足による接続拒否や高額な系統増強費用の請求による事業断念、接続可能となっても出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生している。

これら再生可能エネルギー導入の阻害要因を取り除くため、以下の内容について更に検討を深め、２０３０年の再生可能エネルギー利用割合３８％以上の実現に資するよう、電力系統の運用改善、強化整備を早期に図ること。

① 既存系統の最大限の活用

系統を増強するためには、多額の費用と時間を伴うことから、まずは既存系統を最大限に活用することが重要である。

現在、日本版コネクト＆マネージの検討・実施等により既存系統の活用が進められているが、再生可能エネルギーの優先接続を図るなど、再生可能エネルギーの積極的な導入に向けた制度設計を行うこと。

また、水力や蓄電池、水素利用など電力需給調整電源の一層の活用、太陽光や風力などの変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術と合わせ、既存系統を最大限に活用すること。特に、国内の再生可能エネルギーを活用した国産グリーン水素による電力供給システム構築と早期市場導入に向けた支援を抜本的に強化すること。

② 広域的な電力融通の実現

太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの発電量が地域の需要を上回る状況もあり、地域内の電力需給を一致させるため、無制限・無保証の再生可能エネルギーの出力抑制が全国に拡大されるとともに、九州地方では既に出力抑制が実施され、さらに、東北地方等でも出力抑制が生じる可能性が高まっている。電力需給調整を局所的な運用にとどめず、東北東京間連系線等、地域間連系線の活用など、日本全体として広域的な電力融

通を図ることで出力抑制を最小化すること。

③ 系統設備の整備

長期的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、一定の系統の増強及び更新投資が必要となる。

現行の地域間連系線の増強スケジュールの前倒しや海底直流送電の活用等を図るとともに、各地域のポテンシャルに応じて再生可能エネルギー発電設備が最大限導入されるよう、地域間連系線を含め、将来を見据えた全国規模での系統増強を早急に、かつ効率的・計画的に進めること。

また、系統増強に当たっては現状、発電事業者等の原因者への特定負担も生じるが、社会的インフラを整備する観点を踏まえ、特定の者に過度に負担を強いることなく、再生可能エネルギーの導入が促進されるように措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大に必要な制度等の整備

再生可能エネルギーの継続的な利用・導入拡大を推進するためには、FIT制度の着実な運用と適切な見直しを図るとともに、FIT制度の買取期間の終了後も見据えた適切な環境整備を行う必要がある。については、以下の必要な措置を講じること。

① FIT制度及びFIP制度の着実な運用と適切な見直し

2020年6月に成立した「エネルギー供給強靱化法[※]」において、一部の電源について、「競争力ある電源への成長が見込まれる電源」として、FIP（Feed in Premium）制度が導入されたが、再生可能エネルギー電源の導入促進が阻害されないよう、着実な運用を図るとともに、実施結果について検証を行い、社会構造の変化なども踏まえ、適宜必要な見直しを行うこと。

また、「地域で活用され得る電源」に関し、地方自治体の防災計画等への位置付けが要件化されたが、こうした要件により再生可能エネルギーの導入が抑制されないよう適切に制度を運用するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

※強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）

なお、制度運用に係る手続の効率化・迅速化を併せて行うこと。特に、FIT制度が適用されている太陽光発電に加え、新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に数箇月を要しており、速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

また、FIT制度による再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、制度導入時と比べ、大きく上昇しており、電力消費者の負担感が増していることから、負担の増加を抑えることを検討するとともに、その仕組みを分かりやすく説明すること。

② FIT制度買取期間終了後の対応

令和元年11月以降、住宅用太陽光発電の買取期間の順次満了を契機として、蓄電池等と組み合わせた自家消費利用を促進するなど、再生可能エネルギーの継続利用が損なわれないよう適切な措置を講じること。

また、住宅用太陽光発電設備を設置した需要家が、買取期間終了に伴う環境変化に対応できるよう、官民一体となって広報、周知の徹底を図ること。

③ 小売電気事業に関する適切な環境整備

エネルギー供給構造高度化法^{*}における中間評価の基準の設定に当たっては、新電力と旧一般電気事業者の公平な競争環境の確保に留意しつつ、再生可能エネルギーの利用が促進されるよう適切に設定すること。また、中間評価の基準の達成状況について、小売電気事業者ごとの結果の公表を行うこと。

あわせて、電力市場の健全な競争環境を確保し、消費者の多様な選択肢が確保されるよう、F I T電力や市場からの調達割合の高い新電力を含む全ての小売電気事業者が再生可能エネルギー電源を調達しやすい環境を整備するとともに、再生可能エネルギー電源の調達が社会的に評価される仕組みの整備を進めること。

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）

④ 税制優遇措置の強化

再生可能エネルギーの更なる利用・導入拡大のため、発電設備・付帯設備の投資を促進する再エネ高度化投資促進税制を再び実施するとともに、対象設備に太陽光発電や風力発電等を含める等、税制優遇措置を強化すること。

⑤ 太陽光発電設備の適切な保守・メンテナンス体制の構築

保守・メンテナンスや施工の不良等による太陽光発電の発電量低下や途絶が生じることのないよう国は、設置状況や事故事例の実態を把握し、関係業界と連携を図りながら、長期にわたる安定的な発電の維持に必要な体制を構築するとともに、その重要性について、施工業者や設置者に対し、適切な情報発信を行うこと。

⑥ 非化石証書の調達に関するニーズを踏まえた制度整備

企業においてR E 1 0 0等、再生可能エネルギーを積極的に利用しようとする動きが高まる中でコーポレートP P Aにより再生可能エネルギー電源から電力を調達するニーズが増加している。再エネ電源からの調達が円滑に推進されるよう、電源に紐づく非F I T非化石証書を電力需要家が直接調達できる制度を早期に設けること。

また、小売電気事業者や需要家が再生可能エネルギー電源の特性にも配慮した対応ができるよう、電源の追加性、持続可能性等に関する認証の仕組みを整備するとともに、非化石証書に電源の属性情報を事前に付与し、需要家等が電源情報を確認した上で調達できる仕組みを整備すること。

⑦ 地方自治体内の再生可能エネルギー利用状況に関する情報の提供

発電事業者から電力需要家に直接供給される再生可能エネルギー電力や電力需要家による非化石証書の直接調達について、国において統計的な情報収集や地方自治体への情報提供を実施するなど、全ての地方自治体が地域における再生可能エネルギー電力や証書の利用状況を把握できるよう適

切な措置を講じること。

(4) 島しょ地域における再生可能エネルギーの大量導入の実現

島しょ地域は、電力需要が小さく、電力系統へ接続できる再生可能エネルギーの量が限られている。CO₂を排出しないゼロエミッションアイランドの実現に向け、系統への接続可能量拡大のための技術検討や実証の促進、再生可能エネルギーの大量導入に必要な支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーの長期保存による季節間の電力変動への対応技術である水素蓄電の導入に向けた必要な支援策を継続すること。

加えて、地域内における再生可能エネルギーの需要に対応できるよう、必要な制度や仕組みを構築すること。

(5) 海洋エネルギー等の開発・利用に必要な措置

波力発電など新たな海洋エネルギーや洋上風力発電の開発について、エネルギー関係技術開発ロードマップに沿って着実に推進すること。

また、海洋エネルギー等による電力を系統に接続するための海底送電ケーブルなどのインフラ整備を支援すること。

(6) 再生可能エネルギー熱利用促進に必要な実効性の高い全国的な普及策の構築

再生可能エネルギー熱市場の活性化のため、イギリスなど海外の先進事例も参考に、太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱利用を全国的に促進する本格的な支援制度を創設すること。

(7) 環境に配慮した電力選択の喚起

電力小売全面自由化以降、ビジネスモデルが多様化する中、消費者が電力選択をするに当たり十分な情報を得ることができる環境整備が必要となってくる。

国は消費者に対し、電力小売自由化の仕組みについて、分かりやすく、正確な情報発信を行うとともに、電気事業者に対しては、供給する電気の電源構成について契約時に消費者へ説明する等、積極的に情報公開が行われるよう、必要な措置を講じること。

(8) 使用済太陽光発電設備の高度循環利用を促進する施策

国は、事業用の太陽光発電設備について、放置・不法投棄等の懸念から廃棄等費用の積立を開始するが、都市部に多い住宅用の太陽光発電設備の廃棄処理は、事業用のものと比べて非常に非効率であるにもかかわらず、国は、家屋解体時に適切に廃棄されるものと想定し、リユース・リサイクルに誘導する有効な方策を講じていない。

今後、大量廃棄を迎えるに当たり、住宅用モジュールのリユース・リサイクルが着実に進められるよう、その費用の積立、効率的な回収や一時保管、中間処理後のガラスの有効活用等、高度循環利用に向けた新たな仕組みを構築すること。

5 水素社会の実現に向けた取組の加速

(提案要求先 総務省・消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省
・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局・交通局)

- (1) 「グリーン成長戦略」で示した工程表を実現するため、「水素基本戦略」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を大幅に見直すとともに、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。
- (2) 定置用燃料電池や燃料電池自動車・バス、水素ステーション等の導入について、メーカーやバス事業者、水素ステーション運営事業者等が長期的な視点をもって事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。
- (3) 家庭用、業務・産業用燃料電池や純水素型燃料電池などの定置用燃料電池について、積極的な普及を図るための財政支援を行うこと。
- (4) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充に加え、首都高速道路など高速道路等の利用に対するインセンティブ付与など、新たな優遇制度の創設や、規制的手法の導入など、より積極的な政策展開を行うこと。

また、燃料電池自動車（乗用車）の業務用車両としての活用を促進すること。

(5) 水素需要拡大にも資する業務・産業用での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。

特に、燃料電池バスが短期間で集中的に導入拡大されるよう十分な予算規模を確保するとともに、導入後に負担増となる燃料費等にも支援を行うこと。

燃料電池トラックや燃料電池ごみ収集車等、燃料電池を活用した新たな業務・産業用車両等が早期に社会実装を果たすよう、取組を進めるとともに財政支援を行うこと。

(6) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続的に行うとともに、都市部における水素ステーション整備の困難性に鑑みて、障壁の設置や土地賃借料など、整備、運営に不可欠な経費に対しても支援を拡大すること。供給能力増強に伴う工事費及び休業損失、経年による機器交換費等、水素ステーションを継続的に運営するために必要な支援を行うこと。

ア 整備に関すること

燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラック等の商用車両の実装化を見据え、事業所内等における水素ステーション整備についても財政支援を行うこと。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充填を実施する水素ステーションや水素充填圧力35MPaの水素ステーションなど支援対象を拡大すること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

イ 運営に関すること

10年間程度の継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステ

ーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会の拡大、実務経験を積む機会の更なる確保等、国として支援策等を講じること。

- (7) 水素ステーションの整備促進に向けて、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置するとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制や障壁の基準見直し、保安検査の方法等の更なる緩和を進めること。

土地が限られている都心部での水素ステーション整備を促進するため、屋内給油取扱所に水素ステーションを整備できるよう消防法における技術上の基準を示すこと。

高圧ガス保安法に基づく燃料電池バスの容器再検査について、走行等による充填圧力の低下により、容器再検査に必要な圧力を確保できず実施が困難な場合があるため、検査基準を緩和するなど、方法を見直すこと。

燃料電池バスを用いた外部給電について、高圧ガス保安法の特定消費規定の対象とされていることから、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にあるため、速やかに対象から除外すること。

また、それまでの間については、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

- (8) 脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・利用するための設備導入への財政支援を継続的に実施するとともに、水素利用に関する規制緩和や製造コスト削減に向けた技

術開発を進めること。また、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するとともに、CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として先導的な役割を果たすこと。福島県産水素をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

(9) 東京 2020 大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、選手村跡地の再開発地区における水素利活用のための施設整備・運営に対する補助制度を拡充すること。

(10) 水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

<現状・課題>

ロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーの安定供給がいとたやすく脅かされている中、資源の少ない我が国におけるエネルギーの課題を改めて認識した上で、エネルギーの産業の構造を変えるような取組を今から実行し、「脱炭素社会」を実現することが求められている。

水素は利用の段階で水しか排出せず、エネルギー供給の多様化や非常時対応など、多くの優れた特徴を有している。水素関連技術は、運輸・家庭・業務など様々な分野での省エネ化に寄与するほか、将来的には、発電や産業、電化が困難な熱エネルギーなどを含めた幅広い分野での脱炭素化に貢献できる。

また、水素は長期間、大量にエネルギーを貯蔵することが可能であり、今後再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力としても有望である。

脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に加え、再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して生成されるCO₂フリーであるグリーン水素をその柱とし、本格活用する必要がある。

国も「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2021年6月)」において、水素をカーボンニュートラルのキーテクノロジーと位置付けている。

現在、家庭用及び業務・産業用燃料電池や燃料電池自動車・バスなど、水素エネルギー利活用機器の市場投入や水素ステーション等のインフラ設備導入が進んでいるが、今後は更にこの流れを加速し、水素エネルギーの大幅な利用拡大を図ることが求められている。国においては、水素保安の全体戦略とサプライチェーン全体を見渡した保安の在り方を検討する観点から、新たに「水素保安戦略の策定に係る検討会」が開始されるなど、水素エネルギーを実装化する環境整備の動きが進みつつある。

しかし、水素エネルギーの普及に当たっては、様々な課題があり、コスト低減

や購入費用の負担軽減、技術開発、規制緩和、サプライチェーンの構築、グリーン水素の供給、国民の理解促進等を進めていかなければならない。

よって、水素社会の実現に向けて、政府に対し、次の事項を実現するよう強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2021年6月)」や「第6次エネルギー基本計画(2021年10月)」を踏まえ、これまでの「水素基本戦略(平成29年12月策定)」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ(平成31年3月改定)」を大幅に見直し、グリーン成長戦略で示した工程表の実現に向けた具体的なアクションプランを示すこと。

また、「グリーンイノベーション基金」も活用しながら、大規模な水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組、技術開発支援など、社会実装化による水素利用の大幅拡大に向けた取組を加速すること。

加えて、水素の活用による熱の脱炭素化の検討を進めるとともに、燃料電池の多用途活用、水素の燃焼での利用、産業・発電分野での利用など、様々な分野で水素利用につながる技術開発を促進すること。

- (2) 定置用燃料電池や燃料電池自動車・バス、水素ステーションの導入について、メーカーやバス事業者及び水素ステーション運営事業者等が長期的な視点を持って事業展開ができるよう、複数年度にわたる継続的かつ柔軟な財政支援を行うとともに、支援対象の拡大を図ること。とりわけ、中小企業に配慮すること。

- (3) 省エネとレジリエンス向上を両立する家庭用及び業務・産業用の燃料電池や純水素型燃料電池については、初期費用の低減による普及促進を図る必要があるため、幅広く財政支援を行うこと。

- (4) 非ガソリン車、特に燃料電池自動車を含むZEVへシフトをすることが、経済的にもメリットをもたらすよう、購入時の補助の拡充などの優遇措置を講じること。加えて、首都高速道路など高速道路等の利用料金について、ZEVの取得時における割引ポイント付与や、料金減免によるインセンティブ付与など、実効性ある取組を普及促進期に機を逸することなく実施すること。

また、将来的なガソリン車やディーゼル車の販売禁止など、世界的に自動車の非ガソリン化を強制的に導入する政策を行う動きもあることから、我が国においても、規制的手法の導入を検討するなど、より積極的な政策展開を行うこと。

加えて、燃料電池自動車の特性を踏まえ、タクシーやレンタカー等の業務用車両としての活用を促進すること。

- (5) 水素需要拡大にも資する業務・産業用車両での水素活用について、より積極的な施策展開を行うこと。特に、燃料電池バスが短期間で集中的に導入拡大されるよう、新たな財政支援制度を創出するとともに、現行の財政支援についても十分な予算規模を確保すること。また、平成30年度までに導入した実績のある団体についても、実績のない団体と同様の補助率(2分の1)にすること。

加えて、負担増となる燃料費や水素充填のための水素ステーションへの移動コストに対しても財政支援を行うこと。

燃料電池バスが観光用途等で高速道路を利用する際に必要となる付属設備を支援対象に加えること。

小型・大型トラックやごみ収集車をはじめとする各種作業用車両等、燃料電池車両の研究開発、走行実証、導入に対する財政支援等を行い、早期の社会実装を実現すること。

鉄道、船舶、航空等における水素利用の拡大に向けた取組を加速すること。

(6) 水素ステーションの整備、運営に対する財政支援を継続的に行うこと。

ア 整備に関すること

水素ステーションの整備における支援対象を、土地の造成や障壁の設置、水素ステーションの併設、転換のために行う既存設備等の撤去・移設、水素充填量の多い大型車両対応のための能力増強工事など、整備に必要な経費に拡大すること。また、燃料電池バスの更なる普及や燃料電池トラックなどの商用車両の実装化を見据え、事業所専用の水素ステーションの整備にも拡大すること。

フォークリフトや船舶等の燃料電池自動車以外へ充填を実施する水素ステーションや水素充填圧力35MPaの水素ステーションなど支援対象を拡大すること。

既存ガソリンスタンド等に水素ステーションの併設や急速充電器等の設置、ZEVレンタカー・カーシェアの導入を図るなど、マルチエネルギーステーション化に向けた取組を加速すること。

都内では、水素ステーション整備に適した用地が限られることから、水素ステーションとして活用が可能な国有地等をインフラ事業者団体に情報提供し、活用に向けたあっせんを行うなどの支援を行うこと。

イ 運営に関すること

水素ステーションの運営に対する支援については、都心部での水素ステーション整備を促進するため、土地の賃借料を新たな支援対象とすること。水素ステーションを継続的に運営するためには、経常的な経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強工事等による休業時の損失も発生することから、運営事業者の実際の費用負担額に見合う補助額とすること。

燃料電池バス対応水素ステーションは、乗用車だけを対象とする水素ステーションと比べ、営業時間・日数が増加し、運営経費が増加する傾向にあることから、より手厚い財政支援を行うこと。

10年間程度の継続的な運営費支援策や、第三者が水素ステーションを整備し、ガソリンスタンド事業者に運営委託する仕組みなど、安定的な水素ステーション運営を可能とする方策を導入すること。

水素ステーション設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、令和5年度以降も継続的に実施すること。加えて、水素ステーション事業の自立化が図れるまでの間は、適用期間を最初の3年間から事業運営期間中全体に延長すること。また、軽減割合を4分の1から3分の1以上に引き上げ

ること。

水素ステーションは年間を通じて運営しているにもかかわらず、運営経費の補助対象期間が実質的に10カ月に限られることから、運営実態に即した見直しを図ること。

また、補助金交付までの多額の支払が負担となる中小企業に対し、四半期や半期の実績に基づく分割払での交付が選択できるよう措置を講じること。

既存の水素ステーションの事業性確保のため、水素ステーションが機能やサービス向上のために行う設備導入や、導入後の状況変化により陳腐化した設備の更新に係る費用等に対して財政支援を行うこと。

保安監督者や従業者の育成、確保に向けて、保安監督者の免状取得機会を拡大するよう、講習終了のみを要件とした免状取得を可能とする関係法令の改正や、複数回の試験実施を想定した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を行うなど、国として支援策等を講じること。

中小事業者等が新たに水素ステーション事業に参入しようとした場合、実務経験を積む機会を自ら確保することが困難であることから、国として更なる支援策等を講じること。

(7) 「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」等に基づく規制緩和について、現在の未措置項目を迅速に措置すること。加えて、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ディスペンサーと公道との離隔距離の短縮を可能とする新たな代替措置が例示基準へ追加されたが、ガソリンスタンド並みの更なる緩和（現状の5mから4m）を進めること。また、障壁に係る技術基準を早期に見直すこと。

消防法は、都内に多く存在する屋内給油取扱所への水素ステーションの整備を制限している。土地が限られる都内では、水素ステーションを屋内給油取扱所に併設することが合理的であるため、これを可能とするよう技術上の基準を示すこと。

水素ステーションの保安検査方法について事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

現状では保安検査に2週間程度を要し、その間の営業ができない上、約1,500～3,000万円の高額なコストがかかっており、水素ステーションの事業性を損ない、新たな事業参入に対する意欲を低下させる大きな要因になっている。このため、これまでの水素ステーションにおける故障や事故の発生状況を踏まえ、保安検査の頻度を数年に一回にすることや、自主検査での対応を可能とするなど、検査方法を簡素化する等の見直しを図ること。

使用期間の制限のない、疲労破壊の蓋然性が低い蓄圧器については、高額な経費を要する開放検査ではなく、外観検査と気密検査のみに代える、日常点検が行われている緊急離脱カプラーの検査頻度を毎年から数年に一回の頻度にするなどの見直しを図ること。

燃料電池バスの水素タンクは、高圧ガス保安法の定めにより一定の年数ごとに容器再検査が必要であり、検査項目の一部である漏えい試験については、最高充填圧力の5分の3以上の圧力で実施するとされている。しかし、水素ステーションから検査場所まで近距離であっても、走行等による充填圧力の

低下により、検査に必要な圧力を確保できず検査が実施できない場合がある。このため、検査における充填圧力基準を緩和するなど、容器再検査の方法を見直すこと。

燃料電池バスを用いた外部給電は、高圧ガス保安法に基づく特定消費規定の対象とされており、大臣特別認可や給電場所ごとの20日前の届出が必要となるなど、自然災害発生時等の利用に支障が生じる状況にある。燃料電池バスを用いた外部給電については、別途、道路運送車両法や電気事業法等により高圧ガス保安法の趣旨を踏まえた安全性が確保されていることから、速やかに特定消費の対象から外すこと。

また、上記規定の改正までの間においては、給電時の事前届出をバス事業者ごとに一度のみとするなど、外部給電器の利用実態を踏まえ、簡略化した手続方法を直ちに示すこと。

- (8) 脱炭素社会の実現には、グリーン水素の普及が重要である。しかしながら、普及に向けては、市街地での水素の貯蔵可能量に関する規制や技術開発、コスト低減、環境価値の確立など様々な課題がある。このため、グリーン水素を製造、利用するための設備導入へ財政支援を継続的に実施するとともに、水素の利用拡大に向けた規制の見直しや製造コスト削減に向けた技術開発を進めること。加えて、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、認証やクレジット化を促進するとともに、需要側による選択を促すカーボンプライシングの導入など規制的手法を含む仕組みを検討すること。また、CO₂フリー水素の供給システムの確立に向けて、国として実効ある支援策や制度構築を図ること。

水素の「製造」だけでなく、水素輸送車への燃料電池の活用など、「輸送」における低炭素化のための技術開発等への支援も行うこと。

また、福島県産水素をはじめとした国産グリーン水素の活用促進に向けて、国として支援策を講じること。

- (9) 晴海の再開発地区（選手村跡地）における水素導入は、環境先進都市の実現に向け、一般の住宅地における水素利用のモデルを構築するとともに、エネルギー・環境施策の先進的な取組を実施・PRし、水素社会の構築を先導することが期待される。

大会のレガシーとなるまちづくりに向けた、本地区における水素ステーションの整備や定置用燃料電池の設置等、段階的な施設整備に対する補助制度を拡充すること。

また、実用段階では日本初となるパイプラインによる水素の街区供給事業を継続させるため、運営費支援などを導入するとともに、水素のパイプライン供給の社会実装化を推進すること。

- (10) 水素エネルギーの利用拡大には、国民の理解が重要であることから、水素を利用する意義や水素の将来性等に関して、更なる普及啓発を図ること。

6 公園整備事業等の推進

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の回復を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保すること。
- (2) 世界からの来訪者の「おもてなし」の場となる庭園や動物園を含む都市公園の改修に十分な交付金を確保するとともに、補助対象施設の拡充を行うこと。
- (3) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (4) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

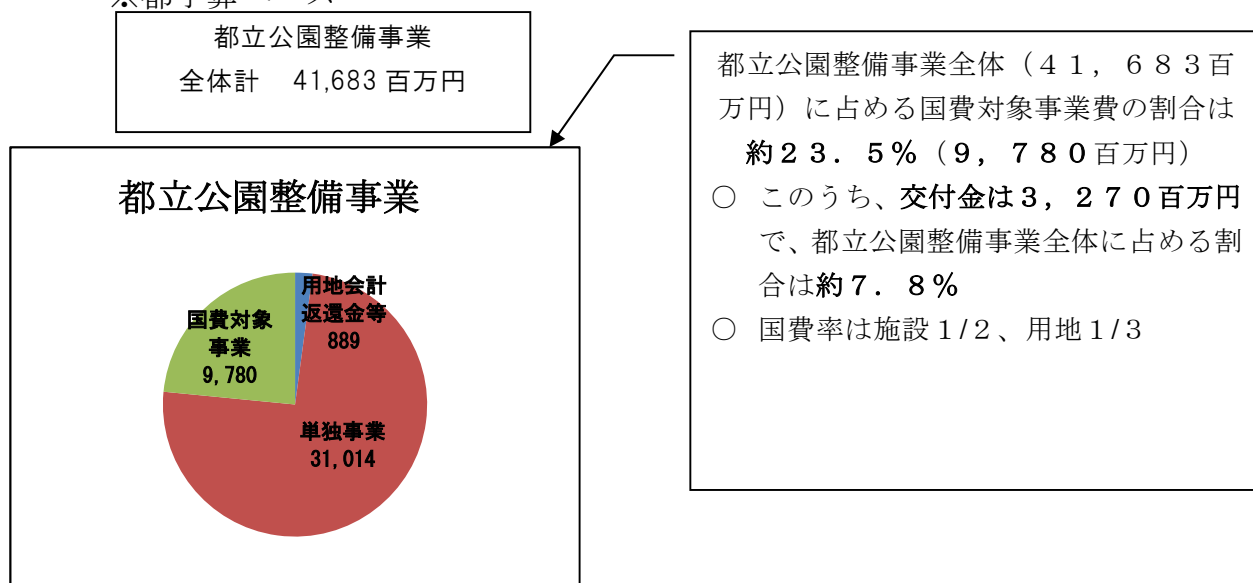
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積（令和3年4月現在）	公園整備済面積 （令和3年4月現在）
		規模 （ha）	規模 （ha）
都市公園	都立公園	3, 9 5 1	2, 0 3 8
	その他公園	7, 4 6 4	3, 9 4 4
都市公園以外の公園		—	2, 0 5 7
計		1 1, 4 1 5	8, 0 3 9
一人当たりの公園面積 ※全国平均 1 0 . 3 m ² /人		8 . 1 （m ² /人）	5 . 8 （m ² /人）

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定）に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和4年度 都予算に対する交付金の割合（事業費）】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

（平成31年4月1日現在）

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	h a
2 3 区	1 7	8 6 . 4 4
多摩・島しょ	3 3	2 3 3 . 7 7
東京都全体	5 0	3 2 0 . 2 1

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
公園整備		1 / 3	都市公園法施行令第31条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法56条
	河川整備	1 / 2	河川法第60条第2項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げること。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

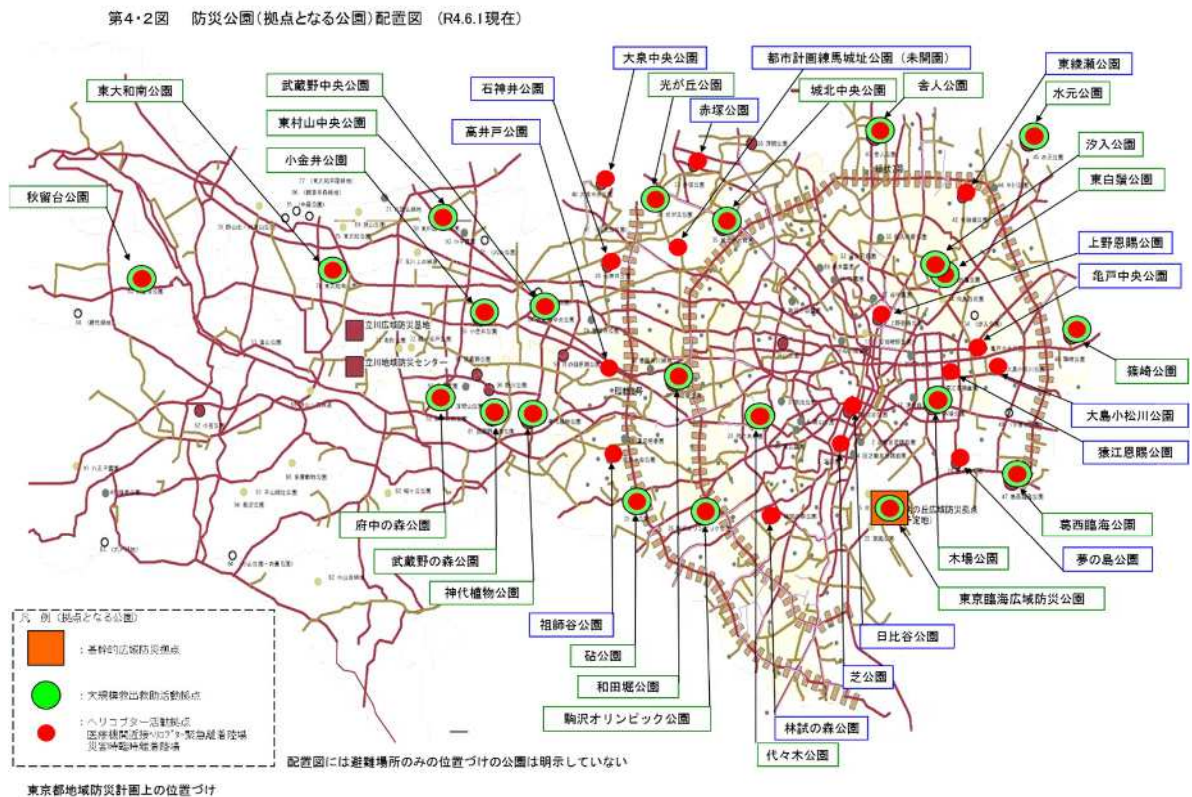
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約5割に過ぎず、2029年度までに約125ヘクタールで事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

<具体的要求内容>

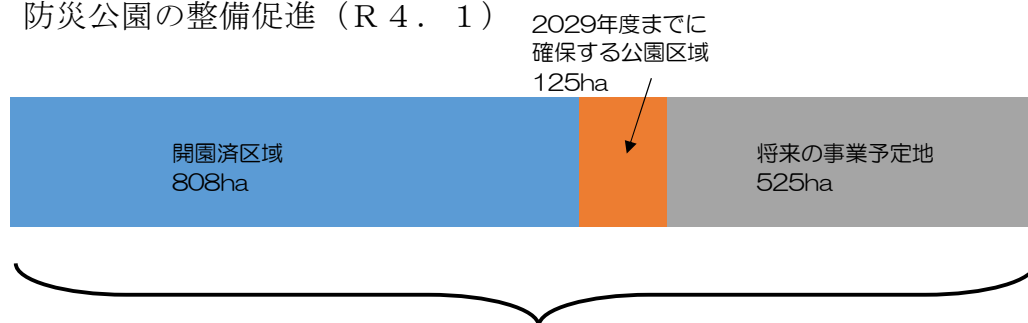
- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R 4. 6)



(2) 防災公園の整備促進 (R 4. 1)



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園 1,458ha

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
参 考	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第31条
	道路・街路整備	1 / 2	道路法56条
	河川整備	1 / 2	河川法第60条第2項

※ 1 / 2 とすることを要求

7 道路環境対策の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局)

幹線道路の騒音対策やヒートアイランド対策等を推進し、沿道住民の生活環境を改善するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。

<現状・課題>

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されているため、その対策が求められている。

また、ヒートアイランド対策の一つとして、路面温度の上昇を抑制する効果のある舗装を敷設する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 騒音対策としての低騒音舗装、緩衝建築物一部負担に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (2) ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装等に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること。
- (3) 騒音対策としての防音工事助成に対して財政的支援を実施すること。
- (4) 自動車排出ガスによる大気汚染が特に著しく、重点的な対策を実施することが必要な地点について、国が主体となって、必要な調査と対策の検討を行うこと。

参 考

1 令和4年度 都の予算（当初）

（単位：百万円）

区 分	事業費	うち補助事業費 （国費）
沿道環境改善事業	13,089	2,366（1,183）
低騒音舗装	7,007	645（323）
遮熱性舗装・保水性舗装	6,026	1,560（780）
防音工事助成	40	0（0）
緩衝建築物一部負担	200	200（100）

区 分	事業費	国、首都高速㈱の負担金額
局地汚染対策	42	5

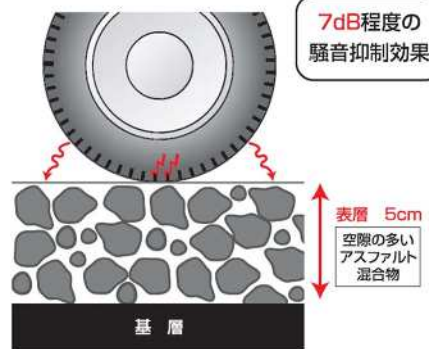
都、国、首都高速㈱が負担比率に基づき負担している。

2 都への当初内示額

（単位：百万円）

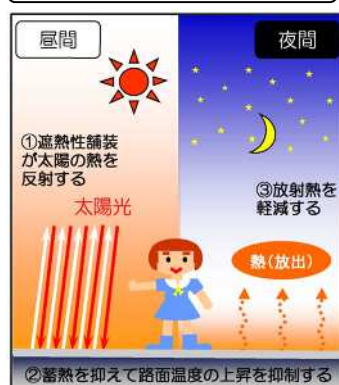
区 分	令和3年度	令和4年度
沿道環境改善事業 （国費）	214（107）	37（18）

低騒音舗装



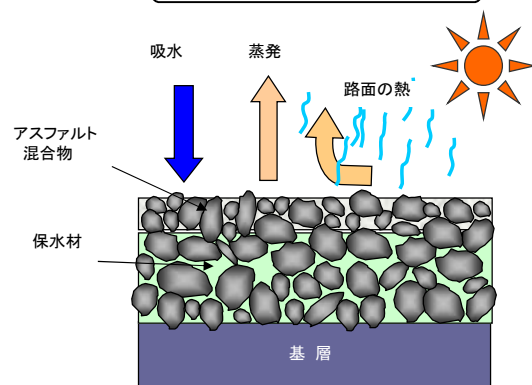
- すきまの多い材料を舗装表面に使用し、走行車両のタイヤと路面で圧縮された空気により発生する音などを空隙に吸収する舗装
- 通常の舗装と比べ路面の騒音を7デシベル程度抑制する。

遮熱性舗装



- 舗装表面に遮熱材を塗り、赤外線を反射して熱吸収を防ぐ舗装
- 舗装表面に塗るため、低騒音舗装に施工しても騒音低減機能は損なわない。

保水性舗装



- 舗装の空隙に注入した保水材によって、雨水などの水分を吸収し、蓄えることができる舗装
- この水分が晴天時に蒸発する気化熱で路面温度を下げ、舗装から大気への放熱を少なくする。

8 森林循環促進に向けた施策の拡充

(提案要求先 林野庁)

(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。

<現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採の時期を迎えているが、木材価格の下落などを通じた林業の低迷により、森林の管理や伐採更新が停滞している。こうした状況を受け、若い森林が極端に少ない偏った年齢構成となっており、花粉飛散の増大や森林の二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、近年、台風等の豪雨災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっている。

このため、偏った年齢構成の是正や、森林の有する機能の持続的な発揮に加え、国の掲げる木材自給率50パーセントの目標を達成していくためには、伐採、利用、植栽及び保育という森林循環を促進し、全国の森林再生、すなわち治山への取組へとつなげていくことが必要である。

そこで、都は、地域材である多摩産材の利用拡大や林道等の基盤整備を進めるとともに、森林所有者と協定を結び、伐採や花粉の少ないスギの植栽及び保育の実施に取り組んできたが、急傾斜地での木材搬出技術を持つ事業者の不足等が課題となっており、高度な技術者の育成を進めているところである。

また、平成30年6月に発生した大阪北部地震により、安全性に問題のあるブロック塀の倒壊事故が発生したことを受け、対策の一つとして都有施設で国産材を活用した塀の設置を進めるなど、多摩産材をはじめとした国産材の更なる活用を進めている。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響等によって今後の木材需要の先行きが不透明であることから、これまで以上に公共部門等における木材需要の創出が求められている。

さらに、都の提案により全国知事会に設置され、47都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームでも、地域の活性化や国土強靱化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開し、地方の責任を果たしていくという決意と姿勢を示す行動宣言を策定し、都道府県で更なる取組を進めているところである。

国は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を令和3年10月に施行し、建築物における木材利用を促進することとしており、昨今のウクライナ情勢に伴う輸入材の供給不足等も踏まえ、

国産木材利用を通じた森林循環のより一層の推進が必要なことから、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）森林循環に資する国産材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産材を積極的に利用するため、国産材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用の一層の促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮、花粉飛散量の低減及び木材自給率目標の達成に不可欠となる林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用などに向けた対策を強化すること。

また、急傾斜地等での森林循環を推進するため、架線系高性能林業機械の開発・普及や、架線技術者育成のための取組を強化すること。

9 食品ロス削減施策の推進

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

食品ロス削減に向け、多様な主体と連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するとともに、食品リサイクル法の対象を拡大すること。

<現状・課題>

日本国内で発生する食品由来の廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは令和2年度実績で522万トンと推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約420万トン）の1.2倍に相当する膨大な量である。

- ① 令和元年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行されるとともに、令和2年3月には、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が示された。都においても令和3年3月に策定した東京都食品ロス削減推進計画に基づき、多岐にわたる施策を着実に推進しているところであり、国民運動として事業者・消費者・行政等の多様な主体が協働により取組を進めていく必要がある。
- ② 流通段階（製造、卸売、小売）で発生する食品ロスは、食品ロス全体の3分の1に上る。平成31年3月、農林水産省の「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）において加工食品や日配品の商慣習に関しての取りまとめが行われ、納品期限の緩和等の動きが進展しているものの、更に実効性のある対策を進める必要がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での食事の機会も増加していることから、買い物前のストックチェックや、商品を陳列棚の手前から取るなど、食品ロスを意識した消費行動の重要性が一層増している。食品ロスの削減に向けた具体的な行動を促すよう、「新しい日常」にも配慮しながら、普及啓発等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ④ 令和元年7月から計34の業種区分について発生抑制の目標値を設定したものの、目標値の設定がなされていない業種区分も多い。
発生抑制は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）において最優先で取り組むべき事項であり、施策を更に強化する必要がある。
また、食品リサイクル法の対象となっている業種は、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の4業種であり、学校などは法の対象となっていないことから、食品リサイクル法の対象とするよう検討する必要がある。
- ⑤ 食品廃棄物のリサイクル促進のため、リサイクル施設の整備促進が重要である。

＜具体的要求内容＞

新型コロナウイルス感染症の影響は、食の各分野にも及んでおり、食品ロス削減に当たっては、フードサプライチェーンの強靱化、安全・安心志向の高まり、社会貢献意識の高まりなどの変化を的確に捉え、対応していくことが必要である。食品廃棄物の発生抑制及びリサイクル促進に当たり、次のとおり取り組むこと。

① フードサプライチェーンが複雑に絡み合う過程で発生する食品ロスの削減に向けて、事業者、消費者、行政等の各主体の連携の下、実効性ある取組が進むよう施策を講じること。

② ワーキングチームにおける議論等を更に進め、賞味期限の延長など一部企業で行われている取組を業界全体に広げる方策を検討するなど、商慣習による食品ロスの削減に引き続き取り組むこと。

また、A I、I C T等の情報通信技術を活用した流通段階における食品ロスの発生状況を事業者自らが把握するシステムの普及など、具体的な削減につながる施策を早急に打ち出すこと。

あわせて、フードバンク等を活用し、発生した食品ロスの寄贈や再流通を促進すること。

③ 消費者の食品ロスに関する実態把握や理解促進が進むよう、行政や事業者等における削減の取組を積極的に情報発信するとともに、食品ロス削減に関して体系的に理解できる普及啓発資材の開発や、知識を得る機会の創出を積極的に図ること。

④ 令和元年7月に告示された食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき、発生抑制の目標値が設定されていない業種区分の目標値を早期に設定すること。既に設定された目標値についても、更なる排出抑制促進のため、目標値の見直しを検討すること。

また、学校給食用調理施設について、学校給食から発生する食品ロス等の状況に関する調査結果を踏まえ、食品リサイクル法の対象とするよう検討すること。

⑤ 食品廃棄物リサイクル施設の整備促進を図ること。

10 プラスチック対策の推進

(提案要求先 経済産業省・環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) プラスチック等の資源利用の脱炭素化を進めるために、大幅なリデュース・リユース及び水平リサイクル技術の社会実装に向けた施策を推進すること。
- (2) リユース容器や再生樹脂の価格競争力を高めるため、経済的手法も含めた措置を検討し導入すること。

<現状・課題>

資源の大量消費が気候変動や生物多様性の損失を地球規模で引き起こしている。脱炭素社会を実現するために、使い捨て型の大量消費社会から持続可能な資源利用への大胆な移行を先進国が主導していく必要がある。

プラスチックは優れた素材であり、食品の保存等に欠かせないものであるが、その一方で、海洋ごみになった場合、海洋生態系に大きな影響を与えるリスクが増大しており、国際的にも早急かつ実効性のある対策が求められている。

使い捨てプラスチック容器包装・製品等の大幅な削減と使用済み容器包装・製品の水平リサイクルを実現する必要がある。

令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）では、（1）プラスチック使用製品の環境配慮設計及び使用の合理化の促進、（2）区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化、（3）製造事業者等による自主回収の促進、（4）排出事業者による排出の抑制及び再資源化の促進といった措置が盛り込まれたが、プラスチック資源循環を促進するため、各主体が実効性のある取組を行うことができるように、国が積極的にイニシアティブを発揮することが重要である。

第5回国連環境総会では、2024年までに法的拘束力のあるプラスチック汚染対策に関する国際協定の制定を目指すことが合意された。プラスチックの汚染対策及び資源循環を今後一層促進するためには、プラスチック資源循環法ではカバーされていないリユースの促進策や、高度な水平リサイクル技術によって得られた再生樹脂が市場で優先的に選択される仕組み作りも喫緊の課題として検討する必要がある。また、プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向けた具体的なビジョンやルールを社会全体で議論するとともに、経済的手法も含めた施策を検討することが重要になっている。

<具体的要求内容>

- (1) 大幅なリデュース・リユースに向けた実効性ある制度の構築

指定容器包装利用事業者の判断の基準となるべき事項（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第7

条の４）及び容器包装多量利用事業者の定期報告制度（同法第７条の６）の見直しを行い、プラスチック製の使い捨て容器包装・製品の大幅な削減やリユース容器への切替えなどを促進する実効性ある制度を構築すること。

また、プラスチック使用製品設計指針においてバイオマスプラスチックの利用を検討することが規定されているが、原料採取に係る持続可能性やリサイクル容易性等を十分に配慮すべきであることを周知すること。

さらに、使い捨てプラスチック容器のリユース容器への移行を促進するため、洗浄施設の整備等リユースに対する支援措置を講ずること。

（２）プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等に係る区市町村の負担軽減等

プラスチック資源循環法第６条第１項に基づき区市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を行う際には、要する経費に対し特別交付税措置を講ずることとしているが、具体的な算定要領等について早期に提示するとともに、区市町村に過度な負担が生じることなく安定的に取組を実施できるよう、十分な金額を措置すること。また、必要に応じて制度の見直しを図り、区市町村の負担を軽減する施策を講ずること。

区市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化（同法第７章）の拡大に応じて、中間処理施設や材料リサイクル又はケミカルリサイクル施設の施設容量の増が必要となることから、区市町村・事業者による施設の新設・増設等を支援すること。

（３）リユース容器や再生樹脂の利用拡大に向けた経済的手法の検討

リユース容器や再生樹脂の利用拡大を図るため、「リユース容器と使い捨て製品」及び「再生樹脂とバージン樹脂」との価格差を埋めるための経済的手法の導入を検討すること。例えば、原料ナフサを対象とした炭素税の導入又は米国や欧州諸国が導入しようとしている使い捨てプラスチック製品へのバージン樹脂課税により使い捨てプラスチック製品やバージン樹脂利用の抑制を図るとともに、その財源をリユースシステムの普及や水平リサイクル技術の開発、社会実装への支援措置に充てること等が考えられる。

（４）資源利用に係る脱炭素化ビジョン等の検討

プラスチック以外の資源も含めた資源利用の脱炭素化に向け、循環型社会形成推進基本計画の改定等を通じて、具体的なビジョンやルールに関する検討を進めること。

1 1 国立公園の活用

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

(1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。

(2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約1,700万人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとは言えない。

一方、国は観光振興について、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国8か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成17年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった。

さらに、国が行うとした事業の進捗も、極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

一方、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成27年度に自然環境整備交付金が、平成29年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものとは言えず、必ずしも継続的な措置とは言えない状況である。

ついては、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内のアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツアーリ

ズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

- (2) 国立公園の事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実に行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

1 2 廃棄物・リサイクル対策の拡充

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

廃棄物処理・リサイクルの仕組みを維持するため、新型コロナウイルス感染症対策を充実すること。

<現状・課題>

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、廃棄物の処理業者（収集・運搬、処分、リサイクル）その他の廃棄物処理に関わる事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられている。

こうした中、国は、廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けた通知やQ & Aを適時発出するなど、社会インフラとしての廃棄物処理が円滑に実施されるよう、マスクや消毒液の必要資材の確保に向けたメーカー等への働きかけも含め、様々な対策を講じてきた。そのかいもあり、今では個人防護具の使用、消毒の徹底等の安全対策が定着するに至った。

しかし、新型コロナウイルス感染症についての研究調査が進み、環境における生存期間その他の性状についての情報が明らかになってきたが、変異種が確認されるなど、依然として不明な点が多く残されており、未知のウイルスへの感染の不安が払拭されたとは言い難い。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、廃棄物処理・リサイクルにおける新型コロナウイルス感染症への対応は今後も実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

新型コロナウイルス感染への不安を払拭するため、廃棄物の排出、収集・運搬、処分及びリサイクルの各段階における新型コロナウイルスの付着可能性、生存期間等の性状を調査し、地方自治体及び関係業界に対して情報提供を行うとともに、詳細な感染防止対策を示すこと。

6. 福祉・保健・医療

1 少子社会対策の推進

1 子供・子育て支援における施策の充実

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局・産業労働局)

(1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

<現状・課題>

国の子ども・子育て会議では、新制度による子供・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」の実現のためには、1兆円超の財源が必要とされていたが、新制度が施行された平成27年度以降、予算措置額は7千億円の範囲となっている。子育て支援施策の更なる拡充を進めるためには一層の財源確保が必要である。

公定価格の地域区分については、令和2年度に、国家公務員等の地域手当の設定がある区市町村で、より支給割合の高い自治体に囲まれている場合は、囲んでいる自治体のうち、支給割合が最も近い自治体の地域区分まで引き上げる見直しが行われた。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圈や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

また、公定価格の地域区分については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすること。

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所の実績を認め、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

<現状・課題>

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するなど、都の保育施策の重要な柱の一つとなっている。こうした実績があるにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

<具体的要求内容>

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

- (1) 区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

- (2) 3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。
- (3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

- (3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

<現状・課題>

育児・介護休業法等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで（2歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

新型コロナウイルス感染症の影響により区市町村から登園を控える旨要請がな

され育児休業を延長した保護者について、認可保育所の内定を受けている場合には暫定的に育児休業給付金が支払われているが、認証保育所の利用のみを希望していた場合には育児休業給付金の給付対象となっていない。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67パーセント、その後は50パーセントとされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためには、保育施策の充実だけでなく、育児休業制度の見直しも必要である。

<具体的要求内容>

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る育児休業給付金の暫定的取扱いについては、都の認証保育所等、地方が独自に実施する保育サービスにおいても認可保育所と同様に取り扱うよう、速やかに対応すること。
- (3) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (4) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

(4) 多子世帯に対する支援を拡充すること。

<現状・課題>

国の制度の多子世帯の保育料負担軽減は、年収360万円未満の世帯や第1子が保育所等を利用している世帯が対象であり、収入制限や年齢制限がある。さらに、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

都は、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての多子世帯の保育料の負担を軽減している。

<具体的要求内容>

多子世帯への保育料負担軽減の第1子の年齢制限や、収入制限を撤廃するとともに、一定の基準を満たす認可外保育施設等も多子世帯への保育料負担軽減の対象施設とするなど、多子世帯に対する支援を拡充すること。

(5) 保育士登録制度の見直し等に向けた検討、必要な法整備等を行うこと。

<現状・課題>

令和3年5月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）では、幼稚園教諭や保育教諭を含む教員について、資格管理の厳格化が法定化されたほか、附帯決議において、わいせつ行為を行った保育士の実態調査を進めるとともに、早期に保育士資格についても、教員と同様の仕組みを検討することとされていた。

令和4年6月「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が成立し、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化が盛り込まれた。改正の具体的内容としては、保育士の欠格事由に係る登録禁止期間の延長や、保育士の取消事由に「児童へのわいせつ行為を行ったと認められる場合」の追加、児童へのわいせつ行為により保育士登録を取り消された者の再登録時の審査の仕組みの導入が明記されているが、どのような場合にわいせつ行為を行ったと認められるのか、また、どのような場合に再登録が可能となるのかなどの詳細は示されていない。保育士資格は国家資格であることから、都道府県によってその取扱いに差異が生じることは適当でなく、全国統一の明確な基準が必要である。

また、わいせつ行為により登録を取り消された者について、再登録時の審査の仕組みが導入されるものの、現行の保育士登録の手続き上、申請者が新規登録希望者であるか、再登録希望者であるか、確認することはなく、犯罪歴等の確認についても自己申告である。児童へわいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースが整備され、雇用主が保育士の雇用の際に当該情報を活用できることになる旨も明記されたが、保育士登録の審査において、当該データベースの活用は想定されておらず、不適切な再登録の防止にはつながらない。

<具体的要求内容>

わいせつ行為を行った保育士の取消及び再登録について、早期に統一的かつ明確な基準とその具体的な運用方法を明示すること。また、わいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースについて、再登録時も含め、効果的に活用できる方策を検討した上で、早期に整備すること。

2 多様な保育ニーズに対応するための支援の充実

(提案要求先 内閣官房・財務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

(1) 保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

<現状・課題>

都においては、待機児童の解消に向け、保育の受け皿確保は引き続き課題となっている。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きくかい離している。平成29年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成30年度からは、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の10分の9に縮小されている。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

保育所等整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂ぼこり対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

都内の一部の自治体では、大規模マンションの建設地域や通勤等の利便性が高い駅周辺等に保育ニーズが集中し、その他の周辺地域では空きが発生するなど、自治体の中でも保育サービスの地域偏在が生じており、今後は、マッチングの促進など、地域の実情に応じた支援を充実していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
- (4) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (5) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。
- (6) 地域の実情に応じた保育の受け皿確保が進むよう、広域的保育所等利用事業の実施促進に向けた改善等、支援を充実すること。

(2) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

<現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

<具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。

また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

(3) 安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

<現状・課題>

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の増加により、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。令和3年度から令和6年度末までに全国で約14万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和5年度は、採用後7年目までに縮小される見込みである。また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

また、平成30年度からは、待機児童数が50人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和2年度からは、直近2か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近2か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和3年度からは、直近2か年の有効求人倍率が連続して2未満の区市町村について、対象が採用後5年目までとされたほか、平成30年度から、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

さらに、令和2年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、詳細が示されていない。

また、e ラーニングによる研修実施について、国は調査研究結果を取りまとめたが、具体的な実施方法は各都道府県に委ねられており、全国で一定の水準が求められる研修の質に差が生じる懸念がある。

さらに、国は、保育所等における園内研修の受講により、キャリアアップ研修の研修時間を最大4時間短縮できるとしたが、その運用方法について、詳細が示されていない。

なお、国は、令和4年度をめどに本研修の受講を処遇改善等加算Ⅱに係る要件とすることを目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止及び延期を踏まえた研修の受講状況や実施状況調査結果を基に、令和3年9月に研修修了要件の取扱いについて示した。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、貸付実績の伸びに伴う事務量の増加により、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

平成24年度から開始した保育士修学資金貸付事業は、5年間の就労により奨学金の返済が免除となる仕組みが設けられたが、事業開始以前に一般の奨学金制度を利用して資格を取得した保育士については、一定期間の就労に対する奨学金の返済免除の仕組みがない。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じていることに加え、処遇改善等加算Ⅰは都道府県をまたいで配分調整を行うことが可能となっているため、加算額の大部分が同一事業者の他道府県の保育所等に配分される実態もある。

<具体的要求内容>

- (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や有効求人倍率にかかわらず補助対象となる採用後の年数を同一とすること。また、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

さらに、交付額が4分の3に縮小された区市町村について従前の算出方法に見直すこと。

加えて、区市町村別に補助基準額を設定する場合、現基準より減額され、周辺自治体と比較して低い額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

- (2) 保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築するとともに、e ラーニングによる研修実施方法や園内研修の取扱いについて、全国統一のスキームを詳細に示すこと。また、研修終了要件の適用時期について、引き続き新型コロナウイルス感染症による受講状況への影響を把握し、必要に応じて見直すこと。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を

引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。

- (4) 平成24年度以前に奨学金制度を利用して資格を取得した保育士に対し、一定期間保育士として就労した場合、奨学金の返済を支援する制度を設けること。
- (5) 支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。
- (6) 処遇改善等加算Ⅰについて、同一法人の他の教育・保育施設の職員への配分額に上限を設けること。

3 企業が取り組む次世代育成支援の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の意向確認の義務化など、法改正内容の周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、小学校就学後も利用できる所定労働時間の短縮措置等が図られるようにする等両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。
- (3) いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

<現状・課題>

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和3年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が85.1%である一方、男性は13.97%となっており、男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」の施行や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化などが盛り込まれた改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行されたことを踏まえ、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、平成29年10月から、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長が可能となった。さらに、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けることが努力義務となったが、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入れ時間の差などがある小学校就学後も従業員が利用できる所定労働時間の短縮措置や育児目的休暇など、子育てと仕事の両立に向けた柔軟な働き方ができる制度の導入や定着に自主的に取り組む中小企業等に対する支援も重要である。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、令和2年6月からは事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」の施行や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務化など、法改正内容に関する周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。
- (2) 中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化、小学校就学後も利用できる所定労働時間の短縮措置等が図られるようにするなど両立支援制度の導入と定着に向けた施策を充実すること。
- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参 考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日 下記1・2：令和4年4月1日 3・4：令和4年10月1日 5：令和5年4月1日）

- 1 個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け
- 2 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」を廃止
- 3 出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）
- 4 育児休業の分割取得
育児休業（3の休業を除く。）について分割して2回まで取得可能とする。
- 5 育児休業の取得状況の公表の義務付け
常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

【育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

- 1 いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設
 - （１）事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止
 - （２）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることが事業主へ新たに義務付け
 - （３）派遣労働者の派遣先にも以下を適用
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け
- 2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化
事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- 3 子の看護休暇について時間単位での取得が可能
- 4 育児のための所定労働時間の短縮措置
子の年齢が３歳までは措置義務、３歳から小学校就学までは努力義務

2 児童相談体制の一貫した充実強化

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

<現状・課題>

児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められているが、家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑、困難化している。

また、それに伴い、一時保護件数も増加している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、児童相談の一義的な窓口である区市町村も含め、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「児福法等改正法」という。）では、一時保護所の設備及び運営の基準の設定や、一時保護開始時の司法審査の導入や児童相談所の調査権等が盛り込まれている。

一時保護施設では、年齢も主訴も異なる児童と一緒に生活しており、多くの児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えている。

また、児童養護施設とは異なり、緊急保護や夜間における身柄付き通告による保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、日々の入退所により常に児童の入れ替わりがあるため、職員の負担感も大きい。

さらに、心身疾患や障害がある児童等も増えており、医療的な援助が必要な保護児童に対しては、医療機関等への一時保護委託を行い、よりきめ細かなケアを提供する必要があるが、委託費の単価は十分ではない。

司法審査については、一時保護開始時から7日以内に一時保護状を請求するとされているが、保護者の同意を得るためのケースワークの期間を考慮するなど現場の状況に応じた柔軟な対応をするほか、提出資料については様式等を簡便にするなど、現場に過度な負担が掛からないようにする必要がある。

児童相談所の調査権については、対象機関が限定されており、また、応諾義務がないため、必要な情報を入手することが難しい場合がある。

保護者の働き方が多様化する中、児童相談所の相談援助活動においては、勤務時間外における家庭訪問や保護者面接等が増えているほか、夜間における身柄付き通告による一時保護も増えている。限られた人員体制の中で、児童相談所がより迅速かつ的確に重篤な虐待対応を行うとともに、専門的知見を生かした相談援

助活動に注力できるよう、民間機関の活用も必要である。

相談援助業務を担う児童福祉司等は、家族関係も踏まえた虐待に係るリスクなどを的確に評価する高いアセスメント力が求められており、さらに、必要な場合には、躊躇なく一時保護等の法的対応を講ずるなど高度な専門性を発揮していかなければならない。

そのためには、質の高い人材を計画的に確保し、育成していくことが喫緊の課題である。

国が平成30年12月に取りまとめた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童福祉司については人口3万人に対して1人、児童心理司についてはその半数を配置することとしており、今後、更なる人材確保・育成策及びそのための財源が必要となる。

都では、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携・協働・分担しながら地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っている。

子供家庭支援センターにおいては、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大しているため、相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務である。子ども家庭総合支援拠点の運営費については、常勤職員は地方交付税措置、非常勤職員はDV補助金により財政措置されているが、地方交付税措置の常勤職員の配置基準は、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

児福法等改正法では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が示された。新たに明記されたこども家庭センターは、現行の子育て世代包括支援センター（母子保健部門）と子ども家庭総合支援拠点（児童相談部門）の一体的運営を行うとしているが、実効性を担保する具体的な方策が示されておらず、また、財源措置についても現時点では明らかになっていない。

都においては、昨年度から、地域の身近な区市町村において、児童相談部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を開始しているが、こども家庭センターにおいても、こうした視点に立って体制を構築する必要がある。

また、家庭支援事業の「措置」については、意思決定の手续や住民に対する丁寧な説明など業務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、児童相談所による一時保護との違い（役割分担）を明確にする必要もある。

<具体的要求内容>

（1）児童相談所の相談体制や一時保護体制の強化を図ること。

- ① 児福法等改正法では、一時保護施設の設備及び運営を条例で定めることとされているが、その前提となる内閣府令で定める基準について、国の調査研究や検討状況、参考条例文を含め、令和4年度内に確実に示すこと。職員体制については、多職種が連携し保護児童の支援や行動診断を行えるよう、児童指導員や保育士だけではなく、看護師、心理士、学習指導を行う

職員や、職員の育成を担うスーパーバイザーの配置も明確に示すこと。

また、入退所や生活支援の業務に24時間対応をするための交代制勤務を組むことが可能となる職員の配置基準を示すこと。

- ② 一時保護開始時の司法審査の導入に当たっては、自治体の意見を十分に聞き、児童相談所に過度の業務負担が生じないような措置を講じること。

また、児童相談所の調査権については、刑事訴訟法第197条や弁護士法第23条と同様に「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」のように対象機関を限定しないこと。さらに、児童相談所の調査権に対する応答義務を明記すること。

- ③ 児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。

また、児童相談所が重篤な虐待対応や専門性が求められる相談援助活動に注力できるよう、民間機関を活用できる範囲を具体的に示すなど、児童相談所の業務の効率化に向けた支援の充実を図ること。

- ④ 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しい生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援について一時保護委託費の単価の引上げなど充実を図ること。

(2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。

- ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、アセスメントの手法に係る研修カリキュラムや演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。

- ② 一時保護施設では、虐待により傷つき、対応が困難な児童も入退所するなど、支援を担う職員には高い専門性が求められることから、専門研修カリキュラムの提示など職員のスキルアップの方策を講じること。

- ③ 児童福祉行政及び法的対応や行政実務に卓越した経験と能力を有する人材を児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。

- ④ 各地方自治体が児童福祉司等の質の高い人材を安定的に確保できるよう、学生等の若年層に対して、児童相談所の業務内容や魅力を分かりやすく発信するなど、国レベルで訴求効果の高い普及啓発を継続的に行うこと。

(3) 虐待の未然防止に向け、区市町村の相談支援機能を強化すること。

- ① こども家庭センターの設置や区市町村における措置制度の創設などに当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、実効性のある制度にすること。特に、こども家庭センターの設置に向けては、母子保健部門と児童相談部門の効果的な連携策を具体的に示すとともに、業務負担に見合う人材の配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

- ② こども家庭センターが設置されるまでの間、区市町村が安定的に支援拠点を運営できるよう、財政措置の充実を図ること。

3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、区市町村が実施する健康診査事業等の回数増に伴う追加的経費について、財政措置を講じること。
- (2) 母子保健事業において使用する衛生資材等、感染症対策に係る経費について、財政支援を講じること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症について、令和2年4月7日、令和3年1月7日及び同年4月25日に、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、母子保健事業においても、その趣旨に留意し、原則として集団での乳幼児健康診査実施を延期する措置がとられた。

また、緊急事態宣言が解除されている期間においても、乳幼児健康診査における新型コロナウイルス感染症対策として、三密を回避することから実施回数を増やし、1回の人数を減らしながら事業を継続しており、事業費が大幅に増加している。

国庫補助金である母子保健衛生費補助金については、令和3年度補正予算に計上されている「幼児健康診査個別実施支援事業」は令和4年度に繰り越され、三密を回避するため、1歳6か月健診、3歳児健診を医療機関における個別健診へと切り替えた場合の区市町村の負担が軽減されている。一方、集団で行う乳幼児健康診査については、集団で行う際の1回当たりの人数を制限して複数回実施するなど、区市町村が創意工夫をした場合でも、特段、追加的な財政支援はなされていない。

新型コロナウイルス感染症への対応として、母子保健事業において、感染症に対する体制を整え、対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための経費が必要であるほか、来所者が使用するマスクや手指消毒液等の購入に係る経費も必要となった。

衛生資材に係る経費は、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等の、地域子ども・子育て支援事業においては財政支援が講じられているところであるが、母子保健事業には同様の財政支援が講じられていない。

＜具体的要求内容＞

- （１） 集団で行う健康診査について、１回当たりの人数を制限して複数回実施するなど、区市町村の創意工夫についても補助が出るよう財政支援を更に充実すること。
- （２） 母子保健事業において、感染症対策を講じるために必要な衛生資材に係る経費についても、財政支援を講じること。

4 高齢社会対策の推進

1 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉保健局)

- (1) 介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。
- (2) 現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、適時・適切に介護報酬に反映すること。

<現状・課題>

介護報酬は、介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案しており、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を定めている。

地域区分については、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員(国家・地方)の地域手当に準拠して設定しているが、公平性・客観性を担保する観点から、隣接地域の状況によって、級地の変更を認める特例や経過措置が講じられている。

しかし、これらによってもなお同一の生活圏及び経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている保険者もあり、そうした保険者からは、今後のサービス事業の経営や人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。

また、地域区分の各サービスの人件費割合については、人員基準で規定している介護、看護等の職種のみを勘案するという考え方を国は示している。この人件費割合は、介護報酬改定に向けて国が実施する介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、見直しが行われているが不十分であり、現行の介護報酬上の人件費割合と、介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合にはかい離が生じている。

介護事業所・施設においては、人員基準で規定していない事務員等の人件費も含めて介護報酬で賄うことが求められていることから、実態に即した人件費割合を設定するとともに、その設定の根拠等についても明らかにすべきである。

なお、国は、減価償却費・物件費には有意な地域差が見られないこと及び土地代等が反映する居住費は原則として給付対象外となっていることから、人件費以外の費用については地域差を勘案する必要がないとの考え方を示している。

しかし、建築価格や物価等の各種調査によると、減価償却費・物件費には明ら

かな地域差が生じている。また、施設サービスの居住費は原則利用者負担とされているものの、居宅サービスにおいても一定の面積確保が設備基準で規定され、その費用は介護報酬で賄うことが求められている。こうしたことから、人件費のみならず物件費や土地・建物の調達費用についても、地域差を勘案すべきである。

現下の物価高騰については、令和３年４月に改定された現行の介護報酬には反映されておらず、介護事業所・施設は厳しい経営環境に置かれている。このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとされており、制度的な対応が必要である。

< 具体的要求内容 >

- (１) 介護報酬改定が、客観的で信頼性の高いデータに基づき行われるよう、介護事業経営実態調査等について、各サービスの物件費や土地建物の取得費等を含めた事業者の経営状況の把握・分析を行うなどの精緻化を進め、介護現場の実態を適切に把握すること。

また、把握したデータについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での検討に資するよう、可能な限りその集計・分析の根拠等も併せて公表すること。

- (２) 地域区分の級地の設定については、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえた設定をすることや、隣接する保険者間の地域的な一体性を確保するための調整を可能とするなど、広域的な調整等を行う仕組みについて、検討を行うこと。
- (３) 介護報酬における各サービスの人件費割合については、介護事業の運営実態を踏まえて適切に見直すこと。
- (４) 物件費、特に土地・建物の取得費や賃借料等の地域差について、東京の実態に合わせ、適切に介護報酬に反映すること。
- (５) 現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、適時・適切に介護報酬に反映すること。

参 考

○令和３年度改定における介護報酬の地域区分と上乗せ割合

地域区分	上乗せ割合	区市町村への適用
１級地	２０％	特別区
２級地	１６％	町田市、狛江市、多摩市
３級地	１５％	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
４級地	１２％	立川市、昭島市、東大和市
５級地	１０％	福生市、あきる野市、日の出町
６級地	６％	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
７級地	３％	なし
その他	０％	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

○令和３年度改定における介護報酬の地域区分の適用状況（東京都多摩地域）



※各市町村の地域区分に基づく上乗せ割合を記載（上段が本則に基づく上乗せ割合、下段が経過措置を含めて適用された上乗せ割合）。令和３年度改定では、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から設定された経過措置を令和５年度末まで引き続き適用。

※当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分の範囲内で選択する完全囲まれルールでは、他の都道府県内の地域を隣接地域から除くことができることが認められている。網掛け部分は「完全囲まれルール」が適用された地域（平成３０年度改正が三鷹市、令和３年度改正が東久留米市、瑞穂町、檜原村）

○各サービスの人件費割合の状況

サービス種類	介護報酬上の 人件費割合(A)	収入に対する 給与費の割合※(B)	差(B-A)
訪問介護	70%	65.8 %	-4.2
訪問入浴介護		56.8 %	-13.2
訪問看護		66.6 %	-3.4
居宅介護支援		80.2 %	10.2
夜間対応型訪問介護		72.7 %	2.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		69.9 %	-0.1
訪問リハビリテーション	55%	65.1 %	10.1
通所リハビリテーション		52.7 %	-2.3
短期入所生活介護		54.2 %	-0.8
認知症対応型通所介護		55.5 %	0.5
小規模多機能型居宅介護		58.6 %	3.6
看護小規模多機能型居宅介護		61.8 %	6.8
通所介護	45%	52.0 %	7.0
地域密着型通所介護		50.7 %	5.7
特定施設入居者生活介護		37.3 %	-7.7
地域密着型特定施設入居者生活介護		49.2 %	4.2
認知症対応型共同生活介護		56.7 %	11.7
地域密着型介護老人福祉施設		54.9 %	9.9
介護老人福祉施設		52.1 %	7.1
介護老人保健施設		50.0 %	5.0
介護療養型医療施設		41.9 %	-3.1

※厚生労働省「令和2年度介護事業経営概況調査」

○介護従事者の月収（通常月の税込み月収）の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
所定内賃金（月給）	231,082 円	212,960 円	217,203 円	195,119 円	178,034 円

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和2年度介護労働実態調査」

○特別養護老人ホーム建設費の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県	全国平均
平米単価	364 千円	291 千円	295 千円	(データなし)	258 千円	312 千円

資料：独立行政法人福祉医療機構「令和2年度福祉・医療施設の建設費について」

○消費者物価の地域差

	東京都区部	名古屋市	大阪市	福岡市	青森市	全国平均
指数	106.0	98.5	100.7	97.8	97.9	100.0

資料：総務省統計局「令和2年小売物価統計調査（構造編）」

○地価の地域差

	東京都	愛知県	大阪府	福岡県	青森県
住宅地平均価格 (／㎡)	380,900 円	105,300 円	150,900 円	56,800 円	15,900 円

資料：国土交通省「令和3年都道府県地価調査」

○同一地域区分内の地価・家賃の比較

	東京都府中市	愛知県名古屋市	兵庫県西宮市
地域区分	3 級地	3 級地	3 級地
住宅地平均地価 (／㎡)	293,600 円	194,100 円	251,400 円
家賃 (民営借家) (／坪)	7,427 円	4,656 円	5,558 円

資料：国土交通省「令和 3 年地価公示」

総務省統計局「小売物価統計調査（動向編）令和 3 年平均」

(3) 介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること。

<現状・課題>

人材不足が深刻な介護現場において、質の高い人材の確保・育成・定着に向けては、介護職員等の処遇改善とともに、資格・技能等に対する評価や、職責に応じたキャリアパスや昇給の仕組み等の構築が必要である。

国は、平成 24 年度に介護職員の処遇改善を目的とした介護職員処遇改善加算を創設し、平成 27 年度及び平成 29 年度には、職位・職責等に応じた任用要件や経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み等を要件に加算の拡充を図り、1 人当たり月額平均 3 万 7 千円相当の改善が行われている。加えて、令和元年 10 月の報酬改定において、勤続 10 年以上の介護福祉士を対象に月額平均 8 万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設された。

さらに、令和 4 年 2 月からは、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置として、介護職員処遇改善支援補助金の制度が実施された。この補助金では、補助額の 3 分の 2 以上は介護職員等の基本給等の引上げに使用することが要件であり、令和 4 年 10 月からの臨時の報酬改定において、この要件を引き継いだ「介護職員等ベースアップ等支援加算」が設けられた。

しかしながら、これらの処遇改善加算はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

<具体的要求内容>

- (1) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に、介護職員等ベースアップ等支援加算が加わったことにより、事務手続きが更に煩雑となっており、計画書等の様式の簡素化を図ることや、加算の算定要件を整理すること。
- (2) 介護職員の処遇改善については、介護事業者が長期的な視点で介護人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとする。

(4) 良質な介護サービスの提供等に資する介護報酬とすること。

<現状・課題>

現行の介護報酬においては、例えば看護職員の常勤配置が必要な施設で一時的に常勤職員が欠けることになった場合、常勤換算での必要数を満たしていても、翌月の報酬が一律に3割減算されるなど、施設の安定的な運営に著しい影響を及ぼすものとなっている。

また、福祉用具貸与の報酬について、離島等に所在する事業所は、運搬に要する経費として、貸与費の100分の100を上限に、特別地域加算を算定できる。しかし、本土から離島への運搬費が高騰している現状では、加算の上限を大幅に超えるケースが生じており、事業所の負担となっている。加えて、貸与期間が半月に満たない場合、貸与費本体が最大で半月分しか算定できないため、これに連動して特別地域加算も減額される仕組みとなっている。これら運搬に要する経費は、現状に適した額を加算として算定することが必要である。

このような状況は、平成30年10月からの貸与価格の上限設定により価格設定に対する事業所の裁量の余地が狭まっていることと併せ、離島においては、事業所の健全な運営に著しい影響を及ぼすものとなっており、利用者への安定的なサービス提供に支障が生じないよう見直しをする必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 職員配置が基準を下回った場合の介護報酬減算については、一律に3割減算とすることなく、常勤換算や期間の長短などを考慮した段階的な設定とし、施設の安定的な運営に配慮した制度とすること。
- (2) 福祉用具貸与における特別地域加算について、上限の拡大や、貸与開始月の福祉用具貸与費が半月分の場合でも、1月分の貸与費を特別地域加算の基準とするなどの見直しを図ること。

(5) 介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適時・適切に反映すること。

<現状・課題>

介護保険施設の人員基準を含め多くの事項は、国が「従うべき基準」として定めており、全国一律の居住費・食費の基準費用額の設定は、地価や物件費・人件費の高い大都市東京の実態に即していないため、事業者が創意工夫しながら施設運営を行うことが難しい状況にある。

加えて、食材料費や光熱費の値上げなど、現下の物価高騰により施設運営は更なる影響を受けているが、令和3年8月に改定された現行の基準費用額には反映されておらず、補足給付対象者の居住費・食費にかかる物価高騰分を転嫁できな

いため、施設の負担となっている。このため、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどして独自に支援しているが、当該交付金は臨時的なものとされており、制度的な対応が必要である。

< 具体的要求内容 >

健全な施設運営が可能となるよう、介護保険施設の居住費・食費について、低所得者の負担増とならないよう配慮した上で、基準費用額を東京の地価等を反映したものとするとともに、現下の物価高騰の影響についても、適時・適切に反映すること。

2 認知症施策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

認知症施策を総合的に推進するため、十分な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、必要な措置を講じること。

< 現状・課題 >

令和元年6月、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされた。

都における認知症高齢者は、令和元年度には46万人であったが、令和7年には約55万人になると見込まれている。こうした中、認知症になっても尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、区市町村をはじめとする関係機関と連携し、認知症施策を総合的に推進することが重要であり、特に、科学的介護の推進、認知症の人と家族を支える医療・介護職等の人材育成、地域の実情に応じた支援体制の構築が急務である。

そのためには、国において、行動・心理症状（BPSD）等に対する効果が確認された支援手法を速やかに普及するとともに、介護事業者が取り組みやすい仕組みとする必要がある。

また、都道府県や区市町村が効果的かつ効率的に事業を実施できる仕組みとする必要があるが、認知症施策推進大綱では、具体的な内容が明示されていないものがあるほか、都道府県や区市町村が実施すべき取組について一律にKPIを定めるなど、必ずしも地域の実情を十分に踏まえていない。

認知症疾患医療センターについては、専門医療の提供、地域連携の推進、人材育成など多くの機能を担っているため、関係機関が多く存在していることに加え、人件費や物件費等が高いといった都市部の特性に合わせた配慮が必要であるが、国庫補助額が不十分な現状にある。

あわせて、今後ますます増加する認知症の鑑別診断等を円滑に行っていくため

には、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も認知症の鑑別診断等に積極的に取り組んでいくことが必要であるが、認知症専門診断管理料の対象となっていない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 認知症施策の具体的な事業内容や目標値を定める場合には、都道府県及び区市町村の意見を幅広く聴取し、地域の実情に応じた事業を円滑に実施できる仕組みとすること。
- (2) 行動・心理症状（B P S D）の改善等に効果的な支援手法について、普及を促進するため、介護報酬での評価の対象とするなど事業者が継続して取り組める恒久的な仕組みとすること。
- (3) 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金について、事業内容や地域特性に見合った十分なものとすること。
- (4) 認知症専門診断管理料は、認知症疾患医療センターと同等の機能を持つ医療機関も対象とするとともに、業務の実態に即した報酬水準とすること。

5 生活困窮者自立支援制度の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局)

多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

生活に困窮する方への効果的な支援策を早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の見直しに当たっては、地方自治体の意見を十分に取り入れて支援策を講じること。

<現状・課題>

生活困窮者自立支援法に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、就労準備支援、子供の学習・生活支援などの任意事業を実施している。

各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に応じて上限が設定されており、各種の任意事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額とのかい離が大きくなる構造となっている。また、保護率の割合などにより加算される経過措置については、段階的に縮減し廃止していくとしている。今後、人材養成研修の実施や先行事例の蓄積等により、実施自治体が段階的に増加していく見込みであることから、財源不足が懸念される。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響による離職又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等への継続的な支援が必要となっており、相談支援員の増配置や住居確保給付金の支給等により地方負担額も増大している。また、平成30年6月に成立した改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については努力義務とされ、令和4年度までに全国的な実施を目指すこととしているが、必須事業より補助率は低く、全ての自治体において実施体制を整備することは困難である。

令和2年度から実施主体が都道府県に移管されている人材育成に関しては、自立相談支援事業をはじめ、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、当面の間、一部継続される国の従事者養成研修の受講が必要となるが、今後新たに事業に従事する者も含めると、十分な実施規模とは言えない。また、専門性の向上を図るための現任研修など、従事者に向けた研修は、これまで実施されていない。

現在示されている国の財政措置の内容も不十分であり、今後、養成研修の更なる移管が進めば、都道府県の財政負担の増大が懸念される。

生活困窮世帯の子供に対する支援としての子供の学習・生活支援事業は、生活習慣・環境改善に関する支援等の取組への加算措置に加え、令和２年度から、実施箇所数に応じた支援実績加算措置が図られることとなった。一方、生活困窮世帯の子供へのバランスのとれた温かい食事提供などの経費は、補助対象から除外されており、子供が安心して過ごせる居場所機能の充実に取り組む自治体を支援するための財源措置が必要である。

就労訓練事業については、令和元年度から非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料等を補助できることとなったが、事業所に対する経済的インセンティブ支援としては不十分であり、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。また、改正法では、自治体に対し認定就労訓練事業所の受注の機会の増大を図るように努めることとされたが、その促進に向けた具体的な方策が示されていない。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業や休業に伴い収入が減少した生活困窮者を対象とした生活福祉資金の特例貸付の申込は、令和４年９月まで行われており、申込受理件数は、緊急小口資金で約２６万件、総合支援資金では約２０万件となっている。また、償還免除については、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付けという資金種類ごとに一括して行い、借受人と世帯主が住民税非課税であれば対象となることが示された。

多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。

生活福祉資金の特例貸付が上限額に達した等の一定の生活困窮世帯に対し「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給が令和３年７月から開始されたが、今後、失業や収入減少に伴う影響の長期化に加え、原油価格の高騰等で離職を余儀なくされる方の増加も懸念される中で、生活に困窮する方への効果的な支援策について検討し、それを早急に示すことが必要である。

また、改正法附則では、法施行後５年を目途として、改正後の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとしているが、その実施に当たっては、引き続き実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。

<具体的要求内容>

- (１) 実施主体である区市等において、生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう、実績に応じた国庫負担・補助基準額の引上げ及び就労準備支援・家計改善支援両事業の補助率引上げを含め、十分な財源確保を図ること。また、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。
- (２) 実施主体を都道府県に移管後も、一部継続される国の従事者養成研修について、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な実施規模を確保すること。また、都道府県において、移管される養成研修の対応や、現任研修も含めた更なる研修体系の充実が図れるよう必要な財源の確保を図ること。
- (３) 子供の学習・生活支援事業に関しては、地域の実情に応じ効果的な支援が実施できるよう、国庫補助対象範囲を拡大すること。

- (4) 就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、自治体による受注の機会の増大も含め、民間事業者の積極的な参入を促進するための具体的な対策を講じること。
- (5) 生活福祉資金の特例貸付における償還免除の適格要件等については、住民税非課税世帯に限定しないなど、更なる検討を行い、その内容を早急に示すこと。また、償還業務が終了するまでの都道府県社会福祉協議会の事務体制に対する事務費を国が責任を持って確実に財源措置すること。
- (6) ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンストップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化に加え、原油価格の高騰等で離職を余儀なくされる方の増加も懸念される中で、生活に困窮する方への効果的な支援策について検討し、その内容を早急に示すこと。
- (8) 生活困窮者自立支援法の見直しに当たり、生活困窮者の支援状況を把握するとともに、実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れること。

参 考

○都内区市の任意事業の実施状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計改善 支援事業	子供の学習 ・生活支援 事業	その他 事業
27年度	20	5	13	27	2
28年度	26	8	23	39	3
29年度	30	9	30	46	3
30年度	34	10	35	47	3
令和元年度	37	10	38	47	3
令和2年度	40	10	44	48	4
令和3年度	41	10	45	48	4
実施率	83.7%	20.4%	91.8%	98.0%	8.2%

○令和3年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	学習・生活支援事業
所要額が基準額を超える区市	6区5市	6区1市
平均超過率	13.9%	82.2%

※自立相談支援事業については、上記以外の3区5市においても人口規模等により適用される基準額を超過していたが、厚生労働省との個別協議の結果、基準額が引き上げられている。

○生活困窮者自立支援制度人材養成研修修了者数と事業従事者数の状況（東京都内）

区分	自立相談支援事業			就労準備支援事業	家計改善支援事業
	主任相談支援員	相談支援員	就労支援員		
平成26年度修了者	11人	11人	11人	—	—
平成27年度修了者	11人	11人	11人	12人	20人
平成28年度修了者	23人	28人	17人	10人	12人
平成29年度修了者	16人	28人	14人	11人	16人
平成30年度修了者	15人	29人	10人	19人	29人
令和元年度修了者	18人	33人	17人	18人	22人
令和2年度修了者	17人	47人	21人	36人	23人
令和3年度修了者	17人	40人	29人	55人	20人
修了者累計（都内）	134人	227人	130人	161人	142人
事業従事者（都内）	76人	276人	145人	138人	116人
うち専従	34人	100人	32人	31人	19人
うち兼務	42人	176人	113人	107人	97人

※研修修了者数は、修了後の異動、退職等を含む。

※事業従事者数は、令和2年9月末時点。

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	4	12
市	2	7
合計	6	19

（平成28年2月調査）

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%
就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業（類似事業を含む）は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中／わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業（中間的就労）に関するアンケート調査等報告書」（平成26年12月東京都福祉保健局）。アンケート回答数 1,079 社/4,000 社

○生活福祉資金特例貸付申込受理件数

緊急小口資金	総合支援資金		
	初回	延長	再貸付
264,398	196,464	95,212	122,538

※件数は、令和4年10月14日時点の速報値

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	19カ所	4カ所	23カ所
巡回相談	18カ所	20カ所	38カ所
就職支援ナビゲーター	77人	28人	105人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数
(令和4年4月末時点)

6 新興・再興感染症対策の充実

(提案要求先 内閣官房・内閣府・法務省・厚生労働省)
(都所管局 福祉保健局・総務局)

- (1) 感染状況に応じて水際対策及びサーベイランスの強化を迅速に図るとともに、ウイルスの特性を踏まえた的確な対応を行うこと。
- (2) 検査を確実に実施するための医薬品の供給や体制整備の支援等を行うこと。
- (3) 積極的疫学調査や感染拡大防止の指導など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行う保健所の機能強化に取り組むこと。
- (4) 患者に対し、症状に応じた適切な医療を確実に提供するための取組の強化を図ること。
- (5) ワクチン及び治療薬の確実な供給を行うこと。
- (6) 国全体としての基本的な方向性を国が一層明確に示すとともに、感染症法上の位置付け等について、実態に応じた見直しを行うこと。

<現状・課題>

令和元年（2019年）末に発生した新型コロナウイルス感染症は、我が国を含む世界各地域に拡散した。特に、本年当初及び夏のオミクロン株流行下においては、急激なスピードで感染が拡大し、保健所や医療機関への著しい負荷や医療提供体制のひっ迫を招くとともに、自宅で療養する患者が急増した。また、検査需要が高まり、全国的に、抗原定性検査キット等が一時的に不足する事態も生じた。

こうした中、都では、先手を打った病床確保、高齢者や妊婦を受け入れる臨時の医療施設の設置、大規模接種会場設置によるワクチン接種の加速化及び、中和抗体薬や経口抗ウイルス薬の積極的活用、自主検査等で陽性疑いが判明した方をオンラインで診断する陽性者登録センターの開設など、戦略的に取組を展開してきた。

本年9月8日に示された「Withコロナに向けた政策の考え方」において、国は、社会経済活動との両立をより強固なものとした新たな段階に移行するとし、全国一律での全数届出の見直しを図るとともに、オミクロン株対応ワクチンの接種促進等の取組を進めているが、コロナとの共存に向けては、コロナに対する基本的な方向性をより明確にするなど、更なる検討を行うとともに、必要な法制度の改正や運用の見直し、財政措置など、新たな感染の波を見据えた体制構築を進

める必要がある。

また、感染拡大期において、社会経済活動との両立を図りながら、医療のひっ迫を回避し、都民・国民一人ひとりの命と健康を守るためには、国と都が一層緊密に連携し、これまでの知見を活かした実効性のある対策を実施していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 感染状況に応じて水際対策及びサーベイランスの強化を迅速に図るとともに、変異株の特性を踏まえた的確な対応を行うこと。

ア 変異株等の発生状況を注意深く監視し、その特性に関する科学的知見の収集・分析を速やかに進め、自治体に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

イ 国外の変異株の発生状況に応じて、検疫体制を強化するとともに、国の責任において帰国者・入国者等への基本的感染防止対策の周知、一時滞在施設の確保や陽性と判明した者の入院又は施設での療養の徹底、健康監視対象者等の入国後の情報の確実な把握、保健所へ迅速な連絡を行う体制の確立など、必要な対策を講じること。

ウ 検疫事務について、デジタル化などにより、利用者への負担軽減など、利便性の向上を図ること。

(2) 検査を確実に実施するための医薬品の供給や体制整備の支援等を行うこと。

ア 行政検査、施設等での集中的検査、感染拡大時における無症状者への検査などに対し、医薬品の確保と確実な供給を図るとともに、検査体制確保のための必要な支援を行うこと。特に、季節性インフルエンザとの同時流行に備え、コロナとインフルエンザを同時に検出できる検査キットを戦略的に確保すること。

また、O T C製品として承認されている抗原検査キットについて、感染拡大期においても国民が確実に入手できるようにすること。

イ 集中的実施計画に位置付けて実施する検査について、行政検査や独自検査等の区分に関わらず、国の責任において、全額、確実な財源措置を行うこと。また、自治体が行う検査に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を確実に充当できるよう、地方単独事業分の増額など財源措置を行うこと。

ウ 国のP C R等検査無料化における「感染拡大傾向時の一般検査事業」について、全額国が費用負担すること。

エ 変異株への対応を含め必要な検査が広く行われるよう、新たな検査手法の開発等を継続的に行うとともに、地方衛生研究所や民間検査機関等の検査処理能力向上のための支援の拡充を図り、検査体制の強化を図ること。

(3) 積極的疫学調査や感染拡大防止の指導、入院勧告の実施など、まん延防止のための多岐にわたる取組を行うこととなる保健所の機能強化に取り組むこと。また、保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有に用いる新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（H E R－S Y S）については、健康観察に活用するM y H E R－S Y Sの運用も含め、

安定化に努めるとともに、自治体や医療機関等の意見を踏まえながら改善を進めていくこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症の患者に対し、症状に応じた適切な医療を確実に提供するための取組の強化を図ること。

ア 感染状況や医療機関の需要を踏まえ、病床確保や診療体制の確保等のため、引き続き必要な財源を確実に措置すること。

病床確保料の取扱いについては、感染の状況や地域の実情に応じた医療提供体制を確保することができるよう、都道府県が制度を柔軟に運用できるようにすること。なお、国から示された病床確保料の再見直しにおいて、都道府県知事の判断で調整の対象外とすることが出来る条件が示されたが、都道府県知事が判断するにあたり、考え方や基準を明示すること。

自治体におけるオンライン診療体制については、今冬の感染ピーク時における外来ひっ迫を回避するための緊急避難的な措置であり、全額を国費の対象とすること。

小児医療機関については、コロナとインフルエンザの同時流行下において、小児が発熱した際には、地域の発熱外来やかかりつけ医を受診するとされていることから、診療・検査医療機関であるか否かに関わらず、コロナ疑い患者を診察した場合の診療報酬の加算を認めること。

休日や年末年始期間の外来医療体制を確保するため、診療や検査を行う医療機関に支払う協力金について、国費の充当を認めること。

イ 療養期間が終了した高齢者等の入院患者について、療養病床への転院を促進するため、要介護の患者を受け入れられるよう、診療報酬の見直しや周知を図るなど、介護と医療の両立に取り組むこと。

ウ 急激な感染拡大により、医療提供体制のひっ迫度が高じた場合に近隣都道府県間等における広域的な患者受入れ・搬送等が円滑に進められるよう、要請基準や適用例の整理も含め早期に課題を整理し、実施体制の整備を進め、また、そのための搬送体制の整備も含め必要な財源を措置すること。

エ 国立病院機構、地域医療機能推進機構など国所管の公的病院において、中等症以上の高齢患者を積極的に受け入れること。また、感染拡大時には臨時の医療施設等への人材派遣など地域に必要な医療機能の確保のための支援を引き続き行うこと。

オ 通常診療を担う医療機関においても、医療提供体制が確実に維持されるよう、医療機関の実情を踏まえた財政支援を講じること。

また、感染状況の沈静化後に通常診療を再開する際も、診療体制の移行や実際の患者受入れまでに相当程度の期間を要すること、風評等の影響も懸念されること等を十分に考慮し、医療機関に対し必要な財政支援策を講じること。

カ 新型コロナウイルス感染症による後遺症の実態把握や治療、相談支援等の実施体制の整備を進めること。

(5) ワクチン・治療薬の確実な供給を行うこと。

更なる追加接種が必要となる場合には、必要なワクチンの早期確保と十分な量の迅速な供給を図るとともに、適時の情報提供など、自治体との連携を

きめ細かく行うこと。また、デジタル化等による実務面の改善・効率化を進めること。

国産ワクチン・治療薬の開発・早期の実用化に向けた取組を推進するとともに、経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などの治療薬を必要な患者に迅速に投与できるよう、流通体制の改善に取り組むこと。

- (6) 国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の措置を緩和し、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行する方向性を示した。その上で、今後の世界的な感染の動向を踏まえながら、ウイルス学的な見地やリスク評価も含めて、W i t h コロナにおける感染対策のあり方について引き続き検討するとしている。

新型コロナウイルスとの共存を一層進めるために、新型コロナウイルス感染症に対する国全体としての基本的な方向性を国が一層明確に示すとともに、新型コロナウイルスの特性を踏まえて、感染症法や特措法上の位置付けについて、実態に応じた見直しを行うなど、コロナとの共存に向けた具体的な取組を進めること。

7. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
経済産業省)

(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・産業労働局・教育庁)

東京が世界をリードする国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、東京に必要な資源を集中的に投入すること。

<現状・課題>

都では、令和3年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想2.0に基づき、スピード感を持って施策を展開している。

東京が世界をリードする国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税や所得税などの負担軽減を一層推進すること。また、ブロックチェーンを始めとするフィンテック産業のイノベーション、関連企業や人材の集積を促進するため、暗号資産等に係る税制、規制の取扱に関して、適切な措置を講ずること。
- (2) 事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、セキュリティトークンの発行・流通に係る環境整備を進めること。
- (3) 2,000兆円に及ぶ国内個人金融資産について、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させ、幅広い都民の安定的な資産形成を実現するため、令和4年末に策定するとされている「資産所得倍增プラン」においては、以下の点に留意すること。
 - ① NISA制度について、制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化及び年間非課税投資枠の拡大を通じて抜本的に拡充するとともに、iDeCoの拠出限度額の拡大等制度の改革を実現すること。
 - ② 若年層から高齢者まで様々なライフスタイルに応じた金融商品の選択が可能となるよう、適切な勧誘や助言が行われるための制度的な枠組みの構築など必要な措置を講ずること。
 - ③ 金融リテラシー向上に向けた取組を一層推進するとともに、国、地方自治体、民間団体等の連携の仕組みを構築すること。
- (4) 金融所得に対する課税のあり方について検討を行う際には、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させるという視点等に十分に配慮すること。
- (5) 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金

として活用されるよう、つみたてNISAの対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のESG投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

- (6) 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、企業のサステナビリティ情報の開示基準など、サステナブルファイナンスに関する国際的な基準や枠組みづくりに我が国の意見が反映されるよう取組を強化すること。
- (7) 国内企業の魅力を広く海外に発信するとともに、海外から日本の金融市場への投資を呼び込むため、国内企業の英文による情報開示を推進すること。
- (8) 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- (9) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (10) 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (11) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBT等の方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域の拡大の制度拡充を実現すること。
- (12) 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びのあり方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。
- (13) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
 - ① 外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (14) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成や効果的な広報・意識啓発等、必要な措置を講ずること。
- (15) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- (16) サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材及び当該人材を支えるデータサイエンティストや金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- (17) 令和4年2月に国において策定した「金融分野におけるサイバーセキュリ

ティ強化に向けた取組方針（V e r． 3． 0）」に基づく取組を着実に実施するとともに、今後の情勢の変化等を踏まえ、金融業界全体のサイバーセキュリティの高度化を図ること。

2 スタートアップ支援の推進

1 スタートアップ支援体制の連携

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 政策企画局)

国内外のスタートアップの活躍に資する税制や高度人材に係る入国制限の緩和など、世界を視野にスタートアップの振興を図るための大胆な施策を展開するため、国と首都東京が継続的に連携して取り組む枠組みを構築すること。

<現状・課題>

諸外国では、スタートアップ戦略を首都を中心に展開し、スタートアップの力をいち早く取り入れ、新たな成長を呼び込んでいる。また、スタートアップが生み出す新しいビジネスモデルは、様々な社会課題の解決にもつながることから、スタートアップは未来を実現する重要なパートナーである。

国においても、本年6月に発表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」において、5年10倍増を視野に「スタートアップ育成5か年計画」を本年末までに策定することとしている。

東京都では、本年8月26日に各局においてスタートアップ支援や連携を進める業務を担当する職員等から成るチームを編成し、スタートアップや投資家、研究者、政府関係者等が数多く集まり、活発な交流が行われている、国内最大規模の民間スタートアップ拠点であるCIC TOKYOにチーム職員が常駐し、ワンチームで支援やアイデアの活用、起業の裾野の拡大等に取り組んでいる。

今年11月を目途にバージョンアップするスタートアップ協働戦略に基づき、施策を効果的に展開していく必要がある。そのためには、スタートアップ創出の中核となっている都と、国、更には他の自治体も含めて、オールジャパンで世界を視野に連携して取り組むことが重要である。

<具体的要求内容>

今後、国が「スタートアップ育成5か年計画」を策定するに当たり、国内外のスタートアップの活躍に資する税制の検討、高度人材に係る入国制限の緩和など、世界を視野にスタートアップの振興を図るため、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供すること。

また、施策の展開に当たっては、国と首都東京が継続的に連携して取り組む枠組みを構築し、進めること。

2 イノベーションを起こす場づくりの推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)

(都所管局 政策企画局・産業労働局)

都が検討を進める、スタートアップ同士が交流し、VC、アクセラレーター、大学等が気軽にアクセスできる“場づくり”について、国機関も入居するなど連携を図ること。

<現状・課題>

世界で活躍するスタートアップ企業を数多く生み出すためには、イノベーションを起こす場づくりが重要である。

例えば、フランスでは、約千のスタートアップが入居するステーションFにおいて、様々な支援機関や大企業が立ち上げをワンストップで支援している。そこでは世界中から、新しいビジネスに挑戦する多くの人々が集い、交流を通じてイノベーションが生み出されている。

都においては、こうした例を参考に、スタートアップ同士が交流し、VC、アクセラレーター、大学、行政等が気軽にアクセスできる場づくりの検討を進めているが、効果的な場とするためには、都のみならず、国の機関の協力を得て多様な主体が集うことが重要である。

<具体的要求内容>

スタートアップ同士が交流し、VC、アクセラレーター、大学等が気軽にアクセスできる場づくりにおいて、国機関の入居によるサービス提供など、連携した取組を進めること。

3 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 政策企画局)

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組について、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加できる仕組みとするとともに、自治体が参画できる法制度の整備を進めること。

<現状・課題>

公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

一方で、本年6月に発表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」においても、スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であるとの認識が示されている。

また、国において、情報システム調達改革検討会を開催し、デジタルマーケットプレイスの検討が進められているが、スタートアップからの公共調達拡大に有効な施策であると考えられることから、すべての自治体が活用可能な具体的な場として強力に推進されたい。

<具体的要求内容>

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から、都や他自治体も含めた公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

また、国が進めているデジタルマーケットプレイスの検討に当たり、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加できる仕組みとすること。加えて、自治体が参画できる法制度となるように整備を進めること

4 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 政策企画局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルール
の明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進する
こと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度
の改革が不可欠である。

国において、「規制改革関係府省庁連絡会議」は、「規制改革推進に関する答
申」（令和4年5月27日規制改革推進会議決定）において、「規制改革関係府
省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、
規制改革の実効性を高める」こととされたことを踏まえ、関係府省庁間の連携を
強化し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するため設置された。

また、2022年度の「規制改革実施計画」を定めており、スタートアップの
規制・制度見直しについても言及されている。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取す
ること。また東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・
慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルール
の明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。

5 公立大学法人の大学発ベンチャー支援の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 政策企画局・総務局)

公立大学法人においても、大学発ベンチャーに出資できるようにすること。

<現状・課題>

産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、2022年4月からは全ての国立大学法人が民間ファンドに出資する形で大学発ベンチャーに投資できるようになった。

一方で、公立大学法人においては、地方独立行政法人法によりVCや大学発ベンチャー等への出資ができない。

<具体的要求内容>

今後国が大学の出資機能の拡大を検討するに当たり、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を活かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること。

当該枠組においては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思において出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること。

参 考

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

○参考条文

■地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

	成果活用促進事業者	技術移転機関 （承認 TLO）	特定研究成果活用 支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学 研究成果活用事業者	教育研究施設管理等 事業者
	大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・あつせんする事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定 VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

■地方独立行政法人法施行令

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 平成29年4月地方独立行政法人法第21条が改正され、公立大学法人における出資対象が拡大

「大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」

⇒ 技術移転機関（TLO）及び成果活用促進事業者への出資が可能に

6 アン트レプレナーシップ教育の推進

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 政策企画局・総務局)

初等・中等教育段階も含めた、体系的なアン트レプレナーシップ教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国においても、次世代アン트レプレナー育成事業（EDGE—NEXT）として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生向けに「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している

一方で、現在、初等・中等教育段階での起業家教育を実施している学校はごく一部に限られる。

都においては、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施について支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

また、我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアン트レプレナーシップが求められている。

<具体的要求内容>

これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていたアン트レプレナーシップ教育について、初等・中等教育段階も含めた、体系的なアン트レプレナーシップ教育を実施すること。

7 創業や成長への支援

(提案要求先 経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

数多くの日本発ユニコーン企業の創出に向け、多様な支援を推進すること。

<現状・課題>

時代の最先端のニーズを捉え、新たなイノベーションを生み出すスタートアップが世界各国で飛躍しており、日本及び東京においても世界に誇るスタートアップ都市を目指していく必要がある。

こうした中、国では、2022年をスタートアップ創出元年として位置づけ、担当相を新しく設け、2022年末までに5か年計画を設定し、大規模なスタートアップの創出に取り組むとしている。

東京都においても、多様なスタートアップを育成するため、起業家教育、起業家マインドの醸成といったシード・ベンチャーの掘り起こしから、成長ステージに応じた経営支援等まで、戦略的な取組を展開している。また、今年2月に「スタートアップ協働戦略ver.1.0」を公表したほか、9月1日には部局横断でスタートアップを支援する専門組織「チーム東京イノベーション」を発足し、同チームをスタートアップ支援拠点に常駐させることで、スタートアップとのコミュニケーションを深めるなど、スタートアップ支援に力を入れているところである。

しかしながら、創業のすそ野を広げていくためには、国を上げてさらなる起業家マインドの醸成や起業支援が必要である。また、スタートアップは、大企業と比べて、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しており、スタートアップ支援の取組を一層加速させていく必要がある。

<具体的要求内容>

起業の更なる活性化に向けて起業家教育や起業支援の充実を図るとともに、スタートアップの成長の加速化に向けて、資金、人材、販路などの多様な側面から支援強化を図ること。

3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率及び人口カバー率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせるため、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）において、対象外となっている地域のうち、支援を必要とする地域にも対象を拡大すること。あわせて、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (3) ローカル5Gについて、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (4) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。

<現状・課題>

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指している。具体的な取組として、

都保有アセットへの5G基地局等設置の手續の簡素化を目指し、令和元年11月にアセットデータベースの公開やワンストップ窓口を運営している。

高速モバイルインターネット網は基幹的公共インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。また、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長であるSub 6帯やミリ波帯などの周波数帯の整備は、「スマート東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「5Gの整備状況（令和3年度末）」（2022年10月21日）では、都道府県別の人口カバー率のみが公表され、東京都は99.5%であったものの、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況が開示されていない。

また、都内には、5Gの整備以前に4Gが未だ整備されていない通信困難地域が存在している。通信困難地域における基地局等の設置について、国は無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）を実施し、基地局等整備費用に対する補助金交付を行っているが、補助対象地域は「条件不利地域（過疎地など）」に限定されているため、対象外の地域では補助を活用できない。

一方、ローカル5Gにおいても設備機器が高価である等、整備環境に課題がある。5Gネットワークを早期に構築し、最先端技術が生み出す豊かさを誰もが等しく享受できるよう、国のリーダーシップの下、通信事業者による5G基地局の設置を促進するほか、ローカル5Gの取組も推進する必要がある。

さらに、都は、国や関係する民間企業、大学などの学術機関、NPO、都内の区市町村や周辺の地方公共団体等との連携の下、都庁自身の持つデータに加えて、都内区市町村、関係機関、民間企業等から得た公共データや民間データなどをオープンAPIで呼び出し連携する、官民が連携したデータプラットフォーム（東京データプラットフォーム）を構築していく。

地方公共団体がデータプラットフォームを構築し、関連する民間等のスマートサービスの実施を支援するには、個人情報等のデータのガバナンスに配慮し、適切な情報の取扱いとデータの利活用促進を両立させることが重要である。また、分野間・都市間で横断して持続的に活用できるプラットフォームとするために、国のデータ収集に係る基盤整備の動向等を注視しながら、構築を進めていく必要がある。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- （1）5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率及び人口カバー率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- （2）高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせるため、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）において、対象外となっている地域のうち、支援を必要とする地域にも対象を拡大すること。あわせて、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。

- (3) ローカル 5 G について、地域課題の解決に資するようなユースケースを開発実証するとともに、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。
- (4) 安全・安心にデータが利活用される社会を、個人情報保護とデータ活用を両立しつつ実現することを目的とした、官民連携データプラットフォームの構築及び関連するスマートサービスの推進を図る都の取組を支援すること。

参 考

(1) (2) (3) 国施策の根拠法令・計画

- ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(令和 4 年 3 月発表)
- ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」(平成 17 年 11 月 25 日総基移第 380 号 最終改正：令和 4 年 3 月 22 日総基移第 63 号))

4 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者 に対する支援の充実

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する
支援の充実を図ること
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること

<現状・課題>

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から緩やかに持ち直しつつあるものの、ウクライナ情勢による肥飼料等の供給不足や原油の価格高騰などが、農業者や漁業者の経営に大きな影響を与えている。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において、畜産業者や漁業者が負担する積立金に対する助成や無料の土壤診断による肥料コストの低減など農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」と呼ばれる輸入材の供給不足により、木材価格が上昇し高止まりしていることから、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月に、原油価格高騰対策やエネルギー・原材料・食料等安定供給対策等を柱とする「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を策定し、漁業、農林業など大きな影響を受ける業種への支援や配合飼料の価格高騰対策、国産材への転換支援対策等に取り組んでいる。

しかし、長引くウクライナ情勢の影響に加え、急速に進む円安や電力需要のひっ迫など、景気の先行きに不透明感がある中、長期化が懸念される原油や原材料等の価格高騰に対し、農林漁業者の経営の安定化を図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

5 M I C E 推進施策の強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) M I C E 誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、国内の最新情報等を積極的に海外に発信すること。
- (2) 激化するM I C E 誘致競争に打ち勝つため、国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (3) 国際競争力の維持・向上に向け、人材育成を強化し、M I C E 推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるM I C E 誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

都では、平成27年7月に「東京都M I C E 誘致戦略」を策定し、経済波及効果や産業力の強化など、開催都市に多くのメリットをもたらす国際会議等の誘致に向けた取組を進めてきた。こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、都内で予定されていたM I C E の多くは中止や延期を余儀なくされ、M I C E に関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼしている。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市では、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後段階的な渡航制限等の緩和により国際的な交流が徐々に再開されていくことを見据え、コロナ収束後には、国内でのM I C E 開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、M I C E 開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) M I C E に関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、対策の緩和状況や安

全・安心に係る取組など、M I C E開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、M I C E業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、I T関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。また、M I C E誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働きかけること。
- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にP Rできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働きかけを行うなど、M I C E誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

6 観光産業の早期回復に向けた取組の充実

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) インバウンド需要回復を見据え、外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復の軌道に乗るよう、観光関連事業者の多様な取組への支援を継続すること。
- (2)さらなる需要喚起につなげるため、観光目的で来訪する外国人旅行者に対する査証発給について、適切に要件緩和を進めること。
- (3) インバウンド需要の早期回復に向け、各国との誘客競争に後れを取らないよう、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。
- (4) 観光地が安心して外国人旅行者を受け入れることができるよう、外国人旅行者に対し、感染防止対策について周知徹底を図ること。

<現状・課題>

令和4年10月11日に水際措置が大幅に緩和され、ビザなし渡航や個人旅行の受入が再開された。また、同月には、内閣総理大臣が「円安のメリットを最大限引き出して、国民に還元する政策を力強く進める。(略)インバウンド観光を復活させ、訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の達成を目指す」ことを表明した。さらに、令和4年度末には、新たな「観光立国推進基本計画」の策定が予定されている。

これまで、外国人旅行者の受入環境については、東京2020大会に向けて進めてきた多言語対応や通信環境の整備などにより、訪都外国人旅行者の満足度の向上につながってきた。今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の新たな取組等を強力に後押しする必要がある。

また、すでに各国において誘客プロモーションが積極的に行われる中、この後れを取り戻すとともに目標を達成するためには、国が主体となって海外に向けた集中的なプロモーションを展開することが不可欠である。加えて、インバウンド需要を更に高めていくうえでは、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩

和措置を拡大していくことが必要である。一方で、入国制限の急激な緩和による感染拡大の影響を心配する声もあり、国民の不安を払しょくしていく必要がある。

こうした取組により、観光産業の早期回復につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) インバウンド需要回復を見据え、外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復の軌道に乗るよう、観光関連事業者の多様な取組への支援を継続すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。
 - ③ デジタル技術を活用した新たなビジネス展開をはじめとする観光関連事業者の取組を引き続き支援すること。
- (2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の早期回復に向けて、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。
- (4) 観光地が安心して外国人旅行者を受け入れることができるよう、外国人旅行者に対し、マスクの着用など感染防止対策について周知徹底を図ること。

7 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業者は、営業時の感染予防対策や売上低下、スタッフ出勤不可による人手不足など様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、非接触による感染リスクの低減、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いことや導入のメリットが見えづらいこと等が更なる普及の課題となっている。キャッシュレス決済の利用拡大のためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減や導入メリットの定量化などの環境整備を図ること。

8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎、農業用井戸などの農業用施設用地や屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付けし市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。

都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2020

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象（田園住居地域を除く。）

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

9 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4からは中小企業に残業時間の上限規制が適用されている。また、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止される。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援

も必要である。

２０２０年１２月に閣議決定した「第５次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週６０時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、２０２５年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、２０２２年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針２０２２（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- （１）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- （２）全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- （３）中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。
- （４）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握	2019年4月1日	
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	2025年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員30人以上）のテレワーク実施率は約6割に達し、利用する社員の割合も大幅に増加するなど、テレワークは急速に拡大している。

この勢いを止めることなく、感染症の拡大防止と経済活動の両立を図りながら、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援を行うこと。
- (4) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (5) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」（令和2年9月14日）において、経営者団体や労働者団体の代表者、国（東京労働局）、都で、共同宣言を実施

1 0 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率2.3パーセントへの引上げを踏まえて、企業に対する周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

<現状・課題>

都における令和3年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.09パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.3パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、令和3年3月に民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられたことに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が拡大したことを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

< 具体的要求内容 >

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。
あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.3パーセントへ引き上げられたことを踏まえて、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

令和3年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成28年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成29年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成30年度 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年度 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)
令和2年度 (対前年比)	136,369.5 (0.9%)	41,628.5 (5.1%)	33,494.0 (14.4%)
令和3年度 (対前年比)	137,835.0 (1.1%)	44,114.5 (6.0%)	37,582.0 (12.2%)

※雇用者数（人）はカウント数

1 1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業 施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

1 2 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、東京都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

こうした取組により、令和 4 年 6 月 30 日時点で、本サイトにおいて累計 1,653 件の組織委員会の発注案件が掲載されたほか、東京都の政策連携団体等も令和 4 年 7 月 1 日時点で、32 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

このため、都としても、中小企業の発展につながるこのプロジェクトを継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を図るため、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうしたビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリ

ンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指すところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

< 具体的要求内容 >

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 ＜ビジネスチャンス・ナビ＞※令和 4 年 4 月 1 日から名称変更

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者の P R 情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和 3 年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和 3 年 6 月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年 4 月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

1 3 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

(提案要求先 経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に加えて、今般のウクライナ情勢に伴うエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、先の福島県沖地震に起因して、今冬の電力需給ひっ迫が懸念されており、省エネや節電等の取組を社会全体で進めていかなければ、経済活動に大きな影響を及ぼしかねない。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において新たに「グリーン枠」を創設し、温室効果ガスの排出削減に資する革新的製品・サービス開発又は生産プロセスの改善に必要な設備投資等の支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。

1 4 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中 小企業者への資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金繰りに対する支援について、感染症収束までの間にとどまらず、経済が回復基調に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしている。

現在、影響が長期化する中、令和2年度に多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などにより、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。さらに、ウクライナ情勢の変化や円安などの社会経済情勢の変化によって、現在、中小企業が直面する資金繰り悪化要因は複合化・複雑化してきている。

中小企業者が引き続き厳しい経営環境下にある中、都は地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に対応するよう指導していく必要がある。

こうした中、政府系金融機関による実質無利子融資は、資金繰りに苦しむ中小企業にとって重要な融資制度であったが、令和4年9月で取り扱いが終了した。

また、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度は、コロナ禍で中小企業の経営を後押しする上で効果的であり、利用促進を図る必要がある。

さらに、国は令和2年に、セーフティネット保証4号の全都道府県への指定、同5号の全業種指定、危機関連保証の延長など、信用保証制度の充実強化を図ったが、同4号の全都道府県指定は時限措置であり、また、危機関連保証は令和3年12月末で終了している。また、セーフティネット5号における全業種指定は令和3年8月に解除され、現在は指定外業種が存在するため、今後の支援継続はもとより、日本経済が回復基調に至るまでの間、更なる支援強化の必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まっている中、ウクライナ情勢や円安等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資の取扱い終了後においても、中小企業の資金繰りのひっ迫など、事業者が直面する課題に対する支援の充実を図ること。

- (3) 金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度の利用を促進するため、借入時に発生する保証料負担の更なる軽減を図ること。
- (4) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。

8. スポーツ・青少年・ 教育

1 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催への全面的支援

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

2025年世界陸上競技選手権大会（以下「世界陸上」という。）及びデフリンピック大会（以下「デフリンピック」という。）の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

東京都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界とともに、2025年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

世界陸上については本年7月に、デフリンピックは9月に、各々東京招致が決まり、2025年には再び、大規模な国際スポーツ大会が日本で開催されることとなった。これらの大会の成功には、関係者の密接な連携はもとより、政府の全面的な協力が不可欠である。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて多様性の大切さを力強く発信する絶好の機会ともなる。

これら国際スポーツ大会開催への支援は、スポーツ基本計画に定める通り、東京2020大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものであり、スポーツの一層の振興につなげ、情報保障の充実も含め、真の共生社会実現を目指していくためにも、大会開催に向けて国が財政面を含めた全面的な支援を打ち出すべきである。

<具体的要求内容>

両大会の開催・準備について、人的・財政的支援、国所管施設の使用料免除、セキュリティの確保、海外の選手・関係者の出入国時の感染症対策、査証や関税等の取扱いを含む出入国対応、更に競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化、情報保障の充実など、国が行う主体的取組を具体的に検討の上、各省庁と連携して取り組むこと。

2 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減や勤務時間の把握に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。このため、都教育委員会は、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材やICTの活用など、多様な取組を総合的に推進し、教員が本来業務に注力できる環境の整備に努めている。

国においては、令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正し、勤務時間の上限に関するガイドライン（時間外の在校等時間が原則月45時間、年間360時間）が法的根拠のある指針に格上げされた。指針では、服務監督権者である各教育委員会が講ずべき措置として、当該指針を参考にしながら、教員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしており、都教育委員会においても都立学校教員の在校等時間の上限等に関する方針を条例・規則に位置付けた。

現在、各学校では、コロナ禍においても子供たちの学びを止めないため、徹底した感染症対策を行いながら教育活動を実施している。引き続き、国の指針や都の上限方針等を踏まえながら、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業や校内の感染症対策等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員の拡大や通勤手当相当の経費の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (2) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。
- (3) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能とな

るよう、財政的支援を行うこと。

- (4) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (5) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 部活動指導員や外部指導者等の円滑な運用や、「地域移行」に向けた環境整備を図ること。

3 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成25年度末に完了し、平成26年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業においては、依然、採択がなされない場合があり、学校体育館等は令和2年度第3次補正予算からようやく断熱性の確保を条件として、採択され始めたところである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

- （１）区市町村立学校の空調設備整備事業について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。
- （２）都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

4 教育のデジタル化の推進に向けた支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、端末整備完了後における端末更新時の費用等についても、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、クラウド利用を含めた学習支援サービス、指導者用端末、予備端末等補助の対象範囲を拡大し、補助単価の上限を増額すること。
- (2) 「G I G Aスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分の校内通信ネットワーク整備や端末整備等についても補助対象とすること。
- (3) I C T支援員の配置費用等についても、令和4年度で終了予定の地方財政措置を延長するとともに、地方財政措置を超える配置費用等についても、十分な財政支援を行うこと。
- (4) G I G Aスクール運営支援センターの補助制度について、自治体との連携の有無を問わず、補助対象に含めるとともに、補助割合を同一とし、補助単価も増額すること。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用確保のため、技術的な支援を行うとともに、端末の常時接続下におけるネットワーク環境改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイルW i — F i ルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。
- (7) 補助制度について、東京都や区市町村が担う事務の負担軽減を図るとともに、最大限の支援を行うこと。

- (8) 「学校の I C T 環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても財政支援を行うこと。
- (9) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) デジタル教科書の今後の在り方と、そこに向かう行程など、全体像を早期に示すこと。
- (12) 学習 e ポータルについて、どのポータルを選択しても、全ての教科書会社のデジタル教科書を利用できるよう早期に方針を示すこと。

<現状・課題>

Society5.0 時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人 1 台端末や高速大容量通信ネットワーク等、I C T を有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人 1 台端末等を整備する「G I G A スクール構想」を前倒し、令和 2 年度中に整備を行うこととした。

しかし、「G I G A スクール構想」の補助制度について、端末、校内ネットワーク整備等は、令和 3 年度以降新設する学校は対象となっていない。

また、一人1台端末整備は、当初令和元年5月1日現在の児童・生徒数を基に算出されており、その後令和2年度に増加した人数に対応する分についても追加で措置されたが、令和3年度以降増加した分は自治体負担となる。一人1台端末の整備に関する補助制度の対象外である3人に1台の基準で配備される端末や指導者用の端末等は「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」をされているが、都や一部の区市町村は地方交付税不交付団体であることから、財政措置がされていない。

さらに、端末を十分に活用するためには、クラウド利用を含めた学習支援サービスやキーボード以外の周辺機器等、指導者用端末や予備端末などが必要となることと併せ、今後一人1台端末の更新も予定される。

校内通信ネットワークの整備が完了した区市町村においても、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。

また、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応などを民間業者に委託する場合の経費に対する補助を行っているが、2以上の自治体が連携して実施する場合等と自治体が単独で実施する場合とで補助割合が異なっており、令和5年度に自治体が単独で実施する場合は補助対象としていない。当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。一方、端末やネットワーク等が自治体毎に異なる現状では、自治体間の連携により得られる相乗効果に乏しい。学校現場での端末活用の日常化に向けて、当該事業を自治体単独で実施する場合についても、十分な財政支援が必要となる。

モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求められており、継続した財政支援が必要である。また、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

一人1台端末整備の前倒しや新たな補助制度の創設等により、都道府県や区市町村の事務負担が増大している。

継続的にICTを利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、端末活用の日常化に欠かせないスタッフである。そのため、令和4年度で終了予定の地方財政措置を延長するとともに、地方財政措置を超える配置費用等についても、十分な財政支援が必要となる。

さらに、義務教育段階を一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助

対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人一人の進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表されたが、主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

国は、小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができる CBT システムとして MEXCBT を開発している。また、国は、学習 e ポータルについて、今後の教育データ利活用等を見据え、教育委員会単位など一定の規模ごとに 1 つの学習 e ポータルを使用することが便利であると想定している。

今後、デジタル教科書・教材等は、学習 e ポータルの仕様に合わせ、学習状況の把握や振り返りができるようになる見込みである。

現状では、学習 e ポータルは、提供事業者ごとに対応している教科書会社が異なっている。このため、選定した学習 e ポータルによっては、地区等で採択したデジタル教科書に対応していないことが想定され、デジタル教科書の利活用を促進するうえで、大きな課題になると想定される。

< 具体的要求内容 >

- (1) 児童・生徒一人 1 台端末整備の補助制度について、端末整備完了後における保守管理及び端末更新時の費用等について継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末なども休業期間や日頃の ICT 利活用時に必要不可欠となることから、補助制度の対象範囲に含め、補助割合（定額 4 万 5, 000 円）を増額すること。
- (2) 「GIGA スクール構想」の補助制度について、校内通信ネットワークや一人 1 台端末整備等を令和 3 年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分についても補助対象とすること。
- (3) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ICT 支援員の配置に係る地方財政措置を延長するとともに、地方財政措置を超える ICT 支援員の配置費用等についても、十分な財政支援を行うこと。
- (4) GIGA スクール運営支援センターの補助制度について、都道府県や区市町村の状況に応じて実施方法を選択できるよう、自治体間の連携の有無を問わず、補助対象に含めるとともに、補助割合を同一とし、補助単価も増額すること。
- (5) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、一人 1 台端末の常時接続下におけるネットワーク環境の改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) モバイル Wi-Fi ルーター等の補助制度について、継続した支援を行う

とともに、通信費についても補助の対象とすること。また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。

- (7) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、東京都や区市町村が担う事務につき、負担軽減を図るとともに最大限の支援を行うこと。
- (8) 児童・生徒3人に1台の基準で配備される端末や指導者用端末等に対する「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体に対しても、交付団体同様に財政支援を行うこと。
- (9) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (10) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (11) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書の今後の在り方と、そこに向かう行程など、全体像を早期に示すこと。
- (12) 学習eポータルについて、どのポータルを選択しても、全ての教科書会社のデジタル教科書を利用できるよう早期に方針を示すこと。

9. 治 安 对 策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、新型コロナウイルス感染拡大下においても、I S I L等は刃物や車両等の身近な手段によるテロ事件を称賛するなど、更なるテロの実行を呼び掛けている。また、日本政府もテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されるなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、令和5年は主要国首脳会議の開催を控えており、I S I L等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、我が国においても、インターネットを通じて銃器等の設計図、製造方法を容易に入手できるなど、治安上の脅威に深刻な変化が生じており、特定のテロ組織等との関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人がインターネット上における様々な言説等に触発され、違法行為を引き起こすおそれもある。

実際に、テロ組織等と関わりのない個人によって、手製の銃器を用いた銃撃事案や身近に入手可能な凶器を使用した無差別殺傷事案等が連続しており、これらの事件は事前の予測が困難であることから、犯行を水際で未然に防止するために警備現場にかかる負担は重大なものとなってきている。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することが求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設が多数所在し、かつ、高度な技術情報等を保有する企業、研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策及び技術情報の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

<具体的要求内容>

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期すため、最先端技術を駆使したテロ対策資器材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報

啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。

- (3) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資器材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資器材、高度先端技術（8 K、5 G、A I 等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資器材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、最新情勢の把握、企業、研究機関等との情報共有、流出事案の実態解明に向けた資器材の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資器材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和3年中は、国内の政府機関等が外部からの不正アクセスを受け、職員の個人情報等が窃取されたおそれのある事案が相次いで確認されたほか、サイバー攻撃事案に関する各種捜査により、中国人民解放軍が我が国に対する各種情報収集を実行しているおそれが高いことが判明した。

さらに、令和4年9月、親ロシア派のハッカー集団による政府機関、重要インフラ事業者等の関連ウェブサイトに対するサイバー攻撃を示唆する投稿が確認され、本件との関連性は不明ではあるものの、複数の重要インフラ事業者等において通信障害が相次いで発生するなど、極めて深刻な情勢が続いている。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の重要課題となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実

機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。

- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資器材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たな I C T の活用を見据えた警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。

<現状・課題>

令和3年中の都内における刑法犯認知件数は、7万5,288件で、犯罪抑止総合対策を開始した平成15年以降から19年連続で減少し、戦後最小を記録した。これは、戦後最悪であった平成14年に比べて75%減少したことになり、各種取組の成果が着実に現れていると言える。

しかしながら、令和4年1月に発表された「都民生活に関する世論調査」における「都政への要望」の中で、「治安対策」は、高齢者対策に次いで挙げられ、依然として高い割合を占めている。これは、極めて厳しい状況が続いている振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、深刻な社会問題となっている児童虐待事案を含む人身安全関連事案、登下校中の児童が犠牲となった交通事故の発生等のほか新たに「コロナ禍」に乗じた犯罪も発生するなど、都民が治安の回復を十分に実感するに至っていないことを意味している。

また、こうした状況の下、深刻化するサイバー空間の脅威への対処等をはじめ、個々の犯罪一つ一つが悪質化、巧妙化、潜在化するなどして、治安対策に係る負担は、従前と比べてむしろ増大している。

加えて、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持を担う警察としての特殊性を有していることから、潜在的に他の道府県とは比較できない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、日本各地に甚大な被害をもたらす台風等の暴雨災害に際しては、警視庁管内はもとより、警察官を被災地に派遣し、救助活動や行方不明者の捜索を行うなど、日本警察の中核として、日本全体の治安維持に当たる責務も担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条第4項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和44年度から昭和54年度までは10億円、昭和55年度から15億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づき、様々な方法で各種防犯活動及びパトロール活動を行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、新たなICTを活用して状況を予測することで、対応策の決定等を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ることが必要である。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人入国者数は一時的に減少しているが、覚醒剤などの薬物密輸入形態が、旅行客等を装い身体に巻き付ける携帯型から、国際郵便や貨物を悪用する形態に変化するなどし、様々な手口により薬物が海外から流入している。また、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化しているほか、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

今後の国際的な人の往来再開により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯、外国人が嗜好するコカイン等の違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を図るため、新たなICTの活用を見据え、警察情報管理システムの基盤整備を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
 - 薬物予試験試薬
- 等の装備資機材の充実強化を図ること。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件が全国で相次ぎ、9府県の公安委員会が両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定しており、今後、対立抗争がエスカレートした場合、都内に所在する暴力団事務所等が対立抗争のターゲットとなり、都内においても、銃器を使用した対立抗争事件の発生が懸念される。

このような情勢を踏まえ、当庁では、各団体傘下組織事務所等の関連箇所に対する警戒、視察を強化し動向を注視しているところであるが、今後も、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等により、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、装備資機材の充実強化を図ること。

3 大規模災害対策の推進

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 大規模災害等発生時における緊急通報（110番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、時間と場所を選ばずに発生する災害等に素早く対応するため、高度な救助技能を有する部隊を編成し、災害等に迅速・的確に対応するための体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災をはじめとした、国内・海外を問わず発生する大規模災害等にもこれらの部隊を派遣し、救出・救助活動を行っている。

このように、大規模災害等が発生すれば即時に対応を求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくないと指摘されている状況であることから、常に万全の資機材を備えておく必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、警視庁航空隊を地域部から警備部へ移管するなど、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。

しかし、回転翼航空機は保有していない型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

- (3) 警視庁における110番通報の受理は、23区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎4階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎4階、立川市緑町）の2箇所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの110番通報の受理と無線指令を行うこととしているが、110番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、最先端技術を駆使した災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実に行える態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成17年をピークに漸減傾向にあったものの、平成26年から増加に転じ、令和3年中は、2,455人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、コロナ禍の令和2年を除いて近年増加し続け、そのうち30歳未満の年齢層の占める割合が7割を超え、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、薬物乱用防止を目的とする視聴覚DVDを作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube警視庁公式チャンネル内で公開している。また、昨今の大麻に係る誤った情報の氾濫に対し、警視庁ホームページ及びツイッターに大麻の危険性をまとめた「No More大麻」を掲載するなど、インターネットやSNSなどのメディアを通して青少年を含む都民に対し広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、各学校や企業を対象に、リモートを活用したコロナ禍における薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

また、令和3年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約7割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、『NO DRUGS警視庁』と銘打ち、薬物再乱用防止に向けたセミナーを実施している。これは、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」及び「再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、平成31年3月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、今後、国、都及び市区町村、さらには、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会等を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演、薬物再乱用防止対策に効果的な唾液による簡易薬物検査キットを導入したセミナー等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) テレビ放送のみならず、インターネット・SNS等幅広い層が視聴するメディアを活用するなど、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

令和3年中は、児童虐待事案における児童相談所への通告数が過去最高になり、都内のストーカー事案や配偶者からの暴力事案（DV）等の相談件数が高水準で推移するなど、人身安全関連事案を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。

また、子供がSNSを介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や「JKビジネス」に関連して性的被害に遭う事案が依然として後を絶たないほか、アダルトビデオ出演被害により、女性の心身や私生活に取り返しの付かない重大な被害を受ける事案が現に生じている。

さらに、近年、登下校中の子供等が襲われる事件が発生するなど、子供や女性 が被害者となる犯罪の発生が社会に大きな不安を与えている情勢を踏まえ、子供 や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、警察 として積極的に対策を講じる必要がある。

警視庁では、ストーカー・DV等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性 に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、平成30年6月、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定 された「登下校防犯プラン」に基づき、通学路における子供の安全確保のための 対策を推進している。

これら諸問題に対しては、警察のみならず関係行政機関、民間団体、業界団体 等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策をはじめ、アダルトビ デオ出演被害・「JKビジネス」に係る犯罪被害及びSNSの利用に起因した犯罪 被害の防止対策のほか、通学路等における子供の安全確保対策や成年年齢引下げ に係る若年層の性暴力被害予防など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報 啓発活動を関係行政機関、民間団体、業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 特殊詐欺の被害防止に資する機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、主に高齢者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生し、都民、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっている。

被害を防止するためには、都民、国民に対して、「犯人からの電話に出ない」ことが被害防止につながることや、最新の手口や手段などを的確に把握して、分析した情報の効果的な広報啓発により、広く国民に周知することが不可欠であることから、全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な実施が必要である。

また、それと並行して、高齢者の子・孫世代に対し、詐欺被害から親を守るための「AI型特殊詐欺対策アダプタ」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の設置に向けた働きかけも、今後、必要不可欠と考える。

このことは、特殊詐欺やアポ電をきっかけとした強盗事件等の被害防止のためにも、国において、機器の充実強化を図ることが望まれる。

<具体的要求内容>

- (1) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。
- (2) 特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」等の充実強化を図ること。

参 考

【令和3年中の特殊詐欺被害状況(確定値)】

都内	認知件数	3,319 件 (前年比+423 件、+14.6%)
	被害金額	約 66.2 億円 (前年比+約 2.8 億円、+4.4%)
全国	認知件数	14,498 件 (前年比+948 件、+7.0%)
	被害金額	約 282.0 億円 (前年比-約 3.2 億円、-1.1%)

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

DX等に伴い、サイバー空間は公共化しており、社会経済活動の場として、広く国民に開かれ、利活用される公共施設の役割を担っている。

一方で、令和3年に警察庁が実施した治安に関するアンケートにおいて、サイバー犯罪の被害に遭う危険性について「不安を感じる」又は「ある程度不安を感じる」との回答が79.4%に上り、サイバー空間に国民が抱く不安感が高まっている。

また、警察庁公表の「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和4年4月7日警察庁広報資料)によれば、

- 令和3年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が過去最多を記録
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害が増加

等しており、さらには、実在のサービス等をかたって個人情報等を詐取するフィッシングについては、フィッシング対策協議会が受けた令和4年8月末までの報告件数が、既に令和3年の年間の報告件数を上回り急増しているなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づき中小企業支援を実施する等、広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- (1) グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- (2) サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像

を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、街にあふれる発信チャンネルを活用した大規模な広報啓発イベントの開催

(3) 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験・対処ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施

等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

4 国民保護事案に関する対策の推進

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) 北朝鮮のミサイル発射や核実験に関しての情報収集、地方公共団体や国民に対しての情報提供を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 国民に対して普及啓発を積極的に行い、国民保護の事態に応じた対応に関する理解を一層促進すること。
- (4) 国が推進している緊急一時避難施設の指定について、国の管理する施設を積極的に開放するとともに、都の指定が進むように取組を支援すること。
- (5) EMP（電磁パルス）攻撃、生物・化学攻撃について、被害予測や対策などを的確に実施するとともに、地方公共団体などに対しても情報提供を行うこと。
- (6) 武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等に対して、その対処体制を万全にするとともに、国民保護活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

北朝鮮は、平成28年から平成29年にかけて弾道ミサイル発射を繰り返し、日本の排他的経済水域や太平洋上に落下する事態もたびたび生じており、一部の地域においてはJアラートによるミサイル発射情報の伝達が行われた。

また、平成29年9月3日には6回目の核実験を強行するなど、こうした北朝鮮の挑発行動は北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。

北朝鮮は平成30年4月に核実験と大陸間弾道ミサイル発射実験中止、北部の核実験場廃棄を宣言し、その後、南北首脳会談、米朝首脳会談が実施された。これらの会談では、朝鮮半島の完全な非核化に向け取り組むこととしたものの、いまだ米朝間で合意に至っていない。このため、非核化や既存ミサイルの廃棄が実現されたわけではないことに加え、令和元年5月以降、北朝鮮は短距離弾道ミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。

さらに、今般のロシアによるウクライナ侵攻では、ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が明らかになった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- (2) ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。あわせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- (3) 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- (4) 爆風等からの直接的な被害を軽減するための緊急一時避難施設の指定が進むよう、国有施設を積極的に開放すること。加えて、民間施設の協力が得られるよう、施設管理者との調整に必要な事項について一層の情報提供を図るなど、指定促進に向けた取組を支援すること。
- (5) EMP 攻撃や生物・化学攻撃については、国民の生命・財産や国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念される事案であり、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策についての的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。
- (6) 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、発生時に迅速かつ有効に対処するための体制を万全にするとともに、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

参 考

○ 北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射の最近の状況

【核実験実施】

- 平成29年9月3日（6回目）
- 平成28年9月9日（5回目）
- 平成28年1月6日（4回目）

など

【弾道ミサイル等発射】

- 令和元年5月4日以降、令和4年11月8日まで（短距離弾道ミサイル等を合計47回、86発発射）
- 令和4年11月3日（日本海上空にて消失、宮城県など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- 令和4年10月4日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- 令和4年3月24日（排他的経済水域に着水）
- 令和3年9月15日（排他的経済水域に着水）
- 令和元年10月2日（排他的経済水域に着水）
- 平成29年11月29日（排他的経済水域に着水）
- 平成29年9月15日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
- 平成29年8月29日（日本上空通過、北海道など一部地域で全国瞬時警報システムが鳴動）
など

○ 朝鮮半島の非核化に向けて実施された主な会談

- 平成30年4月27日
南北首脳会談（朝鮮半島の完全な非核化実現を目標とした「板門店宣言」署名）
- 平成30年6月12日
米朝首脳会談（シンガポール）（朝鮮半島の完全な非核化に取り組む「共同声明」署名）
- 平成31年2月27日、28日
米朝首脳会談（ベトナム・ハノイ）（非核化に向けた交渉決裂）
- 令和元年6月30日
米朝首脳会談（板門店）（非核化交渉の再開に合意）

参考 1

府省庁別提案要求事項一覽

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
内閣官房	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	24
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	206
	福祉・保健・医療	2 児童相談体制の一貫した充実強化	217
	福祉・保健・医療	3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実	220
	福祉・保健・医療	6 新興・再興感染症対策の充実	235
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
デジタル庁	治安対策	4 国民保護事案に関する対策の推進	303
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	3 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援【新規】	18
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
内閣府	生活・産業	3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	252
	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	24
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	27
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	62
	都市整備	9 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	80
	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	128
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	176
	福祉・保健・医療	6 新興・再興感染症対策の充実	235
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
	生活・産業	9 ライフ・ワーク・バランスの推進	263
警察庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	289
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	291
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	293
金融庁	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	14 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	275
消費者庁	環境・エネルギー	9 食品ロス削減施策の推進	198
総務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	14
	行財政改革	2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
	行財政改革	3 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援【新規】	18
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	27
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	132
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
	生活・産業	3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	252
消防庁	生活・産業	9 ライフ・ワーク・バランスの推進	263
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	治安対策	4 国民保護事案に関する対策の推進	303
	都市整備	11 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	88
法務省	都市整備	12 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	93
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	福祉・保健・医療	6 新興・再興感染症対策の充実	235
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
出入国在留管理 庁	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	生活・産業	6 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	258
外務省	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	生活・産業	6 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	258
	治安対策	4 国民保護事案に関する対策の推進	303
財務省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	27
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	206
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	7 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	260
	生活・産業	8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	261
文部科学省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	スポーツ・青少年・教育	2 学校における働き方改革の実現	279
	スポーツ・青少年・教育	3 学校施設の空調設備整備に対する支援	281
スポーツ庁	スポーツ・青少年・教育	4 教育のデジタル化の推進に向けた支援	283
	スポーツ・青少年・教育	1 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催への全面的支援【新規】	278
文化庁	スポーツ・青少年・教育	2 学校における働き方改革の実現	279
	スポーツ・青少年・教育	2 学校における働き方改革の実現	279
厚生労働省	行財政改革	2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	206

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
厚生労働省	福祉・保健・医療	2 児童相談体制の一貫した充実強化	217
	福祉・保健・医療	3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実	220
	福祉・保健・医療	4 高齢社会対策の推進	222
	福祉・保健・医療	5 生活困窮者自立支援制度の充実	230
	福祉・保健・医療	6 新興・再興感染症対策の充実	235
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	9 ライフ・ワーク・バランスの推進	263
	生活・産業	10 障害者の就業支援策の一層の充実	268
	生活・産業	11 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	270
農林水産省	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	環境・エネルギー	9 食品ロス削減施策の推進	198
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	255
	生活・産業	8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	261
	生活・産業	12 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	271
林野庁	環境・エネルギー	8 森林循環促進に向けた施策の拡充	196
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	255
水産庁	都市整備	26 島しょ港湾等の防災対策の推進	151
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	255
経済産業省	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	153
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	176
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	環境・エネルギー	9 食品ロス削減施策の推進	198
	環境・エネルギー	10 プラスチック対策の推進	200
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
	生活・産業	7 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	260
	生活・産業	9 ライフ・ワーク・バランスの推進	263
	生活・産業	13 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	274
	生活・産業	14 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	275
資源エネルギー庁	都市整備	21 無電柱化事業の推進	132
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	153
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	176
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
中小企業庁	生活・産業	9 ライフ・ワーク・バランスの推進	263
	生活・産業	12 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	271
	生活・産業	13 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	274
	生活・産業	14 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	275
国土交通省	災害対策	1 都市強靱化プロジェクト(仮称)の推進【新規】	23
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	24
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	27
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	30
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	37
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	44
	都市整備	4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	61
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	62
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	73
	都市整備	7 下水道事業における財源の確保	75
	都市整備	8 不法係留船対策の推進	78
	都市整備	9 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	80
	都市整備	10 市街地の開発に係る諸事業の推進	81
	都市整備	11 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	88
	都市整備	12 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	93
	都市整備	13 東京外かく環状道路の整備促進	98
	都市整備	14 高速道路網の整備推進及び有効活用等	101
	都市整備	15 国道等の整備推進	108
	都市整備	16 道路・橋梁事業の推進	110
	都市整備	17 鉄道駅のバリアフリー化の推進	120
	都市整備	18 都市鉄道ネットワーク等の強化	124
	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	128
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	130
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	132
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	146
	都市整備	25 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	148
	都市整備	26 島しょ港湾等の防災対策の推進	151
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	環境・エネルギー	6 公園整備事業等の推進	190
	環境・エネルギー	7 道路環境対策の推進	194
	生活・産業	8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	261
	生活・産業	9 ライフ・ワーク・バランスの推進	263

府省庁別提案要求事項一覧

府省庁名	区分	事項名	頁
観光庁	都市整備	17 鉄道駅のバリアフリー化の推進	120
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	132
	生活・産業	5 MICE推進施策の強化	256
	生活・産業	6 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	258
環境省	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	128
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	146
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	153
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	176
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	環境・エネルギー	9 食品ロス削減施策の推進	198
	環境・エネルギー	10 プラスチック対策の推進	200
	環境・エネルギー	11 国立公園の活用	202
	環境・エネルギー	12 廃棄物・リサイクル対策の拡充	204
	生活・産業	8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	261
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
防衛省	治安対策	4 国民保護事案に関する対策の推進	303

参考 2

所管局別提案要求事項一覽

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
政策企画局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	災害対策	1 都市強靱化プロジェクト(仮称)の推進【新規】	23
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	24
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	8 森林循環促進に向けた施策の拡充	196
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
総務局	行財政改革	1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化	14
	行財政改革	2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
	行財政改革	3 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援【新規】	18
	災害対策	2 首都直下地震等への備え	24
	災害対策	3 帰宅困難者対策の推進	27
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	62
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	146
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	153
	福祉・保健・医療	6 新興・再興感染症対策の充実	235
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
財務局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	行財政改革	3 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援【新規】	18
デジタルサービス局	生活・産業	3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等	252
主税局	地方分権改革	1 真の分権型社会の実現	9
	行財政改革	3 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づく取組に対する支援【新規】	18
生活文化スポーツ局	スポーツ・青少年・教育	1 2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会開催への全面的支援【新規】	278
都市整備局	災害対策	1 都市強靱化プロジェクト(仮称)の推進【新規】	23
	都市整備	1 建築物の耐震化の推進	30
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	37
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	44
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	62
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	73
	都市整備	9 国際競争力強化に資するまちづくりの推進	80
	都市整備	10 市街地の開発に係る諸事業の推進	81
	都市整備	13 東京外かく環状道路の整備促進	98
	都市整備	14 高速道路網の整備推進及び有効活用等	101
	都市整備	15 国道等の整備推進	108
	都市整備	16 道路・橋梁事業の推進	110
	都市整備	17 鉄道駅のバリアフリー化の推進	120
	都市整備	18 都市鉄道ネットワーク等の強化	124
	都市整備	19 BRT整備推進のための制度の創設・拡充	128
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	130
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	132
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	環境・エネルギー	6 公園整備事業等の推進	190
	生活・産業	8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	261
住宅政策本部	都市整備	11 マンションの適正な管理と円滑な再生による良質なストックの形成促進	88
	都市整備	12 空き家対策の促進と既存住宅ストックの活用	93
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
環境局	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	73
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	146
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	153
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	176
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	環境・エネルギー	9 食品ロス削減施策の推進	198
	環境・エネルギー	10 プラスチック対策の推進	200
	環境・エネルギー	11 国立公園の活用	202
	環境・エネルギー	12 廃棄物・リサイクル対策の拡充	204
	生活・産業	8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	261
福祉保健局	行財政改革	2 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等に伴う地方の財政運営に対する確実な支援	16
	都市整備	23 米軍基地対策の推進	142
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	206
	福祉・保健・医療	2 児童相談体制の一貫した充実強化	217
	福祉・保健・医療	3 新型コロナウイルス感染症に係る母子保健事業の充実	220
	福祉・保健・医療	4 高齢社会対策の推進	222
	福祉・保健・医療	5 生活困窮者自立支援制度の充実	230
産業労働局	福祉・保健・医療	6 新興・再興感染症対策の充実	235
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	73
	環境・エネルギー	1 電力需給ひっ迫への対応	153
	環境・エネルギー	2 気候変動対策の推進	156
	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
	環境・エネルギー	4 再生可能エネルギーの本格的な普及拡大	176

所管局別提案要求事項一覧

局名	区分	事項名	頁
産業労働局	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
	環境・エネルギー	8 森林循環促進に向けた施策の拡充	196
	福祉・保健・医療	1 少子社会対策の推進	206
	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	生活・産業	2 スタートアップ支援の推進【新規】	243
	生活・産業	4 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実	255
	生活・産業	5 MICE推進施策の強化	256
	生活・産業	6 観光産業の早期回復に向けた取組の充実	258
	生活・産業	7 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進	260
	生活・産業	8 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善	261
	生活・産業	9 ライフ・ワーク・バランスの推進	263
	生活・産業	10 障害者の就業支援策の一層の充実	268
	生活・産業	11 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実	270
	生活・産業	12 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進	271
建設局	生活・産業	13 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化	274
	生活・産業	14 感染症やウクライナ情勢等の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援	275
	都市整備	2 木造住宅密集地域の整備促進	37
	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	44
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	62
	都市整備	6 土砂災害防止に向けた盛土等の安全対策の推進	73
	都市整備	8 不法係留船対策の推進	78
	都市整備	10 市街地の開発に係る諸事業の推進	81
	都市整備	13 東京外かく環状道路の整備促進	98
	都市整備	14 高速道路網の整備推進及び有効活用等	101
	都市整備	15 国道等の整備推進	108
	都市整備	16 道路・橋梁事業の推進	110
	都市整備	20 連続立体交差事業の推進	130
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	132
港湾局	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	環境・エネルギー	6 公園整備事業等の推進	190
	環境・エネルギー	7 道路環境対策の推進	194
	都市整備	4 東京港の地震・津波・高潮対策の推進	61
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	62
	都市整備	15 国道等の整備推進	108
	都市整備	16 道路・橋梁事業の推進	110
	都市整備	21 無電柱化事業の推進	132
	都市整備	22 羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進	136
	都市整備	24 小笠原航空路の整備促進	146
	都市整備	25 物流機能の強化に向けた東京港の整備推進	148
	都市整備	26 島しょ港湾等の防災対策の推進	151
	都市整備	17 鉄道駅のバリアフリー化の推進	120
交通局	環境・エネルギー	3 自動車等のゼロエミッション化の推進	171
	環境・エネルギー	5 水素社会の実現に向けた取組の加速	182
下水道局	都市整備	3 総合的な治水対策の推進	44
	都市整備	5 大規模水害対策の推進	62
	都市整備	7 下水道事業における財源の確保	75
教育庁	生活・産業	1 国際金融・経済都市の実現	240
	スポーツ・青少年・教育	2 学校における働き方改革の実現	279
	スポーツ・青少年・教育	3 学校施設の空調設備整備に対する支援	281
	スポーツ・青少年・教育	4 教育のデジタル化の推進に向けた支援	283
警視庁	治安対策	1 首都東京を守るテロ等対応力の強化	289
	治安対策	2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化	291
	治安対策	3 総合的な治安対策の充実・強化	293